

【巻頭寄稿】『真の平和』をもたらす国際人道法——ウクライナとエチオピアの現場で実感したこと……………	榛澤祥子	8
◆個人の責任と権利としての国際人道法——国際刑事法と国際人権法の視座から……………	東澤 靖	16
◆一九七七年ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第八三条・第八七条の履行を巡って……………	藤野 毅	26
◆イスラエル・ガザ紛争と国際人道法——赤十字のアプローチ……………	齊藤彰彦	35

特集1…コロナ禍の教訓

旭川における大規模クラスターからの考察——コロナ禍が医療現場に及ぼした影響……………	牧野憲一	46
コロナ禍が医療現場に及ぼした影響……………	泉 並木	55
日赤和歌山医療センターにおける新型コロナウイルス感染症対策……………	中 大輔	60
——コロナ禍で初めて経験した救急医療の危機的状況……………		
苦難を乗り越えレジリエンスを高めるマネジメント——新型コロナウイルス感染症の対応を経験して……………	間瀬照美	68
コロナ禍で感じた赤十字看護の本質……………	駒田香苗	77

◆オリンピックと赤十字の連携——二つの世界運動がめざすもの…その背景を探る……………	井上忠男	87
◆関西におけるポーランド・シベリア孤児救済一〇〇周年……………	藤井和夫	100
◆ウクライナ人道危機…赤十字の支援の現場から——武力紛争下で生きる人々に寄り添う……………	矢田 結	109

特集2…赤十字と博物館

日本赤十字社の博物館の歴史——佐野、平山、棚橋へと志をつなぐ……………	清水玲子	122
赤十字・赤新月アーキビストと博物館学芸員会議 参加記——二〇二三年五月三日～五月五日……………	大西智子	134
赤十字情報ブラザ二〇年のあゆみ……………	横山瑞史	145
日本赤十字社と博物館明治村……………	中野裕子	160

◆赤十字看護教育の創始者たち……………	吉川龍子	166
◆震災から蘇った熊本のジェーンズ邸——旧日赤記念館…再建オープンまでの道のり……………	梶山哲男	177
◆日本のJRCの礎——発足当時の少年赤十字……………	増田京子	193
◆女性リーダーの活躍する赤十字へ……………	五十嵐玲奈	206
——国際赤十字における女性リーダー活躍推進への取り組みと日本赤十字社のこれから……………		

コラム…負傷兵増加と衛生兵不足が投げかけるもの……………		216
------------------------------	--	-----

編集後記……………		218
-----------	--	-----

「真の平和」をもたらす国際人道法

——ウクライナとエチオピアの現場で実感したこと

赤十字国際委員会（ICRC） 榎澤祥子
駐日代表



現在、世界に存在する武力紛争の数は一〇〇を超える。紛争は長期化する傾向にあり、赤十字国際委員会（ICRC）が人道支援を展開している国で、シリアや南スーダン、アフガニスタンなど活動規模が大きい上位一〇カ国（二〇一九年時点）を平均すると四二年に及ぶ。同時に、武装勢力の細分化や拡散、気候変動の影響などにより、紛争の性質自体が複雑化している。大国は緊張関係にあり、多国間主義が大きな転換点を迎えている。もちろん、日本もその真っ只中にある。

紛争地域で人々に寄り添って支援を届ける組織であるからこそ、私たちICRCは「紛争が何をもたらすか」を身をもって理解している。現場で活動するICRCの職員は、武力の行使が個々の人間性にどのような影響を与えるのか、

そして紛争が戦闘員や民間人にどのような犠牲を強いるのかを、日々目の当たりにしている。それ故に、ICRCは「中立、独立、公平」という人道原則を頑なに守り、人間性を最低限担保する国際人道法の遵守を紛争当事者に訴え続ける。

二〇二三年のはじめに、ウクライナとエチオピアに短期赴任する機会を得た。遠く離れたこれら二つの全く異

なる国で共通している点は、紛争だ。ICRCは、ウクライナが紛争状態に陥った二〇一四年から活動を開始し、二〇二二年二月の紛争の拡大・激化に伴い、活動規模を拡大。特に前線に近接する地域で、現地赤十字社と連携しながら、多様な支援を提供し、民間人の保護に徹している。

エチオピアでは、北部ティグレ州における非国際的武力紛争は終結したものの、二年にわたる戦闘は大きな爪痕を残しており、復興までの道のりは遠く、厳しい。同州の南に位置するアムハラ州、オロミア州などでも紛争が継続しているため、人道ニーズは膨大である。ICRCは、紛争当事者をはじめ人々の信頼を通して得たアクセスを最大限に活用し、人々が必要としている支援を迅速に届けることができる、この地域ではほぼ唯一の国際支援団体である。

ウクライナにおける捕虜の訪問

ウクライナでは、支援物資の配付に携わった。東部のハルキウ市からさらに東に約一〇〇キロ行ったクピャンスク市に衛生用品、毛布などを、ハルキウ市の北西に位置するアフトウイルカという町では攻撃で破壊された火力発電所に断熱材を届けた。特に前線に近い場所では、被害が民間



写真1 紛争は一度始まってしまうと終わらせることが難しい。シリアでは、12年以上続く紛争で疲弊した人々に現地パートナーの赤新月社と継続した支援を提供（首都ダマスカス郊外）
©ICRC

束されている人々をICRCが訪問する際には、①当局との対話、②施設内の視察、③被拘束者との面会、④当局との最終対話、という決まった一連の流れが存在する。当局との対話は完全に非公開の形で実施され、仮に問題があったとしても、ICRCが公に糾弾することはない。被拘束者との面会は個別に行い、何らかの問題が挙がってきた場合、私たちは本人の承諾を得てから、個人が特定されない形で当局に伝え、改善を促す。また、収容施設への訪問は厳正な規約に基づくもので、中立性を保つうえでも紛争当事者の国籍を持つ職員が捕虜を訪問することはない。もうひとつ、被拘束者とその家族を「赤十字通信」と呼ばれる手紙を通して繋ぐことも、ジュネーヴ諸条約に定められたICRCの重要な役割である。

収容施設内の小さな部屋で面会したロシア人の捕虜のことは、おそらく一生忘れることはないだろう。面会の冒頭で彼は、私たちの質問に表情を全く変えずに実に淡々と答えていた。雰囲気が一変したのは、私たちがロシアにいる彼の家族からの手紙を渡した時だった。手紙に同封されていた息子の写真を見ながら、彼はしばらくの間、声を出さずに静かに泣いていた。息子の名前を尋ねると、笑顔を見せながら、愛おしそうにその名前を口にし、面会の最後に



写真3 国家は、戦時のルールを定めた“ジュネーヴ諸条約”によって、ICRCの捕虜訪問や捕虜と家族間の通信を保障する義務を負っている（イラク北部）

©ICRC

人に及ぶケースが顕著である。日常生活に欠かせないインフラは機能しておらず水も電気もないため、私自身も、排泄物がおそらく数十日分は溜まっているだろう仮市庁舎の暗いトイレを使用した。家屋も破壊され、地雷や不発弾による武器汚染の影響は非常に深刻だ。

避難をせずにクピャンスク市に残っていた一人の女性が、赤十字標章を着用した私たちを見つけて駆け寄ってきた。話を聞くと、昨晚真向かいの家が砲撃にあい、爆風の影響で自宅の窓が吹き飛んだとのこと。応急措置にビニールシートが必要だが、どこで入手できるかわからないと涙ながらに訴えていた。極寒のウクライナで、窓もない家でのように一晚をしのいでいたのかを想像するだけで本当に心が痛んだ。こういう時に頼りになるのが、苦しんでいる人の一番近くで寄り添い続けている国内パートナーの存在だ。彼女が急場をしのげるように、ウクライナ赤十字社と繋いだ。言語や地理など現地の事情に長けているボランティアを大勢抱え、高い機動力を有する赤十字社、赤新月社との連携が戦時に如何に重要かを再認識した。

その他にも印象に残った出来事は多々あるが、ICRCがICRCであり続ける理由を真に理解したのは、ウクライナにある収容施設への訪問であった。捕虜をはじめ、拘



写真2 現地スタッフと共に食料と衛生用品の配付を準備（ウクライナ東部ハルキウ州ゾーロチウ）

©ICRC



写真4 破壊された保健医療施設を
視察 (エチオピア北部ティグレ州)
©ICRC

は私の手をとってまっすぐに目を見つめ「本当にありがとう」と言ってくれた。

ICRCが中立と守秘義務の原則を守り、紛争当事者との対話を継続しなければ、そして、国際人道法上の義務を紛争当事者が遵守しなければ、こうしたことは実現しない。拘束され自由を奪われた人々は、いつ解放され帰還できるのか、先の不透明なギリギリの精神状態にある。大切な家族や友人との連絡もとれないまま、毎日を送ることになる。一方、帰りを待ちわびる家族の側も、自分の愛する人が生きているのか死んでいるのかすらわからず、不安を抱えながら日々を過ごすことになる。敵側に捕らわれた人々にとって、そしてその家族にとって、人間として最低限の尊厳を保つための希望の糧となるのが、国際人道法とICRCなのだということを心の底から思い知った。

復興と平和について考えさせられたエチオピア

エチオピアでは、いまだ紛争が継続しているオロミア州西部にある町の保健医療センターを訪問した。センター内にはかなりの数の兵士が常駐するようになり、患者や医療

スタッフがそれを恐れて施設に近寄ることができないとの連絡があったためである。実際に訪れてみると、入り口には戦闘服に身を包み銃を構えた兵士がおり、また、患者の待合室には、座ってテレビを見ている兵士が数人いた。

その日は、センターのスタッフから聞き取りをしただけだったが、後日、同僚が紛争当事者側と話し合った結果、兵士は立ち退くこととなった。保健医療センターは、その町と近隣の村々の住民にとって、唯一医療を受けられる場所だ。センターが利用できなくなるということは、救うことができる傷病者が救われなくなるとを意味する。また、兵士が常駐していることにより、保健医療センターは合法的な軍事目標となり、攻撃されかねない。そうすると、住民に医療を提供できない状況になるばかりか、攻撃により医療従事者や民間人が命を落とす事態も起こり得る。「戦争とはいえ、やりたい放題は許されない」というモットーを掲げ、国際人道法の守護者としてICRCが日々現場で果たしている予防的な役割は、大々的に報道されるものではないが、戦争に巻き込まれてはいけない人々やインフラ、施設などを守り救うための重要な手段である。

武力紛争が終結したティグレ州では、国際人道法の遵守がどのようにして紛争後の復興や平和の構築に繋がるのか

を考えさせられた。北部にあるアディグラットという町で、ICRCは紛争中に性暴力の被害を受けた女性たちを支援している。性暴力は、深刻な肉体的、精神的な苦しみを与えるだけでなく、被害者が自身の家族やコミュニティから拒絶されるケースも多く、二次的、三次的な被害を生む。アディグラットには被害者の安全を保障し、自立できるように職業訓練を提供する施設がある。そこで、一人の女性に話を聞く機会があった。

紛争中、彼女と妹は敵対する側の兵士たちに捕らわれた。連行されることを拒んだ妹はその場で殺害され、彼女は妹の遺体を自分の手で地中に埋めなければならなかった。その後、村から遠く離れた場所に連れていかれ、逃げられないよう閉じ込められた場所で、昼夜を問わず性行為を強要された。時には、ものを使って体をもてあそばされた。ある日、兵士から「ここで殺されるか、裸になって村に帰るかを選べ」と言われた彼女は、裸のまま村に帰ることを選択した。心身両面でトラウマを負い続けている彼女は、悲惨極まりない自身の話をまるで他人事のように淡々と語り、最後にこう言った。「私は、この施設を出たら、軍に入って兵士になる。自分をこんな目に合わせた人たちに復讐したいの」。



写真6 『セーフハウス』では心身両面で被害女性をケアしながら、日常生活や家族との通信などをサポート（エチオピア北部ティグレ州）

©ICRC

国際人道法の普及に取り組んでいる。日本が有事に直面する事態に陥らないことを心から祈っているが、有事は突然起きるもの。有事が起きてから関係構築を始めて、国際人道法の普及に取り組んだとしても遅すぎる。防衛省や自衛隊とICRCが平時から信頼関係を深めていき、国際人道法やICRCへの理解を促進させていくこと。そうすることで有事の際に戦争のルールが守られ、ひいては民間人やインフラなどの保護につながり、多くの命が救われて、戦闘員が民間人かを問わずにすべての人々の人間性が保たれることを信じてやまない。



写真5 ICRCが支援する滞在型施設『セーフハウス』に身を寄せる性暴力の被害者（エチオピア北部ティグレ州）

©ICRC

国際人道法の重大な侵害にあたる強姦などの性暴力は、加害者個人に刑事責任が生じる。すべての国は性暴力を犯罪として国内法で規制し、調査に基づいて起訴しなければならない。ティグレ州で出会った女性の例からも、国際人道法の違反は民間人の犠牲者を生むだけでなく、平和への道筋に大きな障壁となる禍根を人々に残すことは明白だ。彼女が兵士になって復讐をすれば、また新しい暴力が始まり、その暴力の連鎖を断つのは容易なことではない。「国際人道法に違反すれば、そこから真の平和は生まれない」と前駐日代表のレジス・サビオがよく述べていたが、その意味がようやく腑に落ちた。

ここで挙げた例は、四か月という短い期間に私個人が経験したことである。人道支援の現場で直接支援や保護に携わっているスタッフが直面する人々の悲しみ、紛争の状況と共に刻一刻と変化する様々な課題の大きさは想像に難くない。その中で、ICRCは現実を直視し、現実的な方法で人々の苦しみを軽減しようとする。そこで必要となってくるのが、赤十字の人道原則であり、国際人道法の普及や遵守に向けた働きかけである。

日本に目を向けてみると、ICRCは防衛省や自衛隊との連携を重要と考え、特に法務に携わる方々と協力して、

個人の責任と権利としての国際人道法

——国際刑事法と国際人権法の視座から

東澤 靖
明治学院大学法学部 教授

1 ウクライナ紛争

二〇二二年二月のロシアによるウクライナ侵攻開始から、すでに二年近くの戦闘が続く。ウクライナ紛争は、第二次世界大戦以来のヨーロッパ地域での本格的な戦争だとされる。そしてウクライナ紛争は、第二次世界大戦を経て国際社会が作り上げた、侵略戦争の禁止という国連憲章の枠組みを明白に踏みにじる武力紛争である。それにもかかわらず、国連加盟国の反応は、ロシアに対する厳しい経済制裁やウクライナへの軍事支援を進める西欧諸国と、停戦を求めながらも一定の距離を置いて静観するグローバルサウスなどの国々に分かれたままである。何よりも、国連安全保障理事会の常任理事国である五大国の総意を行動の前提とする国連の安全保障体制は、五大国のいずれかが開始しあ

るいは関与する武力紛争に対しては、適切に機能することできない。静観する側の国々は、そうした機能不全は決して今回のウクライナ紛争が初めてではないと、西欧諸国の呼びかけに懐疑を投げかける。

その間にも、ウクライナ紛争においては、戦闘員のみならず、特にウクライナにおいて多くの市民が殺傷され、生活の基盤を破壊されている。実際の被害に遭遇せずとも、武力攻撃の可能性に恐怖し、安全のための避難を余儀なく



されている。ロシア政府は否定し続けるものの、紛争初期のブチャなど占領地における住民の虐殺、民用施設・医療施設・文化施設・ダムなどを標的とした攻撃、原子力施設の軍事的掌握など、民間人に犠牲を強いる戦闘手段が当たり前のようによい用いられている。さらにプーチン大統領は、ウクライナを支援する西側諸国を牽制するために、核兵器の使用の可能性を繰り返し示唆し、同盟国のベラルーシへの核兵器の拡散を進めている。

対するウクライナは、危機感を募らせる西側諸国から大規模な軍事援助を受けることに成功し、二〇二三年の半ば以降は、「反転攻勢」のための軍事行動を開始した。その中で、ウクライナを支援する国家や人々に対しても苦しい思いを抱かせたのは、同年七月からアメリカがクラスター弾を供与し、それをウクライナが自国の領土内で使用し始めたことである。いうまでもなくクラスター爆弾は、その子爆弾が戦闘後も広範囲に残存し、対人地雷と同様に長年にわたって無差別な危険をもたらす兵器である。そのためクラスター弾の使用や製造は、NATO加盟国も含む一二三カ国が批准・署名するオスロ条約によって全面的に禁止されている。しかし、すでにロシアもクラスター弾を使用しているという指摘もあり、その使用を非難する声はか細いままである。

こうした両国の戦闘行為は、それぞれの大義名分によってもたらされている。ロシア政府は、ウクライナが歴史的にロシアの一部であること、東部地域でのロシア系住民をネオナチによるジェノサイドから保護すること、アメリカのNATO拡大政策からロシアを防衛することなど、いかに荒唐無稽であろうと「軍事作戦」を正当化する口実を並べ立てる。そして現在では、戦争を勝利のうちに終わらすことができればプーチン体制の崩壊につながりかねないという恐怖も、ますます切実な問題として戦争の継続に駆り立てている。対するウクライナ政府は、侵略された領土の奪還に加えて、すでに犠牲となった数多くの市民や戦闘員に報いるためにも、ロシア軍を撤退させるまでは戦闘を終えることはできないとする。その思いは、なお大多数のウクライナ国民によって共有されている。

ウクライナ紛争が、そうした大義名分、恐怖そして思いによって支えられている中で、その出口をどのように見出すことができるのであろうか。そして何よりも、その出口が戦争に勝利することによってしか見出せないとしたら、勝利のためにエスカレートする戦闘の方法や手段を、何をもって押しとどめることができるのだろうか。

2 戦時無法主義の亡霊と「人道の法」

現在の国際人道法の前身とされる戦争法規は、一九世紀後半から二〇世紀にかけて徐々に発展・確立していった。しかし、その動きと対をなして存在してきた軍事思想がある。「戦数」あるいは戦時無法主義と呼ばれる思想である。一九世紀のプロシア軍などで広く受け入れられていた「Kriegsraison」（直訳すれば「戦争の理由」）は、主権国家の権利としての戦争において、その方法や手段が国際法によって制限されることを否定した。その思想を端的に示すのは、有名なカール・フォン・クラウゼヴィッツの著書『戦争論』（一八三二年）にある、「戦争は力の行為である。その力の行使においては、どのような制限もない。」という主張であった。この思想は、現在においても数々の条約で用いられている「軍事上の必要」（military necessity）と同義に用いられることもある。それが、日本の国際法学では一般に「戦数」と訳され、また戦前の国際法学者信夫淳平は、「戦時無法主義」と意識した。

戦時無法主義の思想は、第一次世界大戦を経るまでの西欧近代社会を支配した、無差別戦争観と無縁ではない。戦

争は対等な主権国家の権利であり、それを禁止する超国家的な規範は存在しないという無差別戦争観は、その戦争を遂行する手段についても、それを制限する超国家的な規範の存在を拒否する傾向にあった。そして何よりも戦争が存在し、自国の兵士や国民の生命・財産、国家の存立自体が危険にさらされている極限的な状況下で、戦争への勝利を何にもまして優先するというのは、戦争に直面する者の本能的な感情であるかもしれない。そのため、冷厳なりアリズムに支配される戦争において、戦時無法主義は、時代を超えて戦争に関わる者を、常に誘惑する思想であり続てきた。

しかし同時に戦争の惨禍に直面した国際社会は、一九世紀後半から「人道の法」としての戦争法規を、戦時無法主義に対置させていく。戦争の存在自体は否定できないとしても、戦争の犠牲者の保護を可能とし、また一定の戦闘の方法や手段を制限する国際条約を成立させていった。戦争の犠牲者の保護のためには、最初のジュネーヴ条約（一八六四年）から始まり、一九四九年のジュネーヴ諸条約にいたるジュネーヴ法が成立した。戦闘の方法や手段については、サンクト・ペテルブルク宣言（一八六八年）から始まり、一九七七年のジュネーヴ追加議定書にいたるハーグ法、そ

して今日も発展し続ける、各種の兵器を制限する条約がある。それらの戦争法規が、戦時無法主義に対置したのは、「人道の法」（サンクト・ペテルブルク宣言・前文）や「人道の諸規則」（ハーグ陸戦条約・前文）であった。そしてハーグ陸戦規則（一八九九年）は、「交戦者ハ害敵手段ノ選択ニ付無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス」（二二条）として、戦時無法主義を明確に否定した。そのことは、ジュネーヴ第一追加議定書においても確認されている（三五条）。

3 国際人道法が抱える困難性

戦争法規、現在は国際人道法として総称される諸条約や慣習国際法は、戦闘の方法や手段を詳細に規制している。そうした規制には、条約に明示されていない行為であつても、「人道の諸規則」によって支配されるとするマルテンス条項による包括的な規制も含まれる。しかし実際には、繰り返される武力紛争において、そうした国際人道法に違反する行為が繰り返されている。今回のウクライナ紛争におけるように、戦時無法主義の亡霊が、国際人道法を嘲笑うかのように現れ続けている。それは何故なのだろうか。

国際人道法が抱えてきた困難性は数多くあるが、ここで

は、国家による武力紛争に関して二つの問題点のみを指摘しておく。それは、第一には規制のあり方に関するものであり、第二には履行を確保する手段に関するものである。

第一の規制のあり方とは、国際人道法における戦闘の方法や手段の規制は、その多くが絶対的な禁止ではなく、例外と解釈の余地が認められているということである。そうした規制は、一般に「人道の要請」と「軍事上の必要」とのバランスの上で行われている。そのため非人道的な行為であっても、国家が「絶対的な軍事上の必要」を主張することによって正当化を試みることができる余地を残している。

第二の履行を確保する手段は、第一の問題に関連する。国際人道法の違反が存在したかどうかについては、ほぼ例外なく、対象となる事実や法の解釈をめぐって、武力紛争の当事国の間で争いとなる。しかしその争いに対して、紛争当事国の同意なしに権限を持つて事実を確定し、適用される法や解釈を示すことができる国際機関は、国際人道法の枠組みの中には存在しない。ジュネーヴ第一追加議定書によって設置されている国際人道事実調査委員会は、紛争当事国の受け入れや同意を必要とするため、これまでその任務を遂行したことがないことは、周知のとおりである。

もちろん、国家間の紛争を平和的に解決する手段とし

て、国際法で認められた自力救済の措置に加えて、国際的な司法機関を用いる手段が、一般的には存在する。実際にも、ウクライナ紛争が勃発した直後に、国際司法裁判所は、ウクライナとロシアが批准するジェノサイド禁止条約を足掛かりに、ロシアの「軍事作戦」の停止や紛争拡大の自制を命じる暫定命令を行っている（二〇二三年三月一六日）。しかし、そうした国際的な司法機関がより広く国際人道法の違反について審理や判断を行うためには、紛争当事国の同意が必要とされ、目下のウクライナ紛争において期待することは困難である。

こうした国際人道法が抱える困難性は、諸国家が意図せずに生じた問題ではない。それは、国際人道法に関する条約を採択する諸国家が、自国の軍事行動に対する国際社会の介入を嫌って、あえて規制に対する各種の例外を設け、また実行的な履行監視機関の設置を拒否した結果である。国際人道法は、「人道の法」という人間性への共感を基礎として、国家にとって受け入れ可能な義務を国際的な合意とすることによって発展してきた。そのことによって、戦争という人間性を破壊する極限の事態において最低限遵守すべき国家の自制を、相互の義務として設けている。しかし国際人道法が、国家の自制を求めるものである限り、国家

がより重要だと考える「軍事上の必要」を持つ場合には、その自制が容易に踏み越えられてしまう危険性がある。また、「人道の法」という人間性への共感を基礎とする場合に、共感を持つことができない敵や集団に対する「人道の法」の遵守は、常に危ういものとなる危険性がある。そうした危険性を排除していくための可能性は何か。

4 個人の義務と処罰——国際刑事法

国際法の一分野である国際人道法の一つの特徴は、伝統的に国家のみを権利義務の主体として扱う国際法であるにもかかわらず、個人を対象とする諸規定を定めてきたことである。とりわけそのことは、軍隊の構成員に対して戦争法規を遵守する義務を、国際法が直接に課することによって実施されてきた。

前述のハーグ陸戦条約は、軍隊の構成員に陸戦の法規慣例を守らせる訓令を発することを国家に義務づけた（一条。第一次世界大戦後に連合国とドイツとの間で結ばれた一九一九年のヴェルサイユ条約は、戦争の法規慣例違反に責任ある者を連合国の軍事法廷で裁くことが規定され、実際に訴追と有罪判決が下された。さらに第二次世界大戦後

には、枢軸国の戦闘員や戦争指導者を、戦争の法規慣例違反を含む犯罪を理由に、連合国の軍事法廷、さらには連合国によって設置された国際軍事法廷（ニュルンベルク裁判と東京裁判）で裁くことが行われた。こうして戦争法規の下で、個人が国際法上の義務を負い、国内または国際的な刑事司法機関においてその刑事責任を追及されること、そして個人の刑事責任の追及を通じて、司法機関が戦争法規違反の事実を認定し、法を適用することが可能となったのである。同じ時期に採択されたジュネーヴ諸条約は、条約に対する個人の「重大な違反行為」を定めて、個人を訴追する義務を国家に課すこととなった。

現在では、二〇〇二年から活動を開始した常設の国際刑事司法機関である国際刑事裁判所（ICC）において、個人の刑事責任を追及するシステムが存在している。そのシステムを通じて、国際犯罪に相当する国際人道法違反の事実が証拠に基づいて審理され、国際人道法を実際の事件に適用することが可能となっている。そうした個人の国際法上の刑事責任を裁くための国際法は、国際刑事法と総称され、戦争犯罪、ジェノサイド犯罪、人道に対する犯罪そして侵略犯罪といった国際犯罪を対象としている。

ウクライナ紛争についてもICCは、プーチン大統領他

一名に対する逮捕状を發布した（二〇二三年三月一七日）。これは、ウクライナのロシア占領地域で子どもの移送を戦争犯罪であるとするものであり、ロシア政府の政策として実施されたため比較的立証が容易な犯罪のひとつである。このように国際刑事法は、国際人道法の違反に対して事実を認定して法を適用するために有効な手段となっている。また、個人を刑事責任の可能性に直面させることは、個々の戦闘員のみならず戦争指導者にとっても、違反行為を自制させる抑止効果を期待することもできる。

他方でICCは、国際人道法の確保のための万能の手段とはなり得ない限界を持つことも事実である。ICCはあくまで条約機関であり、条約に参加していない国家の武力紛争に及ぼす影響は限定的である。ウクライナ紛争では、それに先立つクリミア半島併合の事態を受けてウクライナがICCの管轄権を受け入れる宣言を行っていたため、同国の領域で発生した武力紛争にICCは管轄権を行使することが可能であった。しかし、米・中・ロを含む世界の半数近い国家が参加していないため、ICCはいまだ普遍的な国際刑事司法機関とはなり得ていない。またICCは、自らの法執行組織を持たず、容疑者の確保を含む実際の手続きの実施は、諸国家の協力に依存せざるを得ない。その

ため国家の保護の下にあって引き渡されない容疑者に対しては、裁判を行うことが事実上できない。さらにICCの裁判の対象は、武力紛争の指導者に対する訴追など重大な事件に限定され、実際の戦場で犯罪を行った兵士の責任を裁くわけではない。そうした末端の兵士の責任追及は、それぞれの国家に委ねられざるを得ないのである。

こうした限界はありながらも、国際人道法は、今日、武力紛争に関わる個人の義務と刑事責任を司法機関で裁くという国際刑事法を通じて、実際の事件に適用され、実施されることが可能となっている。

5 犠牲者としての個人の権利——国際人権法

それでは国際人道法は、個人の権利、すなわち武力紛争によって深刻な影響を受ける犠牲者の権利については、どのような扱いをしてきたのだろうか。戦争法規は、さまざまな条約を通じて戦闘による傷病難船者、戦争捕虜そして文民の保護を交戦当事国に義務づけてきた。そうした保護を体系的に規定しているのは、いうまでもなくジュネーヴ諸条約である。しかしそうした戦争の犠牲者が、自らへの保護を国際法上の権利として主張するとき、国家や司法機

関、そして国際法学者も、そうした個人の権利を承認することには極めて冷淡であった。戦争法規の諸条約が犠牲者の保護を国家の義務として定めていても、個人が受ける利益は反射的なものであって、権利ではないというのがその理由である。国際法はあくまで国家間の法であって、個人に権利を与えるものではないというドグマティックな理解が、国際法学を支配してきたのである。国際人道法が個人の権利を承認するのであれば、それに違反する国家の責任を、個人が司法機関などを通じて追及することも可能となる。しかし国家の権利や義務に止まる限り、自分の国家が動かない限り、個人が独立して責任を追及することができない。また自国が外交的な判断によって権利を放棄すれば、個人による責任追及はさらに困難なものとなる。このことは、第二次世界大戦間での日本の侵略や占領によって犠牲を被ったアジア太平洋地域の人々が、日本政府を相手に賠償を求める裁判を提起した際に直面した問題であった。

しかしそうした国際法と個人との関係は、第二次世界大戦後に確立していった国際人権法によって劇的に変化する。一九四八年に国連総会で採択された世界人権宣言は、人類社会のすべての構成員が、「固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」を人権として有することを承認した。人権

は、人間の存在に固有のものとして、例え共感を持ちえない相手であっても否定することはできない。そして人権は、それが侵害された場合には司法をはじめとする国家の諸機関によって救済されなければならない具体的な権利である。そうした国際的に承認された人権(国際人権)は、その後に採択された数多くの国連または地域的な人権条約によって、国際人権法という国際法の重要な分野を作り出すに至っている。

人権は、国際人権として承認される以前にも、憲法など各国の国内法の下で保障の対象であった。しかし国際人権法は、そうした国内法の人権を出発点としながらも、その内容においていくつかの違いを持っている。ここでは詳しく立ち入ることはできないが、国際人権法における人権は、国家による侵害のみならず、私人など非国家主体による侵害に対しても主張できる全方位的な権利であると考えられている。そのため、個人の人権を確保する義務を課された国家は、単に国家自らが人権侵害を行わないというだけではなく、あらゆる人権侵害から個人を保護するという義務を課されている。国家のそうした人権のための義務は、国家がその権限(管轄権)を法的にあるいは事実上行使する場合に常に負うことになる。そのため、例えば戦争において

軍事占領がなされる場合には、領域管轄権を失わない領域国家のみならず、占領を行う国家も占領地域の住民に対して、国際人権法上の義務を負う。

それでは、平時から適用される国際人権法と武力紛争の開始によって適用が始まる国際人道法とはどのような関係にあり、武力紛争においてはいずれが適用されるのか。そのことは長らく議論の対象であった。武力紛争では国際人道法のみが適用されるという見解、いずれも適用されるが国際人道法が特別法として優先的に適用されるとする見解、両者は相互補完的であって状況に応じた適切なルールが適用されるという見解などである。そうした議論はありながらも今日では、国際人権法が武力紛争時にも適用されるという理解が一般的である。ジュネーヴ第一追加議定書が、武力紛争には同議定書に加えて、「基本的人権の保護に関して適用される他の国際法の諸規則」(七二条)が適用されると規定していることも、そうした理解を支えている。

国際人権法の登場は、国際人道法の解釈や実施にも、新たな可能性を加えることになる。第一に、国際人道法に違反して個人に犠牲を与えること、例えば民間人や民物への意図的または不意な攻撃は、犠牲者の生命や財産などの人権を侵害することになる。そして被害者は、責任ある

国家に対し、救済を求める権利を持つことになる。第二に、武力紛争において国家が個人に課すさまざまな制限、例えば民間人の収容や行動の制限は、正当な理由と手続きが要求される。この点で国際人権法は、制限を行う目的の正当性と手段の比例性、あるいは緊急事態を適用するため厳格な手続きを要求している。第三に、武力紛争において国家は、占領地などの敵国の市民のみならず、自国の国民や住民に対しても人権上の義務を負う。このことは、伝統的に国家間の問題とされてきた武力紛争がもたらす個人への被害を、国籍には関わらない個人の権利侵害の問題であることを明確にする。そして第四に、国際人権の侵害に対しては、国家による違反を認定し、救済するための国際機関が存在する。ヨーロッパ人権条約などの地域人権条約では、そうした認定・救済は判決の実施を国家に義務づける人権裁判所によって行われる。国連の人権条約はそうした裁判所制度を持たないものの、履行を監視する委員会が、個人などの通報を受け付けて、違反の有無を認定し、救済の勧告を行っている。このように個人に対する国際人道法の違反は、国際人権の侵害の問題として、個人が国家を相手に各種の法的行動を起こすことを可能とする。ウクライナ紛争においても、ロシアが締約国であったヨーロッパ人権条約に基づ

任や権利をめぐる法的な問題へと視点を転換することによって行われる。こうした発展は、「国際人道法の個別化」(Individualization of International Humanitarian Law)と呼ぶこともできるだろう。

もちろんそうした視点の転換や法の発展が、目の前で進行する戦争や、市民への残虐な行為を、直ちに止めさせることに繋がるわけではない。どのような法が存在しようと、それだけでは現実を変えることができないことは、当たり前前のことである。他方で、戦争の遂行が、無数の個人の義務や権利の問題を生み出し続け、戦争の後になってもその問題の解決のため長い時間を要するということもまた、現在では否定することはできない法的な認識となっている。そうした認識が、戦争に関わる者に対して、逸脱した行動を抑制する動機となることを願うばかりである。

かつてカントは、永遠平和のために国家が遵守すべき条項の一つとして、「いかなる国家も、他国との戦争において、将来の平和時における相互の信頼を不可能にしてしまふような行為をしてはならない」ことを挙げている。今日において「将来の平和」は、戦争に関わる者の刑事責任の追及、そして犠牲となる個人の人権の回復を抜きにして、実現されることはない。そうした認識が、武力紛争に関わる

き、多くの被害者がヨーロッパ人権裁判所に提訴を行っている。裁判所は、直ちにロシアに対して、文民・民物への攻撃を停止し、医療活動の安全確保などを求める暫定措置を命じている(二〇二二年三月一日、四月一日決定)。その後ロシアは、ヨーロッパ評議会と人権条約の締約国としての資格を失ってはいるが、資格喪失までに発生した人権侵害について今後も同裁判所の審理を受けることになる。

6 おわりに

二〇世紀を通じて確立してきた国際人道法は、「人道の法」という人間への共感に基づき、戦時無法主義を否定し、封じ込めようとしてきた。しかし戦争の大義名分、戦争が進む中で助長される敵への憎しみや恐怖は、しばしば国家と人を、勝利のための戦時無法主義の誘惑へと駆り立てる。そして国際人道法それ自体は、そうした誘惑を十分に封じ込める枠組みを備えていない。

一方で、国際人道法は、第二次世界大戦後に発展してきた国際刑事法と国際人権法と組み合わせることによって、より堅固なものとなるかもしれない。そのことは、戦争を国家間の法的問題としてだけではなく、個人の刑事責

国家とその戦闘員の行動を、規律すべき基本的な原則ととならなければならない。

【参考文献：「」内は引用頁】

- 日本クラウゼヴィッツ学会訳『クラウゼヴィッツ 戦争論』(二〇〇一年)〔二五頁〕
 信夫淳平『戦時国際法講義 第一巻』(一九四二年)〔二七二頁〕
 カント『永遠平和のために』(岩波文庫一九八五年)〔二〇頁〕
 東澤 靖『国際人道法講義』(二〇二二年)
 同 『国際人権法講義』(二〇二二年)

【追記】

本稿を脱稿した後、イスラエル・パレスティナで新たな武力紛争が勃発した。その紛争においても、日々、そして数多くの市民が、生命と健康、そして日常的な営みを奪われ続けている。本稿で提示した視座は、そうした新たな武力紛争に対しても、同じく用いられるべきであることは言うまでもない。興味を持たれる読者は、以下の筆者の講演を参照されたい。

「国際人道法―イスラエル・ガザ紛争における役割」(二〇二三年一月二十九日、日本記者クラブ)

動画： <https://youtube.com/watch?v=OH7Rlm-jRdQ>

反訳： <https://www.inpc.or.jp/archive/conference/records>

一九七七年ジュネーヴ諸条約第一追加議定書 第八三条・第八七条の履行を巡って

はじめに

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第八三条は、締約国が平時から自国の軍隊に国際人道法を普及させるため軍隊の教育の課目に国際人道法の教育を取り入れることを、及び第八七条は、軍の指揮官が部下の国際人道法違反を防止するため国際人道法を遵守させることを要求している。

陸上自衛隊の教育訓練は、陸上自衛隊の各学校が実施する「基本教育」と、部隊が実施する「練成訓練」に区別されている。

追加議定書第八三条の履行は、「基本教育」の中で、隊員個々に国際人道法が教育される。陸上自衛隊は、教育すべき防衛関係法制を「防衛省・自衛隊関係法規、日米安全保障条約、政府の防衛政策（憲法・自衛隊法等関連）、武力紛争



藤野 毅
初代陸上幕僚監部法務官・元陸将

法等」としているので、創隊直後の一九六〇年から陸上自衛隊の各学校で国際法を教育していた。しかし、一九六五年の三矢研究事件を契機に、国際法教育が停止された。それも、二〇〇四年、武力攻撃事態対処法の制定及びジュネーヴ諸条約追加議定書への加入に伴い、国際人道法教育が再開した。

追加議定書第八七条の履行は、「練成訓練」の中で、指揮官が陸自教範を準拠に部隊を訓練している。この陸自教範

作成の基準の一つが国内法である。現在、陸上自衛隊の国際人道法遵守を二つの法律が定めている。一つは、自衛隊法が「防衛出動を命じられた自衛隊は、武力行使に際しては、国際の法規及び慣例のよるべき場合にあつてはこれを遵守する。」と、戦闘に際し国際人道法を遵守することを定めている。二つは、捕虜取扱い法が「捕虜等の取扱いは、第三

条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保する。」と、捕虜取扱いの大原則である「捕虜の人道的取扱い」を定めている。この二つの国内法を実施するため、自衛隊は、有事、統合幕僚長が国際の法規及び慣例並びに我が国の法令の範囲内で、自衛隊の部隊等がとり得る具体的な対処行動の限度を示す部隊行動基準を示すことになっている。

陸上自衛隊は、教育訓練に使用する陸自教範に、「国際人道法遵守」と「捕虜は人道的に取扱う」ことを規定している。陸自教範は、平時の教育訓練の一般的準拠であり、アメリカ、イギリス、ドイツ等の軍隊の教範のように、実際に戦闘で適用する行動規範ではない。しかし、平時の教育訓練の一般的準拠としているため、実質、有事においても陸自教範を準拠として戦闘することになる。この全ての陸自教範の基準が「野外令」である。また、「野外令」は、陸上自衛隊の

作戦・戦闘の基盤的機能の一つが法務だとし、法務が取扱う防衛関係法制の一つに国際人道法があることから、国際人道法は戦術の一部だとしている。

そこで、まず、陸上自衛隊の教育訓練への国際人道法教育の取入れ状況と、「野外令」を主に、陸上自衛隊における「国際人道法遵守」と「捕虜は人道的に取扱う」の規定状況を述べる。

なお、「野外令」は、一九五七年に「野外令第一部（草案・第二章案）」が制定されて以降、一九六八年、一九八五年、二〇〇〇年、二〇〇八年及び二〇一九年の五回改定された。

I 陸上自衛隊の国際人道法教育

一九五四年に創隊された陸上自衛隊の国際法遵守の意識は高く、部隊の指揮官と部隊運用を担当する幕僚に対し、ジュネーヴ諸条約抜粋の携帯が命じられていた。

一九五九年、各学校の国際法教官要員に対する「陸戦に関する国際法の普及教育」が行なわれ、一九六〇年から各学校において、各課程一〇時間前後の国際法教育が開始された。

一九六五年の三矢研究事件により、陸上自衛隊は、武力

紛争に適用される条約等を教育訓練すると戦争を準備しているとの誹りを受けるとし、国際法の教育を停止した。当時「陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達」別冊「一般課程教育基準」は武力紛争法を教育するよう示していたが、七〇年安保闘争が激化していたため、陸上自衛隊の防衛法制教育は、治安出動時の活動根拠である警察官職務執行法及び刑法を教育することとなった。

一九九二年、カンボジアへのPKO部隊派遣準備として、陸上幕僚監部の担当と派遣予定部隊の指揮官と幕僚に対し、赤十字国際委員会クアラルンプール代表部及び日本赤十字社による国際人道法教育が実施された。しかし、これも、武力紛争時に適用される国際人道法を教育することは海外での戦闘の準備であり、海外派兵しようとしているとの誹りを受けるとし、一回で停止された。その後、陸上自衛隊の防衛法制教育は、派遣されたPKO部隊の「警察的な自己防衛のための武器の使用」に必要な警察官職務執行法、刑法及び武器使用基準を教育することとなった。

一九九八年、周辺事態法（現重要影響事態法）が成立した。この時、外務省は、条約上、日本周辺で武力紛争が生起し米国の後方地域支援を行う日本は、交戦国でも伝統的な中立国でもない。しかし、その行為は伝統的な中立国よりは

交戦国に近く、ジュネーヴ諸条約の「中立国」又は「非交戦国」に該当し当該条約を準用すべきとされ、自衛隊は「防衛出動」が命じられていない状況であっても、ジュネーヴ諸条約を準用する状況が生じることがあると指摘した²。そのため、統合幕僚会議事務局（現統合幕僚監部）は、「二〇〇〇年度統合防衛警備計画」に、周辺事態時、捕虜は国際人道法に従い人道的に取扱うとし、捕虜収容所及び捕虜情報局の編成、並びに捕虜管理要領を計画した。

この時、従前、自衛隊は他国の軍隊と同様に「戦時法規」「戦時法規」「武力紛争法」の用語を使用していたが、世界の軍隊で初めて、公式文書に「国際人道法」の用語を使用した。

二〇〇四年、武力攻撃事態対処法の制定及びジュネーヴ諸条約追加議定書への加入により、有事法制研究の法制化が完整した。これに伴い、次は、陸上自衛隊においても、国際人道法を踏まえた行動が要求されることとなり、自衛官に対する国際人道法教育を再開した。即ち、二〇〇四年三月二十九日、「陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達」別冊「一般課程教育基準」の中の課目「防衛法制」の主要教育内容を、次のように改正し、各学校における国際人道法教育の実施を改めて示した。この際、軍人に対する国際人道法の教育は、条約の規定に応じて階級相応のものでなければな

らず、新兵及び下士官兵には基本原則を教えれば充分であり、指揮官は条約について充分徹底した知識を持たさなければならぬとの考えを反映させた³。

課目「防衛法制」の主要教育内容（国際人道法関係のみ）

1 陸士、陸曹、一般幹部候補生の課程

国際人道法（陸戦規則、ジュネーヴ条約及び特定通常兵器禁止制限条約）の基本的事項

2 幹部の課程

国際人道法（陸戦規則、ジュネーヴ条約、特定通常兵器禁止制限条約及び武力紛争の際の文化財保護のための条約等）

3 指揮官・幕僚要員の課程

国際人道法及び防衛関係法令

指揮官・幕僚要員の課程は、国際人道法は戦術の一部であることから、課目「防衛法制」とは別に、一般戦術教育の想定として、国際人道法を踏まえた師団運用を演練するとした。

二〇一八年三月二十六日、教育訓練研究本部が新編された教育訓練研究本部は、毎年各学校に示す「教育訓練研究本部年度教育細部指示」で、各学校が担任している一般課程

の教育課目「国際人道法」は自衛官に必須な識能を教育する重要な課目とし、「国際人道法」を統制課目に指定し、その教育細目、教育内容及び配分時間を統制した。これにより、陸上自衛隊における国際人道法教育は、各学校において確実に実施されることとなった。更に、各学校に国際人道法教育能力を付与するため、各学校に国際人道法教育の共通教育実施計画を配布するとともに、各学校の国際人道法教育に対する集合教育を実施している。

II 部隊行動基準

部隊行動基準は、有事、統合幕僚長が非公開で自衛隊の部隊等に示す交戦規則である。その目的は、国際の法規及び慣例並びに我が国の法令の範囲内で、自衛隊の部隊等がとり得る具体的な対処行動の限度を示すものである。ここでの限度とは、行動し得る地理的範囲、使用し得る武器の種類、選択し得る武器の使用方法その他、特に政策的判断に基づく制限が必要な重要事項に関する基準とされている。

交戦規則が重視されたのは、ベトナム戦争時、米軍が一般住民への危害防止を目的として火力行使について詳細なルールを規定したのが最初である⁴。現在、仮に、自衛隊に

示すとすれば、国内法及び国際人道法遵守のため、戦闘間、特別に保護すべきもの及び敵が軍事的に利用している特別に保護すべきものに対して武力行使する場合の承認権者を明示するものとなる。例えば、

部隊行動基準の一例抄)

第2章 用語の意義

6 特別に保護すべきもの

- a 直接戦闘に参加していない文民
- b 国民保護地区(国民保護法上の住民避難先地域)
- c 危険な力を内蔵する工作物及び施設(ダム、堤防、原子力発電所)
- d 建造物たる文化財(国宝、重要文化財、重要有形民族文化財、史跡)
- e 病院
- f 空港
- g 港湾
- h 火力発電所
- i 水力発電所
- j 浄水場

第3章 防衛行動

3 文民保護

訓練基準」の「基礎となる部隊」の訓練到達基準に「関係法規等を遵守し、捕虜等の取扱い業務が実施できる。」を追加した。これにより、「野外令」が規定する国際人道法遵守等を確実に訓練することになった。

その「野外令」は、米陸軍教範を翻訳した一九五七年版「野外令第一部(草案)」及び米陸軍教範を模倣した一九六八年版「野外令第一部」に、戦闘時の国際人道法遵守を記述していなかった。

しかし、米陸軍教範の模倣でなく、日本の戦略環境、国土、陸上自衛隊の編成装備等に適合した教範として制定した一九八五年版「野外令」及び二〇〇〇年版「野外令」は、戦闘時の国際人道法遵守を規定した。

国土防衛戦における法規の尊重は、規律と道義の象徴である。国土防衛戦においては、戦時国際法規、国際慣例等とともに国内法規を遵守しなければならない。

しかし、二〇〇八年版「野外令」及び現行二〇一九年版「野外令」は、陸上・海上・航空自衛隊に共通的事項は統合幕僚監部が作成する統合運用教範で規定すべきとして削除した。これは、国際人道法遵守の考え方を否定した削除ではなく、単に、教範作成の技術的理由による削除である。

攻撃の巻き添えにより文民に死亡又は傷害が生じる可能性がある場合には内閣総理大臣の承認を得なければならない。

6 敵が特別に保護すべきものを軍事的に利用して

- a 国民保護地区に対する武力行使承認権者は、内閣総理大臣
- b 危険な力を内蔵する工作物及び施設(ダム、堤防、原子力発電所)、建造物たる文化財(国宝)に対する武力行使承認権者は、方面総監以上
- c 建造物たる文化財(国宝を除く)、病院、空港、港湾、火力発電所、水力発電所、浄水場に対する武力行使承認権者は、連隊長・群長以上

III 陸自教範「野外令」——国際人道法遵守

二〇〇四年、「陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達」別冊「一般課程教育基準」の改正と同時に、別冊「各個訓練基準」の「防衛法制」の訓練到達基準に「幹部、准尉・陸曹、陸士として職務遂行に必要な防衛法制(国際人道法、防衛関係法令、部隊行動基準等)について修得している。」を、別冊「部隊

但し、未だ、統合運用教範は制定されていない。そのため、現在、戦闘に際し国際人道法を遵守することを規定する教範はない。

その一方で、国際平和協力活動、る獲品の取扱、国際人道法違反時の措置、捕虜の取扱い、敵の遺体の取扱い及び傷病者の取扱いについて、各別に国際人道法遵守が規定されている。

即ち、一九五七年版「野外令第二部(草案)」は、捕虜の取扱いは陸戦規則及びジュネーヴ条約を、傷病者の取扱いはジュネーヴ条約を遵守することを規定した。

一九六八年版「野外令II」は、敵の遺体の取扱いは関係陸戦法規を、る獲した敵の衛生関係の装備品等又は施設の処理はジュネーヴ条約を遵守することを規定した。

一九八五年版「野外令」は、戦時国際法規違反者の措置を規定した。

二〇〇八年版「野外令」及び現行二〇一九年版「野外令」は、従前の「戦時国際法規」「ジュネーヴ条約」等の用語を「国際人道法」の用語に変えとともに、国際平和協力活動について、国際人道法遵守を規定している。

1 国際平和協力活動

国際平和協力活動は、国際法等の厳格な適用が求め

られる。

2 る獲品の取扱い

る獲した敵の衛生関係の装備品等又は施設は、国際人道法特にジュネーヴ条約に基づき陸上幕僚監部の定めるところにより処理する。

3 傷病者の取扱い

衛生は、人命尊重に直結して国際人道法の保護・制限を受ける。

4 国際法違反者の措置

国際人道法等違反の容疑が発生した場合には、各部隊は速やかに指揮系統を経て上級部隊に報告し、適切に処置しなければならない。

5 敵の遺体の取扱い

敵の遺体は、国際人道法等及び自衛隊最高司令部の定めるところにより、隊員の遺体と同様に丁寧に取扱い、通常、これを火葬することなく仮埋葬する。

6 捕虜の取扱い

捕虜等の取扱いは、国際人道法、関係する国内法令等を遵守し、適正に行わなければならない。

IV 陸自教範「野外令」——捕虜は人道的に取扱う

捕虜取扱の大原則である、一八九九年の陸戦規則の中のフランス語「*ils doivent être traités avec humanité*」の外務省の訳は「俘虜ハ博愛ノ心ヲ以テ之ヲ取扱フヘキモノトス」である。一九〇七年の陸戦規則のフランス語同文の外務省の訳は「俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシス」である。

一九二九年の俘虜条約のフランス語同文の外務省の仮訳は、再び「俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルベク」である。一九四八年の東京戦争犯罪裁判の判決文の日本語訳は、これらを「捕虜は人道的に取扱われなければならない」で統一した。

一九四九年のジュネーヴ第三条約の英文の外務省の訳は、「捕虜は常に人道的に待遇しなければならない。」である。

この間、日本帝国陸軍は、日露戦争開戦八日後の一九〇四年二月一四日、「陸軍俘虜取扱規則」を制定し、「俘虜は博愛の心を以て取扱う」と規定した。これは、一九一四年及び一九四三年の規則改正においてもそのままであった。

陸上自衛隊の一九五七年版「野外令第二部(草案)」及び一九六八年版「野外令第二部」の捕虜取扱いの規定に、「捕

虜は人道的に取扱う」との記述はなかった。

捕虜

わが国は、陸戦規則並びにジュネーヴ第三条約の加盟国である。捕虜は、直接これを捕らえた個人又は部隊の権限に属するものではなく国家の権限に属する。したがって捕虜の取扱いは、すべてこれらの条約及び、これに基づく捕虜取扱に関する国内法規の規定に従って適正に行わなければならない。

一九八五年版「野外令」及び二〇〇〇年版「野外令」は、これに、「捕虜は人道的に取扱う」の規定を追加した。

捕虜の取扱い一般の要領

捕虜の取扱い当たっては、人道的に取扱い、屈辱等から保護し、また捕虜の人格、階級、地位等は、これを尊重しなければならない。

二〇〇八年版「野外令」及び現行二〇一九年版「野外令」は、「捕虜」の用語を「捕虜等」と改正した。

捕虜等の取扱い

1 捕虜等の取扱いは、国際人道法、関係する国内法令等を遵守し、適正に行わなければならない。

この際、人道的待遇を確保するとともに、生命、身体、健康及び名誉を尊重して、差別的な取扱い又は武力攻撃に対する報復措置を禁ずるものとする。

拘束した捕虜等は、速やかに捕虜収容所に引き渡すものとする。

2 捕虜等は、直接これを捕らえた個人又は部隊の権限に属するものではなく、国家の権限に属する。

各級部隊指揮官は、部下部隊に対し、捕虜取扱に関する関係法規等を十分に徹底させなければならない。

「捕虜」の用語を「捕虜等」に改めたのは、二〇〇四年に制定された捕虜取扱法が、入出国管理及び難民認定法との関係から、捕虜収容所に抑留される旅券不携行の捕虜に日本国内に滞在する資格を付与するため、「難民認定」を準用した「⁴ 方面総監による抑留資格認定」を定め、⁵ 抑留資格認定を境に非拘束者と捕虜に区分した。この被拘束者と捕虜を総称して「捕虜等」としたことによる。

これにより、陸上自衛隊は、連隊・師団が開設する連隊・師団捕虜収集所を、連隊・師団被拘束者収集所に改称した。しかも、抑留資格認定を受け捕虜となった者は、速やかに統合幕僚監部が開設する捕虜収容所に後送されるため、陸

上自衛隊が取扱う捕獲した敵戦闘員は、被拘束者のみとなり、陸上自衛隊の部隊訓練の場から捕虜の用語が消えた。

おわりに

陸上自衛隊は、戦闘あるいは国際平和協力活動、ろ獲品の取扱い、国際人道法違反時の措置、捕虜の取扱い、敵の遺体の取扱い及び傷病者の取扱いを、隊員個々が行うのではなく、部隊として実施する。そのため、各学校が実施する基本教育で、国際人道法を教育して隊員に普及教育をした上で、部隊訓練で戦闘あるいは国際平和協力活動、ろ獲品の取扱い、国際人道法違反時の措置、捕虜の取扱い、敵の遺体の取扱い及び傷病者の取扱いを、国際人道法遵守して実施することを、部隊として訓練している。

この際、平時の部隊訓練の準拠であり、実質、有事の戦闘等の準拠となる陸自教範に、これらの活動における国際人道法遵守の規定と国際人道法に従った活動要領を詳細に規定することにより、有事、戦闘等において国際人道法遵守は確保することを図っている。

注

- 1 榎本重治『一九四九年のジュネーヴ諸条約の実施』国際法外交雑誌「第六〇巻第三号、一九六一年、二七八頁」
- 2 外務省条約局『ジュネーヴ諸条約研究会資料 ジュネーヴ諸条約の解説』二〇〇〇年
- 3 榎本重治・足立純夫共訳『ジュネーヴ条約解説I』朝雲新聞社、一九七三年、三八四頁
- 4 足立純夫「武力紛争における住民保護『有数無類』発行者不詳、発行年不詳、六六頁」
- 5 林浩一「現代日本の捕虜取扱いシステムについての一考察」『人道研究ジャーナル』No.2 日本赤十字国際人道研究センター、二〇一七年、一二頁

イスラエル・ガザ紛争と国際人道法

——赤十字のアプローチ

日本赤十字社広報室主査／IHS研究員 齊藤彰彦

1 はじめに

イスラエル・ガザの武力紛争で文民被害が拡大する最中の二〇二三年一〇月一三日、赤十字国際委員会（ICRC）は、「イスラエルとパレスチナ被占領地…ガザの避難命令が引き起こす壊滅的な人道的帰結」と題する声明を発した。

「ガザ市の住民に対しイスラエル当局が発した自宅からの即時退去命令（instructions…leaves their home）（2）は、人々に対する食糧、水、電気を遮断する完全な攻囲（siege）（3）と合わり国際人道法に合致しない。」

（中略）

ガザは面積も資源も限られた閉鎖地域である。人々は安全な場所に行くことができず、障がい者、高齢者、

病人も含む多くの人々が家を離れることができない。国際人道法はその場にとどまる人も含めすべての文民を保護する（protects all civilians）（4）。今日、ガザの人々にとって次にどの場所が攻撃対象になるのかを知ることとは不可能である^{1）}。…（以下省略）（※傍線・強調・付番は筆者による。）

今回赤十字が紛争当事者の特定の行為について人道法違反を明示的に指摘したことは「めずらしい」^{2）}とも「注目に値する」ともいわれている。なぜなら赤十字が一方の紛争当事者を名指しして人道法違反を指摘する行為は、その基本原則である中立・公平の立場を危うくし、当該当事者の支配下にある紛争犠牲者へのアクセスを難しくするおそれがあるためである。ICRCが定めた『国際人道法又は暴力的事態における人の保護に関するその他規則の違反時の

ICRCの行動指針(二〇〇五年)によれば、人道法違反が生じた場合のICRCの対応は紛争当事者との秘密義務に則った「対話(ないし「説得」)を試みる」ことが基本である。⁴にもかかわらず今回紛争の初期段階からICRCが明示的に人道法違反を指摘したことはそれだけ事態の深刻さをあらわしているともいえる。

それでは今回の紛争で具体的に人道法のどの規則が問題視され、それはいかなる意味で深刻なのか。その法的な論点は多岐にわたるが、本稿ではとりわけイスラエルによる避難命令(2)、攻囲(3)、文民保護の中の医療の保護(4)についての人道法上の論点を概観し、ICRC声明の理解を深めることを試みたい。なお、人道法においては適用の前提たる武力紛争が国家間のもの(国際的武力紛争)か国家対非国家主体のもの(非国際的武力紛争)かの区別が重要になる。前者であれば適用法は一九四九年のジュネーヴ四条約と一九七七年の第一追加議定書(以下「API」という)になるが、後者の場合規則の数は大きく減り一九四九年条約の共通三条と一九七七年の第二追加議定書に限られる。この点、イスラエルは二つの追加議定書に加入していない。これを前提に、イスラエル・ガザでの紛争が国際・非国際のいずれであるかは専門家の間でも議論があるところ。⁵ 本稿では

紙幅の制約から、条約の加入・未加入とは無関係にすべての武力紛争に適用される慣習国際法とみなされている上記条約(とりわけAPI)規則等、適用自体に議論の少ない諸規則を中心に検討する。

2 「避難警告」か「強制退去」か…イスラエル当局による命令の評価

ICRC声明が指摘したイスラエルの命令とは、二〇二三年一月一二日にイスラエル軍当局がガザ北部での軍事作戦にあたり当該地域住民(対象者約一二〇万人)に対して発出した二四時間以内の「避難」を求めるものである。⁶ API五七条二項(c)が「文民たる住民に影響を及ぼす攻撃については、効果的な事前の警告を与える」と定めるよう、紛争当事者は攻撃時に文民被害を最小限化するための「不断の注意」(API五七条一項)を払い「実行可能な」(API五七条二項(a)(ii))予防措置を講じなければならない。これに照らせば、本命令を人道法上の予防措置として評価すること自体は可能であり、実際イスラエルも命令の文民保護という趣旨を強調している。⁷

これに対し、国際社会からの反応は厳しい。国連人権理事会は「(当該命令は)人道に対する罪であり人道法のあか理由に基づいていたかどうかの検討が必要になる」¹³。また命令の「強制」という側面について、イスラエルは自身をパレスチナの「占領当局」とは認めておらず「命令」を下す立場にはないため、あくまでそれは「警告」であり強制の要素はないとの見解¹⁴がある一方、実質的に退去が強いられる(命の危険から避難以外に選択肢がない状況を生み出しているという意味で「強制」退去(すなわち戦争犯罪)にあたるという見解¹⁵もあり、避難が真に住民自身の主体的判断によりなされたのかどうかもまた争点になるだろう。

なお、予防措置の義務は攻撃側だけでなく防御側にもある。¹⁶ 今回の他方紛争当事者であるハマスにおいては文民に紛れながら軍事活動に従事している様子が散見されるが、これは文民を「盾」に活動しているという点で人道法上禁じられる「人間の盾(human shields)」にあたりうる¹⁷(人質を取ること(taking of hostages)もまた禁じられる¹⁸)。これに加え、API五八条は紛争当事者に対し文民を軍事目標の近くから移動させることや人口密集地に軍事目標を設けないようにすることを求めている。ただし、一方紛争当事者の予防措置義務違反が相手方の違反を正当化することにはならない。紛争当事者には攻撃側にも防御側にも等しく文民被害

らさまざまな(barrat)違反である」と批判する⁸。また人権NGOからは、本命令は実行不能であり人道法上禁じられる文民の「強制退去(forced displacement)」や、文民に対して「恐怖(horror)」を広める行為⁹にあたりうるとの批判¹⁰。またWHOからは、人道法に反する攻撃の影響からすでに多くの医療施設が機能不全に陥る中、とりわけ病人・妊産婦・新生児等に避難を命じることが「死刑宣告に等しい」との批判¹¹が生じており、いずれも共通して命令の即時撤回を求めている。

実際、この命令を受け少なくとも数万人がガザ北部を退避したとされるが、その避難経路は戦闘や空爆の危険があり、かつ避難民の大半が女性や子どもであることから、安全のためとはいえ極めて危険な状況であることに変わりはない(このためにICRCの声明も「次にどの場所で攻撃が生じるか予測不能」であり「その場にとどまる人も含めたすべての文民の保護」の必要を強調している)¹²。紙幅の制約からここでは本命令が人道法違反にあたるかどうかの詳細な検討は控えるが、人道法上の予防措置として求められるのはそれを行う時点で「実行可能」なものであるため、命令の結果論で人道法上の合憲法性の評価はできない(そもそも果たして命令をすることとしないことのどちらの人道的影響が甚大になるかという困難な評価も残る)。その評価には命令が正当な軍事上・人道上

の最小限化の義務がある点が強調されるべきだろう。¹⁹⁾

3 文民の生存に不可欠な物の保護…攻囲(siege)と人道アクセスの確保義務の評価

上記論点と時間軸が前後するが、避難命令発出前の一〇月九日、イスラエルのヨアブ・ガラント国防相は次のように述べた。「私はガザ地区の完全な攻囲(siege)を命じた。電気も食糧も燃料もなくすべてが閉鎖される。我々は人間の動物(human animals)と戦っておりそれにしがたがって行動している」²⁰⁾。攻囲とは、戦時において特定の場所を攻略するために物資の供給や軍の往来を遮断することで作戦を有利に進める方策であり、最終的には当該地域を占領することを目的として人道法上も古くから認められてきた戦闘方法である²¹⁾。なお、それは敵の軍隊に向けられる限りにおいて合法であり、文民の生存に不可欠な物(食糧、飲料水等)が保護されなければならない。すなわち、「戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くこと」は禁じられる(API 五四条一項)。

ただし、本規定にも例外があり、問題となる生存に不可欠な物資がもっぱら紛争当事者の軍事要員の生命を維持する手段である場合などはこの禁止は適用されない(API

五四条二項)。また「戦闘の方法として」飢餓をもたらすことを「目的とすること」が禁じられるため、敵の降伏を促すという攻囲本来の必要性(その目的の限りでの実施)自体は否定されていないという見解もあり²²⁾、攻囲が目的とする軍事的必要性と文民に及ぶ影響についての総体的な評価が必要になる。

いずれにせよ今回の攻囲がハマス戦闘員に向けられ本例外にあたる可能性はある一方、住民の大多数が人道法で保護される文民であり、文民の中にハマスが潜伏しているという推定だけで生存に不可欠な物資の保護が否定される理由にはならない(API 五〇条一項「文民であるか否かについて疑義がある場合には、文民とみなす」三項「文民の定義に該当しないものが文民たる住民の中に存在することは、文民たる住民から文民としての性質を奪うものではない」)。また仮にイスラエルがガザ地区の占領当局であるとすれば(赤十字をはじめとする国際社会一般の見解はそうみなしている)²³⁾、イスラエルにはガザ住民の生存に必要な物資を確保し、それでは十分な場合は外部からの人道支援活動を認める責任が生じる(一九四九年文民条約五五・五六条等)。住民が避難命令に従わなかったからといって生存に不可欠な物の保護が失われてしまうと解すべきではなく、場合によってはむしろこれ

を積極的に確保する責任があるともいえるだろう。

4 傷病者と医療の特別の保護…救命救急活動・病院への攻撃の評価

今回の紛争では傷病者救護にあたる病院や救急車、また赤十字の人道支援コンボイが攻撃される例が多く生じており²⁴⁾、赤十字においては「病院は人道法上特別に保護される」：この保護は法的義務であるばかりか、この恐ろしい事態の下で人命を守るための道徳的要請(a moral imperative)でもある²⁵⁾との声明を発している。ここでいう「特別の保護」とは具体的に何を指すのだろうか。

一つには医療の保護は人道法の起源にあり中核であり続けてきた点を指摘することができる。一八六四年の最初のジュネーヴ条約は傷病「兵」の救護を定め必然的にその救護者たる医療要員にも保護を付与した。今日の人道法は文民にも保護を拡大したため救護の対象は兵士に限らず広く医療を必要とする者になる。なお、医療要員が保護をえるためには敵対行為に参加せずもっぱら医療活動に従事していなければならない(一九四九年文民条約二〇条等)。また、いかなる傷病者も敵味方の区別なく人道的に扱い、収容し、看護しなければならない(一九四九年ジュネーヴ諸条約共通三

等)。この要件はいわば今日の人道支援の基本原則たる中立・公平の態度ともいえる。

医療の保護の固有性は医療要員・組織だけに着用在認められる赤十字・赤新月標章にもあらわれている。なお、標章を着用している人・物への攻撃は当然禁じられるが、着用がなくとも医療活動に従事している限り医療は保護の対象である(しかし、着用がなければ外見上の識別が困難になり攻撃の危険は高まる)。特別の保護の具体的内容として、攻撃の対象としないこと(尊重)はもちろん、紛争当事者は医療の実現のために積極的な措置(保護)を講じなければならない(一九四九年文民条約一八条²⁶⁾等)。また攻撃の場面において、仮に医療要員・組織が「人道的任務から逸脱して敵に有害な行為」を行っていたとしても、「すべての適当な場合に合理的な期限を定めた警告」を発し、かつ「その警告が無視された後」でなければ保護は消滅しない。単に負傷した敵戦闘員が治療のために病院にいることや当該傷病者から取り上げた武器や弾薬が病院にあること等は「敵に有害な行為」にあたらない(一九四九年文民条約一九条等)。こうした点に医療の保護の「特別な」側面があらわれているといえるだろう。

今回の事態では例えば赤新月標章(イスラム圏で多く使われる赤十字標章に相当)を掲げたパレスチナ赤新月社のアル・

クッズ病院やガザ地区最大のアル・シファ病院が戦闘の影響で危機的状況に陥っているが、その要因として病院の下にハマスの軍事拠点があること²⁷やハマスが戦闘員や武器の輸送手段として救急車を利用している²⁸ために戦闘の巻き添え被害が生じているといった主張がなされている。はたして実際に医療活動を装いながらの「敵に有害な行為」があったのか、攻撃において「合理的な期限の警告」とその「無視」があったのか、仮に正当な軍事目標への攻撃であったとしてもその付随的損害は過度ではなかったのか（均衡性原則²⁹は守られていたか）、無差別の医療活動が尊重・保護されていたのか等、検討すべき点は多くある。

なお、法的な評価は別として赤十字は長く紛争地の医療への攻撃を憂慮する声をあげてきた³⁰。二〇一五年アフガニスタンで国境なき医師団の病院が空爆された例は当時注目を集めたが、それ以降も世界の紛争地で医療が攻撃対象とされる例が増えている³¹。医療の攻撃は救うことができたはずの命が失われてしまうという意味でその人道的影響の甚大さは何度強調してもしすぎることはない³²だからこそ保護が特別視されてきた。今回の事態は残念ながら法の力の限界を改めて突きつけたものではあるが、医療の保護の違反は一世紀半にわたり受け継がれてきた人道法の基盤そのものの



活動中に銃撃に巻き込まれたパレスチナ赤新月社の救急隊員

©PRCS



イスラエルで負傷者を搬送するダビデの赤盾社（同国の赤十字社に相当）の救急隊員

©MDA

を揺るがしかなない極めて重大な問題としてとらえるべきだろう。

5 おわりに

本稿でみてきた考察はいずれも明確に「違法」とはいいきれない部分を残しており、事態の深刻さに比べもどかしい印象を残した面もあるだろう。しかし、人道法はその名称から想像されるイメージとは異なり、戦時において絶対的な人命の法的保護を定めるものではない。それは人道性と軍事的必要性というバランスの上に成り立つもので、この原理があるからこそ紛争当事者にとっても順守可能な法として機能してきた。ただし、ここで注意すべきは人道法が守られているからといってそれ自体は必ずしも紛争当事者の「正しさ」を裏付けることにはならないことである。言い換えれば、戦争そのものはいかなる意味においても人類にとっては望まれない出来事で、人道法の観点から紛争当事者の行為の良し悪しを評価するとしても、それは戦争自体の「正しさ」や「大義」をめぐる価値判断とは別のものである。紛争当事者の説明ではしばしば自らの振る舞いの「正しさ」を説明する際に人道法の順守への言及がみられるが、それ

で戦争のすべてが正当化されるわけでは決してない。いったん生じてしまった戦争という現実を前に、いかにして軍事的に無用な苦痛や戦闘とは無関係な文民被害を回避するかという実利の実現に法的にアプローチするのが人道法である。その意味でICRCの声明(さらにいえば人道法の普及の意義は、紛争当事者の責任の追及といった「非難」ではなく、紛争当事者に自身の法的義務を想起させ、人道状況を改善に向けてのための極めて重要な「人道支援活動」の実践(人道的な「アピール」)としてとらえるべきだろう。

本稿では限られた時間と情報の中で暫定的な人道法上の論点を概観した。より正確な法的評価にはより多くの情報を入念に検討する必要があるだろう。ただし、人道法がしばしば一刻を争う人の生死を扱うものである以上、その義務を適時紛争当事者に訴えていくことは紛争の渦中においても重要であり、それは世界中のジュネーブ諸条約締約国にとっての義務でもある³⁰。人道法からの訴えを含めたあらゆる方策を講じ、戦時下の人々の人道状況が一刻も早く改善に向かうことが強く望まれる。(一)

※本稿は筆者個人の見解であり、必ずしも所属機関の見解ではない。

- 6 Aljazeera, "Israel orders 1.1 million people in Gaza to move south: What to know," (13 October 2023), <https://www.aljazeera.com/news/2023/10/13/israel-orders-1-1-million-people-in-gaza-to-move-south-what-to-know>
- 7 IDF Press Release, "IDF Announcement Sent to the Civilians of Gaza City," (13 October 2023), <https://www.idf.il/en/minisites/idf-press-releases-regarding-the-hamas-israel-war/idf-announcement-sent-to-the-civilians-of-gaza-city/>
- 8 OHCHR, "Israel Must rescind evacuation order for northern Gaza and comply with international law: UN expert," (13 October 2023), <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2023/10/israel-must-rescind-evacuation-order-northern-gaza-and-comply-international>
- 9 Amnesty International, "Israel/OPJ: Appalling Gaza 'evacuation order' must be rescinded by Israel immediately," (13 October 2023), <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2023/10/israel-opt-appalling-gaza-evacuation-order-must-be-rescinded-by-israel-immediately/>
- 10 Human Rights Watch, "Why Israel's Gaza Evacuation Order is So Alarming," (16 October 2023), <https://www.hrw.org/news/2023/10/16/why-israels-gaza-evacuation-order-so-alarming>
- 11 WHO, "Evacuation orders by Israel to hospitals in northern Gaza are a death sentence for the sick and injured," (14 October 2023) <https://www.who.int/news/item/14-10-2023-evacuation-orders-by-israel-to-hospitals-in-northern-gaza-are-a-death-sentence-for-the-sick-and-injured>
- 12 実際、南部の人道状況も極めて厳しい。Aljazeera,

※ウェブサイトのURL他、執筆時点に参照した情報はすべて二〇二三年十一月二三日(素材としたICRC声明が发出されて一か月以内)時点のものである。

注

- 1 ICRC, *Israel and the occupied territories: Evacuation order of Gaza triggers catastrophic humanitarian consequences* (13 October 2023), <https://www.icrc.org/en/document/israel-and-occupied-territories-evacuation-order-of-gaza-triggers-catastrophic-humanitarian-consequences>
- 2 Tess Bridgeman, "Rare ICRC Public Statement Calls for 'Pause' in Gaza Fighting," *Just Security* (13 October 2023), <https://www.justsecurity.org/89477/rare-icrc-public-statement-calls-for-pause-in-gaza-fighting/>
- 3 Michael N. Schmitt, "Israel-Hamas 2023 Symposium: The Evacuation of Northern Gaza: Practical and Legal Aspects," *Articles of War* (Lieber Institute of War, 15 October 2023), <https://lieber.westpoint.edu/evacuation-northern-gaza-practical-legal-aspects/>
- 4 ICRC, "Action by the International Committee of the Red Cross in the event of violations of international humanitarian law or of other fundamental rules protecting persons in situations of violence," *International Review of the Red Cross*, Vol.87 (2005)
- 5 Jérôme de Hempinne, "Classifying the Gaza Conflict Under International Humanitarian Law, a Complicated Matter," *EJIL:Talk!* (13 November 2023), <https://www.ejiltalk.org/classifying-the-gaza-conflict-under-international-humanitarian-law-a-complicated-matter/>
- 6 "Desperate evacuees return to their homes in Gaza City despite Israeli order," (16 October 2023), <https://www.aljazeera.com/features/2023/10/16/desperate-evacuees-return-to-their-homes-in-gaza-city-despite-israeli-order>
- 13 国連事務総長が作成した『国内避難民に関する指針 Guiding Principles on Internal Displacement (一九九八年)』は、文民の安全かつは不可欠な軍事的利益による要請がな限り、退去は恣意的とならざるべし。例えば文民を迫害するための移動は「われわれはならざること」である。Principle 6 (2)
- 14 Supra note 3.
- 15 Yousuf Syed Khan, "The Directive to Evacuate Northern Gaza: Advance Warning or Forced Displacement?", *Just Security* (19 October 2023), <https://www.justsecurity.org/89617/the-directive-to-evacuate-northern-gaza-advance-warning-or-forced-displacement/>
- 16 Nils Melzer, *International Humanitarian Law: A Comprehensive Introduction* (ICRC, 2022), pp.100-101.
- 17 例えばAPI五一条七項「文民たる住民又は個々の文民の所在又は移動は、特定の地点又は区域が軍事行動の対象とならざることをするために、特に、軍事目標を攻撃から掩護し又は軍事行動を掩護し、有利にし若しくは妨げらることを企図し利用してはならぬ。紛争当事者は、軍事目標を攻撃から掩護し又は軍事行動を掩護することを企図して文民たる住民又は個々の文民の移動を命じてはならぬ。」
- 18 一九四九年ジュネーブ諸条約共通三条第6。
- 19 Parksの言葉を借りれば、攻撃に伴う巻き添え被害の回避責任は「攻撃者、防衛者、文民たる住民の共同の義務である」。

- W Hays Parks, "Air War and the Law of War," *Air Force Law Review*, Vol.32 (1990), pp.28-29.
- 20 Emanuel Fabian, "Defense minister announces 'complete siege' of Gaza: No power, food or fuel," *The Times of Israel* (9 October 2023), https://www.timesofisrael.com/liveblog_entry/defense-minister-announces-complete-siege-of-gaza-no-power-food-or-fuel/
- 21 新井京「戦闘方法としての文民の飢餓—その禁止と戦争犯罪化」『同志社法学』七〇巻七号(二〇二一年)一七二頁。
- 22 同上、一九一—一九二頁。
- 23 U.N. Doc A/RES/ES-10/21, "Protection of civilians and upholding legal and humanitarian obligations," (27 October 2023) 本決議は占領当局としてのイスラエルの国際人道法上の義務(人道支援の受け入れと文民の安全、福利の保護)を確認し、避難命令の撤回を求めている。
- 24 例えば、ヘレスチナ赤新月社が運営するブル・クッス病院に対しては周辺で空爆が生じており、病院自体に対しても退避勧告が繰り返されている。BBC「イスラエル、ガザの病院に退避勧告: WHOと赤十字・赤新月社が強い懸念」(二〇二三年一〇月三〇日) <https://www.bbc.com/japanese/67258952>
- 25 ICRC, *Israel and the Occupied Territories: ICRC demands protection of patients, healthcare workers, medical facilities in Gaza amid escalating attacks* (10 November 2023), <https://www.icrc.org/en/document/israel-and-occupied-territories-icrc-demands-protection-patients-healthcare-workers-medical-facilities-in-gaza>
- 26 「傷者、病者、虚弱者及び妊産婦を看護するために設けられる文民病院は、いかなる場合にも、攻撃してはならず、常
- に紛争当事国の尊重及び保護を受けるものとする」
- 27 CNN, "Please stop this: Gaza's hospitals are failing under the weight of war. US medical groups are scrambling to help," (11 November 2023) <https://edition.cnn.com/2023/11/11/middleeast/gaza-al-shifa-hospital-israel-attack/index.html>
- 28 BBC, "Red Crescent says 15 killed in strike on Gaza ambulance outside Al-Shifa hospital," (4 November 2023) <https://www.bbc.com/news/world-middle-east-67316463>
- 29 例えばA P 一五一条五項(b)は「予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民有用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃」を無差別攻撃として禁止している。直接の戦闘の死傷のみならず医療を享受できないことによる死傷も本規則の付随的損害に含まれる。ICRC, "The protection of hospitals during armed conflicts: What the law says," (2 November 2023), <https://www.icrc.org/en/document/protection-hospitals-during-armed-conflicts-what-law-says> 無差別攻撃はジュネーヴ条約の重大な違反行為にあたる(A P 一八五条三項(b))。
- 30 二〇二一年の第三二回赤十字国際会議の決議「危機に立つ医療」で国際赤十字・赤新月運動のグローバルアドボカシーキャンペーンが立ち上げられ今日まで継続している。
- 31 <https://healthcareandangcr.org/> 「二〇二二年を通じて武力紛争や政治的暴力の状況下で三二の国と地域の医療施設や職員に対する一九八九件の攻撃や脅迫が記録されている。報告された数字は直近二〇年で最も深刻な年となっている。その半分以上はウクライナとミャン

マーのわずか二か国からの報告である。この報告は、ウクライナだけでも医療に対してロシアが行った攻撃を七五〇件以上特定しており、これは一国において年間で最も頻繁に行われた攻撃である。」Physicians for Human Rights, "2022 Marks Most Violent Year Against Health Workers and Facilities in Conflicts in the Last Decade: Report," (1 June 2023), <https://phr.org/news/2022-marks-most-violent-year-against-health-workers-and-facilities-in-conflicts-in-the-last-decade-report/>

32 一九四九年ジュネーヴ諸条約共通一条は次のように定める。「締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つこの条約の尊重を確保することを約束する。」

旭川における大規模クラスターからの考察

——コロナ禍が医療現場に及ぼした影響

牧野憲一

旭川赤十字病院院長

I はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナと記す）は二〇一九年に中国の武漢において発生・拡大し二〇二〇年一月には日本でも患者が確認された。北海道では札幌雪まつりの為に中国から観光客が来道したこともあり、全国に先駆けて多くの患者が発生した。二月には道内最初のクラスターが北見市の展示会場で起きた。このような事態に、北海道では二月二十八日に日本で初めて「緊急事態宣言」が発令された。

これに先立ち、北海道内では保健所が中心となり各地域でのコロナ対応に関する話し合いがもたれ、各医療機関の役割を決めていった。旭川赤十字病院がある上川中部医療



圏での最初の枠組みとしてはまず感染症病棟のある市立旭川病院が中心に患者を受け入れることとし、旭川赤十字病院及び旭川医科大学病院が市立旭川病院では対応できない重症患者の対応をそれぞれの施設のICUにて行うこととした。また、結核病棟を持つていた国立病院機構旭川医療センター（以下、旭川医療センターと記す）において結核病棟の一部で軽症から中等症の患者を受け入れることとした。

対応が始まった当初、市立旭川病院においては旭川市からの補助もあり感染対応の設備を充実させていった。国立病院機構においても本部からの支援にて感染対応を充実させ受け入れ態勢を整えていった。公的病院である旭川赤十字病院及び旭川厚生病院、さらに市内にある約三〇の私的病院においては財政的な援助が不足するに受入れ態勢を拡充することが出来なかった。しかし、コロナの重症患者が数名発生し、旭川赤十字病院では陰圧装置を整備していたICUの個室をコロナ対応病室として受け入れていた。旭川医科大学病院でも同様に重症患者を受け入れた。

II 旭川赤十字病院のコロナ対応

旭川赤十字病院がコロナに積極的に取り組むことが出来るようになったのは、二〇二〇年七月に「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業」が始まってからである。三月以降、コロナの影響で病床稼働が大幅に低下していたこともあり、八月から一病棟をコロナ専用病棟として重点病院となった。この頃のコロナは重症化しやすく、スタッフや他の患者への感染拡大防止に最大限の配慮を行った。コロナ専用病棟の各病室には補助金を利用して陰圧装

置を設置し、院内各所にウイルス除去効果のある空気清浄機を置いた。これによりICUのみならずコロナ専用病棟においても軽症から中等症の患者を受け入れることが出来るようになり旭川市内におけるコロナ対応で中心的な役割を果たす病院となった。

III コロナが与えた地域への影響

(1)二〇二〇年旭川における三つの大規模クラスター

重点病院となりコロナ患者受入準備を整えていたが二〇二〇年九月までは地域におけるコロナ患者は僅かであった。（図1）一〇月から当時のCOVID-19レベルに東京都が加わったが、この月から患者が増加し始めた。そして一月から二月にかけて三つの医療機関で大規模なクラスターが発生したことにより全国的に注目を浴びることになった。最初のクラスターは一月七日に回復期医療を主に担っている慶友会吉田病院（以下、吉田病院と記す）で起きた（合計患者数二四名）。旭川ではコロナ病床を患者数に応じてレベル1〜レベル3に分類し病床数を増やす対応をとっていた。当初は公的病院において四五床（レベル2を確保していたが、これでは対応できなくなりレベル2

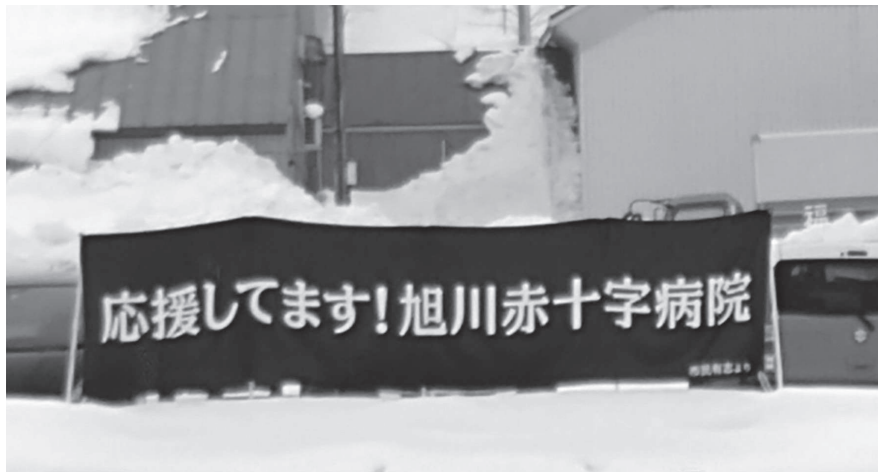


写真1 旭川赤十字病院前に掲げられた応援メッセージ

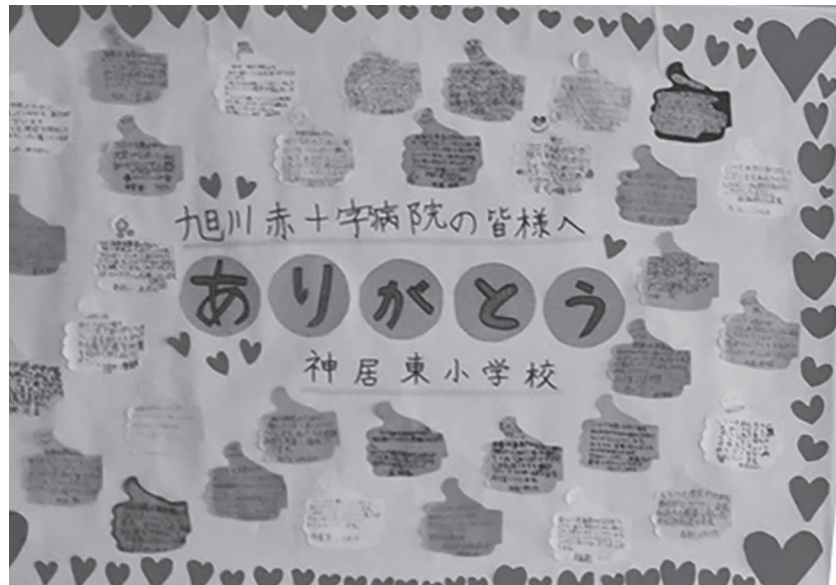


写真2 旭川赤十字病院に送られた小学生からの応援メッセージの一部

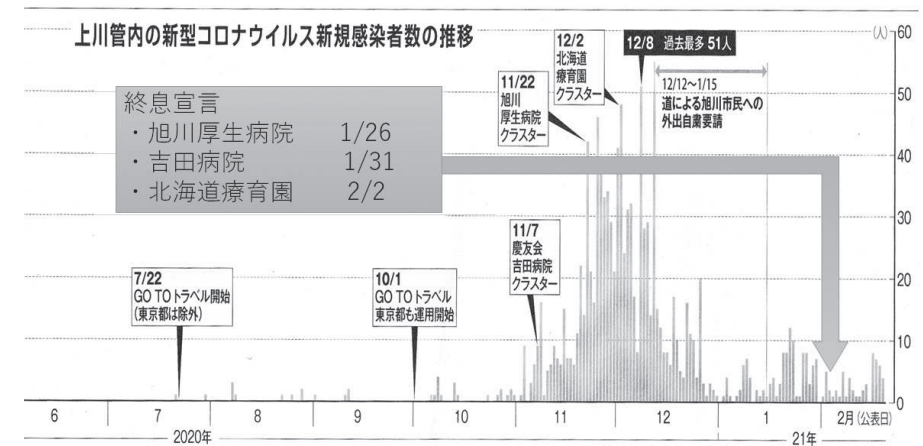


図1 2020年6月から2021年2月の上川管内のcovid-19新規患者数の推移

の二三七床に増床した。回復期病院でのクラスターであり、介護度の高い患者が感染しコロナ病棟に入院した。コロナ病棟は満床となった。コロナ病棟の看護師は自立度が低い要介護の感染者に対応することとなった。自分自身が感染するリスクがある中での看護であり精神的・肉体的負担は大きかった。コロナ病床のさらなる増床は不可能となった。最初のクラスターから一五日後の一月二二日、コロナの重点病院の一つである旭川厚生病院にて第二の大規模クラスターが発生(合計患者数三二名)。さらに一二月二日には北海道療育園にて第三の大規模クラスターが起きた(合計患者数一七六名)。最終的に三病院合わせて約七〇〇名の感染となった。市内で確保していたコロナ病床では全く対応できず、多くのコロナ患者をクラスター発生施設内にて診療することになった。気管内挿管や人工呼吸器の装着などの積極的治療は高齢で介護度の高い患者については見合わせることも少なくなかった。旭川赤十字病院ではコロナ患者の受け入れを行うと同時に市内のクラスターを起こした医療機関に感染指導のための職員を派遣するなど市内のコロナ対応で大きな役割を担った。そのようなこともあり、市民からは多くの励ましを頂いた。

最初にクラスターを起こした吉田病院では患者のみなら

ず多くの看護スタッフが感染し、また残った看護スタッフの多くが濃厚接触者になったこともあり、病院としての機能を維持することが難しくなった。看護職員の派遣を市内の各施設に要請したが、どの施設も看護職員に余裕はなく、答えることは出来なかった。このため自衛隊の災害派遣を要請することになり全国的にも旭川のクラスターが知られることとなった。

しかし、最も市内の医療に大きな影響を与えたのは二番目に起きた旭川厚生病院のクラスターであった。市内の基幹病院の一つである旭川厚生病院が職員と患者合わせて三〇〇名を超えるクラスターとなったことで旭川の急性期医療は崩壊しかかった。旭川厚生病院は二か月もの間、新規患者の受入れをほぼ停止した。旭川厚生病院は周産期医療のセンターとしての役割を担っている病院であった。分娩件数は年間七〇〇〇〜八〇〇〇件と市内で取り扱う分娩の二三%を占めていた。また、異常分娩の大部分をここが取り扱っていた。ここが約二か月間分娩を休止することになった。一二月に分娩予定の妊婦を旭川医科大学病院、市立旭川病院、旭川赤十字病院の三施設に振り分けた。しかし、二週間後に旭川赤十字病院にて分娩した人がコロナ陽性と判明し以後、旭川赤十字病院も分娩を休止した。結

局、残りの二つの病院が引き受けることになったが無事この難局を乗り切った。これが可能であったのは旭川市における分娩件数が二〇〇一年の三〇〇〇件から二〇二〇年の一九一七件と二〇年間で三分の二にまで減少し、かなりの余力があったことと、コロナ下での医療機関連携が発揮できたことが関係していると考えられた。

旭川厚生病院において行っていた外来化学療法患者や一部の手術を必要とする患者、二次救急の輪番日も旭川医科大学病院、市立旭川病院、旭川赤十字病院において肩代わりすることが出来た。これらが円滑に行えたのは、地域内での連携体制が整っていたことと、旭川において二〇一四年から運用している地域医療連携システム「たいせつ安心医療ネット」により情報共有が出来たことが大きい。

三つ目のクラスターが起きた北海道療育園は重度の肢体不自由と重度の知的障害を併せ持つ重症心身障害児者の方々が利用する施設である。北海道療育園でのクラスターは、知的障害をもつ入所者がコロナ病床に入った場合、環境変化に対応できない可能性が高いと判断し、ほぼ北海道療育園の中で対応することになった。園内での対応となったことから感染者も多くなったが、若年者が多かったことも有り重症化した患者はほとんどいなかった。

三つの大規模クラスターは発生から約三カ月を経過した二〇二一年二月に終息した。連続して発生した大規模クラスターによる患者数は旭川におけるコロナ患者の受け入れ可能患者数をはるかに超えていた。

(2) ワクチン接種と旭川赤十字病院の対応

二〇二一年初めにコロナ対応のワクチン接種が始まった。この頃には治療薬として利用可能な薬剤も示されており、ワクチン接種により感染リスクが低下し元の日常が戻ってくることを期待できた。旭川赤十字病院では積極的にワクチン接種に協力することにした。三月に旭川へもワクチンが供給されることになった。最初は医療従事者向けのワクチン接種であった。旭川赤十字病院では地域でのワクチン接種を促進するため、初日のワクチン接種を報道機関に公開して行った。保健所も全面的に協力した。私が旭川での接種第一号となった。その後、ほとんどの職員が接種した。これによりその後のコロナ患者に対する診療・看護においては大きな安心感が生まれた。一般市民向けの接種が始まったのは三カ月ほどたってからであった。旭川赤十字病院では一般市民向けの大規模接種を実施し、約三万回の初回接種を行った。(写真3)



写真3 ワクチン接種

(1) 旭川の医療圏（上川中部医療圏）の特徴
旭川市には旭川医科大学病院、市立旭川病院、旭川厚生病院、旭川医療センター、旭川赤十字病院の五つの公的病院が基幹病院として存在しており、市内の高度急性期から急性期の医療を担っている。旭川市のある上川中部医療圏では人口が徐々に減少しており、今後二〇二〇年間に二〇％程度の人口減少があると言われている。この人口減少に合わせて医療需要が減少することを予測し地域医療計画の策定を行って来たが、コロナにより医療需要の減少に拍車がかかった。尚、この医療圏では宗谷管内、留萌管内や上川北部及び上川南部の医療圏から患者が流入してくるが、他の医療圏に流出する患者は少ない。また、高度急性期医療の

IV 地域医療が受けたコロナの影響

養型の病院に滞在したままで治療を行うこととなった。コロナそのものの重症化リスクは少なかったものの、基礎疾患を持った高齢者であるが故に体力や感染に対する抵抗力が低下している。重症化した場合でも気管内挿管や人工呼吸などの積極的な治療はほとんど受けなかったことも有り、結果的に命を落とした人もいたと考えられる。

(3) 二〇二一年四月以降のクラスター発生と地域への影響
二〇二一年四月以降の旭川におけるコロナ新規患者の発生数とコロナ病床の稼働率を図2に示す。第四波から第五波は重症化しやすく特に第五波はデルタ株により重症患者の割合が高かった。第六波からはオミクロン株になり重症化リスクは小さいものの患者数が大幅に増えた。患者の多くが若年者であったため自宅やホテルでの療養が選択された。その一方で病院や高齢者施設ではクラスターが頻発していた。特に、第八波である二〇二二年一月～二月にかけては市内の医療機関や老人施設でのクラスターが断続的に発生した。市内の病院の半数以上でクラスターが発生し入院制限を実施したため市内の医療提供に大きな影響がでた。旭川赤十字病院では急性期医療が終了したのち回復期病院に転院する患者が月に一〇〇人以上いるが、クラスターにより転院が滞ることになった。転院が滞ったことにより旭川赤十字病院ではコロナ病床のみならず、一般病床も満床の状態が続くことになり、救急患者の受け入れを停止する日も発生した。旭川市内の他の急性期病院も同様の状況であり高齢者施設で発生したコロナ患者の多くは受入不能となった。多くの高齢コロナ患者が高齢者施設や療

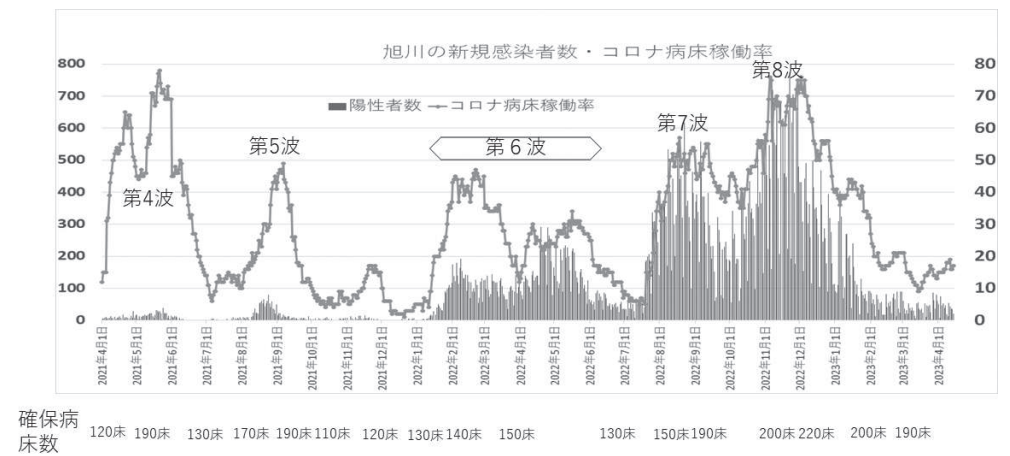


図2 2021年4月以降の旭川の新規コロナ感染者数とコロナ病床稼働率

ほぼすべてと急性期医療の多くを五つの基幹病院が行っているという特徴がある。

(2) コロナによる医療需要の減少

コロナにより二〇二〇年三月から患者数が減少し二〇二〇年一月から翌年二月にかけて大規模クラスターの影響でさらに患者数が減少した。本来、急性期病院での入院治療を必要としていた患者の一割以上が入院しなくなった。単純に考えれば、必ずしも入院する必要のない人が入院していたことになる。コロナによる一時的な入院控えではないかと指摘する向きもあったが、このコロナによる入院患者減少はその後も継続している。図3に旭川市内五基幹病院の延入院患者数の合計の推移を示している。二〇二〇年度にコロナの影響で減少した患者数は、二〇二一年度においても二〇二二年度においても回復していない。二〇一九年度には六六万人であった入院患者が二〇二二年度には五五万人となり一七％も減少した。この医療需要の変化は全国レベルのデータを見ても同様の傾向があるがその程度は旭川の方が大きい。それは旭川におけるクラスターが影響していると推察される。

特集1：コロナ禍の教訓

コロナ禍が医療現場に及ぼした影響

二〇二〇年頭から新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し、それぞれの医療機関がさまざまな対策を講じた。それまではあまり想定していなかったパンデミックに対して、手探り状態から対応してきたが、医療現場においては苦勞しながら国民の健康を守り社会機能維持のための対策を講じてきた。三年余りにわたる貴重な経験をとおり、今後のパンデミックなどに備えた医療機関の対応について整理しておくことが大切である。

I 感染流行の初期段階

二〇二〇年が明けてすぐに武漢で新型コロナウイルス感染が広がり、チャーター便で日本人が帰国した。武蔵野赤

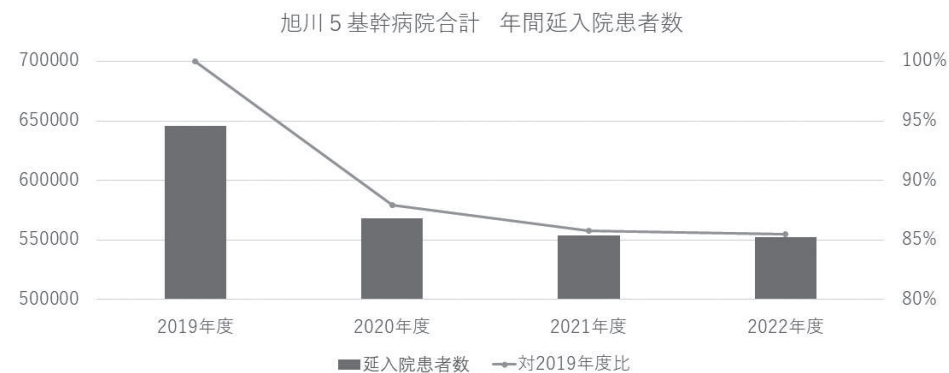


図3 旭川の5基幹病院の年間延入院患者数

V 今後の医療を見据えて

コロナが地域医療に与えた影響は大きい。地域医療計画の中でもこれまで感染症は取り上げられて来なかったが次の医療計画では五疾病五事業から五疾病六事業として新興感染症が新たな事業として加えられた。これからは常に新興感染症にも配慮した医療提供体制が求められる。しかし、コロナが変えたものはそのみではない。コロナにより患者の医療機関の利用の仕方が変化した。以前には体調に気が受診を控えるようになった。救急外来や夜間急病センターの利用も控える人が増えてきている。また、入院期間も短くなり急性期医療が終われば急性期病院から退院することが定着してきた。多くの事がコロナ前とは変わってきている。これから各地域では地域医療構想が本格的に議論されることになる。地域医療構想の議論の中では新たな医療需要をしつかりと見据え、その時代に相応しい医療提供体制を構築することが求められる。

泉 並木
武蔵野赤十字病院院長

十字病院は感染症指定医療機関であるため、最初に受け入れた。その後、横浜クルーズ船の感染外国人三名を受け入れた。職員にコロナウイルスに感染しないための防止対策を講じた。このころは、外国で発生したウイルスであり国内に感染が持ち込まれないようにすることが最優先という対策が講じられていた。未知のウイルス感染に対して、対応する職員で勉強会を行い、感染防止のための機材を集め、

万全の対策を講じた。後から考えると、これが準備段階として有効な時期が得られたと思われる。

三月中旬から東京で感染者が出始め、急速に感染患者が増加し、ウイルスの感染力が非常に強いことと急激に肺炎が広がって呼吸困難になる重症例が多いことが判明し、緊張感が広がるなか、当院での多数の感染者の受け入れが始まった。すでに緊急事態宣言が出される前から、入院患者が急増していた。東京都から重症五ベッド、中等症四〇ベッドの受け入れ要請があり、まず病棟のゾーニング(仕切り設置)を行った。救命センターは通常はオープンカウンターであるが、これでは感染領域と清潔領域を分けられないため、突貫工事を依頼してゾーニングのための壁を作成した。一般病棟をコロナ病棟に転用するためにはゾーニングが必要であるが、もう外部業者は恐れをなして来てくれないため、院内の職員で日曜大工のようにゾーニングを行った。

コロナ診療に関わる医師・看護師の配置を決め、N95マスクや防護服の着用などの訓練を行った。それぞれの診療科からコロナを診療する当番医師をだしてもらい、三人一組で感染患者の入院診療や救急外来でのPCR検査当番にあたってもらった。

一般病棟をコロナ感染者用の病棟に転用したが、ここに

が報告され、感染防護のための物資の調達がどの程度できているかなどがてきぱきと報告され、ミーティングの最後に皆で「今日も頑張ろう」と声を掛け合った。まさに戦場にいるような実感になった。

NHKニュースで武蔵野赤十字病院が報道された後は、多くの防護服やマスク、フェースシールドなど寄贈をいただいた。また医療従事者支援のための食糧品や音楽などのいやしの物資を多数いただいた。当院は全国の赤十字病院で最も多くのコロナ感染者を受け入れたにも関わらず、職員が感染することは防げた。職員どうしがお互いに思いやりをもって協力することをお願いした。いちばんつらかったのは、コロナ患者を診ている職員は、自宅でも家族に言えず先に入浴するなど家族への感染をさせないような気苦労があった。また、家族がコロナ患者を診ている病院の勤務者がいる場合に、保育園の入所を断られたり、友人が遊んでくれないなどの傷つく体験をすることが多かったとのことである。

II 感染拡大時期の対応

患者の診療や院内感染防止などの対策は、インフェク

出入りできるのは感染防止対策の知識を習得した医師・看護師のみとなった。通常は看護助手が行う配膳・下膳や清掃、シーツ交換などは看護師が行うことになり、病棟や手術室から看護師を集めた。救命センターでは重症者の看護に人手が必要であり、手術を延期し、入院患者数を減らしてコロナ病棟の人手を確保した。医師はすべての診療科にコロナウイルス感染者の診療を依頼した。入院中に肺炎が悪化して重症になる患者が急増し、病院中が戦場のようになった。コロナ患者を診療する医師・看護師は家族にも相談できず、自分が感染するのではないかと恐怖で夜眠れない職員が増加した。何より感染防護のための物資が不足し、マスクやフェースシールドは手作りのものを使用した。フェースシールドは三次元プリンターで頭に取り付ける部分を印刷して、クリアファイルを切り抜いて貼り付けて使用した。防護服は雨合羽を代用して用いた。職員の家族が保育所などで一緒に遊んでくれないなど、差別に苦しんだ。連日、厚生労働省・東京都・保健所などとの連絡や患者搬送に追われ、報告やマスコミの取材が殺到した。

情報が錯綜するため、毎朝五分だけ各部署代表者がミーティング(COVID会議)し職員を鼓舞した。毎朝、何人のコロナ入院患者がどの病棟に収容されたかや、重症患者の数

シヨコンコントロールチームが院内のガイドラインや基準を作成して情報発信した。ここには感染管理室の医師と看護師長および看護師と事務職員を配置した。

東京都や保健所、医師会などから多数の感染患者の受け入れ要請があり、情報が錯綜した。病院内と院外の情報を収集して集約し、適切な判断をするため、情報集約部門(COVIDセンター)を立ち上げた。内科系の診療部長をセンター長に指名し、看護副部長と事務系の医療連携センターを配置した。

重症を診療する救命センターの医師が足りないため、循環器科、麻酔科の医師に応援を依頼した。中等症の診療には呼吸器科が指導して、消化器科、外科、小児科、整形外科、耳鼻科の医師が診療にあたった。

一般病棟をコロナ患者さん入院用に転用するため、その病棟に入院している患者さんを他の病棟に移して診療を継続するようにした。もともとの病棟の勤務看護師がコロナ患者の診療にあたり、転用のために移動してきた患者はそれぞれの診療病棟の看護師がみることにした。普段診ている患者とは専門性が異なる病態や看護をお互いに助け合って協力して病院全体が協力するようにした。

臨床検査部は次々に変化するコロナウイルス感染症の診

断手法を手際よく使い分けて、迅速に結果をだすことに努めた。放射線科では胸X線撮影やCTスキャンを行う際には、技師が防護服を着て手際よく試行し、終了後には消毒作業を行った。コロナ感染患者が入院した病棟からは、使用済みのシーツや洗濯物、食器などは分担して感染しないような配慮をし、部屋の清掃などは感染防護の訓練を受けた清掃業者に依頼することができた。

Ⅲ 最大の感染拡大時の病院あげての対応

二〇二一年八月からのデルタ株の大流行の際には病院全体で大きな対策をとった。人工呼吸器やECMOが必要な患者が急増し、救命センター一二床はすべて人工呼吸器やECMO対応とした。医師や看護師が足りないため重点的に配置し、脳卒中センターを閉鎖して、その部署の看護師を救命センターに配置した。一二床すべてが人工呼吸器患者となりECMOを必要とする患者が三例以上いた際には関与できる職員はすべて救命センターに配置した。ECMOでは定期的に体位交換が必要であるが、多くの体外循環用のカテーテルが入っているため体位交換には九人の人手が必要となる。MEセンターの技師やリハビリ技師に感染

対策の訓練を受けてもらって、救命センターで体位交換にあたってもらった。

中等症の病棟では急激に容体が悪くなつて人工呼吸が必要となる患者が多発し、緊張の連続であった。また地域の高齢者施設でコロナウイルス感染者が続発し、入院してくるが介護が必要な患者が多く、看護師の疲弊が顕著になった。人工呼吸を望まない患者さんに対しては、看護師が家族に防護服の着脱を教えて本人のもとに案内し、最後の別れに立ち会ってもらった。お亡くなりになってコロナ患者用の納体袋に入れると顔を見ることができず、火葬場から骨になって運ばれてくるまで家族は本人に会えないことを考慮して、このような対策をとった。満足されるご家族が多かった。

Ⅳ パンデミックに備えた普段からの対策

今後の地域医療支援病院については、災害やパンデミックなどに対して病床機能を転換して対応する必要があることが教訓として得られた。そこで応用力が高い医療従事者が重要になる。医師は通常の診療以外にさまざまな病態を診られる知識や経験を積んでおく必要がある。スーパーロー

テートの初期研修医を経験した医師は頼りになる。小児科や整形外科医もCOVID-19の肺炎が悪化してきた場合にも適切に対応する。すべての医師には、救急対応や総合診療的知識や技能を身に着け、感染対策などの基本的処置は身に着けておく必要があると感じられた。

看護師は数日で人工呼吸器の設定や変更に対応できるようになり、感染防止対策をして喀痰吸引や体位交換を行えるようになることが必要である。コロナ以外の病棟では、通常診療しているのとは異なる患者が入院してくる。武蔵野赤十字病院では、コロナウイルス感染より前から救急車に対応しやすくするために、すべての病棟を混合病棟にしておいたが、これが実を結んだと思えた。急に外科手術後の管理や、小児科の患者をみることになって、各病棟で協力して教えあつて精一杯の対応ができた。

臨床工学士は感染対策を学習し、人工呼吸器や血液透析の機器の管理にあたった。リハビリはCOVID-19感染症の回復期から関与し、早期退院に尽力し、ECMOや人工呼吸器をつけた患者の体位変換を手伝った。臨床検査部では、次々に変化する感染症診断に的確に対応して、必要な情報が得られていた。放射線科では、感染防護をしながら、胸X線やCTスキャンなどの撮影を行った。薬剤部では、コ

ロナウイルス用の新しい薬剤を入手して、臨床現場での確に使用できるようにした。栄養課では、患者の食事の配膳・下膳は、通常とは異なるルートでの確に対応した。病院の事務では感染対策に必要な物品の手配や、汚染した廃棄物の確な処理を行い、医療連携センターでは近隣病院との連絡を密に行い、とくにコロナ感染が回復した後の入院継続について、必要な病床の確保に尽力した。病院職員皆応用力が高く、パンデミックなど突発的な出来事に対して的確に対応したため、乗り切ることができたと思う。病院職員皆仲が良く、お互いを思いあつて協力しあう文化を醸成しておくことが重要だと感じさせられた。

今後の地域医療支援病院など地域の中核になる病院では、応用力が高い医療従事者を養成しておかないと、災害や感染症には対応できないとつくづく感じた。とくに行政や地域との連絡を密にして地域にとつて何が必要なのかを情報収集し、社会貢献できる体制を構築しておく必要がある。また、病院内では職員どうしがお互いを思いあつて助け合い、協力しあう体制を普段から構築しておく必要があると痛感した。

日赤和歌山医療センターにおける 新型コロナウイルス感染症対策

——コロナ禍で初めて経験した救急医療の危機的状況

中 大輔

日本赤十字社和歌山医療センター
高度救命救急センター長

I はじめに

私が初めて「新型コロナウイルス感染症」に関する情報に触れたのは、年の瀬も迫る二〇一九年十二月、「中華人民共和国湖北省武漢市で、原因となる病原体が特定されていない肺炎患者が複数人発生している。」という内容を報じるニュース番組であった。その後、この肺炎を引き起こしているウイルスがSARS-CoV-2であることが判明し、これにより引き起こされる感染症はCOVID-19と呼ばれるようになったが、二〇二〇年に入り中国国内では感染が急拡大し、肺炎による多くの死者が発生していると報道されるようになった。この時点で、わが国は中国を含む海外からの渡航

者入国制限を行っておらず、今後、日本国内でもこの新興感染症が蔓延するのではないかと、という漠然とした不安感を抱いたことを覚えている。二〇二〇年一月一六日、国内でも初めての陽性患者が報告され、この感染症は世界全体を巻き込む未曾有のパンデミックを引き起こし、現在に至ってもコロナウイルスは変異を繰り返しながら私たちの周りに存在し続けており、感染の終息にはまだまだ程遠い状況



である。

本稿では和歌山県と本院がおこなってきた新型コロナウイルス感染症対策を紹介し、本院が初めて経験した新興感染症のパンデミック下において、いかに救急医療を継続することが困難であったか、またその経験から得た教訓と今後の課題について述べたい。

II 和歌山県の新型コロナウイルス 感染症対策

二〇二〇年二月一三日、和歌山県内の中核病院に勤務する医師が県内で初めて新型コロナウイルス感染症と診断された。その後、この病院で同僚の医師や入院患者など、複数人の陽性患者が確認され、国内で初めての医療機関でのクラスター事例としてマスコミにより大きく報道された。

当時、わが国では陽性患者が確認された場合、まず保健所（保健師）がその患者の疫学調査をおこない、その結果から濃厚接触者を特定し、濃厚接触者と判断された人に対してPCR検査を実施し、感染拡大防止に努めるというのが一般的な方法であった。しかし、国内で初めての病院内クラスターに直面した和歌山県にとって、病院内での疫学調査で濃厚接触者を特定するという作業は非常に困難なも

のであった。病院内での調査対象者が常勤医師、非常勤医師、また看護師、技師、他の病院職員のみならず、入院患者や外来患者など非常に多数となり、これら対象者の行動が複雑に絡み合っていることも濃厚接触者の特定を困難にした。濃厚接触者の特定に時間を要すれば、当然、感染拡大を未然に防ぐことが困難になることから、当時の仁坂吉伸前和歌山県知事と野尻孝子前和歌山県福祉保健部技監は、病院の全職員のみならず感染の可能性がある期間に入院していた患者、その期間に外来受診をした患者なども含め、無症状者も含めた関係者全員にPCR検査を実施するという、当時では思いもつかない斬新な方法を実践した。連日、数多くのPCR検査を実施しなければならなかったが、この英断により国内初の病院内クラスターは短期間で終息し、約三週間後には日常診療の再開にこぎつけることができた。この時の対応は国内外の報道機関から大いに注目され賞賛されたが、この対応が、後にコロナ陽性患者全例入院という「和歌山方式」導入への礎になったと思われる。

新型コロナウイルス感染症は新たな変異株の出現により、何度も感染拡大のピークを迎え、和歌山県内では二〇二〇年七月からの第二波、二月からの第三波、二〇二一年四月からの第四波、七月からは第五波と新規陽性患者数は右

肩上がりが増加した。特に第五波はデルタ株という感染力、毒性ともに強い変異株による感染拡大であり、今までに経験したことのない多数の入院患者、重症患者に対応しなければならぬ状況となった。和歌山県は、第一波から全国の都道府県で唯一、「症状の有無、重症度に関わらず、陽性患者全員入院」という和歌山方式を実践していた。この和歌山方式を堅持するため、和歌山県内の各医療機関は県からの依頼に応じ、人口当たり全国一となる病床確保(病床提供)に協力した。しかし二〇二三年の年始、オミクロン株が猛威を振るい始め、和歌山県でも第六波が襲来し、第五波までの陽性患者数とは桁外れの新規陽性患者数が連日のように報告されるようになった。人口九〇万人を切るような和歌山県で、一日で六〇〇人近い陽性患者が報告されるようになり、二〇二二年一月の陽性患者は累積で五、七五八人を数えた。県内で最大六〇〇床の確保病床を用意し、第五波までは陽性患者全例入院という「和歌山方式」を堅持してきた和歌山県であるが、このオミクロン株の感染拡大には太刀打ちできず、無症状あるいは症状の軽い患者、また基礎疾患のない患者などは、ホテル療養や自宅療養で対応することになった。

Ⅲ 日赤和歌山医療センターにおける新型コロナウイルス感染症対策と治療実績

本院は明治三八年に創立された和歌山県内で一番歴史のある医療機関であり、許可病床数は二〇二三年三月現在八七三床、三六の診療科を有し、高度救命救急センターを併設している。また県内で唯一の第一種感染症指定医療機関であり、一類感染症、二類感染症に対応可能な陰圧使用の感染症専用病床八床を有している。また本院には、感染症内科専門医四名が在籍する感染症内科があり、感染症内科と院内感染症コントロールチーム(ICT)が中心となり、以前から新型インフルエンザ感染症などさまざまな新興感染症に対する治療や院内感染対策をおこない、普段から職員には標準予防策(スタンダードプリコーション)を正しく理解させるための勉強会や、個人防護具(PPE)の正しい装着方法の教育なども積極的におこなってきた。今回のコロナ感染症に対しても、二〇一九年の年末から新型コロナウイルスに特化した勉強会を繰り返しおこない、非常に早い段階から高いレベルでの院内感染対策を敷くことができたと自負している。

二〇二〇年二月一三日、和歌山県内の医療機関に勤務

する医師が県内で初めての陽性と診断されたが、翌二月四日、和歌山県からの依頼で、この医師が本院に初めてのコロナ陽性患者として入院することになった。奇しくも二〇二〇年のバレンタインデーは、本院職員にとって、「眼に見えない得体のしれない敵との戦い」の火ぶたが切つて落とされた日となった。初めてのコロナ陽性患者を受け入れるにあたり、院内で実施されたコロナ対策会議で、「新型コロナウイルス感染症もある意味、危機管理を中心とした災害時と同様の対応が必要になるかもしれない。」という考えが示され、高度救命救急センター長、災害医療救援センター長である私も、院内コロナ感染症対策チームの一員としてコロナ医療に携わることとなった。この時点では、その後の三年以上の年月が、自分の三〇年以上の医師生活の中で、最も多忙な日々になるとは思っていなかった。

本院は、人工呼吸器管理やECMO使用などの高度医療に対応できるICUを有する和歌山県内では数少ない医療機関の一つである。また本院は、周辺の医療機関のみならず県民からも「救急といえば日赤和歌山」と評されるほど、「断らない救急」をモットーに四半世紀以上にわたり和歌山県内で最も多くの救急患者を受け入れてきた医療機関であり、当然、コロナ患者に関しても軽症患者から重症患者

者まで、救急外来に搬入されるすべての陽性患者を受け入れる方針でコロナ医療をスタートした。当初、本院はコロナ専用病床として感染症専用病床八床とICU二床を確保し、陽性患者の入院治療を開始したが、感染が拡大するに従い、県からの要請に応じる形で病床確保数を増やし続け、最終的にはICU三床、感染症専用病床八床、新生児集中治療室(NICU)一床、産科病床三床、一般病床四五床の計六〇床を確保し、これらの病床をフル稼働させコロナ治療にあたった。具体的には、和歌山県や各保健所からの陽性患者の入院依頼、他の医療機関からの中等症、重症患者の転院依頼、また人工透析患者や妊産婦、新生児から小児、老人施設などからの高齢者、認知症患者、寝たきり患者にいたるまで、すべての入院受入れ要請に柔軟に対応してきた。本院も和歌山県の方針に従い、第一波から第五波まで続いた和歌山方式(陽性患者全員入院)に全面協力を惜しまず対応したが、オミクロン株の予想をはるかに超える猛威の前に、和歌山県も全例入院の継続は諦めざるを得なかった。第六波以降、本院には中等症から重症患者を中心に、また出産を控えた妊産婦や小児で入院を必要とするような患者、化学療法中の担癌患者や免疫不全患者、原疾患治療とコロナ治療の両立が困難と予想される患者、また重症化する可

能性が高い患者などを中心に入院依頼されるようになった。またオミクロン株の流行以降、救急外来に搬入され、入院が必要と判断された患者の中で、入院時のPCR検査で初めてコロナ陽性と判明する患者が非常に多くなり、このような陽性患者の入院が激増したのも第六波以降の特徴であった。

二〇二〇年二月一四日から、新型コロナウイルス感染症が感染症法二類相当から五類に格下げとなった二〇二三年五月八日までの期間で、本院に入院した陽性患者は一、五四一人（男性：八六〇人、女性：六八一一人）であった。重症度別では、無症状が一九九人、軽症・中等症Ⅰが一、〇九七人、中等症Ⅱ以上が三二五人であり、人工呼吸などを要し集中治療室で加療した患者は七五名を数えた。人工透析を必要とした患者は一二二人、また九八人の妊産婦が入院し、そのうち三二人が出産（帝王切開九人、経産分娩三十三人）した。治療成績は、一、一七三人が自宅退院となり、三〇八人が転院や転病棟となり、六〇人が死亡した。

Ⅳ 予想できなかったコロナ禍での 看護師のマンパワー不足

本院は軽症患者からICU管理を必要とするような重症患者まで、すべての重症度のコロナ陽性患者に対応してきたが、コロナ禍では陽性患者の看護に想像以上のマンパワーが必要であることを初めて知った。

原則的にコロナ陽性患者に接する場合、医師やナースはその都度PPEの着脱が必要となり、普段より多くの労力と時間が割かれる。普段、七対一看護体制で運営している一般病棟に入院するような軽症患者であっても、第五波以降、特にオミクロン株の感染拡大以降、入院患者に占める高齢者、認知症患者の割合が非常に高くなり、コロナ病棟の看護師は看護のみならず相当量の介護も要求され、看護師一人当たりの負担は想像を絶する膨大なものとなった。重症患者を扱うICUでは、普段、一人の看護師が二人の患者を担当する二対一看護体制で運営しているが、陽性患者を担当する場合、PPEの着脱ばかりでなく、一旦、コロナ専用病室（陰圧室）に入ってしまうと、さまざまな検体採取や吸痰作業などの際、必要な物品の受け渡しなどを担う別の看護師が必要となり、現実問題として二対一看護体制

制で運営することは不可能であることもわかった。陰圧室内で使用した医療機器の消毒などにも手間がかかり、本院ICUではコロナ陽性患者一人に対し、平均一・五人の看護師が必要であった。院内にICUでの業務が可能な看護師に余剰は無く、その結果、定床一二床で運用をしてきたICUであったが、コロナ陽性患者が入院すると一二床満床での運用が不可能となる日が出てきた。第七波が猛威を振るっていた二〇二二年七月のある日、以前からICUで治療中であった陽性患者一人に加え、三人の陽性患者を新たにICUに入室させなければならぬ状況となった。周辺医療機関への受け入れは困難で、本院が一時的ではあるにしろ計四人の陽性患者をICUで管理しなければならなくなつた。さすがに、この状況にはICU看護師のマンパワーも全く追いつかず、この日はICUに空床があつたにも関わらず、新たな重症患者を受け入れることができなくなり、高度救命救急センターでありながら三次救急の搬入を断らなければならなくなつた。これは、私が本院に赴任して二〇年間で初めての経験であり、高度救命救急センター長としては、非常に辛い判断であつた。また、全国の多くの医療機関が同様の事態を経験したと思われるが、オミクロン株流行により職員、職員家族への感染が拡大し、出勤

できない職員が急増した。特に看護師の出勤停止による影響は甚大であり、多くの病棟で定床での病棟運用が困難となり、定期入院患者を制限しなければならない事態も経験した。

またコロナ陽性患者を担当しなければならない看護師の多くは、多少なりとも陽性患者と長時間接触しなければならぬことへの不安を感じており、ごく僅かではあつたがその精神的ストレスから体調不良を訴える看護師もいた。看護師の中には、勤務後、高齢者や幼少児の居る自宅へ帰ることを躊躇する人があり、また自分たちだけがコロナ陽性患者に対応しなければならぬことへの疑問や矛盾、不満を抱える看護師も少なからず見受けられた。これに関しては心療内科医、公認心理師らによる専門チームが定期的なヒアリングを行うとともに、普段からさまざまな悩みに傾聴し、明確となった問題点には看護部だけでなく病院全体で対応するように心がけてきた。実際に担当看護師の精神的負担は予想を超えるものであつたが、大多数の看護師は不平、不満も漏らさず、日々、真摯にコロナ患者に向き合ってくれたことには頭の下がる思いである。

V 初めて経験したコロナ禍における救急外来運営の難しさ

本院は以前から、「断らない救急」をモットーに、和歌山県内で最も多くの救急患者、救急車を受け入れてきた。二〇一九年度までは年間二三、〇〇〇人前後の救急患者を受け入れ、そのうち約三五％の患者が救急入院となっていた。新型コロナウイルスの蔓延により、一般外来と同様、救急外来においても患者の受診控えが顕著となり、二〇二〇年度は救急患者数で約二〇％、救急入院患者数で約一〇％の減少となった。しかしコロナ禍が長引くにつれ、救急患者数、救急入院患者数とも回復傾向となり、二〇二二年度はどちらもコロナ前とほぼ同レベルにまで戻った。

コロナ禍を通して共通していた特徴として、救急外来患者全体に占める救急車での搬入患者の割合が、経時的に上昇したことである。コロナ前の二〇一九年度は救急患者全体に占める救急車搬入率は三三・〇％であったが、二〇二〇年度は三五・〇％となり、二〇二一年度は三八・一％、二〇二二年度は四〇・四％にまで達した。この理由は明らかであり、周辺医療機関の救急搬送患者の応需率が低下したためであり、その最大の理由は、発熱患者

特に高齢の発熱患者の搬入拒否の急激な増加にあった。本院は高度救命救急センターを併設する高次医療機関ではあるが、「断らない救急」も実践してきたので、発熱患者やコロナ陽性患者もその重症度や年齢に関わらず、収容医療機関が見つからない場合、最終的には全例受け入れてきた。コロナ禍での救急外来運営で最も苦労したのが、このような高齢者、特に介護度の高い高齢者のコロナ陽性患者への対応であった。オミクロン株の流行以降、特にこの傾向が顕著となり、「新型コロナウイルス感染症は軽症、しかし細菌性肺炎、誤嚥性肺炎を併発しており酸素投与が必要」という高齢者患者が非常に目立つようになった。救急隊員も何か所もの医療機関に受け入れ交渉を繰り返すもののどこにも応需してもらえず、救急車内滞在時間ばかりが長くなり、本院が受け入れ交渉七か所目、八か所目ということが日常茶飯事となり、最高は一二か所の医療機関に搬入を拒否され、本院が一二か所目の医療機関として受け入れた患者もあった。しかし本院のコロナ病床にも限りがあり、救急外来で受け入れたコロナ陽性患者全員を本院で入院加療することは不可能であった。この状況に対応すべく、救急外来スタッフは苦肉の策として開始したのが、オーバーナイト方式である。具体的には、少量の酸素投与が必要などの理由で、施

設や自宅へ帰ることのできない高齢の陽性患者を対象に、救急外来内のベッドで翌朝までオーバーナイト症例として過ごしてもらい、その間、必要な治療や観察を実施し、翌朝周辺医療機関に転院を打診し、受け入れてもらうというものである。しかし、救急外来看護師は増員もままならない状況下で、多い日には三〜四人のオーバーナイト症例を管理しながら他の救急患者の対応もおこなわなければならない。その仕事量たるや想像を絶するものであった。コロナ陽性患者で溢れかえる救急外来で、高度救命救急センターとしての責務である「断らない救急」も並行しておこなわなければならないことが、この両立がコロナ禍を通して最も苦勞した部分であった。

VI 最後に

本院での私に課せられた仕事は、救急外来やICU・HCUを含めた高度救命救急センター全体の運営と、国内外における災害救護、救援活動の対応がその中心である。しかし今後、新たな新興感染症のパンデミックや大規模自然災害など、予想外の事態に直面した場合、今回の新型コロナウイルス感染症対策で得たさまざまな経験を、院内の危機

管理に生かしていかなければならないと思っている。これからのわが国、特に高齢化による人口減少が急速に進んでいる和歌山県のような地方では、人口減に伴う病床数の削減が大きな課題となる。ただコロナ禍を経験し、わが国の医療がパンデミックに極めて脆弱であることも露呈されたのではないかと感じている。この状況を打破するためには、今後、各医療機関は地域医療構想に沿った病床削減を行いながらも、併せて新型コロナウイルス感染症のような新興感染症、また南海トラフ地震のような大規模災害時にも対応可能な、新たな医療体制を構築しなければならない。本院もそうであるが、とりわけ災害拠点病院に指定されている医療機関では、今後、削減することになるであろう病床を「サージキャパシティー」として確保、管理し、そのスペース(病棟)とマンパワーを平時と緊急時で柔軟に切り替えながら有効に利用できる、画期的で新しい危機管理システムを作り上げなければならないと強く感じている。

苦難を乗り越えレジリエンスを高めるマネジメント

—— 新型コロナウイルス感染症の対応を経験して

間瀬照美

横浜市立みなと赤十字病院副院長兼看護部長

はじめに

横浜市立みなと赤十字病院は、設置主体が横浜市、経営を日本赤十字社が担う公設民営であり、許可病床数六三四床の地域医療支援病院である。主な病院機能は救命救急センター、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院等である。病院理念は「人道・博愛の赤十字精神のもと、患者の権利を尊重し良質で高度な医療を提供し、市民の健康増進に貢献する」とし、「断らない救急」を目標に掲げ、職員全員がその目標にコミットして取り組んでいる。そのため、二〇二二年度の救急車搬送数は一四、七五七台、全国二位の実績である。



新型コロナウイルス感染症(以下、コロナという)においては、神奈川県重点医療機関を担い、重症および中等症Ⅱの患者を受け入れてきた。二〇二〇年二月、大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の患者受け入れから二〇二三年九月末までの三年八カ月に及ぶ入院患者数は約一、六〇〇人である。職員は、クルーズ船へのDMAT派遣から現在まで、患者と家族に寄り添い、第一線でコロナと

戦ってきた。当院は感染症指定病院ではなかったが、病院長の強いリーダーシップのもと、クルーズ船のコロナ患者の受け入れを決定し、災害対策本部を立ち上げ職員全員で対応してきた。毎週、コロナ対策会議を幹部と各部門の関係者が参加し、災害対応と同様に運営した。会議では、県の情報共有や現場の困りごとを速やかに解決する場として機能し、現在もフェーズ毎に開催回数を決めて実施している。

クルーズ船のコロナ患者の受け入れは、緩和ケア病棟を専用病棟とした。理由は、感染対策の観点から全室個室であり、病棟専用の入り口があり他の入院患者と動線を分けることができたからである。患者受け入れに当たっては、感染管理室と協働し物資の確保や患者の動線、職員の感染教育等を数日で行った。また、緩和ケア病棟に入院中の患者は、一般病棟に転棟し、コロナ入院患者の看護は、緩和ケア病棟の職員が行った。これまで、がん末期患者の看護をしていたが、職員は不安のなか必死に看護にあった。患者は、おおむね外国人であったため、言葉や文化の違い、食事の問題など多くの課題があった。奇しくも、二〇二〇年一月に国際医療部が発足した直後であり、大使館や現地の家族、保険会社等のやり取りを担った。

当時、対応する職員とその家族は、未知のウイルスに対

し、自分達も感染するのではないかと恐怖を抱えながら医療者としての使命を果たす一心で対応した。また、それを職員に強いるなければならない部門のトップとして、とても申し訳ない思いが強く、心苦しかった。その後も次々と生じる多くの課題に、眠れない日々を過ごしながらも管理者が英知を出し合い、職員が最前線で医療を提供し、この難局を職員一丸となって乗り越えてきた。

国内のコロナ患者の入院は、重症をICU・HCU、中等症Ⅱを呼吸器科病棟で受け入れ、最大、重症一七人、中等症Ⅱ二五人を受け入れた。

一方で、コロナ重点医療機関としての機能を果たす中で、本来の高度急性期病院の機能を維持できないのではないかと危機的状況を経験した。そこで、主に三つの危機について述べたいと思う。一点目はコロナに伴う離職率の高騰とダウンサイジングについて、二点目は新興感染症の感染拡大時における取組み計画の策定、三点目は重傷者に対応できる看護師の育成についてである。

Ⅰ コロナに伴う離職率の高騰とダウンサイジング

特に、病院機能の維持が困難であったのは、二〇二〇・

二〇二一年度末に看護職員の離職率が一六％に急増した時であった。コロナ受け入れに伴う理由で退職した職員は一人もいないが、コロナ対応への偏見等に伴う清掃業者の撤退や、感染防止のために看護師が看護以外の業務まで担うこととなり、心身の疲弊や業務の増加があった。また、専用病棟やICU・HCU病棟がコロナ患者を受け入れることに伴い、救急病棟や一般病棟で重症患者や病床編成が従来と異なる混合病棟となり業務の負担や複雑化が背景にあった。

二〇二一年度の意向調査から看護職員の離職率が二年連続高騰することが予測され、病院機能を維持することが困難となる懸念された。病院機能を維持するためには、病床をダウンサイジングし、看護職員を再配置しなければならぬと判断した。しかも、コロナ禍において、地域住民の健康を守るためには、入院受け入れを通常通り行いながら、同時にダウンサイジングと再配置を実施することが求められた。ダウンサイジングは、二〇一四年度からの病床利用率とコロナ禍の地域分析を幹部会議で共有し、緩和ケア病棟二五床の休床を決定した。

緩和ケア病棟は、クルーズ船のコロナ患者が全て退院した後、病棟を通常に戻したが、コロナ禍に面会がままな

らなくなり入院患者が減少し、二〇二二年一月に休床した。緩和ケアにやりがいを持つ職員は、休床に納得できず、一部の職員は退職した。看護部長として、やりきれない思いを抱えながらも、病院機能を維持するには致し方なかった。その後、二〇二一年三月に、5D病棟（小児科と成人の混合病棟）の二三床を休床し、5C病棟（産婦人科・女性病棟）と合併し、5CD病棟として新たに一看護単位とした。機能の異なる病棟の合併は混乱を招き、新たなチーム作りは大変困難であった。

II 新興感染症の感染拡大時における 取組み計画の策定

稼働病床数は、合計四八床を休床し、五六八床にダウンサイジングした。看護師総数は二〇二一年四月末日六三一人（二〇二〇年度比二八人減）を再配置し、高度急性期及びコロナ重点医療機関としての機能を維持・向上するため、ICUの配置を手厚くし、救急、一般病棟の配置を維持できた。

二〇二〇年度に新興感染症拡大時に備え、リリーフ体制の基準を「診療報酬上の算定要件を厳守」「適正な看護職員の人員配置」「安全な医療提供」「質の高い看護の提供」を基本方針に改正した。部内全体のリリーフ調整は、師長から

の要請を受け、業務担当看護副部長が担った。リリーフ調整により各部署の人員確保の他、時間外の短縮や年休取得の確保を行うことができた。

しかし、コロナは波ごとに様相が異なり、マネジメントも柔軟に対応しなければならなかった。第四波後は、国の第八次医療計画の策定案を踏まえ、新興感染症の感染拡大時における取組み計画（資料1）を二〇二一年三月に作成した。フェーズに合わせた人員基準は、担当部署の看護師長と話し合い、現場の状況を勘案しながら改訂し、フェーズに合わせた看護師の確保ができるように計画した。波の合間を平時と捉え、コロナ感染拡大時の有事には対応できるように準備し、平時と有事のリリーフ体制や重症者に対応できる看護師の育成等の取組みを開始した。

III 重症者に対応できる看護師の育成

(1) フェーズにおける看護体制

二〇二一年八月時点では、重症者をICU及びHCUで最大一二床（特定集中治療室管理科1）、中等症IIを6B病棟（従来は、呼吸器科病棟。フェーズ3以上ではハイケアユニット入院管理科）で二〇床受け入れた。

平時にはICUとHCUの職員が協働して重傷者に対応することを基本とし、フェーズ3以上で増員とした。また、中等症の6B病棟ではフェーズ2以上で四対一看護配置とし、フェーズ4以上で増員とし、各部署へのリリーフ体制を計画した。（表1参照）

(2) リリーフ体制の整備——重症者に対応できる看護師の育成と計画的リリーフ

二〇一九年より、重症者に対応できる看護師を育成するため、ICU・HCUの看護職員を三カ月ごとにローテーションし、年一回は全員を異動する取組みを行っていた。重傷者を最大一七人受け入れることができたのは、この取組みが功を奏した。しかし、十分ではなかったため、二〇二一年五月より、重症者に対応できる看護師の育成に取り組んだ。院内中のICU部署経験者と各病棟主任を対象に、個々のレベルに合わせた育成スケジュールを立案し、教育を資料二の通り取り計画した。また、重症患者の受け入れを救急病棟が担うため、救急病棟・救急外来への人員確保も併せて計画した。一般病棟の入院をおおむね四九床から三六床に制限し、夜勤看護師を一人減じたことで多くのリリーフ調整が可能となった。



処置中の様子

表1 COVID-19 受け入れに伴う必要看護師数（看護部 2021.8.27 更新）

部署	フェーズ	コロナ病床	入院基本料	看護師配置	必要夜勤数	試算・備考	増員数
ICU	1	4床	特定集中治療室管理料Ⅰ	2対1	31人～38人 +HUC13人	5～6人夜勤（ICU5人+フリー1人+HCU2人） 夜勤回数平均10回/人 3床以上：6人、ゾーニング	0
	2	4床					
	3	6床			44人 +HCU13人	7人夜勤（ICU6人+フリー1人+HCU2人） 呼吸器装着3人以上：7人 新人は一般床へ異動	3
	4	12床 （18床すべてICU）			69人	全てICU 9人夜勤+2人増員 重症度により夜勤1名増員ごとに6人追加	15
6B	1	8床	急性期一般入院基本料1	7対1	31人	4人夜勤 夜勤回数平均8回/人	0
	2	12床	ハイケアユニット 入院医療管理料	4対1	19人	3人夜勤 夜勤回数平均10回/人	0
	3	20床			31～38人	5人夜勤 夜勤回数平均10回/人 重症度により 6人夜勤	0
	4						5



リハビリ中の様子



タブレットを使用したオンライン面会

以上の通り、重症者に対応可能な人材が確保できなければ、有事の際に対応することは困難であり、平時から高度な専門知識と技術を有する看護師の育成が重要であった。さらに、第六波では、連発する病棟クラスター、第七波では職員及び家族のコロナ感染による自宅療養者が多数となる等、波ごとに異なる様相のコロナ対応をマネジメントした。

二〇二三年五月以降、コロナは五類となったが一般診療と同等に今もなお、コロナに対応している。コロナと共存しながら、重症者に対応できる看護師の育成は現在も継続している。そのため、部署異動を積極に行い、ICU・HCUから病棟へ、病棟からICU・HCUへ異動し、有事の際に重症者に対応できる看護師を確保できるようにしている。また、更なる育成のため同じフロアにある救急病棟でも重症者に対応できるよう、ICUと救急病棟の認定看護師を異動し、今後の育成計画を立案する予定である。

おわりに

三年半以上が経過し、経験から多くの苦難を乗り越え、私たちは、レジリエンスを高められるようになった。今後、新興感染症に対応する時は今回の体験を生かして、病院機能を維持・向上し、引き続き地域貢献を果たしていきたい。

資料1

新興感染症の感染拡大時における取組み計画

二〇二二・三 看護部

新興感染症の感染拡大時における取組を下記の通り計画する。

1. 今後の地域医療計画について

二〇二〇年一二月医療計画の見直し等に関する検討会では、「コロナ対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」において、医療計画の記載事項に「新興感染症の感染拡大時における医療」を追加し、五事業から六

事業とする。また、平時および感染拡大時の取り組みを第八次医療計画（二〇二四年～二〇二九年）から追加することが示されている。また、平時からの取組に必要な観点として、以下を挙げている。

- (1) 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
 - ・ 感染症指定医療機関（感染症病床）の整備
 - ・ 感染拡大時にゾーニング等の観点から活用しやすい病床や感染症対応に転用しやすいスペース（病床のダウンサイズに伴う空きスペースを含む。）の確保に必要な施設・設備の整備（重症例や疑い症例等を想定した整備を含む。）など
- (2) 感染拡大時を想定した専門人材の確保等
 - ・ 感染防止制御チームの活用
 - ・ 感染管理の専門性を有する看護師（ICN）の確保等
 - ・ 重症患者（ECMOや人工呼吸器管理が必要な患者等）に対応可能な人材など
- (3) 医療機関における感染防護具等の備蓄
- (4) 院内感染対策の徹底
- (5) 医療機関内でクラスターが発生した際の対応方針の共有（院内のマネジメントや医療機関の連携等）
- (6) 医療機関におけるPCR検査等病原体検査の体制の整備

備など

2. 神奈川県県の計画

フェーズに応じた即応病床数や最大確保病床数について県との協定等の形で明文化するとともに、認定医療機関の間で情報共有する方向性

3. 横浜市の計画

市立・市大・地域中核病院等（一五病院）を中心に神奈川県県のフェーズに合わせて病院別に即応病床数を決める

4. 当院の即応病床数

	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4
重症	4	4	6	12
中等症	8	12	20	20
合計	12	16	26	32

5. 平時からの取り組み計画

以下について幹部・各部門と協働する

- (1) 院内フェーズの方針……看護部長
- (2) フェーズに合わせた人員基準……看護部長
- (3) フェーズに合わせた病床確保（地域連携も含める）……業務担当副部長
- (4) フェーズに合わせた施設・設備……業務担当副部長
- (5) 平時と有事のリリフ体制……業務担当副部長
- (6) 日常的な感染防止対策……人事担当副部長（感染担当含む）
- (7) 感染防止対策（物品の確保・購入、フェーズごとの準備）……人事担当副部長（感染担当含む）
- (8) 感染管理に専門的な人材の育成……人事担当副部長（感染担当含む）
- (9) クラスタ発生時の院内対応……人事担当副部長（感染担当含む）
- (10) 重症・中等症病床のフェーズに合わせた人員調整……教育担当副部長
- (11) 重症者に対応するための教育計画……教育担当副部長

日の午後に開かれた院内感染対策本部会議であつた。以降この新型コロナウイルス感染症に翻弄されながら、看護管理者として倫理的に悩むことが多くあつた。しかし、当院

I 国際救援活動経験者の活躍

の看護師たちのブレない献身的な看護の姿勢と発信力や行動力、更にこの経験から更に成長していく姿勢に赤十字看護の本質を改めて感じる機会となった。



はじめに

二〇一九年十二月、中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎

コロナ禍で感じた赤十字看護の本質

特集1 .. コロナ禍の教訓

ICUリリーフ看護師育成スケジュール

ICUリリup看護師育成スケジュール

第2版 2021年7月26日

		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月	
		1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W
救急	係長																
救急	スタッフ																
				→重症システムの取得													
				→重症システムの取得													
6B	主任																
				→ICU未経験支援看護師プログラムの取得													
7C	スタッフ																
				5/17 → ICU支援看護師プログラム													
6A	スタッフ																
				4/20 → ICU支援看護師プログラム													
6C	係長																
				5/7 → ICU未経験支援看護師プログラム													
6D	主任																
				→ICU未経験支援看護師プログラム													

ICUへのリリup		6B		ICUへのリリup要員													
フェーズ		コロナ病床		1	2	3	*フェーズは目安とし、患者数や患者の重症度に合わせてリリup調整を行う										
3	6人類似	3	20	6B	6B	6B	*6B病棟は4~5人程度とし、6B病棟の患者数でICUとリリup体制をとる。ICUへのリリup人数が不足した場合は、3名がICUのリリup要員となる										
				*ICU経験者は患者を2名をもち、未経験者はコロナ病床のフリー増強（6C研修終了後にメンバー追加）													
4	12			{1班}	1	2	3	4	5	{2班}	6	7	8	9	10	予備	*ICUへのリリup要員は、ICU経験者または研修受検者
				6D	7A	7B	7C	7D	5A	6A	6B	8F	救急	救急	救急	*5名からリリupを派遣	
				※診療体制から内・放、外来、入退院Cからのリリup確保で予備の人数を調整する													

6B病棟・救急病棟・一般病棟へのリリup		6B		*ICUへのリリup派遣のため、6B・救急病棟への人員を確保する。													
フェーズ		コロナ病床		*新型コロナウイルス患者の状況に合わせて一般病棟・入院患者36名の制限が発令される。													

		6B		ICU1班 派遣時																			
3		6人類似		3	20	救急																	
						救急外来 救急外来																	
4		12	4	20			内・放		外来		入退院C		5A		6A	6C	8F	6D	7A	7B	7C	7D	
						日勤/夜勤		日勤/夜勤		日勤													

6Bのリリup協力部署		5CD	
手術室		5CD	

*内・放、外来、入退院Cは救急外来のリリup要員。それ以外の部署は、6B病棟・救急病棟・一般病棟のリリup要員。

*部署の患者重症度・看護力の状況をみて、6B病棟・救急病棟以外の部署へのリリup調整も行う

セス号の乗客から感染者が多数出た。同年二月、本社からダイアモンドプリンセス号への救護活動要請があった。外人国が多かったこともあり国際救援活動経験者との指示があり、津田香都看護係長にお願いをすると、快諾し、わずか二日ほどで出動した。今でも最も申し訳なかったと思う事は、救護活動の当事者の人権を守るために「極秘任務」であったことである。院内のごく一部の職員しか知らされず、大勢に見送られずに出動させてしまった。国際救援活動に出動する際には、院長から赤十字の旗を受け取り、壮行会を行うのだが、それが出来なかった。任務が終了した後、ひっそりと二週間の自宅待機をもらった。まだウィルスの正体もはっきりしない頃であったため、計り知れない不安があったと思うが、国際救援活動の経験を活かし言語や各国の文化も理解した中で、立派に使命を果たしてくれた。何よりも本人が感染することなく帰宅してくれたことに安堵した。

また、二〇二〇年四月、私が看護部長就任早々、兵庫県支部から事務部長に救護の打診があった。それは兵庫県下の初の新規救護を目的として姫路市のホテルが選ばれ、そこに当院から看護師を派遣してほしいとの事であった。看護部長に就任後間もない私にとって、初めての意思決定の

場面であった。当時は、医療圏での感染者の対応に右往左往している状況で、看護人員をどのように確保するかということに頭を抱えていた私は、非常に悩んだ。「今でも厳しいし、他の医療機関は陽性患者を受け入れていないのに、どうして当院ばかりが？」と正直感じた。しかし、この感染症の蔓延は「災害」である、と赤十字の使命感を奮い立たせて看護師派遣を決めた。県で初の事業であり、マニュアルも何も無い時点での立ち上げである。この事業に関わるのは県職員と自衛隊・ホテル従業員と当院の看護師であった。誰もが初めての経験、しかも当時は、他の都道府県でも、まだホテル療養をはじめている所はごくわずかであった。先陣を切る人材として思い浮かんだのは、高原美貴看護副部長である。彼女は、新型コロナウイルスの影響で国際救援活動を中断し、急遽三月末に緊急帰国していたのである。彼女にお願いすると、勿論快諾であった。前述した津田係長・高原副部長も、要請を受けると、必ず快諾してくれる。二人に共通する態度であり、さすがだと感じる。

当院は立ち上げからの四日間を担当することとなり、その後は看護協会の支援を得て潜在看護師たちが協力する体制が整った。マニュアルも何も無い現地で、初対面の人々が集合し準備が始まった。高原副部長の国際救援活動で

の経験を活かし、まず現地アセスメントを行ったそうである。自衛隊と兵庫県・医療従事者・ホテル関係者の指示命令系統について組織図を書き、どの経路で物品や食事が調達されるのか、それぞれの役割分担を把握し、時系列で受け入れ準備を進めていった。当院の後を引き継ぐのは潜在看護師たちである。引き継がれる人たちが困らないように、業務手順などを整えた。ホテル療養が始まると、二週間狭いホテルの部屋で療養される患者さんたちの生活を想起し、少しでも運動不足の解消になればと館内放送を利用したラジオ体操を流したり、食事内容を見て野菜や水分を増やすように行政と早速交渉し改善したりしたそうである。また野の花を摘み、メッセージを書いて食事と共に療養者へ届けるなどの実践をしている。高原副部長からは「当たり前

かも厳しい現場であるにも関わらず工夫しながら楽しそうに活動されている姿に、非常に感動しました。さすが、赤十字ですね。」

II 医療圏内で初の陽性患者の受け入れと、誹謗中傷の始まり

二〇二〇年三月五日、院内感染対策本部会議をしていた時に、院長の電話が鳴った。医療圏で第一号の感染者が発生し、当院への入院要請であった。当院は、感染症指定病院であったため、当然受け入れることとなった。当時、関西で話題になっていたライブハウスでの感染者である。患者さんは非常に軽症であったが、当時の法律上は隔離入院が必要である。個人情報保護が職員にも知られることが無いように、プライバシー保護には十分配慮した。この患者さんの事が兵庫県の記者会見で発表され、入院先が「姫路赤十字病院」であると告げられた。当院は、病棟側と感染症病棟は完全に空調も分けて隔離しているのであるが、それでも手術予定患者のキャンセルや外来患者の減少、職員へ苦情や相談も相次ぐような事態となった。

二人の活動は、院内の実践報告会で発表してもらったのだが、参加していたある診療部長が次のように感想が伝えられた。「ウィルスの正体もわからない、治療法もわからない中で、新しい場所で初めて出会う人たちと協力して、し

その後も数人、陽性患者さんが入院されたが、第一波は軽症者がほとんどであった。それでも、感染した患者さん

の情報、どこからか知れ渡り、大変な誹謗中傷を受けられたという話を地域の保健師から後から聞いた。

看護師に対する誹謗中傷も数多くあった。子供同士でも「お母さんが日赤だから、遊ばないで」と言われたり、地域の集会に出て、「離れて座って」と露骨に避けられたりするなどの事例報告があった。育児休暇明けで保育所へ子供を預けようとする、「姫路日赤の看護師さんの子供さんはちょっと……」と育児休暇を延長するように言われる事もあった。姫路市役所へも、「日赤の看護師の子供を預かりたくない」と苦情の電話もあった一方で、姫路市長から各保育所へ文書で「医療従事者の子供は優先的に保育するように」との通知が出されたほどである。看護師の家族も苦悩していた。家族に内緒で勤務してくれていた看護師や、帰宅前には必ずシャワーを浴びて帰宅したり、車の中で寝泊まりしたりする看護師も居たほどである。看護師は真夏でもフル装備の防護服を着て、汗だくで看護から掃除、高齢者のリハビリ・医療廃棄物の片づけまですべて実施していた。看護師にも家族は居るし、小さい子供のある看護師も居た。今、思い返しても、この頃が一番辛かったと思ひ返す。

日本赤十字社から二〇二〇年三月に示された「新型コロナウイルスの三つの顔を知ろう」にあるように、第一の感

染症が「病氣」そのもので、「第二の感染症の「不安」と第三の感染症の「差別」につながるため、負の連鎖を断ち切る」という教えである。これまで看護師をしてきて、「不安」な事は数多くあったが、看護をしている私たちや患者さんたちが感染症によって「差別」されるという経験は初めてであり、人間不信にも陥りかねない状況にもあった。兵庫県看護協会がまとめた「コロナ禍の看護職のレポート」が二〇二二年九月に発刊された。その巻頭で、神戸市看護大学の南裕子学長が、「ナースは感染を恐れない。感染を防御する術を知っているから、とナイチンゲールが語った言葉の重みを世界中のナースたちがあらためて感じながら、現場での戦いが長く続く事となった」と書かれている。まさに、看護師としての使命を感じ、患者さんの為に一生懸命看護を実践している看護職にとって、たとえ「不安」からくるものとはいえ第三の感染症「差別」は今でも忘れられない辛い経験である。

III 通常診療とコロナ対応の両立と いうミツシヨ

新型コロナウイルス感染症が蔓延するまでは、当院の病床稼働率は約九四％を維持し、平均在院日数も約九日であっ

た。特に総合周産期母子医療センターは医療圏で当院だけであり、がん診療連携拠点病院など地域における役割を果たす必要があった。一方で感染症重点医療機関でもあった。当時の佐藤院長の方針は、この両者を両立させることであり、それは地域医療を守るために必要な選択であった。しかし、新型コロナウイルス感染症患者の看護にはマンパワーが必要である。感染症病棟へ他部署の看護師を派遣しなければならなかった。看護管理者として一番苦労したのは看護人員の配置についてである。ありがたい事に師長たちはこの状況を理解し、部署から応援体制で感染症病棟への異動に協力してくれたのである。災害とも言える事態に、しかもまだ正体もわからない感染症患者の看護をするための人選は、非常に困難であると予想された。しかし、「感染症病棟の看護師だけに負担をかけられない」と言い、「災害時と同じです」と協力を惜しまなかった師長たちや、それを受け入れ感染症病棟で勤務してくれた看護職たちには本当に感謝している。流行の波ごとに違いはあったにせよ、ほぼ通年感染者の入院が無くなることは無かったため、この応援体制は現在も継続している。

そして特筆すべきは、二人の感染看護認定看護師の存在である。一名は、組織の感染管理者である看護師長、も

う一名は感染症病棟で現場を支えてくれた看護係長である。感染管理者の看護師長は、組織横断的に休むことなく活動し、職員が戸惑うことが無いように正しい考え方や感染制御の方法について、常に感情をコントロールしながら全職員に対応してくれた。この二人が「看護師」であるという事が、私たち看護職にとって「共感者」となった事は間違いない。組織や職員からの視点だけでなく、常に患者さんへの看護の視点を持ち、一貫して非常に冷静に正しい示唆を与えてくれた事は、心強くもあり看護職としての倫理観を保つことが出来たと考えている。通常診療とコロナ対応の両立は、二人の活躍なしには達成できなかったと考える。

後から知る事となるが、一床も減らさず通常診療と新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ続けた施設は非常に少なかった。これを実現できたことは、当院の看護職の高い倫理観と、困っている部署へ気持ちよく応援に出す文化を作っている各病棟の看護師長、また異動者を温かく迎えて学びあう感染症病棟の師長をはじめスタッフの良い人間関係が構築できていたからであると考ええる。

IV 陽性妊婦さんとのかわり

第三波になると、新型コロナウイルスに感染した妊婦さんが多数搬送されてきた。医療圏内だけでなく、兵庫県内各地からも患者さんを受け入れる事もあった。中でも、妊娠中期の妊婦さんは、忘れられない事例である。母体の肺炎が日ごとに悪化し、人工呼吸器を装着するかどうかの瀬戸際となった。母体としては、十分な治療を受けるためにも早く帝王切開したほうが良いと考える内科医と、児の生命予後を考えて少しでも長く母体に児が過ごせるように考える小児科医や産婦人科医、助産師・看護師や集中治療室の医師も集まり、写真1のように朝夕で状態を共有しながらカンファレンスを行い、治療方針について協議した。母体の重症度が上がり、二十四週での帝王切開となったが、児は新生児集中治療室へ入院し、母親はその後軽快し、無事親子で生活が出来るまで回復された。その週数まで母体の中で過ごせた事は児の生命予後を大きく左右し、また母親にとってもギリギリの命の選択であった。

その後、コロナウイルスの弱毒化により重症患者さんは減ってきたものの、感染した妊婦さんを受け入れる病院は



写真2
帝王切開で生まれた赤ちゃん

医療圏では当院しか無かった。感染した妊婦さんの自然分娩は、医療従事者への感染のリスクが非常に高いため帝王切開術を基本としていた。（写真2）母体が肺炎などによる重症化を予防する段階までは倫理的に悩むことも少なかったが、ウイルスが弱毒化することにより症状がほぼ無いような妊婦さんの分娩をどうするかという選択に非常に悩んだ。自然分娩であっても、夫の付き添いは許されず、本来人生で最高の喜びともいえる我が子を胸に抱くことも出来ず、母乳を飲ませることも出来ない産後の様子も、非常に辛いものであった。産婦人科医師や助産師・出産に関わる看護師たちは妊婦さんの望む形で分娩を選択させてあげたいと思う反面、長時間に及ぶ自然分娩の間、医療従事者への感染リスクが高まるのは事実である。一方、帝王切開術をするには手術室の確保、麻酔科医をはじめ多くの医療従事者が必要となった。第七波の頃には、医療従事者や家族の多くが感染したため、医療現場の勤務環境は限界を超えていたように思う。いくつかの感染の波を超えながら、新たな知見や経験に基づき、妊婦の病状・週数・分娩経過に応じて自然分娩の件数が増えていったように思う。残念ながら五類になった今もなお、感染した妊婦さんの分娩を担う施設はほとんど無いのが実態である。今は病棟の陰圧



写真1 多職種カンファレンスの様子

分娩室で経過に応じた自然分娩が出来るようになっていた。

V 看護現場の葛藤と赤十字看護の本質

他の病院の看護職たちも報告しているように、現場の看護職にとっての一番のジレンマは、「患者さんに寄り添うことが出来ないこと」であった。いつもなら、苦しんでいる患者さんに寄り添い、目線を合わせて心の声を聴いてきた看護職である。しかし、組織としては職員の安全を守るために、「なるべく感染の機会を少なくしてほしい」と願っていた。

感染した事で落胆している患者さん、自身が原因で家族へ感染が広がってしまった後悔から涙する患者さんに対し、寄り添うことが出来ないジレンマが一番辛かったと言う。マスク・ガウン・手袋・キャップ・必要時はゴーグルをして苦しんでいる患者さんの部屋に入り、「看護師さん、ごめんね。こんな病人の世話をさせて……」と申し訳なさそうに言われる患者さんや、家族内で感染し、亡くなられた家族が出てしまい悲しみに暮れる家族もあった。好きで感染したわけでもないのに、患者さんたちはご自分を責めて、家族も辛い思いをされていた。看護師たちは、「患者さ

んはもつと辛い思いをしている」「感染していても、看護に変わりはない」と、当時出来る最善の看護をいつも話し合ってくれていた。常に自分自身の感染を防御しながら、苦しんでいる患者さんのために看護し続けていた看護職の苦悩は計り知れないものであった。

当院の感染症病棟には、赤十字看護師としての誇りと高い倫理観を持った看護師長が居る。当院の感染症病棟は、元々救急病棟として存在し、感染者が出た時に感染症病棟としての役割を果たすこととなっている。彼女は、救急医療現場で看護管理を行いながら、口癖のように「モヤモヤする」と言うのである。それは、患者さんの意志や尊厳が守られずに、十分な医療が提供出来なかった時である。本人は「モヤモヤ」というジレンマで辛いかもしれないが、私は彼女からの報告を受けるたびに内心安心するのである。私は赤十字看護師には、このモヤモヤする倫理観を大切にしたいと願っている。このジレンマを感じる心こそが、赤十字看護の原点だと思うからである。感染管理者の看護師長もまた、同様に高い倫理観を持っている。常に冷静であるが、人間としての患者さんの立場を尊重した視点を決して崩すことは無かった。この高い倫理観と、それを周囲に発信し、実践する行動力が赤十字看護の本質であると考

える。

おわりに

コロナ禍となり三年半の月日が流れた。看護部長就任と共に、未知なるウイルスに対して組織として看護管理者として、意思決定の連続であった。組織にとっての選択は、医療従事者にとっての希望とは違った事も多くあったと振り返る。しかし、私自身の葛藤をはるかに超えて、当院の看護職たちの「いかなる時も苦しんでいる人を救いたい」という原点が揺るがなかった事が、頼りない看護部長の私を後押ししてくれたように思う。状況を捉え、その時に出来る最善の選択をする際に、倫理的なジレンマを感じる感性が非常に大切であると痛感している。

最後に、感染症病棟に兄弟で入院していた七歳の兄から看護師に宛てた手紙を紹介する。「かんごしさんがかんせんするかもしれないのに、ぼくたちに、やさしくかんびょうしてくれてありがとう。がっこうに行っても、がんばります。」患者さんから多くの感謝の言葉や手紙をいただいた現場であった。このような手紙を喜び合える看護の現場は、先輩たちから脈々と引き継がれてきた赤十字看護の本質だ



姫路赤十字病院敷地内の救護看護師像

と実感している。新型コロナウイルス感染症対応が原因で離職した看護職は一人も居なかった。このような当院の看護職と、毎日現場へ行き激励して下さった院長には、心から感謝の気持ちでいっぱいである。

参考文献

- 1 日本赤十字社「新型コロナウイルスの三つの顔を知ろう」二〇二〇年三月二十八日 https://www.jrc.or.jp/saigu/news/200326_006124.html
- 2 公益社団法人兵庫県看護協会、コロナ禍の看護職のレポート「明日の看護につなぐ看護の足跡」、二〇二〇年九月
- 3 日本赤十字社「新型コロナウイルス感染症に対する日本赤十字社の対応 活動記録集 令和元年度～令和四年度」二〇二三年九月

オリンピックと赤十字の連携

——二つの世界運動がめざすもの…その背景を探る

井上忠男
日本赤十字国際人道研究センター所長
(日本赤十字秋田看護大学非常勤講師)

I スポーツの祭典と人道機関の連携——はじめに

二〇二四年はパリ・オリンピックの開催年である。パリを舞台に七月二六日から八月一日まで世界中から集うアスリートが熱戦を繰り広げる。

世界最大のスポーツの祭典オリンピックは、近年、東京オリンピックでの汚職問題をはじめ、環境問題や人権問題あるいは政治的ボイコットや負の遺産問題など様々な難題に直面している。その渦中にある国際オリンピック委員会(以下、IOC)は、近年、オリンピック憲章にある「人間の尊厳を守り平和を促進する運動」としてのオリンピックの本来の目的を強くアピールしてきた。そして二〇〇三年に



は、国際赤十字・赤新月運動との連携を進めるため、国際赤十字・赤新月連盟(以下、IFRC)、赤十字国際委員会(以下、ICRC)との間で連携協力覚書(MoU)を締結した。

この巨大スポーツイベントの「興行主」としてのIOCと人道機関である赤十字組織との連携協力とは、一体何を意味するのか。またその背景にはどのような現実があるのか。スイスを拠点に世界に拡散したこの二つの運動は、その本質的な相違にもかかわらず偶然とは思えないほど不思議な類似性も持つ。

本稿では両運動の比較検討を通して両者の類似点と相違点を明らかにし、相互依存構造の高まる現代社会における組織の連携の意味と背景事情について考える。そこから再認識されるのは赤十字機関の際立った特殊性と独自性である。なお、IFRCは同憲章によれば各国赤十字・赤新月社により設立構成される会員組織(a membership organization)であるので、本稿ではIOCとの比較においてICRCを取り上げることとする。

の尊厳を守る活動に理解を促すために協力関係が発展することを期待する」と述べた。

オリンピック憲章(以下、憲章)には、オリンピック運動の目的は、「オリンピックズムとオリンピックズムの価値に則って実践されるスポーツを通じて若者を教育することにより、平和でより良い世界の構築に貢献すること」(憲章一章)であり、オリンピックズムの根本原則(以下、原則)には、その目的は、「人間の尊厳の確保を重視し、平和な社会を促進し、スポーツを人間の調和のとれた発展に役立てること」(原則二)とある。こうした理念は、人間の命と尊厳を守る赤十字運動の理念と共通する、というのが両者の連携の基本的立場と思われる。

(2)二つの運動の類似点と相違点

オリンピック運動と赤十字運動、この二つの運動は全く異なる性格ながら幾つかの類似点も見られる。

(1)両者はそれぞれピーエール・ド・クーベルタン男爵、アンリー・デュナンという一個人を提唱者とし、ともにオリンピック運動、国際赤十字・赤新月運動と呼称するように自らが運動体(Movement)であることを宣言している。

II 二つの世界運動の「異床同夢」?

(1)「より良い世界の構築」は共通のテーマ

IOCは、二〇〇三年五月一六日、IFRCと、また同六月九日、ICRCと「国際連帯と人道および持続的開発の推進を目指し行動するため」の連携協力協定(覚書…MoU)を締結した。当時のIOCジャック・ロゲ会長は、IOCとオリンピック運動は、「いかなる差別もなく、相互理解と友情、連帯、フェアプレーのオリンピック精神に基づき、スポーツを通じた青年教育により平和でより良い世界の構築に寄与する。それは人間の尊厳、生命、健康、そして国際人道法の普遍的価値を保護する赤十字運動及びその基本原則へのコミットメントと目的を共有している」と述べ、覚書締結がオリンピック運動と赤十字運動の国際的連帯を促し、人類の発展に寄与することへの期待を表明した。一方、IFRCのサレス・デル・トロ会長(当時)は、「各国赤十字・赤新月社と国内オリンピック委員会が連携し、世界の脆弱な人々の利益となる現実的かつ強力な機会を提供すること」への期待を表明し、ICRCのヤコブ・ケレンバーガー会長(当時)は、「武力紛争時に最も危急の状況に置かれる人々

◆IOCとIFRCの覚書(二〇〇三年五月一六日)⁴

すべての人類は、普遍的、基本的な倫理原則に照らし、肉体的、知的に調和ある発展を求める権利および平和で良好な環境に生きる権利を有する、との見解をIOCとIFRCは共有する。

IOCとオリンピック運動は、いかなる差別もない相互理解と友情、連帯、フェアプレーの精神からなるオリンピック精神に基づき、青少年教育を通じて平和でより良い世界の構築に貢献することを目的とする。

IFRCは赤十字の基本原則に基づき、各国赤十字・赤新月社による人道活動を奨励、促進し、最も脆弱な人々の状態改善を行う。

IOCとIFRCは、国際連帯を促進するため協力し、それぞれの使命と原則に従い人間開発と持続する発展に特別な貢献を行う決意を表明した。両者はこの目的に沿って、特にボランティア活動や脆弱なコミュニティへの支援活動を各国オリンピック委員会並びに各国赤十字・赤新月社に奨励する。このため両社は合同作業部会を設置し、協力事業と国レベルでの連携を発展維持するために最低年一回の会合を開くことに合意した。

(2)両者はともに「オリンピックの根本原則」⁵「赤十字の根本原則」という運動の理念・原則を明示した七つの基本原則(Fundamental Principles)を持つ。

(3)オリンピック運動は、IOC、国際スポーツ連盟(IFSS)、各国・地域オリンピック委員会(NOC)の三組織で構成され、赤十字運動もICRC、IFRC、各国赤十字・赤新月社の三組織から構成される。

(4)運動の世界性(普遍性)においても、二〇六カ国・地域に国内・地域委員会を有するオリンピック運動と一九二カ国に加盟社を持つ赤十字運動はともに高い知名度と広範な世界的ネットワークを持つ。

(5)オリンピック運動に参加する者は、憲章を遵守し、IOCの承認を得なければならない(原則三、七、規則一(二)が、これも各国赤十字・赤新月社が赤十字基本原則を遵守し、ICRCの承認を得ることが加盟条件となっているのと類似する。

(6)両者はそれぞれスイスのローザンヌ、ジュネーブに拠点を置くスイス民法第六〇条ほかに基づく社團法人(associations)である⁶。もともとICRCは、いわゆるNGOとは異なる「特異な国際機関(an atypical IO)」⁷ともいわれる。なお、IFRCは一九九六年にスイス政

府との間でIFRCの国際人格を認める合意書を締結している⁸。

他方、IOCとICRCには大きく異なる点もある。IOCはオリンピック運動を主導する「最高権限(the supreme authority)」を持つ(唯一の指導者)(憲章一章一項一)であり、オリンピック競技はIOCの「独占的資産(exclusive property)」と位置づけられているのに対し、ICRCは赤十字運動の最高権限機関ではなく赤十字の三つの構成機関は相互に独立し対等であり権限の上下関係はない。

両運動の財政基盤も大きく異なる。ICRC、IFRCが各国政府及び各国赤十字・赤新月社の拠出金と民間寄付を主たる財源とするのに対し、IOCの収入(二〇二三年度は約二四億ドル)は、その約九割がテレビ放映権料とスポンサー料の商業収入であり、支出の九割はスポーツ振興のために各国・地域オリンピック委員会に配分される。この違いは両組織の公益性の評価とも無関係でないように思う。赤十字運動がジュネーブ諸条約に国際法上の根拠を置き、各国政府資金など主に公的資金に支えられるのは、その活動が人間の命と尊厳の保護、つまり人類の福祉に直接寄与する高い公益性(public interest)を有するためと思われる。他方、スポーツ興行としてのオリンピックは、各国への配分

金によるスポーツ振興に一定の公益性があるとしても、人道団体と同等の高い公益性があると言えるか議論があるだろう。裏返せば、「人類社会の福祉に貢献するオリンピック」といった高い公益性を国際社会にアピールできれば、オリンピック運動の国際評価はもともと高まると言えるかもしれない。

III オリンピック運動が抱える課題

(1)曖昧なIOCの法的地位

一〇〇年以上の歴史を持つオリンピックだが、その主宰者であるIOCの法的地位は長い間、曖昧なままだった⁹。それは、ICRCがジュネーブ諸条約で国際法上の地位を確立し、国際法人格(International juridical personality)を有する組織として認知されてきたのと対比される¹⁰。また、オリンピックと並ぶ世界的イベントである万国博覧会が国際博覧会条約(一九二八年一月二三日署名、一九九カ国加盟)に基づき、BIE(パリの国際万博事務局)の指導監督のもとで開催されるのとも異なっている。一般的にNGOの国際法主体性は、「赤十字国際委員会(ICRC)など特殊な例を除いて、これまでは否定的な見解が支配的であった」¹²とされる。基

本的に国際法は国家間の関係を規律するものであることを想起すれば、むしろICRCこそが特異な存在であったといえるだろう。しかし、IOCは実際には国際人格を有するが如く多くの国家や国連機関と協定や契約を締結してきた¹³。この背景には、オリンピック憲章がスポーツ競技の国際規範として慣習国際法と同等に見なされ¹⁴、IOCの権威と優越性が諸国により尊重されてきたことがある。まさに赤十字の基本原則(特に人道、公平、中立、独立の原則)が人道支援の国際基準として国際社会で認知されてきたのと対比される。つまりIOCは、ICRCと同様の役割をスポーツの世界で担うものと見なされてきたとも言える¹⁵。とはいえ、法的曖昧さは残されたままであり、これを改善することはIOCの積年の願いだったといえるかもしれない。(なお、日本では、JOCも日本国際博覧会協会も、ともに公益社團法人である。)

歴史的に見ると、一九〇八年のIOC規則はIOCの法的性格には全く言及しなかった。一九二〇年、ローザンヌ市評議会は、IOCがローザンヌに本部を置く合法性を明らかにするため、その根拠とされるクーベルタン男爵の署名文書の正当性を審議したが、その結果、スイス法に基づく法的資格には疑問が付され¹⁶、その後もその性格を巡り議

論がなされてきた。

近年、サマランチ元会長はじめIOC幹部のロビー活動の結果、IOCは国際人格を有する非営利の民間団体としてスイス法により、ようやく法的地位を認められるようになった。一九八一年九月一七日、スイス連邦評議会は、非営利の国際NGOとしてIOCに法人格を付与したが、その理由について評議会は、「スポーツの世界で重要かつ世界的な職責を果たすIOCが、一九一五年以来、スイス国内に本部を置くことはスイスの利益にかなう」とし、「その世界的活動と特別な性格を考慮して国際団体としての特別な地位を付与する」としている。その後、一九九一年のオリンピック憲章の改正では、IOCは法的人格を有する国際的NGOと明記され、二〇〇〇年一月一日、非営利の国際NGOとしてスイス連邦評議会と合意書を締結した。現在のオリンピック憲章二〇二二年八月八日から有効)には、「IOCは、法人格を有する協会形態の国際的非政府、非営利団体であり、存続期間を限定されない組織であり、スイス連邦評議会の承認による二〇〇〇年一月一日発効の協定に基づく」と記されている。

また、ICRCは一九九〇年に国連のオブザーバーステータスを獲得している(GA res 45/6 of 16 Oct 1990)が、IO

Cも二〇〇九年に同資格を得ている(GA res 64/3, 19 October 2009)。しかし、これらの法的進展はIOCの国際法上の地位を保障するものではない。したがって将来的には、ICRCや万博と同等の何らかの国際法上の地位を確立することはIOCにとり望ましいことだろう。もともと、既に世界最大のスポーツイベントとして定着しているオリンピックの評価が、それにより影響を受けることは考えにくいだろう。

(2)山積する現代的な課題

近年、オリンピックは招致にかかる汚職問題や会場建設に伴う自然破壊、建設労働者や立ち退きを迫られる人々の人権問題、選手村での食品ロス、ごみ排出問題、オリンピック施設の廃墟化、終了後の莫大な赤字や負の遺産問題など多くの難題を突きつけられ、「オリンピックは時代遅れ。お金の無駄」といった世論も高まっている。こうした中で、一九九〇年、IOCのサマランチ会長は、オリンピック運動に環境安全を加えることを提唱し、「スポーツと文化と環境」をオリンピックの三本柱に掲げた。京都議定書が発効した二〇〇五年には、「スポーツと平和と環境」を重視するナイロビ宣言を発し、環境重視と「持続

可能性」「持続する開発」を意識したオリンピック運営が強調され、二〇二〇年(翌年開催)の東京オリンピックでは、持続する開発目標(SDGs)を意識した「Be better together (よりよい未来へともに進もう)」がスローガンとなった¹⁹。オリンピックも環境問題、人権問題等への配慮なしには支持を得られなくなったのだ。

にも拘わらず、個人の提唱から生まれた民間運動が、なぜこれほどまでの世界的イベントに発展したのか。その背景には、本来アスリート個人の荣誉を称える場であり、「国家の競争ではない。」(憲章六、一)はずのオリンピックが、現実には国威発揚、愛国心醸成の恰好の場として利用され、国家の結束を強める政治的效果に諸国が着目してきたことがあると思われる。

(3)スポーツの地位向上を目指す

スポーツはこれまで基本的に私的な事柄(趣味、エンターテインメント産業²⁰)と見なされ、文化や芸術活動、歴史遺産など文化的営みに比べて公益性(または保護法益)は低いと見なされてきた。例えば、文化や芸術、歴史遺産等、人類の文化遺産については、これらを保護する一九五四年の文化財保護条約やジュネーヴ諸条約第一追加議定書第五三条、ハー

グ陸戦規則第二七条のような条項が存在するが、スポーツ自体を人間の権利として認め保護する国際文書はほとんど存在しないとされる²¹。

他方で、世界人権宣言(第二七条)や国際人権規約A規約(第二五条)が規定する「文化的生活への参加」の権利を根拠に、スポーツを「人権の一つ」と見做す見解もある²²。オリンピックの根本原則には明確に「スポーツをすることは人権の一つである(原則四)」と規定し、「いかなる差別もなく(中略)機会を与えられなければならない。」とある。タリバン政権下で女性スポーツが抑圧されるアフガニスタンのオリンピック委員会ラヒミ会長は、「私たちはスポーツを完全に政治から切り離すことを求めている。アフガニスタンの女性にスポーツだけでなく、教育も許可されることを望んでいます。それらは基本的人権なのです。」と述べる²³。

こうした中でIOCはじめ、各種スポーツ団体はスポーツの地位向上をめざし、スポーツが人類の福祉や平和な世界の構築に寄与する側面、つまりその公益性の高さを唱道してきた。そうした成果の一例として、二〇一三年に国連総会で採択された「開発と平和のためのスポーツ国際デー」(四月六日)があり、グテーレス事務総長は、「スポーツは人類にとって重要な営みの一つ」とした上で、「気候変動対策



ICRC とブルーシールドの連携覚書の締結

©ICRC

を進め、平和と人権、そして持続可能な開発を促進するため、国連は、スポーツに携わる世界中の関係者や団体と引き続き協力していく²⁴（二〇二二年四月六日）と述べている。しかし、スポーツの地位向上の背景には、年間五、一二億ドル（約七四兆円）²⁵の二〇二三年度のアマゾンの売上には匹敵ともいわれる巨大な市場規模を持つスポーツ産業の思惑も垣間見える。文部科学省（スポーツ庁）の「スポーツ国際戦略」においても、スポーツを成長産業と位置付け、経済産業省、JETROなどとの連携強化を謳っている²⁶。オリンピックを含む世界的スポーツイベントが莫大な商業的利益を生むことは、興行としてのオリンピックの公益性や保護法益に懐疑的見方がつきまとう要因の一つかもしれない。

国連のスポーツ振興支援にも拘わらず、スポーツの権利保護を謳う国際法の不在は、オリンピックに象徴されるスポーツについて国際社会の評価が多様であることを示す。純粹スポーツの価値を認める一方で、興行としてのオリンピックの評価は、スポーツ産業との関係、経済的効果や行政施策との関係など重層的・多面的なオリンピックの機能をどう評価するかに関わっているともいえる。

(4) 赤十字との連携事業

二〇〇三年の覚書締結後、IOCと赤十字機関は、それぞれの使命、理念の根底にある世界性、ボランティア活動、連帯、寛容、平和など共通の道徳的価値を促進するため、各国の赤十字・赤新月社と国内オリンピック委員会が連携協力することを目指している。特にIOCとIFRCは自然災害や疾病の影響下にある地域で連携し、IOCとIFRCは武力紛争下にある人々のスポーツ支援、人道支援のプロジェクトに共同で取り組むことにしており、両者の連携関係は様々な場で見られる。

二〇一一年一月二十八日から二月一日までジュネーブで開かれた第三回赤十字国際会議では、「非暴力と平和の文化の主導者としての青年・スポーツ、芸術、創造性の力」をテーマに特別イベントが並行開催された。この場でIOCのルネ・ファセル委員（国際アイスホッケー連盟会長）は、「スポーツを通じた非暴力と平和の文化の促進」を訴え、同じ理想を共有する赤十字運動との連携協力を訴えた²⁷。ルネ氏は、「オリンピック運動、特にIOCにとり、スポーツは単に競技以上のものであり、教育、持続的発展、非暴力、世界性、人道と連帯というオリンピック運動が重視する諸原則を統合するものであり、これらは広範な社会変革をけん

引する原則である²⁸と述べた。また、ベネズエラでは知的障害者のスポーツ祭典「スペシャル・オリンピック」とも連携し、同国赤十字社によるアスリートを対象にした救急法講習が開かれた。二〇一一年三月の東日本大震災では、日本オリンピック委員会（JOC）は「東日本大震災復興支援JOCがんばれ！ニッポン！プロジェクト」を実施し、義援金の募集、救済医療チームの派遣、救済物資の提供、チャリティーイベントなどの支援活動を行い²⁹、日本赤十字社に六、五〇〇万円の義援金を寄付した。JOCは、平成三〇年の西日本豪雨、北海道胆振東部地震でも日赤に義援金を送っている。

IV 赤十字にとっての他機関との連携とは——おわりに

草創期の赤十字は人道活動におけるパイオニア的存在だった。それから百数十年、社会が複雑多様化し専門化が進む中で、赤十字も多様なセクターとの連携協力なしに事業を発展させることは困難となった。例えば、難民救援における人権保護に必要な個人情報保護には優れた情報管理技術をもつIT企業の協力は不可欠である。ICRCとNEDC³⁰の連携はその一つであり、その他、ICRCはICC

(二〇〇六)、ユネスコ(二〇一五)、ブルーシールド(二〇二〇)、JICA(二〇二三)などと、またIFRCはILO(二〇一六)など多様なセクターと連携してきた。

これらの連携は、(1)赤十字運動への理解と共感を広げるための緩やかな連携、と(2)人道事業の遂行に直結する実務的な連携、の二つに大別できるかもしれない。両者の峻別は厳密には難しいが、例えば、本稿で扱ったIOCやNECとの連携は前者の色彩が強く、国際刑事裁判所(ICC)、コソボ行方不明者政府委員会(GCMP)やユネスコ、ブルーシールドとの連携は後者の例といえるだろう。

これらの連携の中でも特に民間セクターとの連携は、時として連携相手の不祥事やイメージ低下により自らの社会的評価を下げるリスク要因にもなる。民間セクターとの連携に関するICCRCガイドライン(2002)によれば、「連携はいかなる場合でも組織の能力を棄損するものであってはならず、事業遂行能力を強化するものでなければならず、赤十字の使命と基本原則を逸脱するものであってはならない」³¹とある。

時代が大きく変化し社会が複雑化・専門化する中で、赤十字も単独で社会の要請に応えることは困難となった。ま

た赤十字の運動体としての側面はジャンルを超えた異なる業界に働きかけ共感の輪を広げingことを求めており、その意味でスポーツ界や芸術、文化、娯楽、産業界などあらゆるセクターと連携することは望ましいことである。

ICCRCのピーター・マウラー前会長は、「共通の基盤を持つ団体であるならば、私たちは彼らと共に分かち合える人道の立場から連携関係を構築し、ともに解決困難な諸問題への解決策を見つけることができるだろう」³²と述べている。

結局、組織を継続発展させるためには他者との連携は避けて通れない。その中で組織が埋没することなく、いかに自己の存在感(レゾンデール)、リーダーシップを発揮できるかが鍵になるように思う。同時に本稿での考察は、赤十字運動の際立った特異性と独自性を改めて強く印象づけるものとなった。

注

- 1 The Olympic Movement and the Red Cross and Red Crescent Movements Sign Cooperation Agreements, 16 May 2003, <https://olympics.com/ioc/news/press-releases>
- 2 IFRC 憲章第一条 https://www.ifrc.org/sites/default/files/2021-08/01_IFRC-Constitution-2019-EN.pdf

Audit_Report_2022_EN.pdf

- 3 IOC, Press lease, 16 May 2003, at <https://olympics.com/ioc/news/the-olympic-movement-and-the-red-cross-and-red-crescent-movements-sign-cooperation-agreements>
- 4 ヲリヰヰヰ、IOCのウェブサイトに公開された「IOCとIFRCの覚書(Memorandum of Understanding between the International Olympic committee and the International Federation of the Red Cross and Red Crescent Societies)の例」https://stillmed.olympic.org/Documents/Reports/EN/en_report_719.pdf
- 5 オリンピック憲章にある「オリンピックの根本原則」参照。Fundamental principles of Olympism, at https://stillmed.olympics.com/media/Document%20Library/OlympicOrg/General/EN-Olympic-Charter.pdf?_ga=2.257763019.118663530.1696308561-756023213.1688948880
<https://www.svstatistic.se/images/swise/1391007274/ug/ugreferens/article1769479.svt/BINARY/UCR-2014V-03-03s.pdf>
- 6 Swiss Civil Code of 10 December 1907 (Status as of 1 January 2018), at https://fedlex.data.admin.ch/feeds/fedlex.data.admin.ch/cil/cc/24/233_245_233/20180101/en/pdf-a/fedlex-data-admin-ch-cc-24-233_245_233-20180101-en-pdf-a.pdf
- 7 *International Review of the Red Cross* (2016), 97 (897/898), pp.319-344, at https://international-review.icrc.org/sites/default/files/irc_97_1-2-13.pdf
- 8 *Report of the Independent Auditor to the President of the International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies*, Geneva, May 2 2023, p.6, at https://www.ifrc.org/sites/default/files/2023-06/IFRC_
- 9 オリンピック憲章第一章七項「オリンピック競技大会とオリンピック資産に関する権利」参照。
Anindita Deb, *Legal aspects surrounding the Olympics*, September 1, 2021, at <https://blogipleaders.in/legal-aspects-surrounding-olympics/>
- 10 ICCRCは一九九三年三月一九日, Agreement between the International Committee of the Red Cross and Swiss Federal Council to determine the status of Committee in Switzerland を締結し、その第一条は「ICCRCの「国際法人格(International juridical personality)及び法的能力(legal capacity)を認め、第二十条は「ICCRCの活動の自由を保障しつつは、」*Agreement between the International Committee of the Red Cross and the Swiss Federal Council*, JIRC, No. 203, 1993, pp. 152-160.
- 12 西立野園子「NGOの役割の拡大と国際法上の地位」『世界法年報』第11号、11001、p.121. https://www.sagejst.go.jp/article/yearbookofworldlaw1986/2002/21/2002_21_1101/pdf-char/a
- 13 同、p.126.
- 14 David J. Etinger, *The Legal Status of the International Olympic Committee*, Pace International Law Review, volume4:Issue 1, January 1992, p.104, at <https://digitalcommons.pace.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=&httpsredir=1&article=1101&context=pilr>
- 15 *Ibid.*, pp.101-102.
- 16 Mestre, Alexandre Miguel (2013): *The legal and institutional framework of Olympic Games: an introductory analysis on the Olympic charter and on the International Olympic Committee* [online article], at <https://>

- ddadubcat/pub/worppap/2013/181101/mestre_eng.pdf
ibid., p.103.
- 17 オリンピック憲章第三章(IOC)「五項」法的地位^{参照}。
- 18 オリンピックと環境問題」歴史や課題「持続可能性を考慮した取り組みの解説」 <https://clerminst.com/article/2747> 参照
- 19 佐藤義明,「スポーツと国際法」オリンピック運動に着目して」国際法学会エクスパート・コメンタリー No.2020, at <https://islip/archives/expert/2020-7>
- 20 佐藤によれば「小笠原正他編『スポーツ六法二〇一四年版』(信山社)がスポーツ国際法として挙げるのは「条約ではなく、ユネスコ「体育及びスポーツに関する国際憲章」とヨーロッパ・スポーツ担当大臣会議「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」など政府間組織による勧告五つと「私的国際法」二つだけ」^となれる。
- 21 A./J Véal, *Sport and human rights: assessing the performance of nation states in assuring the right to sport participation*, European Journal of Sport and Society, Vol.20,2023-Issue 2, at <https://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/16138171.2022.2032920> 及び「人権とスポーツ二〇二〇人権の視点から見れば「オリンピック・パラリンピックはむしろ感動する(東京都人権啓発センター)」
<https://www.tokyo-jinken.or.jp/site/tokyojinken/t-71-feature.html>^{参照}。
- 22 朝日新聞「二〇二三年一〇月二日
開発と平和のためのスポーツ国際デーに寄せる国連メンバー・グテーレス事務総長メッセージ」https://www.unic.or.jp/news/press/messages_speeches_sg/41654/
- 23 朝日新聞「二〇二三年一〇月二日
開発と平和のためのスポーツ国際デーに寄せる国連メンバー・グテーレス事務総長メッセージ」https://www.unic.or.jp/news/press/messages_speeches_sg/41654/
- 24 IOC, Partnering with corporations, at <https://www.IOC.org/en/support-us/audience/corporate-support>
- 25 スポーツ国際戦略(平成三〇年九月六日「スポーツ庁」
https://www.next.go.jp/prev_sports/comp/a_menu/sports/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/10/1409114_01_2.pdf^{参照}。
- 26 国連が「スポーツが平和と開発を促し、寛容と相互理解を育む側面に着目してきた。以下の五つのメッセージを通じて「スポーツの持つチカラ」を広めている。①他人に対する尊敬の意、②人々の間の対話を促進する③子どもと若者が生きるために必要な「術や能力をもちたらず④障害の有無に関わらず、全ての人々の社会への参画を促す⑤男女の平等を促進し、女性のエンパワメントに貢献する⑥身体、心、健康の健康のみならぎ、心の健康を向上させる」
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/science_culture_communication/un_sports/ ^{参照}。
- 27 IOC teams up with Red Cross Movement to promote peace and youth engagement in communities, 30 Nov 2011, at <https://olympics.com/ioc/news/ioc-teams-up-with-red-cross-movement-to-promote-peace-and-youth-engagement-in-communities>
ibid.
- 28 公益財団法人日本オリンピック委員会ウェブサイトに
<https://www.ioc.or.jp/reconstruction/> ^{参照}。
- 29 NEC & IOC: A blueprint for ethical technology partnerships between the private and humanitarian sectors, at <https://www.nec.com/en/global/sdgs/innovators/project/article02.html>
- 30 Ethical principles guiding the IOC's partnerships with the private sector, at <https://www.IOC.org/en/document/ethical-principles-guiding-IOC-partnerships-private-sector>

関西におけるポーランド・シベリア孤児救済一〇〇周年

はじめに

一九七五年に創設された日本ポーランド協会関西センターは、国際理解・国際交流を目的とする民間団体としてポーランドの文化や歴史を紹介し、両国民の交流の場を提供する活動を行っている。

二〇一九年に神戸新聞社とサンテレビジョンが日本・ポーランド国交樹立一〇〇周年を記念して神戸市でショパン展「ショパン一〇〇年の肖像」を開催した折には、それに協力してショパンを中心としたコンサートやポーランドを紹介するイベントを行った。同年一月一七日にはショパン展の会場となった兵庫県立美術館のホールで、来日していたポーランドのシベリア孤児の歴史を研究するお二人、ワルシャワ在住ジャーナリストの松本照男氏とポーランド

史を紹介することに大きな意味があり、関心も集まるだろうと考えたのである。しかし座席数二五〇の会場の聴衆はまばらであった。来日の機会にわざわざ神戸まで足を運んでくださった講師のお二人には誠に申し訳なく、事前の広報活動不足を反省する一方で、日本におけるシベリア孤児救済の歴史の認知度がまだまだ低く、その史実すらあまり知られていないことを痛感させられた。

そこで関西を舞台に行われた第二次シベリア孤児救済の一〇〇周年記念にあたる二〇二二年に、ポーランドのシベリア孤児救済事業を紹介する一連のイベントを行うことにした。敦賀ムゼウム館長の西川明德氏をゲストに迎えたオンライン座談会、関西センター会員でピアニストの北中綾子氏のコンサートと藤井の講演、岡崎拓氏と藤井による灘校での高校生に向けた土曜講座、松本氏とワルシャワ日本語学校教頭の坂本龍太郎氏をゲストに迎えたオンライン座談会、松本氏・坂本氏・岡崎氏と藤井による講演会、岡崎氏・関西センター会員で阪南大学准教授の定藤博子氏・西川氏・関西センター会員で京都大学非常勤講師のマルチン・タタルチュク氏による羽衣国際大学・阪南大学学生のワークショップ、敦賀ムゼウム・社会福祉法人福田会・クラクフの日本美術技術博物館マンガと共催したシベリア孤児に

国立特殊教育大学教授のヴィエスワフ・タイス氏そして関西センター会員で羽衣国際大学准教授の岡崎拓氏をお招きして日本でのシベリア孤児救済をテーマに講演会を開催した。

日本でショパンの音楽を愛する人は多く、ポーランドを理解し日本とポーランドの関係を知る上で、両国の友好・協力関係のシンボルともいえる一〇〇年前の孤児救済の歴



藤井和夫
日本ポーランド協会関西センター代表
関西学院大学名誉教授



2022年8月の講演会



2023年2月の展示会

関する展示会などが二〇二二年一月から二〇二三年二月にかけて主に神戸市で行われた。本稿では、そこでの経験から得られたことを書いてみたい。

I ポーランドのシベリア孤児

孤児救済の歴史は日本とポーランドの友好関係のシンボルというだけではなく、シベリア孤児の存在そのものがポーランドの歴史に深く関わるものであり、複雑な近現代のポーランドの歴史を知る上で重要なポイントとなると考えたのが、二〇一九年の講演会と二〇二二年のイベントを企画したもう一つの理由であった。二〇世紀の初めに、なぜロシアのシベリアに多くのポーランドの子どもたちがいたのか。その背景を知ること、ポーランドの歴史への理解が深まり、その子どもたちを助けた日本に対するポーランド人の感情が理解していただけると考えたのである。

一七、一八世紀のポーランドは、現在のベラルーシ全体やウクライナ、バルト三国の半分を含む版図を持つ今からは想像もつかないくらいの大国であった。それが一八世紀の末に、隣国のロシア・プロイセン・オーストリアによって三分割され、完全に国土を失ってしまう。地図上にポーラ

ンドという独立国はなく、ワルシャワなどポーランドの中心部はロシアの支配に服しその西端の一地方になってしまふ。この状態は一七九五年から一九一八年まで一二十三年間も続いたのである。

長い亡国の経験は、ポーランド人の心に民族国家再興を目指す強い愛国心とともに、とりわけ支配国ロシアに対する激しい反抗心を作り出し、一九世紀に二度の大規模な反ロシア蜂起を起こすことになる。その結果、敗北したポーランドの多数の蜂起指導者や戦争捕虜がロシアによってシベリアに流された。二〇世紀に入ると、それに仕事を求めてシベリアに向かった人も加えて、ウラジオストク方面には四〇五万人のポーランド人がいたと言われている。

ところが、ポーランドが悲願の独立を取り戻す第一次世界大戦末期、ロシアでは社会主義革命が起きて国内の中央部からシベリアにかけて激しい内戦の舞台となった。さらに日本を含めた各国が干渉して出兵したこともあってシベリアはたいへんな混乱状態になり、そこに暮らすポーランド人たちは、殺戮・略奪・疫病・飢えのために悲惨な状態に陥った。彼らは保護してくれる政府も軍隊もないまま東へと逃げるほかなく、ウラジオストクにはシベリア奥地から逃れた人を含めて約二〇万人のポーランド人が難民状態

で集まることになったのである。

そんな状況のポーランド人を救うために、一九一九年にウラジオストクでアンナ・ビエルケヴィチを代表とするポーランド救済委員会が組織された。厳しい治安状況や激しいインフレといった困難な条件のもとで、何とか子どもたちだけでもこの地から救出して祖国に戻りたいと考えた委員会は、およそ九〇〇人の子どもたちの救済をシベリアに出兵していた国々に求めることになり、結局、日本とアメリカがそれに応じた。日本がその救済に手を挙げたポーランドの子どもたちは、その多くが辛い歴史を背景にシベリアで悲惨な状況に陥った愛国者の家族や子孫だったわけである。

II 第一次シベリア孤児救済事業

ポーランド救済委員会から孤児救出の嘆願書が日本の外務省に届いたのは一九二〇年六月一日、外務省がすぐに実施を決定して具体的な救済活動を日本赤十字社に依頼し、同社がそれを引き受けることを社内で決めたのが七月五日であった。そして第一陣の子どもたち五六名がウラジオストクを発つのは七月二〇日である。これだけの規模の、そ

しておそらく日本で初めての本格的な国際救援活動という重大な意思決定と実行が極めて短時間で行われたことに驚かされる。現在の国際的人道支援の必要性に鑑みても、当時の迅速な意思決定と実行を可能にした人権意識や組織間の情報共有のあり方、受け入れのための準備プロセス、政府の外交政策の方針等の研究がさらに必要であろう。

ウラジオストクに集まった子どもたちは日本で治療・休養の後、同じく協力を申し出たアメリカ経由で祖国に戻ることになった。一九二〇年七月から翌年七月にかけて五回に分けて三七五人の子どもたちと付き添う保護者三二人がウラジオストクから敦賀に渡り、その後東京に移って日本赤十字社が子どもたちの治療にあたり、日赤病院に隣接する社会福祉団体の福田会が無償で宿舎を提供した。三割が孤児、五割が片親という二歳から一六歳の子どもたちは栄養状態も悪く疫病を患う子もいて、一九二〇年九月から二年七月の間に八回に分かれてアメリカ経由で帰国するまで東京で手厚い保護を受けた。一方で、その滞在は国内で大きな関心と同情を呼んで様々な慰問や多くの援助の申し出があった。

それまでその存在も認識されていなかったシベリアのポーランド人孤児の救済に、当時の広い層の日本人が関心

を持ち協力したということは特筆されるべきであろう。最初の上陸地の敦賀で子どもたちが市民から大歓迎を受け温かい援助が提供されたのは、シベリア鉄道経由のヨーロッパへの玄関口であった敦賀の国際都市としてのメンタリテイによるものであったかもしれない。それは二〇年後のユダヤ難民の受け入れの時にも発揮された。

一方、東京滞在中の子どもたちに世間の関心が集まったのは、各種のメディアが孤児の来日を取り上げたからだと思う。それには、ポーランド救済委員会や日本赤十字社の援助を呼びかけるパンフレットや、救済活動やポーランドの文化・歴史などを紹介するためにビエルケヴィチがその出版に力を入れた、東京・京都・大阪・神戸で販売されたポーランド語・日本語・英語の隔週刊雑誌『極東の叫び』（一九二二年九月から二年五月まで一〇号発行）の存在も大きく貢献したと考えられる。それは、日常的になじみのない国や地域への国際協力や救援に、情報発信とメディアによる情報提供が不可欠であることを示している。

この東京での第一次シベリア孤児救済事業については、孤児たちに無償で宿舍と様々な援助を提供した福田会が、近年駐日ポーランド共和国大使館と協力して当時の救済活動を掘り起こす努力をされており、ドキュメンタリー

が制作されるなど次第に知られるようになってきた。しかし、そこに継続して一九二二年に大阪で行われた第二次シベリア孤児救済事業に関する情報は十分には含まれておらず、関西でも同様の救済事業が行われたことが地元ですら知られていないことが、二〇一九年の神戸での講演会のまばらな聴衆に表れていた。

III 第二次シベリア孤児救済事業

東京で救済された子どもたちの最終組がアメリカに出発した一九二二年頃、ウラジオストクにはまだ二〇〇人余りの子どもたちが救出を待ち望んでいた。食糧難のロシアを横切る長距離のシベリア鉄道による祖国への輸送が困難で、アメリカが派遣軍のシベリアからの撤収と国内の支援団体の解散で協力が不可能になり、日本軍のシベリアからの撤収時期も迫る中、ビエルケヴィチのたつての要請を受けて日本赤十字社は財政的に可能な範囲での子どもたちの保護と本国への輸送を引き受けた。

とくに救助の必要性の高い一歳から一六歳までの三八九名が付き添いの保護者四七名とともに、一九二二年八月五日から二七日まで三回に分けてウラジオストクから敦賀に

渡り、敦賀市民の温かい歓迎を受けた後大阪に移動した。宿舍として新築でまだ入居前であった大阪市立公民病院看護婦寄宿舎を大阪市が提供し、日本赤十字社の医師が毎日通うほか、大阪市や近隣市町村関係者、学校関係者、新聞記者など様々な人たちが入れ替わりにその宿舍を訪問した。

東京の場合と同様、ポーランドの子どもたちへの世間の関心も高く、連日寄付金、着物や布団、お菓子や果物などの金品が届けられた。加えて、大阪市が派遣した通訳が毎日宿舍に通い、カトリックの玉造教会の青年会員もしばしば訪れて子どもたちの世話をした。それらの人々の協力で短い滞在期間の間に子どもたちは大阪城や市内を見学し、教会で礼拝し、天王寺動物園を訪れるなど楽しい時間を過ごしている。難民の受け入れに官民を挙げた協力が行われ、自然にボランティア活動も生まれていたのである。

今回の救済事業の目的は子どもたちの長期の療養ではなく、日本の手で無事に直接祖国に送り届けることだったので、日本赤十字社は大阪滞在中の子どもたちの健康管理に万全を期すと同時に、神戸の同社兵庫支部や神戸市商工会議所、船舶会社日本郵船等と打ち合わせて事前に子どもたちの移動ルートや休憩所の確保、帰国の船の予約など準備態勢を整えていた。長くて三週間、短い場合は一週間ほ

どという短い滞在の後、子どもたちは一九二二年八月二五日と九月六日に「香取丸」と「熱田丸」で神戸港からロンドンに向かい、ロンドンからイギリスの船に乗り換えて全員無事にポーランドのグダンスクに帰国した。

後に、とくに子どもたちが祖国に向けて出港した神戸との縁という点では、七三年後の一九九五年の七月、阪神・淡路大震災が発生した年の夏休みに、シベリア孤児救済への恩返しとしてポーランドに被災児童三〇人が招かれている。当時の駐日ポーランド共和国大使館スタニスワフ・フィリベック商務次官が中心となりヘンリク・リプシツ大使も協力して行われたもので、渡航・滞在費用は日本で集められた協力金のほか、ポーランドの個人・企業・滞在先の市などが負担し、児童たちは三週間にわたりポーランド各地で温かい歓待を受けた。翌年にも被災児童三〇人が招待されて元シベリア孤児の四人と面会し、一〇年後の二〇〇五年にも一部の被災児童が再度ポーランドを訪問して日本大使館で元シベリア孤児のアントニナ・リロさんと会っている。シベリア孤児救済事業が結ぶ日本とポーランドの絆として、二〇一一年の東日本大震災に際しても、ポーランドからは恩返しとしての温かい支援が提供されている。

IV 帰国後のシベリア孤児

ポーランドに帰国した子どもたちの多くは身寄りもなく、彼らはダンスクに近いバイヘローヴォという所に設けられた寄宿舎で共同生活を送ることになる。祖国を離れシベリアで生まれ育った子どもたちに、寄宿舎の指導者たちはポーランド語やポーランド国民として必要な教育を受けさせると同時に、日本との関係を緊密に保つための教育も行われた。日本の歌を学び日本の話を聞く「日本の日」のような催しも行われ、当時ワルシャワにいた日本人留学生や日本大使館の外交官たちもしばしばバイヘローヴォを訪問して交流を深めた。

子どもたちは学校教育が終わるとバイヘローヴォを去るが、シベリアで過酷な境遇にあった経験から、日本滞在期間の長短に関わらずいつまでも日本の印象が強く残っていた。一九二八年に孤児たちの相互支援を目的に組織された「極東青年会」も、ポーランド各地に散った孤児たちが互いに助けうただけでなく、日本とのかかりや思い出を共有する上で大きな意味をもった。現在では来日した孤児たちで生存する方はいなくなってしまうが、生前に在ポーラ

ド日本大使館での招待やいろいろな取材時に日本のすばらしさを語り、覚えている日本の童謡を披露したことなどが伝えられている。

「極東青年会」は一一歳の時に救出され大阪に滞在した子どもたちの一人イエジ・ストシャウコフスキを中心に組織されたが、彼は祖国への帰国後子どもを救済する様々な活動をしている。戦間期に孤児を組織化し援助しただけでなく、第二次世界大戦の時にはシベリア孤児や他の戦争孤児たちを集めてイエジキ特別部隊と呼ばれた部隊を組織してナチスに対する抵抗活動を行い、戦後も戦争被害にあった子どもや親を失った子どもを助け教育する仕事をしていた。彼は戦後一九八三年に再び日本を訪れた際に、大阪での思い出として、日本は子どもを非常に大切にしてくれるという印象が強く、それが自分の帰国後の活動の指針になったと語っている。

おわりに

ポーランドのシベリア孤児救済事業が、単なる美しい友好親善の行為の記憶以上に意味をもつものであったことは、二〇二二年に記念事業を行った結果改めて認識させられた。

日本に救済されて祖国に戻った子どもの数は、七六五人と決して大きな数ではない。しかし一二三年ぶりに独立を取り戻したポーランドにとっては、国の将来を担う子どもたちが遠いシベリアで家族も家も失う窮状にあった時に、安全な家を提供し温かい保護の下で無事に祖国まで送り届けてくれたことに對して、日本に深い恩義を感じるべきことであった。それを報じるマスコミや、帰国した孤児やその家族を通して伝わった日本への親近感、ポーランドの社会に深くしみ込んで今日に至っている。

シベリア孤児の救済事業は、日本にとっても初めての組織的な国際的難民救済活動であった。ポーランドやシベリア孤児について情報が提供され、国民の中で強い関心が生まれて東京でも大阪でも多くの人々からの協力と援助があった。当時の日本の国際的な人権意識がどのようなものであったかも重要であるが、日本赤十字社を中心として、救済を決定した日本政府(外務省、輸送に協力した陸軍宿舎やさまざまな援助を提供した福田会やカトリック教会、その他多くの広い範囲の人や組織の協力によって、しかも素早い決断の下で計画的に戦争の被災者に対する援助が行われたことは重要な体験であった。

一〇〇周年の機会に、改めて日本によるポーランド・シ



2023年2月の展示会時セミナー

ベリア孤児救済を紹介すると想像以上の反応があった。今日では文末に示した文献などによってポーランド・シベリア孤児救済事業についてかなり詳細に知ることができるが、その体験を国際的な人道支援がますます重要になっている現在に生かすために、この一〇〇年前の救済事業がいかに社会的連携をもって実行されたかについてさらに検証していく意味は大きいと考えている。

【参考文献】

- ・松本照男・ヴィエスワフ・タイス、『シベリア孤児』、二〇〇九年(改訂版 二〇一八年)、ワルシャワ
- ・兵藤長雄、『善意の架け橋』、文芸春秋、一九九八年
- ・山田邦紀、『ポーランド孤児・「桜咲く国」がつかないだ七六五人の命』、現代書館、二〇一一年
- ・エヴァ・パワシユルトリコフスカ、アンジェイ・T・ロメル、柴理子訳、『増補改訂版』日本・ポーランド関係史一九〇四—一九四五』、彩流社、二〇一九年
- ・宇都榮子、小笠原強、桜井昭男、菅田理一、村上葵編著、『ポーランド児童救済事業の記録』波瀾児童関係日誌一九二〇—一九二二年』、彩流社、二〇二二年

ウクライナ人道危機…赤十字の支援の現場から

— 武力紛争下で生きる人々に寄り添う

矢田 結
日本赤十字社事業局国際部国際救援課 主事

1 ウクライナ人道危機に対する赤十字の活動…「どこで」「どのような」支援を提供しているか

二〇二二年二月二十四日、ウクライナ各地で戦闘が激化しました。一年七か月経った現在(二〇二三年二〇月一日)も、武力紛争は終わりが見えず、多くの人が人道支援を必要としている状態が続いています。

攻撃の結果、多くの民間人の死者および負傷者が生まれ、住居や、一、三〇〇以上の学校¹、一、一〇〇以上の医療施設²などの重要なインフラに対する壊滅的な被害が生じています。

また、二〇二二年二月以降、欧州では数十年間経験したことのない規模の人の移動が発生しました。武力紛争激化当初のような大規模な避難以降、周辺諸国への移動は減っ



たものの、不確実な武力紛争の状況によって避難民の数は流動的に変化しています。現在約六二〇万人に上る人々がウクライナ国外へ難民として避難しており³、約五〇九万人の人がウクライナ国内で避難しています⁴。この避難規模はウクライナの人口の約三分の一ほどであり、どれほど多くの人がこの人道危機により自分の家を追われてしまっている状態であるかがわかります。

さて、このような状況下において、赤十字は「どこ」「ど



図1 ウクライナ人道危機における赤十字の同時多面的な支援

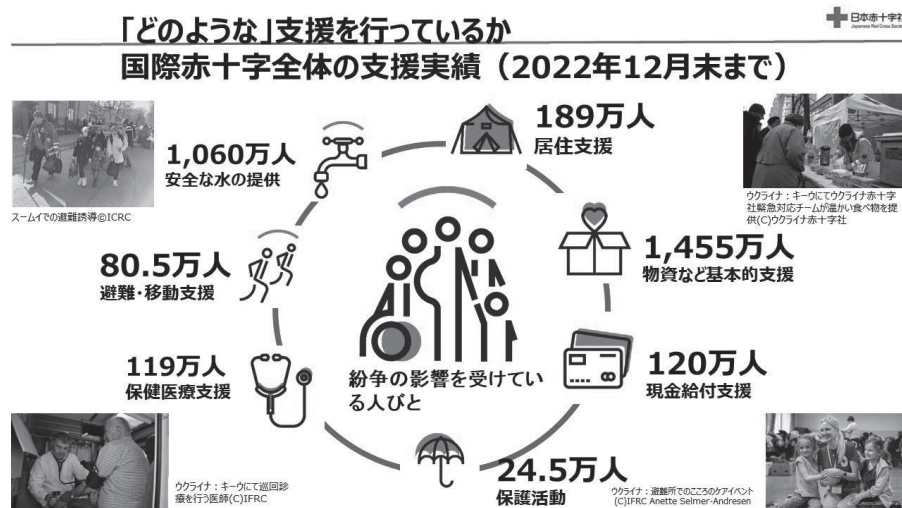


図2 国際赤十字全体の支援実績（2022年12月末まで）

のような「支援を展開しているでしょうか。

まず、「どこで」についてです。私たち赤十字の強みは、同時多面的に多くの人々を支援することができることにあります。赤十字には、赤十字国際委員会（ICRC）、各国赤十字・赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）という三つの機関が存在しています。

ICRCは赤十字組織の起源となった機関で主に紛争地を中心に世界中で活動しており、各国赤十字・赤新月社はそれぞれの国で赤十字活動をリードし、そして連盟は災害対応や健康増進など赤十字の「平時の活動を推進していくため、世界に広がる赤十字のネットワークの管理や活動調整を行っています。

人道援助の現場においては、この三つの赤十字の機関それぞれが得意分野を生かして適材適所で協力する関係にあります。ウクライナ人道危機においても同様で、ICRCが紛争地で活動する専門性を、各国の赤十字・赤新月社がそれぞれの特徴を、そして「連盟」が加盟社の集合体としてのスケールメリットを活かして、活動を展開しています。

具体的には、次頁図1のように①戦闘地域での活動 ②同国内で移動する国内避難民への支援 ③周辺国に流入する避難民への支援 ④一時避難した周辺国から親族等が移

民として居住しているドイツ、スペインなどの第三国に移動する人々への支援、と支援地域を大きく四つに分けており、①ではICRCとウクライナ赤十字社の支部が、②・③・④では連盟が各国赤十字社の活動を調整しながら人道支援を提供しています。

赤十字の三つの機関が、その特性を活かして役割を分担すること、そして各国の赤十字社が各支部を持ち平時から地域に根差した活動を行っていることから、このような同時多面的な支援の展開が可能となっているのです。

では、赤十字は「どのような」支援を展開しているのでしょうか。次頁図2は、二〇二二年一月までの赤十字全体の支援実績を表したものです。ICRC、日本赤十字社を含む五八の各国赤十字・赤新月社、連盟が協力し、このような支援を届けました。

具体的な活動の中身を記述します。

支援の中でのなじみのあるものの一つに物資などの基本的支援の提供があるのではないのでしょうか。特に武力紛争が激化した初期はほとんどの人が着の身着のまま別の場所に避難してきたので、生活に最低限必要な物資の提供が必要不可欠でした。赤十字は大きな救援物資の輸送拠点をウクライナ国内三か所（リヴィウ、チョップ、チェルニウツィ）や

ポーランド赤十字社の
チャイルド・フレンド
リー・スペースにて子ど
もと遊ぶ赤十字スタッフ

©IFRC Carla Guananga



スロバキア赤十字社によるスロバキア語講座

© スロバキア赤十字社



ロシア赤十字社による引換券（パウチャー）の支援

© ロシア赤十字社



ウクライナで衛生キットを配付する赤十字スタッフ

© IFRC Marco Kokic

ポーランドのルブリン、ハンガリーのデブレツェン等に設け、そこに食料や衛生用品、冬には毛布や家庭用ヒーターなどを整備し、適切なタイミングで配付しました。ウクライナから国外に避難した人たちも多かったため、外国でも使えるスマートフォンやSIMカードも救援物資として配付しました。

保健医療支援では、避難民の方が女性や子ども、高齢者の方で九割以上を占めているという現状を踏まえ、こころのケア（心理社会的支援）の提供にも重きが置かれています。武力紛争という非日常の体験をしている避難民の方々が少しでも安心した環境で過ごしてもらえよう、また、明日への希望を持ちながら生活してもらえよう、各地でこのような支援が進められました。

ポーランド赤十字社は、避難民の方が現金給付の手続きなどができるサービスセンターの中に子どもの遊び場（チャイルド・フレンドリー・スペース）を作りました。このように、現地で展開されている赤十字のサービス（避難所の一部や手続きの場所）の場所の一部を使ったチャイルド・フレンドリー・スペースは各地に存在します。親御さんが手続きをしている間に子どもが充実した時間を過ごせるような工夫です。このような安全な環境で遊べる時間を少しでも持

てることは子どもたちにとってはもちろん、親御さんにとっても、安心感と落ち着きを取り戻すために大切な場所となります。

また、ここでのケア（心理社会的支援）の活動には、中長期的な目線で、特に「社会的」な支援に重きを置かれた活動もあります。スロバキア赤十字社はスロバキア語講座の支援を行い、今後長くその地域に滞在したり働くことを考えたりする人々が地域に溶け込めるようサポートしています。言語だけではなく、スキルの提供や新しいコミュニティの中での仲間づくりなど、赤十字は人々が前を向いていけるきっかけも作っています。

現金給付支援も赤十字が長年取り組んできた分野の一つで、ウクライナ人道危機対応においても中心的なプログラムといえます。現金給付支援を推進していく大きな理由の一つに、現金給付は避難民が自分たち自身で必要なものを購入するために使うことができ、ニーズに合わせた支援ができることがあげられます。そのことが、受益者個々人の尊厳を守ることにもつながるのです。

ウクライナ赤十字社は、各省庁と協定を結び、国内避難民のホストファミリーとなっている人々に対し、光熱費などをサポートするための現金給付支援や、障がいのある退

役軍人に対する多目的現金給付プログラムを実施しています。

ロシア赤十字社は、避難民の方々に引換券（バウチャー）を配布しています。これまで医薬品・服を買うためなどニーズに合わせて様々な種類のバウチャーを発行してきました。赤十字は現金給付の最大実施機関の一つとして、ほかの実施団体と受益者が重複しないよう、他機関や政府とも密な調整を行いながら支援を進めています。

赤十字がどこでどのような支援を行っているか具体的な例をあげましたが、このように、「ウクライナ人道危機の影響を受けた人々がいる場所」で「人道危機の影響に対応する活動」を展開しています。ウクライナ人道危機の影響の大きさを考えると、赤十字の支援だけでは到底すべてのニーズに対応することは難しいといえますが、赤十字は様々な場所で見目の前の人を救うために活動を続けています。そして、その活動の中には赤十字だからこそ届けることができる支援があり、この点はウクライナ人道危機の対応の中でも非常に重要な点であるといえます。ウクライナ人道危機を通じて赤十字として伝えたいこと、赤十字の存在意義などについては、『人道研究ジャーナル』Vol.12の「人道や平和

の意味に気づき、自分にできることを考え、実行する——ウクライナ人道危機を通じて赤十字が伝えたいこと——（大阪赤十字病院附属大手前整肢学園事務部長／IHS研究員 森正尚 著）をご覧ください。

2 ウクライナ人道危機における 日本赤十字社の活動

日本赤十字社（以下、日赤）も、赤十字ネットワークの一員として、武力紛争激化当初からウクライナ人道危機の支援を行ってきました。私は日赤の連絡調整員として、二〇二二年五月～六月、二〇二三年一～二月と計三か月にわたりウクライナの西部に派遣されました。ウクライナ人道危機において、日赤が特に携わってきたり、今も継続している活動を以下に記します。

(1) ウクライナ西部ウジュホロドでの仮設診療所支援

ウクライナ西部ザカルパattia州のウジュホロドは、スロバキアの国境から五キロ、ハンガリーの国境から二五キロの西部の小さな街で、武力紛争激化当初、多くの避難民を受け入れた都市の一つです。もともとの人口は一万



ウジュホロドの街並み

© 日本赤十字社

二〇二二年一二月には診療所はテントから建物内に移動し、現在も国内避難民を中心とした患者さんの診療を続けています。

(2)ウクライナ西部イヴァノフ فرانキウスクでの巡回診療支援

ウクライナ赤十字社は、二〇一五年以降「紛争の影響を受けて保健医療サービスへのアクセスが困難となっている人々を支援すること」を目的として、保健医療の分野においても、政府の補助機関として特に一次医療サービス（病気や外傷などの治療だけでなく、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療）を強化するべく、本格的に活動を展開していくことになりました。主に東部地域で「巡回診療支援（医師と看護師からなるチームが一台の車で医療が届きづらい地域を訪問し、医療を届ける支援）」を開始していました。ウクライナ赤十字社は、今回の武力紛争激化を契機にこの活動をウクライナ全土に拡大することとし、日赤はイヴァノフフランキウスク州を支援することになりました。

ウクライナ西部地域にあるイヴァノフフランキウスク州では、都市部では集合避難所等で、山間部では一般家庭

巡回診療の車と診療所
© 日本赤十字社



巡回診療支援を受けるウクライナ東部からの避難民

© 日本赤十字社

ウクライナ赤十字社、フィンランド赤十字社と日本赤十字社の診療所開設メンバー

© 日本赤十字社



現地放射線技師に技術指導をする
日赤放射線技師

© 日本赤十字社



ました。ウジュホロドは写真のような美しい街です。休日には多くの人が川沿いのおしゃれなカフェやレストランで食事を楽しんでいました。一見のどかな街に見えますが、毎日鳴る空襲警報や、救援物資配付日には多くの避難民の方が押し寄せる様子を見ると、やはり「紛争国」にいるということを実感せざるを得ませんでした。

この地で日赤は、フィンランド赤十字社と協力して、国内避難民の医療を支援するために、二〇二二年六月からテント型診療所を開設しました。ウクライナ西部や国境沿いには武力紛争激化当初、特に多くの避難民が押し寄せ、現地の医療システムだけでは対応ができなくなっていました。そのため、避難民の医療の補完（特に慢性疾患の診療や医薬品の提供など）に注力することにしたのです。

日赤からは薬剤師の派遣に加えて、現地の医療ニーズにより対応するために、可搬型X線装置の寄贈と放射線技師の派遣を行いました。ウクライナ赤十字社がこのような緊急時の診療所運営に携わるのは初めてでしたので、開設に向けた医療者の雇用やX線装置のウクライナへの輸入など、現地スタッフや関係者との調整や交渉に苦戦したこともありましたが、なんとか診療所をオープンさせることができました。また、X線装置も無事現地に寄贈することができました。

に滞在する形で、国内避難民が生活しています。そのような避難民およびホストコミュニティの命と健康を守るために、二〇二二年一月から五つのチームが州内で活動しています。活動場所は集合避難所や村の診療所、救済物資の配付場所の一角など様々です。チームが活動場所に行く日には診療を待つ人々で長蛇の列ができます。避難民の多くは知らない土地で、知らない人たちの生活の中、不安を抱えています。どこに助けを求めたらいいかわからない中で、巡回診療の強いニーズがあることを患者さんとの会話から改めて感じることができました。

(3) ウクライナ西部リヴィウでのリハビリテーションセンター支援

武力紛争の影響で日々多くの負傷者が発生していますが、特に西部のリヴィウには、東部紛争地域から医療列車で多数の戦傷患者が搬送されてきます。負傷者のけがを治療し、元の生活に戻るためのリハビリテーションの支援のニーズは膨大であり、日赤はウクライナ赤十字社から打診を受け、リヴィウ公立リハビリテーションセンターの増築支援を行うことにしました。

このリハビリテーションセンターはリヴィウにある唯一

の公立回復期リハビリテーション病院で、大きな公立救急病院から、より長期でリハビリを必要とされる患者が搬送されています。現状ベッドは六七床のみであり、脳卒中や心疾患、武力紛争の影響で負傷した方々が入院していますが、とても足りる状況ではなく、リハビリの継続を必要とする患者さんのためには増築することが必要です。

加えて、日赤の理学療法士がアセスメントを行ったところ、建築だけではなく追加の資機材やスタッフの技術支援（リハビリ記録の記載やリハビリ評価による患者の状態把握等）についても支援の余地があることが確認されたため、増築支援に並行して、技術支援も行っていく予定です。

日赤は、本人道危機に対し二〇二二年三月二日から「ウクライナ人道危機救援金」を呼びかけており、二〇二三年八月三十一日現在で、九〇億七、七三万五、二五一円を寄せただいています。本救援金はICRCや連盟を通じて国際赤十字全体の支援に対する資金援助に加えて、上述のような日赤がウクライナ赤十字社と協力して実施する支援のためにも使用させていただいています。上記に記した以外にも、厳冬期対策の支援や救急車支援、在宅ケア支援等を実施しています。

今後も、ウクライナ赤十字社との協議を進めていき、必



リハビリテーションセンターで支援調査にあたる日本赤十字社の理学療法士
© 日本赤十字社



リヴィウの公立回復期リハビリテーションセンター

© 日本赤十字社

要な支援を展開していきます。

3 最後に

私は計三か月超にわたるウクライナへの派遣の中、現地で多くの避難民の方と対話をしてきました。一回目も二回目も、派遣中に避難民の方々に、赤十字の支援に対して感謝の言葉をいただいたことは忘れられません。中でも、イヴァノフ・フランキウスク州で出会ったミハイロさんからは、「ウクライナ南部の病院からこちらに避難するときに赤十字のボランティアに助けてもらい、現在もこのような医療の支援をもらい、赤十字にはどこにいても助けてもらっています、本当に感謝しています」と声をかけていただきました。改めて、赤十字が多面的で地域に根差した支援を行っていることで、このような声をいただけるのだと感じました。

一方、特に二回目の派遣では、避難民の方々が武力紛争直後にはなかった「現実的な選択」をしなければならない環境にいることを特に強く感じました。

武力紛争といった過酷な体験、そしてそれがいつまで続

くわからないという大きなストレスの中でも、人々は家をどうするか、職をどうするか、リハビリセンター退院後どこで過ごすか、など現実的な選択を一つ一つ迫られています。ウジュホロドで出会ったシトラナさんは、「持病があるので身体にいい食事の選択肢を持ちたい。ヘルソンでは、一種類のパンをもらうのに三時間も待たなくてはいけなかった。ここではパンの種類を選べる。今は、自分の健康のためにこの地で過ごすことにした」と話しました。リハビリテーションセンターに入院している、紛争の影響で頭部を損傷し麻痺が残るオレーナさんのお母さん（カタリーナさん）は、「まずは娘の回復を願っている。退院後ここに住むかは……まだ考えていない」と話しました。娘さんに何があったか聞いたとき、カタリーナさんは目に涙をためて話を続けることができませんでした。

ウクライナ人道危機の中で過ごす一人ひとりが、武力紛争から一年以上たつ今も、そのものもまだ終わりが見えない状態にもかかわらず、明日の自分をどう生きるのか、選択していかなければいけない状態にいます。その心理的負担は計り知れません。まさにこころの状態はコップ一杯に入った水のように、何かの拍子にこぼれてしまいそうである

と感じました。私自身、そのような一人ひとりの生活や境遇に思いを馳せながら、赤十字の支援として何ができるかを考え続け、そのような人々の現状を伝え続けていくつもりです。

ウクライナ人道危機の中で生きる一人ひとりが、日々懸命に前を向いて過ごしています。赤十字はこれからもそのような人々に寄り添い活動が続けていきます。

注

- 1 UNICEF(2023/8/30)
- 2 SURVEILLANCE SYSTEM FOR ATTACKS ON HEALTH CARE (SSA), WHO(2023/10/1)
- 3 UNHCR collation of statistics (2023/10/3)
- 4 IOM(2023/6)
- 5 Ukraine Red Cross Society National Mobile Health Unit Strategy and Operational Guide



巡回診療に訪れた避難民の話を聞く矢田

日本赤十字社の博物館の歴史

—佐野、平山、棚橋へと志をつなぐ

清水玲子

武蔵野大学サステナビリティ研究所 客員研究員

はじめに

日本の初参加となる、慶応三年（一八六七）開催の万国博覧会に、佐野常民（文政五年（一八二三）〜明治三十五年（一九〇二）、以下、佐野と記す）は佐賀藩の事務官長として赴任した。そこで、「傷病救護社の国際展示」を観て、赤十字条約（ジュネーブ条約）に基づき、敵味方に関わらず負傷者を救助する赤十字に出遭った。これは、ジュネーブに創立された「傷病救護の国際委員会」及びフランスの赤十字社の前身である「フランス救護社」による共同出展であったと伝えられる¹⁾。明治五年（一八七二）、日本は国家としてウィーン万国博覧会への参加を決め、博覧会事務局を設置した。佐野は副総裁として再び万国博覧会に赴き、パリで感銘を受

けた赤十字に再会することになる。同年五月、実質的な責任者である佐野は、博覧会参加の目的五カ条を太政官に上申し、その中で学芸の進歩に博物館創設は不可欠だと述べている²⁾。つまり、佐野は博覧会への出展を国内の博物館建設への足掛かりとみなしていたことが読みとれる。翌年（一八七三）一月、博覧会の陳列品と共に、ヨーロッパの技術を学ぶ伝習生二四名も含む日本使節団七二名は、横浜から船で出発した。その中に、日本赤十字社第五代社長となる、平山成信（嘉永七年（一八五四）〜昭和四年（一九二九）、以下、平山と記す）の姿もあった。静岡藩から派遣され、横浜でフランス語を学びながら洋行の機会を待っていたが、その語学力を買われ事務官として赴任することになった。

帰国後の明治八年（一八七五）五月に、一六部九六巻に亘るウィーン万国博覧会に関する報告書が太政官に提出され

た。その中に博物館創立に関する報告書があり、冒頭に佐野の意見書が添えられていた³⁾。内務卿大久保利通（文政一三年（一八三〇）〜明治一一年（一八七八）、以下、大久保と記す）より、佐野の趣旨は良いが実施困難な部分があるとして、佐野の意見書を流用し作成された「博物館之義」が提出された。大久保らが中心となり博物館の設立は進められ、教育に資する博物館を目指す佐野の道は絶たれた。

佐野は万国博覧会参加の為に渡ったヨーロッパにおいて、赤十字と博物館という近代国家における重要なシステムに関する知識を得て戻ってきたが、博物館については実現に至らず構想で終わってしまった。「赤十字社を知る者は必ず佐野伯を知る、佐野伯を知る者は必ず赤十字社を知る」⁴⁾と伝えられるように、日本赤十字社は佐野の強い熱意によって誕生した。同社が博物館を造る時、佐野の志と無縁であると考え難い。

I 国際赤十字社連盟設立と博物館創設

第一次世界大戦後、パリ講和会議が始まると、アメリカより駐仏日本国大使に赤十字事業を平時に拡張するための会議を開催したいとの提案があった。出席国は、パリ講和

会議の主要国でもある、日本、アメリカ、イギリス、フランス、イタリアの五大国であった。第一次世界大戦中、日本赤十字社は「博愛丸」と「弘済丸」の二隻の病院船をヨーロッパに派遣するなど存在感を示し、国際赤十字を牽引する立場になっていた。大正八年（一九一九）二月にジュネーブで行われた、五大国と赤十字国際委員との第一回会議において、世界各国の医学や救護に関する研究成果を蒐集するための博物館の設置が議題に挙がっている。同年五月五日、国際赤十字社連盟の条規を制定し、五大国は署名した。条規第二条にその目的が記載されており、これによると「全世界を通じて健康の増進、疾病の予防及苦痛の軽減を目的とする公認の国民赤十字篤志機関の設立及発達を世界の各国に奨励促進」とある。また、第二条には連盟の衛生部に、衛生に関する調査研究と資料の蒐集及び展示を推進する部署が設置された⁵⁾。博物館と記されていないが、「調査研究と資料の蒐集及び展示」とは博物館の機能を示唆している。つまり、国際赤十字社連盟の目的の実現に向け、各国赤十字社において博物館の活用が提起されたのである。

署名の翌大正九年（一九二〇）九月、平山は第五代社長に就任すると、約三か月後の十二月一〇日の常議会において、国際赤十字社連盟の目的「健康の増進、疾病の予防及苦痛

の軽減」に呼応し、新事業として児童の援護、少年赤十字、産院の開設と産婆の養成、博物館建設を打ち出し、「陳列館―博物館の如きものを設けたい」と社員の前で明確に宣言している。博物館の建設は、日本赤十字社のこれまでにない事業である。提案後の平山の動きは迅速で、社内での合意形成を計りながら、予算を取りまとめるとともに、大正一〇年（一九二一）に本部規則を改正し、新たに調査部を設置する等「一部三課一係」とし、調査部の業務として「博物館・展覧会等に関する事項」を明文化した¹⁰。建設が決まった際に「先づ以て佐野伯の銅像を玄関前に移し又其の周囲の前栽をも他に移植して其の跡に参考館建設敷地六百三十坪の地形を整理し」¹¹とあり、建設用地にあった佐野の像を本社社屋正面の玄関前に移した上で六三〇坪の敷地を用意している。なお、参考館という呼称は、大正一五年（一九二六）七月に平山が名付けたものである¹²。正式な呼称は、開館から昭和七年（一九三二）の改称までが「日本赤十字社参考館」であり、改称から昭和三八年（一九六三）の開館までは「赤十字博物館」である。

いる¹⁷。岡田の設計で現存する建造物は、明治生命保険相互会社本社本館、鎌倉国玉館、ニコライ聖堂等である。

博物館の円滑な運営には、教育普及事業に関する知識と経験が不可欠である。大正一三年（一九二四）一月に、東京博物館館長及び東京高等師範学校教授の職を辞した、棚橋源太郎（明治二年（一八六九）〜昭和三六年（一九六一）、以下、棚橋と記す）は、文部省から欧州における博物館の調査を委嘱され、翌年一月、約一年の予定で欧米に留学することになった。一月二三日発行の旅券によれば、社会教育調査嘱託という身分であった¹⁸。棚橋は、日本の博物館史において「博物館の父」と称されるほど、黎明期の博物館に欠くことのできない重要人物である。この機を逃さず、平山は棚橋に欧米の衛生博物館及び赤十字社の博物館の調査を依頼した¹⁹。日本赤十字社の紹介状を携えていたため、調査は円滑に行われたようである。建設中のドイツ国立衛生博物館、ベルギーやフランスの衛生博物館等を調査したのち、赤十字の名を戴く、大正八年（一九一九）九月開館のワシントンのアメリカ赤十字博物館を訪れたことが分かっている²⁰。しかしながら、第一次世界大戦時の活動の記念として造られたもので、国際赤十字社連盟の目的に照らした展示内容ではなかったようである。

II 日本赤十字社参考館の開館と第 二回東洋赤十字会議

創立四五周年の記念として大正一一年（一九二二）五月に起工し、同一三年（一九二四）一月の完成を目指したが、工事開始の翌年の関東大震災により中断され、その後再び着手し同一四年（一九二五）末に竣工した。鉄骨鉄筋コンクリート煉瓦造り二階建て、本社社屋の煉瓦造りと外観は調和を保ちつつも、博物館として耐震耐火構造であった。岡田信一郎（明治一六年（一八八三）〜昭和七年（一九三二）、以下、岡田と記す）の設計、清水組（現清水建設）の施工で、工費予算は約二九万円¹³、現在の貨幣価値に換算すると約三・三億円¹⁴となる。さらに、設備費と雑費も含む総予算は四七万円であったが、震災による工事の中断などもあり、大正一一年から一五年までの総支出額は約五〇万円で、開館までに約六・五億円¹⁵を要したことになる¹⁶。

岡田は、明治四一年（一九〇八）には日本赤十字社の建築事務取扱を委嘱され、亡くなる昭和七年（一九三二）まで続いていることが同社職員名簿で確認できる。また、明治四五年（一九一二）に早稲田大学教授に、大正一二年（一九二三）に東京美術学校（現東京藝術大学）建築科主任教授に就任して

大正一五年（一九二六）一月に帰国すると、昨年度末に落成したばかりの参考館の内部設備に従事するよう、日本赤十字社から委嘱される。当時の新聞記事に「東京博物館長で鳴らした棚橋源太郎氏が新帰朝の知識で創立事務を主管」²¹と報じられている。棚橋が加わった時には、既に同社顧問で内務省衛生局技師でもあった野田忠広（生没年不詳）が展示案²²を策定していたので、棚橋はこれを基に展示資料の蒐集及び展示計画を立て、参考館整備委員会に付議した後実行に移している。さらに、同社では医学関連資料、展示ケース類、背景画、ジオラマ、照明及び石膏塑像等に関する数十名の専門家に指導員を委嘱し、その指揮監督の下、技術者に製作に当らせた²³。なお、棚橋は展示ケースのガラスの接着に用いるために、ロサンゼルス企業よりセメントを取り寄せている²⁴。関東大震災により、全体の工程が遅れた結果、初めて主催する第二回東洋赤十字会議に、開館を併せることになった。

大正一五年（一九二六）二月四日、芝区芝公園第五号地（現港区芝大門一丁目）の本社敷地内に、国際赤十字社連盟の目的を具現化した日本赤十字社参考館が開館した。図1の向かって左側、赤十字の旗が掲げられている建物が参考館、中央のレンガ造りの建物が本社社屋である。大英博物館と

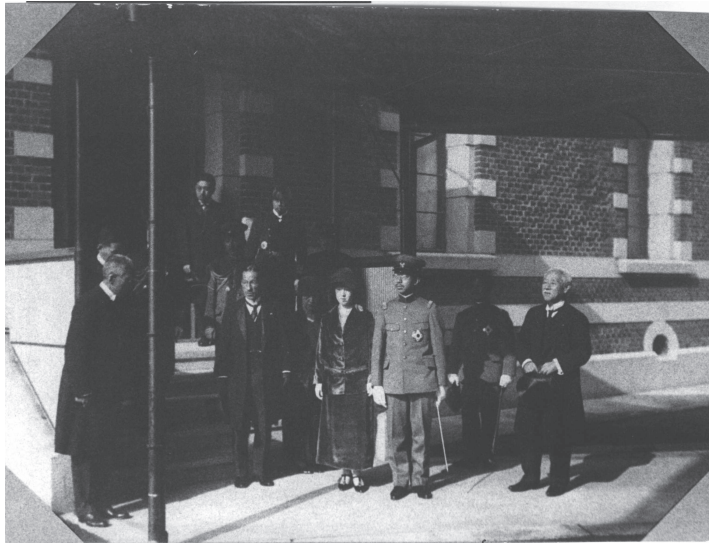


図2 日本赤十字社参考館に行啓の皇太子両殿下

(日本赤十字社蔵)



図1 本社建物

(日本赤十字社蔵)

同じく、博物館の始まりとされるギリシア神殿の象徴である柱を正面に配す造りである。昭和四年(一九二九)においてさえ日本の博物館は百数十館²⁵という状況を鑑みれば、日本赤十字社という一民間団体が運営する博物館の開館は、同社のみならず日本において大きな出来事であった。故に、後の博物館法施行令に、政令で定める法人として同社が記載されることになったと言える。

第二回東洋赤十字会議は、大正一五年(一九二六)一月一五日から二三日まで開催されている。主な参加国は、アジア各国赤十字社と国際赤十字社連盟、赤十字国際委員会、欧米等の一四ヶ国の赤十字社、国際連盟他社会事業に関わる二四団体で、代表委員は七四名であった²⁶。一月一五日に、開会式と本会議が、参考館講堂において始まった。平山はアメリカ赤十字社のペインと共に議長に選出され、議事を滞りなく進めた²⁷。二三日に閉会式が行われ、その後、講堂にて映写会を実施した。第二回東洋赤十字会議の様子と本社事業に関する映画が上映され、早急に用意された会議の映画はとりわけ好評であったと云う²⁸。二六日には、第二回東洋赤十字会議に出席した委員を慰労されるために、参考館に「東宮同妃両殿下行啓」があり、棚橋は展示室の案内役を務めている²⁹。画面向かって右端に平山、左

端に棚橋が、両殿下を参考館へ誘うために、本社社屋玄関まで迎えに参上した瞬間を捉えた写真が残されている(図2)。第二回東洋赤十字会議の関連行事が終了した、一二月四日に参考館の開館式が行われ、翌五日から一般公開が始まった。また、当初より館報を刊行しており、開館翌年の昭和二年(一九二七)六月創刊の『参考館報』第一号から同七年(一九三二)八月の第九号まで、同八年(一九三三)一月の『赤十字博物館報』第一〇号から同一九年(一九四四)二月の第二八号までの、計二八巻に及ぶ。

III 参考館の増改築と博物館事業促進会の設立

昭和四年(一九二九)三月には、岡田の設計による増改築部分を完成させている。開館時の参考館は延坪四六一坪であったが七〇〇坪程になった³⁰。大正一五年(一九二六)一二月に開館したばかりであるにもかかわらず、三年後に増改築を完遂させるとは、平山の参考館への並々ならぬ情熱を改めて思い知らされる。それまで、日曜日と水曜日を開館日としていたが、増改築後の五月より月曜日と年始年末が休館日となり、今日の博物館と同様になった。また、特別展に流用されていたため図書閲覧室は公開されていなかった

たが、同時に一般利用も開始された。特別展覧会用の展示室が常設されたことで、特別展の準備はし易くなり、また、利用者の利便性も格段に高まったと言える。常設展に加え、重要な課題を更に深く掘り下げる特別展で教育効果を上げる、という教育普及事業の方法を軌道に乗せたのは棚橋であるから、この増改築は棚橋の意見が反映されたものだと言えることができる。

さらに、平山と棚橋は、昭和三年（一九二八）に博物館事業促進会（昭和六年より日本博物館協会と改称、以下、促進会と記す）を発足させ、同五年（一九三〇）年九月まで促進会事務局を参考館に置いた。また、同三年（一九二八）六月一日に研究誌『博物館研究』を創刊するが、第一巻第一号の奥付を見ると、「発行所 博物館事業促進会 東京市小石川区原町三一番地平山方（仮事務所）」とあり、積極的に促進会に平山が関与していたことがみてとれる。遡ること同年二月に、「博物館事業促進会代表 男爵平山成信」の名で、朝鮮及び台湾総督、地方自治体の首長、各府県教育委員会、各商工会議所会頭、各種協会長など三九九名に勧誘状が発送された。平山が促進会を立ち上げたのは、「佐野伯の大なる意志が全く世に行はれず、国家の実地教育及び品性を高めるの業」³¹が顧みられないことを憂慮したためと述べている。

『博物館研究』第一巻第二号には「佐野常民伯の雄大なる博物館計画」が掲載され、その内容は、平山の『昨夢録』³²から抜粋したものであった。この一文は、昭和二年（一九四九）に中学生の社会科の副読本として出版した、棚橋の『博物館』³³にも再録されている。また、促進会は博物館法の制定も目指していたが、戦後まで実現は叶わず、GHQ占領下の昭和二年（一九五二）に施行に至ったものの、平山や棚橋の構想からはかなり後退した内容と伝えられる。

IV 赤十字博物館と第一五回赤十字国際会議

平山は、昭和四年（一九二九）四月頃から体調を崩していたが、促進会主催の「博物館并類似施設主任協議会」の五月二二日の開会式で式辞を述べている。その後、静養と職務復帰を繰り返しながら小康状態を保っていたが、九月二五日に急変し自宅で逝去した。葬儀は、日本赤十字社の杜葬堂において執り行われ、参列者は宮家や国務大臣など二十二人余と伝えられている。³⁴発足の翌年に平山が他界したことは、設立間もない促進会にとって、また、日本の博物館にとって不運だったとしか言いようがない。

平山の亡き後、参考館の事業は低迷し、その火は消えるかに思われた。昭和九年（一九三四）にアジア初となる第一五回赤十字国際会議が日本で開催されることとなり、日本赤十字社では全社一丸となって準備を進めることとなった。そのため、第二回東洋赤十字会議の際に国際会議場として、また、来日した要人達に同社の活動を理解させるのに一役を担った参考館に人材と資材が再び注ぎ込まれることになった。同七年（一九三二）一〇月の日本赤十字社本部規則の改正により、開館時の「二部三課一係」から、調査部、庶務部、救護部、経理部、秘書課、赤十字博物館の「四部一課一館」となり、博物館は調査部と同等の部署に格上げされた。本部規則の改正と同時に、「参考館」から「赤十字博物館」に改称される。³⁵同年（一九三二）刊行の『参考館報』第九号から『赤十字博物館報』第二号まで、日本語の表題の下に、Société Japonaise de la Croix-Rouge Bulletin du Musée

三月に日本は国際連盟を脱退しており、一時期は開催も危ぶまれる中、第六代社長徳川家達（文久三年（一八六三）～昭和五年（一九四〇））が欧米各国の委員を訪問して直接説得し、開催に漕ぎ着けている。

第一五回赤十字国際会議におけるオプションの一つとして、展覧会が用意された。調査部課長の手塚義明は少年赤十字国際展覧会係、棚橋は救療史料展覧会係となっている。平山は大正十一年（一九二二）六月に少年赤十字を発足させ、参考館においても度々少年赤十字展覧会を実施してきた。少年赤十字の構成員からの出品作等が主たる展示資料であったが、その範囲は国内に止まらず、国際間での貸し借りや交換などが盛んに行われてきた。二九ヶ国から寄せられた資料二千数百点を展示している。「少年赤十字国際展覧会」の会期は、昭和九年（一九三四）一〇月一四日から一二月五日で、国際会議終了後は一般に公開した。東京会場終了後国内三ヶ所で巡回開催し、約一〇万三千人が来場した。なお、東京会場は赤十字博物館ではなく同社東京支部であった（図3）。

赤十字博物館では、「赤十字思想なるものが、赤十字によって生まれたものではなく、我邦古来の伝統的なもの」³⁶であることをテーマにした「救療史料展覧会」を開催した。時世を反映したものであろうが、当時の国際社会における日

赤十字博物館では、「赤十字思想なるものが、赤十字によって生まれたものではなく、我邦古来の伝統的なもの」³⁶であることをテーマにした「救療史料展覧会」を開催した。時世を反映したものであろうが、当時の国際社会における日



図3 少年赤十字国際展覧会入口
(日本赤十字社蔵)

本の立場を考えると攻めたテーマと言えよう。一〇月一四日から二九日まででは、赤十字国際会議の出席者の観覧用とし(図4)、十一月一日より三〇日までを一般公開とした。これまで赤十字博物館では扱ってこなかった歴史や美術の資料も多く含まれていた。貴重な借用資料も少なくなかったことから、東京帝室博物館(現東京国立博物館)の官員浜隆一郎と谷内孫司に展示を依頼している。貴重品も多かったため鉄製のケースに収め、女性の看守を置いている。また、当時の赤十字国際会議の公用語はフランス語であったが、東京会議は特別に英語の使用も認められた。その為、博物



図4 第一回赤十字国際会議写真帖

(日本赤十字社蔵)

館の沿革と常設展示に関する『赤十字博物館案内』と「救療史料展覧会」図録は英文と邦文で作成され、会議出席者や関係者に配布されている³⁷。

おわりに

棚橋は「救療史料展覧会」の主任として、同社の正式記録『社史稿』に初めて名前が記録された。厳しい国際情勢のなか、第一五回赤十字国際会議の成功は、その後の博物館事業を確固とするようになったことは間違いない。平山という大きな後ろ盾を失ったが、これを機に棚橋は自らの力で日本赤十字社の中で存在感を示し、博物館事業を軌道に乗せることに成功し、昭和十七年(一九四二)十二月に館長に就任している³⁸。特別展の附帯事業は講演会に止まらず、展示解説員の常駐及び調理や体操の演示等に果敢に取組み、そして、現在も実現できないレベルの先進的な学芸員制度を導入する等目覚ましい進展を見せた。

最後に、参考館開館式において、平山が述べた式辞から抜粋する³⁹。

(前略)本邦に於て斯種実物教育の設備に乏しきは、

国民の常識発達上頗る遺憾とする所なり。本社創立の社長佐野常民伯は夙に博物館の必要を唱導せられ、明治六年博覧会博覧会の報告書中特に博物館の一部を設け、其の設立を政府に建議せられたるが、建議書の冒頭に於て「博物館の主旨は眼目の教に依りて人の智巧技芸を開進せしむるに在り。夫れ、人心実物に触れ、其の感動識別を生ずるは、眼視の力に由る者最も多く且つ大なりとす」と言はれたり。赤十字参考館の主旨亦此に外ならず。本社創立五十年の祝典に際して開設を見たるは、聊以て伯の霊を慰むるに足らんか。

文章を読む限り棚橋が起草に関わっていたと考えられる。先に述べたように、佐野は国立の博物館建設には携わることができず、「眼目の教」の博物館構想は実現することは叶わなかった。傍らにいた平山は、佐野の博物館に対する思いの深さを最もよく知る人物であり、その理想は佐野から平山に間違いなく受け継がれている。平山は開館の式辞という晴れの場において、ウィーン万国博覧会の報告書で佐野が述べた博物館建設を進言する建議書の冒頭「博物館の主旨は眼目の教に依りて…」を引用しつつ、そして「聊以て伯の霊を慰むるに足らんか」と自身に問うように締めくくつ

ている。棚橋によると、大正一五年（一九二六）一〇月に参考館の展示ができあがったため照明を初めて点灯し、平山を案内したところ、「新装の設備を一巡して非常に喜ばれ、これは良いものが出来た、佐野伯が居られたら定めて喜ばれたことであろう。」と云ふ所感を漏らされた⁴⁰。これは、棚橋に対する平山の最高の賛辞であり、この言葉をそのまま伝える棚橋もまた、その思いを受け止めていたと言える。

第二次世界大戦終了後の一〇月、日本赤十字社にGHQとアメリカ赤十字社が介入し、全ての発言並びに業務が監督下に置かれた。GHQの記録によれば「戦時中の指導者で不適格な人物を解任」とあり、人事や組織の再編成などが完了したのは昭和二年（一九四七）とある⁴¹。その過程の同二年（一九四六）三月に、棚橋は赤十字博物館を辞している。そして、東京オリンピックの開催を一年後に控え状況を帯びる、昭和三八年（一九六三）三月三十一日、赤十字博物館はその歴史に幕を下ろした。棚橋は「博物館を活かすものは実に人である」と述べているが、佐野、平山、棚橋へとつないだ志は、誰に引き継がれたのであろうか。歴史において「も」は禁句であるが、棚橋館長の赤十字博物館が戦後も存続していれば、日本の博物館史は異なる軌跡を辿ったに違いない。その姿に思いを馳せると、かえすく

も残念でならない。

註

※本文内の引用について、漢字は旧字体から新字体に、片仮名を平仮名に改めたが、句読点及び仮名遣いは引用元のままとした。

- 1 井上忠男『戦争と救済の文明史 赤十字と国際人道法のなりたち』PHP研究所、二〇〇三年五月二日、一一四―一一五頁
- 2 田中芳男・平山成信編輯『澳国博覧会参同記要』（明治前期産業発達史資料）第八巻（二）明治文献資料刊行会、昭和三年（一九二五）本文二二頁
- 3 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』第一法規出版、昭和四八年四月三〇日、一二二頁
- 4 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』日本赤十字社、明治四四年二月、二三三頁
- 5 日本赤十字社編『日、米、英、仏、伊 五国赤十字社委員会議事録』日本赤十字社、大正九年九月、一六〇頁
- 6 前掲書（註5）三三五頁
- 7 蛭川新『人道の世界と日本』博愛社発行所、昭和二年六月二〇日、二〇七頁
- 8 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第四巻、昭和三年一月一日、四六五頁
- 9 平山成信「大正九年二月一〇日常議会に於ける平山社長演述」（『博愛』四〇五号、博愛発行所、大正一〇年二月一〇日）三頁
- 10 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』上巻、日本赤十字社、昭和四年一〇月二〇日、七五七―七六〇頁

- 11 前掲書（註10）八三八頁
- 12 前掲書（註8）四二五頁
- 13 前掲書（註10）八三八頁
- 14 明治〜平成値段史 <https://coin-walk.site/j/77.htm>（最終閲覧日：二〇二三年九月二七日）*大正九年（一九二〇）の白米一〇kgの価格で換算
- 15 前掲サイト（註14）*大正一四年（一九二五）の白米一〇kgの価格で換算
- 16 日本赤十字社編『博愛』所載の各年決算書から抽出。
- 17 杉田・岡田信一郎氏逝く（『東京文化財研究所文化財情報資料部』美術研究）七巻、昭和七年七月（五日）一四―一五頁
- 18 青木豊編『棚橋源太郎 博物館学基本文献集 下』雄山閣、二〇一七年五月二五日、三三―三九頁
- 19 棚橋源太郎『衛生博物館の設備』（『科学知識』第一巻第一号、昭和六年一月）三四頁
- 20 前掲書（註19）三五―三六頁
- 21 『中外商業新報』大正一五年七月、三五頁
- 22 前掲書（註19）三六頁
- 23 『赤十字社参考館』（『社会教育』第四巻第四号、昭和二年四月）七〇頁
- 24 棚橋源太郎『眼に訴へる教育機関』寶文館、昭和五年一月、二九五頁
- 25 椎名仙卓『日本博物館発達史』雄山閣出版、昭和六年七月二〇日、二六五頁
- 26 前掲書（註8）一九四頁
- 27 前掲書（註8）一九四頁
- 28 前掲書（註8）二〇三頁

- 29 前掲書（註8）二〇三頁
- 30 日本赤十字社編『赤十字博物館案内』日本赤十字社、昭和九年一〇月、一頁
- 31 「博物館事業促進会設立の趣旨」（『博物館研究』第一巻第一号、博物館事業促進会、昭和三年六月一日）二三頁
- 32 平山成信『昨夢録』ジャパン・マガジン社（非売品）、大正一四年三月二五日
- 33 棚橋源太郎『博物館』（『社会科文庫』E三、三省堂出版、昭和二年）
- 34 前掲書（註8）四六七―四六九頁
- 35 前掲書（註8）、三九二頁
- 36 中川望「第二回赤十字国際会議に就て」（『博愛』第五六九号、日本赤十字社、昭和九年一〇月一〇日）一三頁
- 37 前掲書（註8）一八六頁
- 38 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第五巻、昭和四四年四月一日、四二―四三頁
- 39 日本赤十字社編『参考館報』第一号、昭和二年六月、一一頁
- 40 棚橋源太郎「故平山男爵と本会」（『博物館研究』第二巻第一〇号、昭和四年一〇月二日）二頁
- 41 竹前栄治・中村隆英監修『GHQ日本占領史』第二三巻、日本図書センター、一九九八年二月、三五頁、一〇二頁
- 42 棚橋源太郎「科学博物館建設の急務」（『朝日新聞』大正八年一〇月四日）三頁

赤十字・赤新月アーキビストと博物館 学芸員会議 参加記

—二〇二三年五月三日～五月五日—

大西智子

日本赤十字社広報室赤十字情報プラザ参事／
IHS 研究員

はじめに

二〇二三年五月三日～五月五日、スイスのジュネーブにある国際赤十字・赤新月社連盟（以下、IFRC）の会議室において「赤十字・赤新月アーキビストと博物館学芸員会議（Red Cross and Red Crescent Archivists and Museum Curators Meeting）」が開催された。この会議は、二〇一五年に開催された国際赤十字・赤新月代表者会議において採択された「国際赤十字・赤新月運動の歴史的・文化的遺産の保存に関する決議」に基づき、行われたものである。二〇一七年にオーストラリアのアデレードで開催された初回の会議を含め、IFRC事務局主催により二回開催されたが、新型コロナウイルス

感染症の拡大により二年間延期となり、今回三回目となる同会議がジュネーブでの対面形式で開催された。なお、唯一日本赤十字社（以下、日赤）はリモート参加となった。日赤としては、過去に職員OB（元国際部長の東浦洋氏が、オブザーバーとして二回参加したが、日赤からアーカイブズ学を修めた職員（筆者）が参加したのは今回が初めてである。

本稿は、筆者の所属上長である岡山晃久広報室長なら



びに同会議の所管である国際部の総括課に提出した参加レポートに、前述の決議との関係性について考察を加えたものである。

1 会議の背景

(1) 国際赤十字・赤新月運動の歴史的文化的遺産の保存に関する決議¹

まずは、本会議について理解を深めるため、その根拠となった決議を確認する。二〇一五年国際赤十字・赤新月運動代表者会議²で採択された「国際赤十字・赤新月運動の歴史的文化的遺産の保存」に関する決議文は、赤十字国際委員会（以下、ICRC）、IFRC、並びに国際赤十字・赤新月博物館（以下、RC博物館）³の三者が準備したものであり、二〇一一年の代表者会議での決議第六を踏まえ、フォローアップとして採択された。同決議の日本文は日本赤十字社社史稿第一二巻一四頁に同社の国際部訳が掲載されているが、本稿ではアーカイブズ学上の理解のため、筆者の訳を記載する。

決議第五「国際赤十字・赤新月運動の歴史的・文化的遺産の保存」

代表者会議は、各国赤十字・赤新月社（以下、各社）の内の数社⁴と多くの各社、ICRC、IFRC、およびスイス・ジュネーブの国際赤十字・赤新月博物館が行った二〇一一年代表者会議の決議第六に関するフォローアップ作業に感謝をもって留意しつつ、今回の代表者会議に提出された報告書の提言を支持し、また全社に対して、アーカイブ・システム⁵を構築し、歴史的な価値を持つ画像、物品、並びに資料を保存するよう奨励し、

1. 各社が、それぞれの国立のアーカイブズ機関、あるいは関連する国立の博物館協会にアーカイブズや博物館資料記録技術に関する専門的規範や基準についての情報を求め、こうした専門領域の人材やボランティアの育成に貢献する協力関係をどのような形式であれ、築くよう勧告する。

2. 各社が、これらの分野における独自の専門知識を発揮するために、国際アーカイブズ評議会（ICA）や国際博物館会議（ICOM）などの国際的な専門家団体から情報を収集することを勧告する。

3. さらに、各社が広報活動、特に五月八日の世界赤十字デーを祝うために開催されるイベントや、普及活動及び資金調達キャンペーンでは必要に応じて、国際赤十字運動の歴史的・文化的遺産の価値を高めることを勧告する。

4. 各社が、それぞれのウェブサイト上に、その活動の歴史に関する特設ページを設けることに尽力し、所蔵目録の一覧を表示し、適切な場所の所蔵データへのオンラインによるアクセスを可能にするよう呼びかけると共に、それぞれのアーカイブズに基づく研究やその成果物の作成を促進することを呼びかける。

5. ICRC、IFRC、および赤十字・赤新月社の数社が、それぞれのアーカイブズの開発や保存に関する事柄について、各国赤十字・赤新月社を支援する準備があることに留意するとともに、各社に対して、ICRC、IFRCおよび数社が有する専門知識を積極的に活用することを奨励する。

6. 博物館を運営している各社が赤十字・赤新月博物館にその事実を報告することで、赤十字・赤新月にかかる博物館資料記録技術の分野で連絡やガイダン

スを行う役割を十分に果たすことを歓迎し、博物館の設置を予定している各社には、必要な技術支援を得るために国際赤十字・赤新月博物館と連絡を取ることを呼びかける。

7. オーストラリアのアデレードにあるフリンダース大学で二〇一六年九月九日から一日まで開催される、国際赤十字運動の歴史に関する国際会議が提供する機会を生かし、国際赤十字運動の歴史的遺産の保存と振興を目指して、国際赤十字運動内における取組を奨励するサイドイベントを計画することを、ICRC、IFRCおよび国際赤十字・赤新月博物館に呼びかける。

以上

(日本赤十字社史稿第二巻に掲載されている決議訳文と、筆者の訳の違いについては、以下のとおりである。決議文にある原文の Archives は、機関としての意味と、資料群としての意味を明らかにするために、the National Archives は国立のアーカイブズ機関、資料群を指す Archives は、そのままアーカイブズとした。また the relevant national association of museums は国立の博物館協会、公式に存在する国際機関はその正式名称である International Council

on Archives (ICA) 国際アーカイブズ評議会、International Council of Museums (ICOM) 国際博物館会議とした。inventory は所蔵目録、facilitating online access to them は間接的にデジタル・アーカイブズによる所蔵データへの検索システムを指すが、正確な訳にするため、所蔵データへのオンラインによるアクセスとした。また recommends は勧告、encourage は奨励、invites は呼びかけとした。) それでは、決議文にある保存の対象について、確認をしたい。

(2) 国際赤十字・赤新月運動の歴史的文化的遺産の定義

決議に先立ち、二〇一一年に「歴史的文化的遺産の保護に関する決議案と報告書 2011/11/26」が代表者会議に提出された。その作成者は、ICRC、IFRC、RC博物館、オーストラリア、英国、中国、コロンビア、フランス、セルビア、トルコの赤十字・赤新月社であった。

前述の報告書には「国際赤十字・赤新月運動の歴史的文化的遺産」の定義を以下のように定めている。

「保存され、次世代に引き継ぐべき価値があると思われる、赤十字運動とその歴史にまつわるあらゆるモノ、資料、イメージの記録のこと。それは、事業や人道活動、運動体の構成員(政府や機関等)、各地域で支援対象となる人々の様

式や形態など、つかみどころのない歴史と形容される実践や描写、印象(living impressions)、知識、内在する技術をも含む。狭く言えば、運動の構成員によつて製作された資料や文化物(例…広告ポスター)や、運動の活動の紹介(例…活動現場写真)であり、広い意味では、赤十字・赤新月運動、あるいはその構成員による人道的作品に関連づけられる表現や象徴(例…赤十字・赤新月から創意を得た芸術作品)も含む。」

(3) 決議の背景

決議に至った背景として、前述の報告書に挙げられていることは、以下の出来事である。二〇〇七年、ICRCアーカイブズの国際捕虜中央局(International Prisoners-of-War Agency、以下IPWA)の第一次世界大戦時の捕虜資料がユネスコの記憶文化遺産に登録された⁷⁾。二〇〇八年にはRC博物館が開館から二〇周年を迎えた。二〇一一年はボランティア国際年、二〇一三年は国際赤十字運動の一五〇周年、二〇一四年は初期ジュネーヴ条約の採択から一五〇周年と、国際捕虜中央局(International Prisoners-of-war Agency)の設立一〇〇周年、二〇一九年はIFRC創設一〇〇周年と、現ジュネーヴ条約採択から七〇周年の節目を控えていた。報告書には、これら記念周年の機会をとらえて決議の実現を目指す、と

記されている。

以上を踏まえ、筆者が参加した会議の概要を紹介する。

2 第三回赤十字・赤新月アーキビストと博物館学芸員会議“RCRC Archivists and Museum Curators meeting”の概要

本会議の主催者はIFRCの図書館とアーカイブズサービス部 (Library and Archive Service) であった。参加者はICRC、赤十字博物館、スイス、アメリカ、オーストラリア、ドイツ、スウェーデン、オランダ、レバノン、イギリス、デンマーク、ノルウェー、日本の各赤十字・赤新月社の博物館や資料室のアーキビストや学芸員、あるいはその管理等の委託を受けた者など二〇名ほどであった。数社は役員、理事レベルの出席者も見受けられた。

本会議は、決議文第七項にある、「国際赤十字運動の歴史的遺産の保存と振興を目指して、国際赤十字運動内における取組を奨励するサイドイベントを計画することを、ICRC、連盟および国際赤十字・赤新月博物館に呼びかける」を受ける形で開催された。よって、会議における宣言や決定事項はなく、あくまでも各国赤十字・赤新月社の取り組みの奨励として位置づけられる。

会議の具体的な内容としては、大きく①学識者による講演会、②IFRC、ICRC、RC博物館からの情報提供、③各国赤十字社の取り組みの発表、④質疑と議論を通じて理解を深めるセッション

の四つに分けられる。①は歴史研究者によるもので、研究成果として第一次並びに第二次世界大戦中の様々な研究に、赤十字資料が補足しうる情報の重要性について語るものであった。本稿は、赤十字アーカイブズを管理するアーキビストの目線での参加記であることから、①の学識研究者による資料の利用者としての発表内容は省略し、②と③の内容の一部を紹介する。

(1) IFRC からの情報提供

IFRCからの報告として、ボーンデジタルのデータの作成から保存並びに廃棄までの実現に向けた取り組みに関する状況報告などがあった。例えば、事務局が日々の業務に使用するSharePoint⁴を使用したEDRMS⁵の試験的アーカイブズ目録作成のためのEDRMSの一つであるSouton SaaS⁶の実装について説明が行われた。加えて、“shared” (IFRC視聴覚アーカイブ)用のDAMS⁷のデモンストレーションについても解説があった。これは、

「今、現在」作成される資料が、すでにアーカイブ・システムの構築の始まりであることを踏まえたアーカイブズ学的視点の資料保存の実践²であり、国際赤十字の最先端における考え方が共有されたいと言えるだろう。要するに、組織が日々作成する資料の保存年限や、何が誰の権限と判断において最終的に廃棄され、何がアーカイブズとして永久保存するかを、業務に使用されるマイクロソフト社等のシステム上で、どこまで反映されるのかを検討しているのである。現在、情報管理システムを担うIT企業は、アーキビストを含む様々な専門家の意見を踏まえて新たなソフトを開発している最中であり、アーキビストの視点からどの企業のシステムが最もふさわしいのかは定かではない。しかし、IFRCにとっての現在のベストを探り、実践につなげようとしていることがIFRCアーキビストから共有された。このことは本会議に出席した私を含む参会者に大きな刺激を与えたことは間違いない。これに対して、各社からの意見が交わされたが、詳細については引き続き研究を深め、改めて成果を発表することとしたい。

また、IFRCからの報告に対する質疑の中で、機関としてのIFRCアーカイブズが、各社にアーカイブ・システムの構築に関する標準を示す予定があるかとの問いが示

された。それに対するIFRCの回答は、「IFRCはIFRCのアーカイブズを保存、管理、公開することが役割であり、各社のアーカイブズについては国際標準を示すつもりはない。ただし、IFRCには各社が作成したアーカイブズ(写真や映像を含む)が寄贈されるなどして一部を所蔵していることもあり、IFRCのアーカイブズの一部としてデジタル化して順次、各社との確認を経ながら公開している。今後、IFRCがデジタル化を予定している同じ資料を、各社がデジタル化することは無駄であると感じている。重複して費用を掛ける必要はなく、相互の所蔵物の把握を各社に勧める。」というものであった。ここでIFRCが示した「国際標準」とは、すでに決議に示された第一項と第二項の実現によって、可能なものであるから、筆者としては当然の回答であると認識した。

(2) ICRC からの情報提供

ICRCからの報告は、主にアーカイブズの利用規約¹³と個人情報保護に関するものであった。もともと、一八六三年の創設以来、ICRCの資料は非公開だったが、利用規約を一九九六年に初めて制定すると共に公開となった¹⁴。利用規約は何度か改正を重ねており、現在では一般的なアー

カイブズは事業終了年月日から五〇年で公開されることや、個人データを含むアーカイブズは、事業終了年月日から七〇年で公開することが定められている。ICRCがデジタル化したアーカイブズは、事業終了年月日から九〇年でオンライン上の公開がなされる可能性がある。個人情報保護について、本会議でのICRCアーキビストの報告では、武力紛争下での個人の尊厳を保護する上で不可欠なICRCの根幹的ルールと表現された。一方で、個人データの保護に対する個人の権利は絶対的ではなく、「ルールの競合」があるとして、人間の尊厳を保護するという全体的な目的と、研究の促進、記憶保存、透明性、自由、基本的権利などのバランスが考慮されなければならないことなどが発表された。なお、ICRCのアーカイブズ公開等については、筆者の研究テーマでもあることから、詳細については次号以降の本ジャーナルにて紹介したい。

(3) 各社からの資料の活用事例

英国赤十字社からは新キャンペーン「遺産戦略」に関する発表があった。同社の創設者の一人であるフローレンス・ナイチンゲールの資料は、感染症対策を示すものが多く、昨今の新型コロナウイルスの感染症への関心の高まりから、

公開の絶好のタイミングであるとしてキャンペーンを立ち上げ、社の創設期に関する資料を広報しているというものであった。

ドイツ赤十字社は、国内各地に一〇以上の博物館を持つが、それらのうち国際的にも人気が高い、Zooarchäologie Vogelsangについて発表があった。同館は国立公園の中に存在するナチスの元収容所で、広大な森林の中に設けられた建物に設置された展示物や実際の収容所をツアー見学することが可能となっている。体験型の研修に適していることであった。一方で、他の地域にある小さな館は、運営するボランティアスタッフの高齢化の問題に直面しており、第一次並びに第二次世界大戦に対する若者の関心が離れていることに危機感を抱いているということであった。

デンマーク赤十字社は、社のブランディングキャンペーンに歴史的資料を活用しているという発表であった。例えば、戦時中に使用されたホワイトバスや病院船「ユトランドディア」を再現したポスター広告などによって、赤十字マークの意味を伝えるというものである。

(4) 資料を委託管理している事例発表

アメリカ赤十字社はそのアーカイブズの保存・管理・公

開をNARA(米国立公文書館)に委託している。そのアーカイブズが一四・六mになった、との報告であった。

フランス赤十字社は、その資料がフランス国立公文書館に移管されることが決定し、公文書館のアーキビストの指示による目録作成が開始したとのことであった。

オーストラリア赤十字社は本社資料をUMA (University of Melbourne Archives) に委託することとなった二〇一四年の創立一〇〇周年記念事業から九年を経ており、その報告であった。無事、所定のアーカイブズが移管され、プロジェクトが完成に至ったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、アーカイブズへのアクセスを申し出ても、UMAの利用規則に基づき、本大学の学生同様にアクセス制限がなされ、業務に支障を来す本末転倒の事態に陥ったとの報告であった。これは移管時の契約の甘さに起因することであったが、赤十字社が自ら作成した資料にアクセスできなくなるという事態を事例として示し、他機関への委託や寄贈に対する注意喚起がなされたという意味で、重要な発表であった。

その他、ドイツ赤十字社が文書管理並びにアーカイブ・システムをインナーコミュニケーションによって啓発している事例を発表した。業務委託によってインナーコミュニ

ケーションの共有サイトが起ち上り、アーカイブズの活用もしくは、ファイル保存に際してのルールの啓発をPRするページを設けているとのことであった。その具体的な方法としては、Share Pointを使用して、記録作成後の保存の際のステップ(タグ付け、項目記入等)について職員の習慣化を呼びかける他、全社的に共有できるプラットフォームをShare Point上で作成し、コンプライアンス部署と協議の上で契約書などを検索できるように対応し、好評を得ているとのことであった。

ノルウェー赤十字社からは、現用文書であるボーンデジタル資料を保存するShare Pointは、公文書、メール、Teamsの内容を含むアーカイブズ移管には不向きであると報告した。そして、新たな文書管理システム“Elements”を導入し、現用からそのままアーカイブズへの移管が自動的に行えるよう改善を果たし、順調であるとのことであった。現用のものでも、廃棄される前にアーキビストが確認して移管を指導し、スムーズな移管が進むようになったという。これは筆者が知る中でも、世界的にも最先端の試みであろう。その他多くの社はShare Pointを使用し、移管の問題でそれぞれIT担当部署との交渉(アーカイブズへの移管との連携)に苦心しているとの発言が相次いだ。

(5) その他

「アーカイブズの破壊と散逸」と題して、ウクライナ赤十字社の事例について、フリップル大学の研究者らから発表があった。それによると、ウクライナの歴史的背景の複雑さから、創設当初から正式な赤十字としてではなく、金色赤十字、青色赤十字などの、人道支援組織が地域に分散的に誕生していた。ウクライナ赤十字社が創設した後も、一時期ソ連赤十字社の支部になるなどの歴史が一〇〇年以上続く地域であり、その国家存亡の危機の度に、亡命者が関連資料と共に国外に出るため、難民を受け入れたスイス、アメリカ、カナダなどに資料が分散管理されているという。また、それらを個人が管理している場合が多く、長期保存の観点では多くの課題があるとのことであった。現在、攻撃下にある地域のアーカイブズの破壊等については調査中とのことであった。

3 おわりに

本稿では、本決議の牽引役として、ICRCとIFRCが各社を見守る形で、相互のコミュニケーションの場を設

けるとともに、ボンデジタルの扱いなど、将来に向けた自らの試行錯誤も含めて紹介していることを示すことができた。本会議の内容は、決議の実現に向けて、強制力がない中でも各社を刺激し、かつ支援する国際赤十字の姿勢を示すものであった。

また、筆者が本会議に出席して改めて認識したことは、赤十字のアーキビストや学芸員が、保存する資料の全容を把握し、これらを大衆に対して一貫した公平性と中立性をもって、専門的知識に裏付けされた保存、管理、公開を行うことの重要性である。それは、特定の時代やテーマに絞って資料を利用する歴史研究者などのユーザー目線とは一線を画す。国際赤十字・赤新月運動の歴史的文化的遺産を包括的に把握し、なすべき保存処置と管理を行うプロフェッショナルが必要であることは、本決議からも明らかである。各国の発表からは、過去の紙資料のみならず、現在では再生器械の入手が難しくなった古い視聴覚資料を含む膨大な資料を各社が作成、かつ保存しており、これらに加えて、日々の業務ではボンデジタルの資料が量産されている事実を前に、世界のアーキビストらが、最終的にはそれらの効果的な活用を視野に入れて、今、何がなされるべきかを真剣に模索し、検討している状況が見えてきた。しかし、本会

議にあっても、広報などの活用者としての視点に立った一部資料の活用に重きが置かれる傾向があり、そのことについてアーキビストらが冷静に受け止めていることが印象的であった。

今後も本会議の展開を確認しながら、日本赤十字社のアーキビストとしての責任の一端を担えるよう、日々の業務に尽力しながら、研究を進めたい。

注

- 1 “Preserving the historical and cultural heritage of the International Red Cross and Red Crescent Movement”, Council of Delegates Resolution, Geneva, 2015/12/7, (Follow-up to Resolution 6 of the Council of Delegates 2011), CD/15/R5, Original: French, Adopted https://rcrcconference.org/app/uploads/2015/03/ColD15_Res-5-cultural-heritage_EN.pdf (2023/08/12 access)
- 2 国際赤十字・赤新月運動代表者会議 (Council of Delegates of the International Red Cross and Red Crescent Movement) : 国際赤十字・赤新月運動を構成するICRC・IFRC各社の代表が赤十字運動の共通課題を解決するための議題を提示し、戦略や方針などを決定する会議。二年ごとに開催される。各国政府は入らな。
- 3 ICRC代表者会議「歴史的文化的遺産の保護に関する決議案と報告書 2011/11/26」“Preserving the historical and cultural heritage of the International Red Cross and Red Crescent Movement, CD/11/9.1 Background Documents” <https://www.icrc.org/eng/doc/assets/files/red-cross-crescent-movement/council-delegates-2011/council-delegates-2011-heritage-resolution-report-eng.pdf> (2023/08/19 access)

- 4 赤十字・赤新月社の教社：英国、フランス、トルコ、オーストラリア、中国、セルビアなど決議案を作成した社を含むアーカイブズ分野における先駆的な赤十字・赤新月社を指す。
- 5 アーカイブ・システム (archival system) : 米国アーキビスト協会の用語解説 (Glossary) に「時間の経過とともに記録を維持、保存、管理および利用可能とするハードウェア、ソフトウェア、ポリシー、手順および人員の組織化されたコレクション (ISO 23081-2:2009 認証取得) と定義されている」。
- 6 BBC NEWS: <http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/7085430.stm> (2023/1/5 access) SWISS INFO: <https://www.swissinfo.ch/eng/war-archives-join-unesco-heritage-list/6253446> (2023/01/05 access)
- 7 赤十字・赤新月博物館: <https://www.redcrossmuseum.ch/about/#history> (2023/08/19 access)
- 8 Share Point: Microsoft365[®] 及び Office365 で提供されるサービスの一つ、ファイル共有・情報共有を目的とした企業向けサービスの名称
- 9 EDRMS: 情報や記録の作成、管理、利用、保存、処分をコンピュータ上で行えるよう設計されたソフトウェア・アプリケーションと定義される。
- (参考) 「記録管理の現在 (オーストラリア政府の場合)」、『国立公文書館アーカイブズ』第六五号、平成二十九年、八月
- 10 Souton SaaS: スーロン SaaS (Software as a Service) “Archive + Library Combined” https://www.souton.com/en_us/products/

combined-archive-library/ (2023/7/13 access)

- 11 DAMS: Digital Asset Management System⁷ 業務プロセスと情報管理テクノロジーの両方のデジタル資産管理。組織が資産を整理してアクセスするための一元化されたシステムの最新版

- 12 〈参考〉「記録のライフサイクル」という考え方がある。記録が作成されてから、管理、利用、保存、処分までの記録の「生」を表現している。〈参照〉エリザベス・シェパード、ジェフリー・ヨー共著、『レコード・マネジメント・ハンドブックー記録管理・アーカイブズ管理のための』二〇一六年、日外アソシエーツ

- 13 Rules governing Access to the Archives of the International Committee of the Red Cross Adopted by the Assembly of the International Committee of the Red Cross on 2 March 2017. https://www.ICRC.org/sites/default/files/wysiwyg/About/history/rules_access_ICRC_archives.pdf (2023/09/12 access)

- 14 同上

特集2：赤十字と博物館

赤十字情報プラザ二〇年のあゆみ

日本赤十字社広報室赤十字情報プラザ 主事 横山瑞史



はじめに

赤十字情報プラザ（以下、情報プラザ）は、「図書コーナー・史料展示コーナー・情報公開コーナー」を設置し「赤十字の歴史と活動を知っていただくための広場（Red Cross Information Plaza）」として二〇〇三（平成一五）年四月に誕生しました。二〇二三（令和五）年は、関東大震災一〇〇年だけでなく情報プラザ開設二〇年の節目の年でもあったのです。

情報プラザ開設から六年後の二〇〇九（平成二二）年四月に配属が決まったとき、その名前からいきいきプラザや観光案内所のイメージを連想してしまい、「歴史と活動を知っていただくための広場」とのギャップに戸惑ったことを思

い出します。しかしそこにはたしかに「名が体を表さない理由」がありました。配属後は、赤十字の歴史と活動についての質問にワンストップでお答えする「よろず相談所」を目指してみよう、という気持ちになりました。

爾来一四年の経験を踏まえ、開設から二〇年を迎えた情報プラザがどこから来たのか、今どこにいるのか、そしてこれからどこへ向かうのかについて、信頼のおける資料・

証言に基づく事実を中心に書き進め、考察します。なお、情報プラザは日本赤十字社広報室(平成二十七年までは企画広報室)の所管であり、その企画運営は、そのときどきの広報室長をはじめとするマネージャーの指揮の下に行われてきたこと、また、解釈や意見の部分は必ずしも日本赤十字社(以下、日赤)や赤十字情報プラザとしての見解ではなく、個人のそれであることを念のため申し添えます。

I 赤十字情報プラザ以前

(1) 日本赤十字社参考館・赤十字博物館・図書館(一九六〇～一九六三)

情報プラザの源流は、一九二六(大正一五)年に開館した日本赤十字社参考館(一九二九年図書室設置、一九三三年赤十字博物館と改称)にあります。そのアイデアの源は、日赤初代社長・佐野常民の「一八六七(慶応三)年フランス・パリと、一八七三(明治六)年オーストリア・ウィーンにおける二度の万博体験にまで遡ることができます。常民は佐賀藩から派遣されたパリ万博で、赤十字を含むヨーロッパの文明を、初めてじかに体感しました。明治政府から派遣されたウィーン万博から帰ると、「博物館の主旨は眼目の教え」(百聞は一

見に如かず。本物をじかに体感しての学びこそ博物館の目的)と喝破した博物館創立の意見書を含む報告を政府に提出します³。しかし、その考えは部分的にしか採用されませんでした。常民の思いを日赤において参考館(博物館)ということかたちで実現したのは、ウィーン万博とその後常民と苦楽を共にし、第五代日本赤十字社社長となった平山成信でした³。平山の肝いりで開設され、赤十字思想と衛生知識の普及・向上という使命を担い、日本唯一の衛生博物館として最大年間来館者数一〇万人⁴を数えた赤十字博物館でしたが、一九六三(昭和三八)年三月二日、同図書館とともに「利用者が減少し、これを更新する資力も乏しいところから、やむなく閉鎖」されます。二〇二三(令和五)年は、奇しくも赤十字博物館・図書館閉鎖から六〇年でもあったのです。

参考館設立を担当した部局は、伝統的な救護活動以外の新規事業などを所管する「調査部」でした。設立後調査部から独立した赤十字博物館・図書館は、戦後GHQやアメリカ赤十字の指導の下、再出発した日赤において、衛生部(現在の医療事業推進本部)の所管となりました。

それゆえ赤十字博物館の閉鎖については、日本赤十字社社史稿第七巻では「第四章 医療と社会福祉」の一項目として扱われました。そこには、赤十字博物館については「設

立当時の目的は、赤十字の歴史、事業ならびに保健衛生に関する資料を陳列して、赤十字思想のなりたち、衛生知識の普及をはかることにあった」、赤十字図書館については「昭和四年、博物館の図書室として経営され、昭和五年に図書館と改名、内容も医学図書に重点をおき、いわゆる医学図書館として一般の利用に供してきた」、そしてどちらも「利用者が減少し、これを更新する資力も乏しいところから、やむなく閉鎖」され、「標本、医学図書は中央病院、日赤女子短期大学に保管することになった」と記されています。

この項目を読むたび私は、「保健衛生に関する資料を陳列して衛生知識の普及をはかる」という衛生博物館・医学図書館としての使命を果たし終えたならその部分の閉鎖は当然と思うと同時に、「赤十字の歴史、事業に関する資料を陳列して、赤十字思想(のなりたち)の普及をはかる」というもうひとつの「終えるはずのない使命」はどうなったのか、赤十字そのものに関する資料はどこに引き継がれたのかについて触れられていないことに、戸惑いを感じずにいられません。

日本赤十字社参考館・赤十字博物館が発行した定期刊行物である「参考館報・赤十字博物館報」をひもとくと、企画展については展示物や展示パネルの写真を含む詳細な記録

が残されています。しかし常設展示については、文章による説明以外ほとんど見当たりません。企画展はそのとき限りの特別なものだけけど、常設展示はこれからも続くあつて当たり前のものだから詳細な展示記録を残す必要はない、当時の担当者はそう考えたのでしょうか。

閉館の理由・経緯から見つめ直したとき、衛生博物館・医学図書館としての役割を終え閉鎖された赤十字博物館・図書館こそ、赤十字情報プラザ以上に「名は体を表していなかった」と言わざるを得ないのではないか。この事実から目をそむけてはいけない。私はそう考えます。

(2) 展示・図書室・図書室・図書・資料室・史料展示室(一九七七～二〇二二)

日赤創立一〇〇周年記念事業の一環として一九七七(昭和五二)年に竣工した日本赤十字社ビル二階に、展示・図書室が設置されました。私が一九八五(昭和六〇)年に日赤に入社したとき、その部屋の中ほどには巨大な地球儀がありました(図一)。地球儀を支える台座の四つの面に、ボタンを押すと最新の活動映像が再生される装置があつたものの、「故障中」の紙が貼られ使えなかったことが、なぜか印象に残っています。

西暦	和暦	機能 / 名称		
		展示室・博物館	図書室 / 図書館	情報公開
1926	大正 15	日本赤十字社参考館	—	—
1929	昭和 4		図書室	—
1932	昭和 7	赤十字博物館	図書室	—
1950	昭和 25		赤十字図書館	—
1963	昭和 38	赤十字博物館閉鎖	赤十字図書館閉鎖	—
1977	昭和 52	展示・図書室		—
1991	平成 3	—	図書室	—
1992	平成 4	—	図書・資料室	—
2001	平成 13	史料展示室	図書・資料室	—
2002	平成 14	史料展示室	図書・資料室	(受付窓口)
2003	平成 15	赤十字情報プラザ		(受付窓口)

図2 日本赤十字社参考館から赤十字情報プラザまで（機能・名称比較表）



図1 日本赤十字社ビル（1977年竣工）2階にあった展示・図書室

運営を行う「赤十字情報プラザ」の開設につながるのです。この一連の流れをふりかえったとき、二〇〇一（平成一三年）の史料展示室開設こそが、赤十字博物館が本来目指していた「赤十字の歴史、事業に関する資料を陳列して、赤十字思想の普及をはかる」という使命の復活と言えるほどに、重要な転換点だったように思えてきます。日本赤十字社の存在理由を示す資料・史料を赤十字情報プラザに引き継ぐ役割を果たしてくださった「図書・資料室」と「史料展示室」の先輩スタッフに心から感謝と敬意の念を表したいと思います。

Ⅲ 赤十字情報プラザの二〇年
(二〇〇三～二〇二三)
(1) 赤十字情報プラザ開設(二〇〇三)

二〇〇三（平成一五年）年四月の赤十字情報プラザ開設には、第一三代日本赤十字社社長・藤森昭一の思いがありました。一九九六（平成八）年に社長に就任した藤森は、赤十字の歴史を伝える未来につなぐため、二〇〇一（平成一三年）に史料展示室を設け、翌二〇〇二（平成一四年）、本社を会場に日本赤十字社創立一二五周年展を開催しました。その図録は、今日も赤の歴史を概観するのに最適な資料として活用され

壁に沿ってパネル展示もありましたが、現在の情報プラザで見られる「博愛社設立請願書」のような日赤の歴史を物語る資料自体の展示はほとんど無かったようです。当時を知る先輩によると、「各種赤十字バッジなど、展示しても劣化する恐れが少ない『モノ』を中心に展示していた」とのことです。展示・図書室でもうひとつ印象的だったのは、部屋一番奥に初老の男性が一人机に向かって座っていて、その背後に移動式書架が設置されていたことです。そのとき、場所は変わるものの同じ席に座りこの原稿を書く三八年後の自分の姿を知る由もありませんでした。移動式書架は今も情報プラザで元気に働いています。

展示・図書室は一九九一（平成三年）に視聴覚室となり、図書室だけが東館四階の旧四〇二会議室に移設されました。一九九二（平成四年）年の本社組織の改正により、図書室は「図書・資料室」として本社西館一階に移設。その後二〇〇一（平成一三年）に図書・資料室に加え史料展示室が現在の情報プラザと同じ場所に開設され、二〇〇二（平成一四年）年の情報公開制度の実施に伴い、情報公開の常設受付窓口と情報提供に備えた「情報公開ルーム」の機能が付加されました。そしてこれが、二〇〇三（平成一五年）の、図書・資料室、史料展示室、情報公開ルームの機能を統合して一体的な管理

ています。

その後、日赤が手放した資料の一部を所蔵していた博物館明治村から日本赤十字豊田看護大学へ資料の管理が移管されます。さらにこれら豊田看護大学が管理する資料とともに日赤が保有する多くの文書資料のマイクロフィルム化を当時の総務部が中心となって行い、後に一部はデジタル化されました。これも、藤森の指示によって実現したものと聞き及んでいます。

加えて、民間団体である日赤は、国や地方公共団体のように情報公開を行う義務を負ってはいないものの、「自主的に情報公開を行う」として「図書・史料展示・情報公開」を三本の柱とする赤十字情報プラザが開設されました。

赤十字情報プラザという名前は、日赤が、その透明性を確保し情報公開を積極的に行っていく、ということの宣明であり、歴史的な資料だけでなく、赤十字運動に関するすべての情報を収集・保管・管理し、経営資源として活用することで赤十字運動を強化・拡張するための秘密基地・作戦基地・燃料補給基地としての役割を担うことが期待されていたのだと思います。

藤森は、二〇〇五年・愛知万博への国際赤十字・赤新月運動パビリオン出展も実現させ、同年四月、そのバトンは

人⁸の見学者を迎えていました。その過半数を占めたのは、赤十字奉仕団の方々と、その見学ガイドの担い手は案内ボランティアのみなさんでした。

なぜ案内ボランティアが登場したのでしょうか。情報プラザの前身・史料展示室が開設されるまでは、ボランティア課の担当職員が、年間一万人を超える全国からの赤十字奉仕団本社見学ツアーの案内を行っていました。一時間半から二時間かけて本社内の「名所」を案内するツアーは知られざる人気企画だったのです。

おおむね四〇〜五〇人程度の団体を、火水金の午前と午後一回ずつ、多いときで一週間に約六回案内ツアーを行っていました。予約受付開始とともにすぐに枠が埋まってしまふほどの人気だったことから、単純計算で四〇人×三日×一日二回×五〇週＝年間二二、〇〇〇人という計算式が成り立ちます。大人数を対象とした案内ガイドは、一度行うだけでも相当体力・気力を消耗します。ましてや一日に二組となると、案内ガイドがある日は、それ以外の業務にほとんど手がまわらなくなるという事態も容易に想像できます。

そこで、史料展示室が開設された二〇〇一（平成二三）年に、職員とベテランの本社OBを講師に、地元の港区赤十字奉

第一四代日本赤十字社社長・近衛忠輝に引き継がれました。

(2)開設から新型コロナウイルス感染症感染拡大前まで（二〇三〜二〇一九）

①史料展示室から赤十字情報プラザへ

資料によると、開設当時の情報プラザ専任の常勤職員は、退職OBを含む嘱託二名体制でした。後に「日本赤十字社社史稿第一巻」（日本赤十字社、二〇一二年）の作成を任された参事に私を加えた正職員二名と嘱託一名の時期が続きますが、東日本大震災後正職員二名のみとなり、その後、専任の常勤は年間私一人だけ、という時期もありました。月曜日から金曜日までの九時三〇分〜一七時を開館時間とし、個人や団体の見学や内外からの資料探しの問合せに対応し、本社が購入するすべての書籍の登録事務を行い、古書店から送られる情報も参考に日赤に関する書籍や資料を収集し、本社職員への図書の貸し出し事務を行う傍ら、一時は情報プラザのサイトで所蔵史料を紹介する取り組みも行いましたが、現状維持で精一杯の状態が続きました。

業務のなかでもとくに比重を占めたのが、見学者対応です。情報プラザ開館以来、新型コロナウイルス感染拡大（以下、コロナ禍）前まで、おおむね年間五、〇〇〇〜八、〇〇〇

仕団と元学校の先生で児童・生徒への赤十字へ青少年赤十字の指導経験豊富な日本赤十字社東京都支部青少年赤十字賛助奉仕団を中心に募集をかけ、案内ボランティアを養成したのでした。

一方、コロナ禍前まで、赤十字奉仕団に加え、年間一、〇〇〇人から二、〇〇〇人の中高生が修学旅行等で日赤本社を訪れていました。奉仕団と比べるとたいした数字ではないと感じるかもしれませんが、史料展示室ができる前まで、見学目的で本社を訪れる中高生は「年間数人からせいぜい二〇〜三〇人」だったといえます。史料展示室へ情報プラザ開設以降、その数は一気に一〇〇倍近くに膨れ上がったということです。その対応を本来業務ではない仕事ととらえるか、青少年に赤十字を普及する絶好のチャンスととらえるかで、得られる成果は大きく変わります。

中高生の案内ガイド役は職員が担い、その半分以上を私が行っていました。そこで受ける代表的な質問が、次の五つです。いわゆる企業訪問、職場訪問を目的として日赤を訪れる中高生の割合は年々増えていたように感じます。

①（日赤に）就職した理由は何ですか？

②（仕事で）一番うれしかったことは何ですか？

- ③(仕事で)一番つらかったことは何ですか？
 ④(仕事で)今、一番の課題は何ですか？
 ⑤被災した人や弱い立場の人のために私たちにできることは何ですか？

情報プラザ着任後数カ月は、同じ話ばかりしなければならぬことにストレスを感じていました。しかし、徐々にこの仕事の面白さに目覚めていきました。最初はあらかじめ準備しておいた回答を正確に伝えようとしていたのですが、それでは印刷した回答を配るのとほとんど変わりません。次第に原稿を手放し、その場で声に出して質問してもらい、それに回答するようにしていったのです。

ある日「仕事でこれまで一番うれしかったことは？」の問いに「今、みんなとこうして話していること」と答えたことで一気に子どもたちとの距離が縮まった、という体験もするようになっていきました。あらかじめ提出されていた質問とまったく別の質問にたじろぐ瞬間が楽しみに感じるようになりました。

いまは「なぜ日赤に就職したの？どんなときが一番うれしい？どんなときつらいと感じる？今、一番の課題は？僕たち・わたしたちに何を期待しているの？」という子ども

たちからの「日赤で働く意味についての根源的な問いかけ」に向き合い、子どもたちの目の前で自分自身をさらけ出す真剣勝負の時間を、一人でも多くの若い職員に経験してもらいたい、こんなに面白い仕事を定年間の職員が独り占めしてはいけぬ、そんな思いでいっぱいです。

②赤十字情報プラザ規程

二〇一六(平成二八)年四月、赤十字情報プラザ規程が施行されました。全四条の中に情報プラザの役割も明記されています。抜き出すと次のとおりです。

第一条(設置)日本赤十字社の本社に付属の機関として赤十字情報プラザを置く。

第二条(任務)赤十字運動に関する情報及び史料等を収集するとともに、これらを保管し、又は公開若しくは発信することを通じて、赤十字運動の普及を図ることを任務とする。

第三条(所掌事務)

(1)日本赤十字社の有する情報の整理並びに公開及び発信に関すること

(2)赤十字運動にかかる文献、記録、書籍、写真、映像、物品その他の史料の収集、保管及び公開等に関する

こと

(3)国際赤十字・赤新月博物館への史料等の寄贈及び貸与並びに運搬に関すること

(4)その他情報プラザの任務を達成するために必要と認められること

第四条(センター長)所掌事務を処理するためにセンター長を置く。

③新生赤十字情報プラザへの胎動

赤十字情報プラザ規程が施行され、企画広報室から広報室へと組織変更された二〇一六(平成二八)年前後から、奉仕団や中高生などの団体見学の受け入れという受け身の対応(既存顧客への対応)だけでなく、どうすれば新規顧客を開拓できるかという視点で、さまざまな試みが行われるようになりました。

二〇一八(平成三〇)年十一月、明治一五〇年記念「明治を彩った日赤の建造物」写真パネル展を開催しました。プレスリリースを發出し、イベントなどもしかけることにより大手メディアに取り上げられ、新たな個人の来館者開拓につながりようになっていきました。

最大の成果は、二〇一九(平成三二)年二月から三月にか

けて開催した「平成の災害と赤十字」展でした。報道も多く、会期末には天皇皇后両陛下(現上皇上皇后陛下)をお迎えしました。同年八月二八日には、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が、企画展「レガシーから学ぶ」東京一九六四大会とボランティア¹⁰をご覧になりました。

(3)新型コロナウイルス感染症感染拡大をきっかけに新たな展開へ(二〇二〇～二〇二三)

二〇二〇(令和二年)春、コロナ禍により赤十字情報プラザは臨時閉館を余儀なくされました。しかしそれは今からふりかえると新たな展開を迎えるための大きなステップになりました。もう一つ、同年四月、七年ぶりに専任の参事を迎えたことで、情報プラザが進むべき新しい道が見えてきたのです。同参事は日赤での業務の傍らアーカイブズ学を修めており、それまで素人考えの域を出なかった情報プラザの運営(資料の保存・管理・公開)に一本の太い幹ができたのです。

臨時閉館中の二〇二〇(令和二年)秋、それまで誰も手をつけることのなかった、二トントラック五台分に相当する情報プラザ所蔵資料、書籍、および室内の燻蒸を行いました。同時に、室内の清掃も徹底するようになりました。燻蒸実

施前は、部屋に入ったとたん古本屋のようなかび臭いにおいがしてマスクなしではすげず、たとえマスクをしていても喉の弱い私は一日の仕事を終えると喉が痛くなっていました。現在はマスク無しでもなんら支障が無いくらい状況は改善されています。この状態を維持するため、通常の清掃で使う掃除機も特別仕様のホコリを排気しないタイプを使用しています。

燻蒸の次は、展示の見直しを行いました。まずは配置です。ウィズコロナにおける、いわゆる三密を避けるための対策として、部屋の中央部分にあった展示物や展示ケースを撤去し、すべての展示を壁に沿って二筆書きで見られる動線としました。そして展示パネルの内容も見直しました。とはいえ、すべてのパネルを新たに作り直す予算はありません。平成から令和に相当する二枚のパネルのみ新たに作り直し、その二枚と統一感を感じられるよう、既存のパネルの表題(見出し)部分だけ大型のシールを作って上から貼り付けました。

展示の見直しと並行して、「いつでも、だれでも、どこからでも(赤十字の歴史に触れることができる)」をコンセプトに、情報プラザ独自サイト「赤十字WEBミュージアム」の立ち上げに取り組みしました。当時の広報室長兼赤十字情報プラ

ザセンター長以下私を含む四人体制で、同年二〇月一日に公開しました。トップページには、ランタン(灯)を手にした赤十字救護看護婦のイラストとともに、

「救いたい」

こころの灯を受け継ぐ。

赤十字の記憶を伝え、

困難にある一人ひとりを

温かく照らす「灯」であり続けたい。

の文言を置き、以下、約五万点の所蔵品から約二〇〇点を厳選した「所蔵品紹介」、赤十字の歴史を概観できる「赤十字ヒストリー」、情報プラザの紹介ページなどで構成されるサイトです。情報プラザの企画展と連動させる特別企画の第一弾は、コロナ禍のただ中だったことも反映し「感染症と赤十字」治療と予防の歴史」としました。

赤十字WEBミュージアムは、日本語のみのサイトですが、アクセス記録を見ると、数は決して多くないものの常に世界のどこからサイトを訪れてくれています。サイトを見たという海外からの問い合わせも増えつつあるようです¹⁾。

これまで行つてこなかった外部機関との連携としては、二〇二一(令和三)年度に港区ミュージアムネットワークに加入しました。区内四五の美術館・博物館が参加しており、あいうえお順の加盟館リスト上では「¹⁷国立新美術館、¹⁸サントリー美術館、¹⁹赤十字情報プラザ」という並びです。錚々たるメンバーの中、情報プラザが「山椒は小粒でもぴりりと辛い」存在足り得るよう取り組んでいます。ミュージアムネットワークの情報誌を見て来館したという方も増えています。

赤十字情報プラザは、コロナ禍後あしかけ四年にわたってこれまでにないさまざまな取り組みを行ってきました。見直した常設展と一から職員だけでつくりあげている企画展などの積み重ねは、少しずつ社内外に浸透していつているように感じています。二〇二三(令和五)年一〇月二日には、天皇皇后両陛下と長女・愛子さま(敬宮愛子内親王殿下)が、企画展「関東大震災一〇〇年 温故備震」故きを温ね明日に備える」を見学されました。

IV 赤十字情報プラザのこれから

(二〇二四)

ここまで、赤十字情報プラザがどのようにして生まれ、

ここまで歩んできたかについて、私が専任職員として関わってきたことも交えながら考察してきました。最後に情報プラザの未来について考えてみたいと思います。

赤十字WEBミュージアムで所蔵資料の一部を世界に発信していますが、ここでお見せできるのは、基本的に資料の外側だけです。情報プラザには、日赤の活動を知るために資料を読みたい、写真を見たいという人たちもやっています。そうした声により広く答えるため、インターネット上でデジタル化した資料を探したり読んだりできる日赤のデジタルアーカイブズを公開していく予定です。ますますすべての資料を公開するわけではありませんが、少しでも途切れず伝えていくための準備をしているところです。

デジタルの話をもっとしましたが、そのもとになる一五〇年近い日赤の歴史を背負った資料の保存・修復などの管理体制の整備も忘れることはできません。そのためには、地震、津波、洪水、火災などが起きたとき、あるいはテロや軍事行動などが引き起こされる可能性を想定したとき、唯一無二の替えの利かない所蔵品が、東京港区の本社ビル内にあることが果たして安全なのか、後世に確実に継承していくための最適な方策は何か、という議論も今後必要となるでしょう。

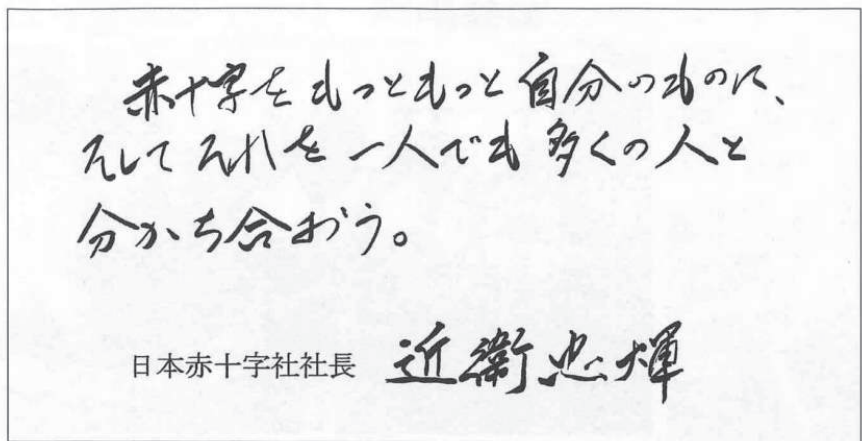


図3 第14代日本赤十字社社長・近衛忠輝の直筆メッセージ

二〇二五(令和七年)に予定される大阪・関西万博覧会、二〇二七(令和九年)の日赤創立一五〇周年はもちろん、二〇年後、三〇年後に想定される新・新社屋建設、その前に起きるかもしれない首都直下地震、南海トラフ地震など、考え得るすべてのことがらを見据えつつ、日赤が保有する有形無形の知的資源・知的財産を経営資源としてどう活用していくのか、その前提としてそれらをどのように収集・保管・管理・継承していくべきか、議論を始める段階に入りつつあるのだらうと思います。

そのとき最も重要なことは、「不易と流行」の「不易」の部分です。赤十字情報プラザの目的(任務)は、規程上「赤十字運動に関する情報及び史料等を収集するとともに、これらを保管し、又は公開若しくは発信することを通じて、赤十字運動の普及を図ること」とされています。それを踏まえたうえで、これからの二〇年〜三〇年の間に情報プラザがその目的からそれることなく的に向かって真つすぐに進んでいくには、すでにあるルールや既存の条件に縛られた発想をするのではなく、あくまで目的・使命・ニーズからスタートし、目的を達成するために最も効果的な方法を検討し、優先順位をつけて実行していくことが肝要です。

赤十字情報プラザの不易とはなんでしょう。それを考え

るうえで、忘れてはならないキーワードは、次の一文ではないかと考えます。

「赤十字をもっともっと自分のものに、
そしてそれを一人でも多くの人と分かち合おう。」

これは、二〇〇七(平成一九)年に始まった「もっとクロス！」運動に、近衛第一四代日赤社長が社内報に寄せた言葉です(図3)。「もっとクロス！」運動とは、「赤十字のがんばりを、職員が知らないでどうする」「社内でもっとクロス！」「地域ともっとクロス！」「社会ともっとクロス！」「世界ともっとクロス！」という具合に、一人ひとりの人間同士の交流を深めることで赤十字運動をもっともっと世の中に広めて行こう、という取り組みです。

実はこれと本質的には同じことを、第一六代日本赤十字社社長・清家篤が、日赤社長就任七年前の二〇一五年、日本労務学会会長就任挨拶の中で語っています¹²⁾。

「良き Society に…現在では「社会」と訳されている英語の Society という言葉に、福澤諭吉は最初「人間交際(じんかんこうさい)」という訳語をあてました。Society というのは人々がそこで互いに交わり、触発し合い、高め合う場であるべ

きだと考えたのだと思います。」

日赤の The Japanese Red Cross Society という英文名にあるように、「Society」として職員、ボランティア、会員(社員)同士が、高め合う場であり続けてきました。赤十字情報プラザは、初めてそこを訪れる人にも開かれた「人間同士が高め合う場」であり続けて欲しいと期待しています。

III おわりに

二〇二二(令和四)年七月の就任以来、清家篤社長・鈴木俊彦副社長の両役員は、ことあるごとに情報プラザにお客様をお連れになりました。最初の一年で、私の知る限り「最も多くの回数情報プラザに足を運んだ歴代役員トップ2」になりました。両役員は、時間が許すときは情報プラザ職員の説明をお客様といっしょに聞いてまわります。同じ説明を二度も三度も聞くのは時間の無駄ととらえる向きもあるかもしれませんが、そうではないのです。

ある日、秘書課から「〇月△日×時に見学予約をお願いします。役員が情報プラザの案内もしますので、いつも横山さんの案内は不要です」という連絡がはいりました。私はそのとき、こう思いました。

「ずいぶん早くこの日がやって来たなあ……」

私は常日頃「職員には、自分の大切なお客様を迎えたときには、自分の言葉で赤十字と自分自身を語ってほしい。そのための広場として情報プラザを活用してほしい」と思っていました。その願いが、就任わずか一年後の役員によって実現されようとしていたのです。

実は、残念ながらこの見学は先方の都合によりキャンセルになったのですが、赤十字情報プラザの本質は、佐野常民が訴えた「博物館の主旨は眼目の教え」¹¹「本物に触れることにより人間の成長を促すこと」¹²「社会教育機関であると考えます。それはすなわちドロッカー言うところの「人間変革機関」¹³そのものです。そのための「広場」が情報プラザの中だけでなく福沢諭吉が人間交際（じんかんこうさい）と訳した社会（society）に拡がっていくこと¹⁴赤十字運動（正式には国際赤十字・赤新月運動：International Red Cross and Red Crescent Movement）が世の中に広まっていくこと¹⁵社内と社外の境目がなくなっていくこと、を夢見ながら、藤森第一三代社長と近衛第一四代社長から受け取ったバトンを清家第一六代社長に繋ぎ、二〇二三年一月一七日に逝去された大塚義治第一五代社長に、本稿を捧げたいと思います。

として規定されている。

- 8 統計を取り始めた二〇〇六（平成一八）年度からコロナ禍前の二〇一九（令和元）年度までの数字
- 9 赤十字情報プラザの長は「赤十字情報プラザセンター長」だが「赤十字情報プラザセンター」という組織が存在するわけではない。
- 10 一九六四（昭和三九）年に開催された東京オリンピック・パラリンピックにおける日本赤十字社の活動を取り上げた企画展
- 11 グーグルアナリティクス4の統計データが記録されている二〇二二（令和三年）一月二七日から二〇二三（令和五年）九月三〇日までの「表示回数」は約九五、〇〇〇回。
- 12 歴代会長挨拶 日本労働学会（jb-japan.co.jp）
https://www.jb-japan.co.jp/shm/aboutus/president-message-jinhai/に全文が掲載されている。
- 13 経営学者 P・F・ドラッカーはその著書『MANAGING THE NON-PROFIT ORGANIZATION（非営利組織の経営）』（一九九〇 訳書は一九九一）の序文で「その製品は、『変革された人間』（a changed human being）である。つまり、非営利機関は、人間変革機関（human change agent）である。その『製品』は、治癒した患者、学ぶ子供、自尊心をもった成人となる若い男女、すなわち、変革された人間の人生そのもの（a changed human life altogether）」と述べている。なお、最新訳である二〇〇七年発行の『ドラッカー名著集④ 非営利組織の経営』ではこの箇所は、「非営利組織は、人を変えたとき役割を果たす。非営利組織が生み出すものは、治癒した患者、学ぶ生徒、自立した成人、すなわち変革された人の人生である」

注

- 1 赤十字情報プラザは、東京都港区の日本赤十字社本社一階にあり、赤十字の歴史を紹介するパネルやソルフェリーノの思い出（初版）、博愛社設立請願書、広島赤十字病院の被爆壁の一部などの歴史的資料を展示している。開館日は毎週火・水・木一〇時～一六時三〇分（二時三〇分～三時三〇分閉室）。展示見学・資料閲覧は要事前予約。予約電話〇三―三四三七―七五八〇。（二〇二三年一〇月現在）
- 2 佐野の「博物館創立」の文書は、一八九七明治三〇）年刊行の『埃国博覧会参同紀要』中篇第三章に「博物館創立の報告書」として収載されている。
- 3 佐野による博物館創立の提言や平山による参考館設立については、清水玲子氏の本誌寄稿「日本赤十字社の博物館の歴史―佐野、平山、棚橋へと志をつなぐ」や「日本赤十字社参考館設立の背景」（博物館学雑誌 第四五号第一号（通巻七十一号）三三～五八ページ）に詳しい。
- 4 一九四一（昭和一六）年一月～一二月の来館者数一〇一、八八一人（博物館報第三二六号）
- 5 『日本赤十字社史稿第七巻』三七四頁
- 6 河合利修編『赤十字史料による人道活動の展開に関する研究報告書』（日本赤十字豊田看護大学、二〇〇七年）中の「本報告書について」および「日赤史料概観」（それぞれ冒頭のページと一〇ページ）参照
- 7 情報プラザは情報公開の受付窓口としての位置づけで、「情報の管理、保護及び公開に関すること」は、現行の日本赤十字社本社組織規則細則において総務企画部総務課の所掌事項

【参考文献】

- 『日本赤十字社史稿』各巻
『日本赤十字社と人道援助』（黒沢文貴 河合利修編 東京大学出版会 二〇〇九）
『非営利組織の経営』（P・F・ドラッカー ダイアモンド社刊 一九九二）
『企業博物館とは何か 歴史・役割・可能性』（古田ゆかり 青弓社刊 二〇二三）

と要約されている。

日本赤十字社と博物館明治村

博物館明治村
主任学芸員
中野裕子

1 はじめに

明治村は、愛知県犬山市に一九六五（昭和四〇）年に開村した野外博物館である。一九四〇年に鹿鳴館の取り壊しを目の当たりにした建築家谷口吉郎の「何とか残して後世への贈り物にしたかった」という思いが明治村設立の契機である。戦後、高度経済成長期となると明治建築の取り壊しは一層進み、一九六〇年頃に谷口は「取り壊しの運命にある明治建築を移築し保存公開する博物館を作りたい」と彼の出身である第四高等学校の同窓会の席上で述べ、それに賛同したのが当時名古屋鉄道（株）副社長であった土川元夫である。この二人の創設者により、犬山市の入鹿池のほとり



日本赤十字社中央病院病棟前の筆者



博物館明治村正門

の風光明媚な場所に、一九六五年三月一八日明治村は誕生した。

開村当初の展示建造物の数は一五棟、敷地面積は五〇万㎡であった。取り壊しの運命にある明治建築で遺すべきと判断したものの許へ駆けつけ、調査・解体そして明治村での再建作業を繰り返し、現在では移築建造物の数は六〇を数え、敷地面積は当初の倍となる一〇〇万㎡となっている。そのような明治村へ一九七四年三月に四〇番目の移築建造物となったのが日本赤十字社中央病院病棟である。

2 日本赤十字社中央病院病棟について

日本赤十字社中央病院病棟は、日本赤十字社となる前の博愛社時代の一八八五年に東京飯田橋に建てられた博愛社病院（二八八六年に赤十字社病院と改称）が狭隘で設備的にも不十分であったため、皇室から払い下げを受けた南豊島郡下渋谷村（現在の渋谷区広尾）の御料地に建設され、一八九〇年に竣工したものである。

病院名は当初は「日本赤十字社病院」であったが、その後各地に赤十字病院が建設されたことから一九四二年に「日本赤十字社中央病院」と改称された。



日本赤十字社中央病院病棟



病棟内の病室

設計者は旧東宮御所(現 迎賓館赤坂離宮(国宝))など皇室にゆかりのある建物の設計に携わった片山東熊。軒飾りや板張りの外壁には赤十字の「十」を圖案化した文様などの装飾のみならず、床面を地面から1mほど上げる湿気対策を施し、渡り廊下の隅はサニタリー中木を設置するなど病院としての機能にも配慮されている。そして、何より特徴的なのが両者を兼ね備えた屋根上の三つの換気塔で、機能だけでなく、デザインにも優れたものである。

一九七三年、新病院建築のため取り壊しが検討された際、文化庁関係者により病院の建築的価値の高さの再評価がなされたが、残念ながら保存には至らなかった。そんな折明治村が病院の一部を移築保存したい旨を申し出、創建当初、下等病棟として用いられた西三号病棟とそれに附属する浴室と便所を移築し、現在に至っている。

3 日本赤十字社旧蔵文書

日本赤十字社旧蔵文書は中央病院の病棟とは別に、一九七四年の日本赤十字社本社解体に伴い、廃棄の憂き目にあった文書・古写真・図書などおよそ六五〇〇点を明治村へ寄贈いただいたものである。文書資料は一般文書(平時

救護を含む)と戦時救護に分けられ、なかでも一般文書には日本赤十字社と改称する前の「博愛社」時代の文書も含まれているほか、日本赤十字社が世界に先駆けて行った災害救助の記録も多数含まれ、単に記録としてだけでなく、後述するが広く公開することで、多くの人々へ災害への関心を促すことができる資料と言える。



日本赤十字豊田看護大学赤十字史料室に保管されている博物館明治村所蔵資料

4 活用について

この項では(1)建物の活用、(2)旧蔵文書、(3)その他から紹介したい。

(1)建物は、写真でご覧のように屋根上の三つの換気塔が象徴的な、明治村でも一際目を引く建物である。多くの見学者が建物を背景に記念撮影をされるのみではなく、映画やドラマのロケ地としても利用されている。少し前の作品ではあるが、NHKスペシャルドラマ「坂の上の雲」のラストシーン——秋山好古役の阿部寛さんが病室のベッドで息を引き取る——はこの建物内で撮影され、最終回の「終」という文字は、廊下の窓に映された。

建物内では「日本赤十字社のあゆみ」「病室再現」「日本赤十字社の看護婦養成のあゆみ」「日本赤十字社の戦時救護資料」「日本赤十字社中央病院の建築について」の五つの常設展示を行っている。

(2)文書資料は、二〇〇三年に当時の愛知赤十字看護短期大学(現 日本赤十字豊田看護大学)村地学長より、新設される大学の図書館に設ける特別収蔵室に保管したいとの申し出を受け、二〇〇五年に大学と明治村の間で、所蔵者

博物館明治村、資料保管 日本赤十字豊田看護大学とする貸借協定を結び今日に至っている。

現在、文書資料はリスト化されているが公開はしておらず、需に応じて情報の提供を行っている。文書類は資料の性格上、恒常的に展示することが叶わないため、特別展示や他館の展覧会への出品でしかご覧いただけない。

明治村では、二〇一四年に特別展「現在に生かす 記録された災害救護」を開催し、文書資料・古写真を利用して、一八九一年の濃尾震災、一九〇〇年の三陸大津波の日本赤十字社の救護活動を紹介した。濃尾震災の救護へ向かった救護員の本社に宛てた電報文、三陸大津波の救護活動に携わった救護員が残した患者数などを克明に記録した被災地図からは、切羽詰まった救護活動の様子を垣間見ることができる。また、二〇二二年には諸外国から送られてきた少年赤十字(現 青少年赤十字)の機関誌を用いた企画展「空は世界へ続いている——海外の機関誌に見る青少年赤十字の活動——」を開催した。コロナ禍で手洗い・うがいの徹底が叫ばれるようになったが、一〇〇年前もわかりやすいイラストを用いて手洗い・うがいの重要性を説いていたことはとても興味深いものであった。

(3)の他の活用として、文書資料を、毎年秋に二〇名ほど

の大学生を対象とした博物館実習の「古文書講読」のテキストとして、活用している。浄書文書、下書き文書によって書体が異なっていることや、皇室とゆかりが深い赤十字ならではの視覚的な尊敬表現が何か所か見受けられるなど、古文書への理解を深める絶好の教材となっている。

また、明治村では来村される奉仕団など赤十字関連団体からのご要望に応じて、案内スタッフをつけ、日本赤十字社中央病院病棟と赤十字にゆかりの深い昭憲皇太后がお召になられた「御料車5号」のご案内を行っている。

5 まとめ

明治村には「日本赤十字社」の歴史を語り、そして未来につなげていく資料が数多く残されている。単に建物だけでなく、文書資料から読み取ることができる歴史——過去の災害や戦争など、これまでの人々が経験してきたこと——が、今日を生きる私たちにも多くのことを物語っていることを見学者に伝え、安全で平和な世界を築く一助となることを願う。

赤十字看護教育の創始者たち

吉川龍子

元日本赤十字看護大学図書館司書

はじめに

日本における赤十字看護婦の養成開始は一八九〇(明治三三年)四月一日であり、博愛社を前身とする日本赤十字社の発足から三年目であった。その前年の六月一四日に「日本赤十字社看護婦養成規則」を制定し、続いて看護婦生徒の募集、看護婦養成委員の任命、担当教員の任命、入学試験を経て、第一回看護婦生徒一〇名が入学した。日本赤十字社病院自体が教育施設のため特定の施設名はなく、一般的には日本赤十字社病院看護婦養成所とよばれた。

同病院は東京府飯田町の本社社屋に隣接していたが、受診者の増加に伴い、翌年五月に郊外の豊多摩郡渋谷村(現渋谷区広尾)へ移転したため、その敷地内に旧病棟を移築して教場兼寄宿舎として全寮制となった。

修学年限は一年半で、そのあと全員が二年間の看護業務に服することが「養成規則」に定めてあったので、第一回生の解散式は三年半後の一八九三(明治二〇)年一〇月一〇日であり、ここに赤十字看護婦が誕生した。しかし第一回生は一年半の修学終了直後に濃尾地震の災害救護に従事した経験があり、これを機にすでに赤十字看護婦の存在は知られていた。

「養成規則」には卒業後二〇年間は国家有事の際に本社の召集に応じて救護事業に従事することが定めてあり、第一回生は卒業の翌年には日清戦争の戦時救護に従事することとなった。また濃尾地震での活動が認められて「養成規則」が改正され、災害救護も卒業後の召集義務に加わった。

渋谷の日本赤十字社病院における看護婦養成は、太平洋戦争後の一九四七(昭和二二)年卒業の第七一回生まで続き、その後は戦後の教育改革に伴い、日本赤十字女子専門学校

から日本赤十字女子短期大学(のち日本赤十字中央女子短期大学)を経て、現代の日本赤十字看護大学に続いている。

I 佐野常民 日本赤十字社初代社長

一八三二(文政五年)〜一九〇二(明治三五年)

佐野常民は八〇年の生涯のうち、晩年の二五年間を日本における赤十字事業の基礎づくりに尽力した。彼はその一〇年前の幕末にパリ万国博覧会で赤十字館を見学し、戦時に敵味方の別なく救護する人命尊重の活動に感銘を受けた。

西南戦争(一八七七年)の中で元老院議員であった佐野は、同じ議員の大給恒と共に博愛社を創設し、救護員を軍団病院へ派遣して敵味方の別なく救護することを実現した。

博愛社の救護員は男性であったが、まもなく女性救護員の必要性も指摘されるようになった。西欧諸国の女性が戦傷者を救護することや女性が救護に適した特性をもつことが、社員総会で外国人社員や渡欧した社員により報告されたからである。中でも渡欧者の柴田承桂(内務省御用掛)は佐野から諸国の救護事業の調査を依頼されたので、実際に外国の看護婦救護所を見学した上に、女性救護員についての図書を持ち帰っていた。また後述の橋本綱常も渡欧の際に

見聞した各国赤十字社の看護婦養成の状況を報告した。

一八八六(明治一九)年六月に政府がジュネーブ条約に加入し、博愛社でも救護員養成のための病院設立を決定した。同年一月一七日には博愛社病院が開設され、他の病院で勤務経験のある看護婦が採用された。

翌年の日本赤十字社の発足以来、救護員としての看護婦の養成の準備をすすめた上で、前述のように三年後に第一回生が入学した。佐野が看護婦生徒に示した訓示として現存する最初のもものは、第一回生が一年半の学業を終えた直後に濃尾地震の救護に出発する際に与えた諭告である。

至誠以テ救護ニ従事スベキ事

奮勉以テ艱苦ニ堪ベキ事

節操以テ品行ヲ慎ムベキ事

各項目に解説もつけられ、きびしく行動を戒めている。これは赤十字看護婦として看護技術と共に人格がすぐれていることを求めたからである。

翌年五月三〇日の第一回卒業証書授与式で佐野はこの災害救護にふれ、彼女らが「日夜怠ラズ奮勵シテ能ク看護ノ効益ヲ見ハシ大ニ世人ノ好評ヲ博シ」たことは、第一回生たちの「平素ノ練磨ト深切トノ効果」であると賞賛した。そして今後も三要件を守り、学術と精神の練磨を心がけるよ

う求めた（殿下社長副社長諭告集）。

さらに翌年の解散式でも、第一回生全員が支障なくこの日を迎えたことを快事とし、院長、教員の師恩を忘れず、健康と節操を心がけ、本社の看護事業に協力することを求めた。「天災ノ救護ハ何時ヲ期スベカラズ」という忠告まで述べている。

その後も看護婦と看護婦生徒への訓示はしばしば行なったが、広く知られるのは一八九八（明治三二）年八月一八日発布の「看護婦訓誡」である。その前半部に日本赤十字社の主旨、看護救療の歴史を説き、赤十字看護婦に最も必要なものは徳義であると述べ、後半部に二〇カ条の教訓を示した。

一 治療ノ介輔ハ敏活ニシテ且静肅ヲ守リ、傷病者ヲ看護スルニ当テハ愛憎偏頗ノ心ナク、忠良易直、懇篤親切ヲ旨トスベシ

一七 看護婦ノ最モ大切ナルハ品行節操ニ在リ、一タビ品行ヲ破リ節操ヲ失フコトアルトキハ、万善一時ニ消滅シテ名誉ハ忽チ墜落ス（後略）

佐野が精神教育を重視したのは、看護婦が国際救援に加わる場合を考えたからである。はたしてその二年後の北清事変（一九〇〇年）では日本に移送されたフランス人傷病者の救護に赤十字看護婦が従事し、誠意をもって対応したため

に感謝されている。

佐野は日本赤十字社創立二五周年（一九〇二年）の記念式典の直後に永眠したが、その後の戦時、災害時における赤十字看護婦の救護活動は、佐野の期待に添うものとなった。

II 橋本綱常 日本赤十字社病院初代院長

一八四五（弘化二年）～一九〇九（明治四二）年

日本赤十字社の最初の病院開設と看護婦養成に尽力したのが橋本綱常である。越前福井藩の藩医の家に生まれた橋本は、幕末の志士の橋本左内の末弟にあたる。

長崎で蘭学を学び、明治期に入ると兵部省軍事病院医官となり、一八七二（明治五）年には陸軍省任命の初の留学生としてドイツへ赴いた。一八七七（明治一〇）年に帰国後は陸軍軍医監と東京大学医学部別課の教授を兼任した。

一八八四（明治一七）年に陸軍卿に随行して渡欧した際に博愛社から西欧の赤十字事業の調査を依頼された。彼はジュネーブで開催の第三回赤十字国際会議に非公式ながら出席することができて、会議の決議事項に女性救護員としての看護婦の教育がとりあげられたことを知った。翌年の帰国の際には多くの資料を持ち帰り、赤十字事業の報告と共に



第二回看護婦生徒の解散式（明治27年4月）
前列中央 佐野常民、その右 橋本綱常、左端 足立寛

（日本赤十字社提供）

救護員養成のための病院の必要性を提唱した。

博愛社でも病院は必要としていたので、一八八六（明治一九）年五月に病院設立が正式に決定し、軍医総監となった橋本に病院事業を囑託することが決定した。同年一月一七日に博愛社病院の開院式が挙行され、初代院長に就任した橋本は、行啓された皇后陛下に病院内で看護婦養成の計画があることを言上した。

翌年五月二〇日の社名変更の前日には、篤志看護婦人会の設立準備集會が行われた。同会の設立に賛同した橋本は演説を行い、看護業務を賤業視する当時の世の中の偏見を正そうとした。

凡^{およそ}看護法は医療を補佐して其功績を全うせしむるものなり、故に其學術に熟練する者にあらざれば其用に任じ難きは勿論なれども其性沈靜温和にして慈愛に深く細心周到能く患者を待するものにあらざれば亦以て適當の看護者となす可からず（以下略）

（『救護員生徒教育資料』）

同会は有志女性たちによるボランティア団体として六月二日に発会し、やがて全国的な規模となつて日本赤十字社の救護事業に寄与していった。

『日本赤十字社史稿』には最初の病院職員として副院長と

六名の医員が軍医と記されているため、看護史研究者の間では赤十字看護婦養成の担当者という説がみられた。しかし看護教育開始直前に発表の「教科分担表」にみえる教員の氏名はすべて最初の医員ではなかった。

橋本は医員が他へ転勤するたびに、教え子である東京大学医学部別課の卒業生を医員に採用したことが、教員の履歴書によって判明する。病院の開設後三年余りを医員たちの指導と研修にあてることになった橋本は、彼らにきびしく接したことで知られる。医員のひとは後になって、橋本の訓示を記している。

看護婦の教育は君達を中心になつて嚴重にやつて呉れねばならない。自分は此の考へで君達を指導する積りであるから、君達も其の心得でやつて貰ひたい。

（村内資光「假借なく叱る」『橋本綱常先生』）

看護教育は医員たちにまかせたが、もし不行届きのことがあれば、患者や看護婦生徒の前でも医員を叱責したので、生徒たちは医員に累が及ぶのを恐れて勉学と実技に励んだという。

橋本が院長在任中には、陸軍病院の分院として院内で二回の戦時救護事業が行われた。日清戦争（一八九四～九五年）では構内に設けた仮病棟に戦傷病者を収容すると共に、清

国の捕虜傷病者の救護も行い、修学中の看護婦生徒も初めて接する清国人救護に従事した。日露戦争（一九〇四～〇五年）ではさらに多数の仮病棟が建ち、臨時に編成された救護班の中には、看護婦長以外は修学中の看護婦生徒だけという班もあった。これは自らの元で教育した者を勤務させようとした橋本院長のはからいといわれている。赤十字看護婦の活動の広まりを見ながら、橋本は明治期の終り近くに世を去った。

Ⅲ 足立 寛 日本赤十字社看護婦養成委員長

一八四二（天保二三）年～一九一七（大正八）年

初期の赤十字看護婦養成責任者であり、日本赤十字社独自の教科書の作成に尽力したのが足立寛である。遠江国（静岡県）に生まれ、佐野常民と同じく大坂の適塾に入門したが、まもなく江戸へ出て、明治期には医学教授、陸軍軍医学教官、東京大学医学部教授となり、陸軍看護法の基礎づくりに関与した。

一八八七（明治二〇）年の日本赤十字社発足と共に結成された篤志看護婦人会の講師に就任した。同会は博愛社総長の有栖川宮の妃殿下た皇子の首唱により設立されたボラン

第十七圖

清國傷病兵日本赤十字社の救護を受けて日本國民の仁愛を感じず



日清戦争、清国負傷者の救護（日本赤十字社病院内）

『日本赤十字社歴史画談』（明治35年刊）より

（日本赤十字看護大学提供）

ティア団体で、外国赤十字社の女性にならつて看護法や救急法を学び、非常時に役立てることを目的とした。会員は月二回、日本赤十字社で看護法の講習を受け、一年後に修業証書を授与された。その修業証書には「看護学修業候事」と記され、看護を学問と認めていた。二年後には足立寛の講義録を集大成した『看護法教程』が刊行された。

一八八九（明治二二）年六月に「日本赤十字社看護婦養成規則」が制定され、看護教育の開始が明らかになり、半年後の一二月九日に看護婦養成委員三名が発表され、足立寛もその中に加わった。翌年四月から開始された授業では、まだ教科書が完備されず、足立寛述の「日本赤十字社看護婦教程」（六冊綴り）を中心としたと「看護婦養成書類」は述べている。このうち一八九四（明治二七）年版の「治療介輔編」と「綱要篇」の小冊子が現存し、冒頭に「足立寛述」とある。

足立寛は一八九一（明治二四）年一月に看護婦養成委員長に任命され、翌年五月三〇日の第一回卒業証書授与式で祝辞を述べた。

看護学といふ者は医学の一部分にて理化学解剖学生理学病理学治療学等頗る高尚にして男子にても容易に学び得べからざる夥多の学問を彼は斟酌して治療の助になる様に組立てたる者にして（中略）僅かの期間中

にて此六ヶ敷学問を十分に理解し細密に記憶して実地に当る事の出来る様になればよいがと心配致しました。然るに入学以来(中略)案外にも事理を能く解し記憶も精密にて殊に大試験の成績に至ては男子の書生も及ばぬ程の出来にて(中略)学問上の事には先々安心致しました。

(日本赤十字 第六号 一八九二年)

各道府県に設置された赤十字社支部においても看護婦養成の動きが始まり、一八九三(明治二六)年の広島支部を初めとして、地元の病院や医学校に生徒を依託して養成した。しかし教育期間や内容が一定せず、技能の質に差が生じた。そこで全国同一の方針のもとで看護教育を行うこととなった。

一八九五(明治二八)年には足立寛を中心として看護教育用の教科書編纂が開始され、翌年六月に『看護学教程』(日本赤十字社編纂)が刊行された。この序文の中には十カ条の訓示が掲げてあり、その内容は佐野社長が常に赤十字看護婦に求めていた誠めである。

- 一 慈仁ニシテ懇篤ナルコト
- 二 忍耐ニシテ事ニ屈セザルコト
- 三 柔順ニシテ命令ニ服従スルコト
- 四 温和ニシテ患者ヲ慰撫スルコト

五 周密ニシテ作業ニ敏活ナルコト

六 貞操ニシテ自ラ重スルコト

七 謙讓ニシテ婦徳ヲ修ルコト

八 挙動静粛ニシテ多弁ナラザルコト

九 修容清潔ニシテ華奢ニ流レザルコト

十 學術精深ニシテ応用宜キヲ得ルコト

この十カ条の教訓は、のちの『甲種看護教程』にも内容が改定されて掲載され、昭和期には「救護員十訓」とよばれて赤十字看護婦の守るべき根本的な教訓となった。

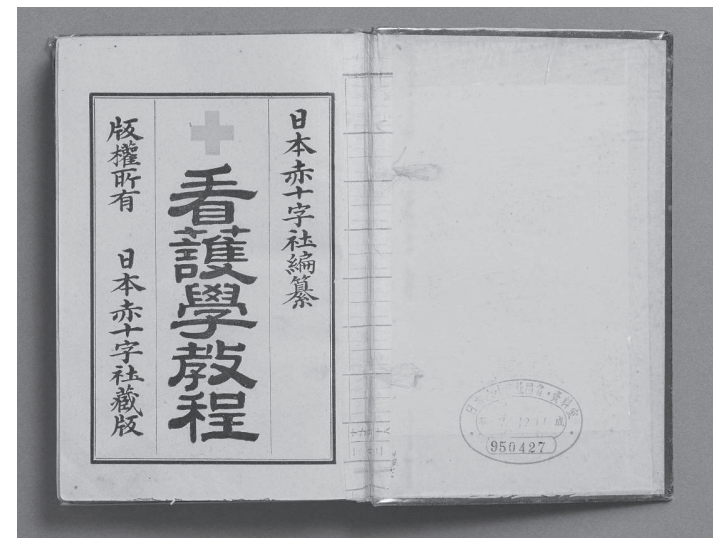
足立寛は教科書出版の年の十一月に看護婦養成委員長を辞任した。

IV 高山 盈^{みつ}

日本赤十字社病院初代看護婦監督

一八四三(天保一四)年〜一九〇三(明治三六)年

人生五十年といわれた明治期に、五十歳を過ぎて教育者から看護婦監督に転じ、女性管理職の草分けとされるのが高山盈である。高山盈は伊勢の津藩の藩士で江戸詰め、吉岡堅兵衛の長女として生まれ、やはり江戸詰め、やがて高山宜直と結婚した。翌年には国元の福山に移り、やがて三人の男児の母となった。幕末の戊辰戦争では長州藩の攻



『看護学教程』

(日本赤十字社提供)

撃を受けた福山城の中で、糧食運びなど武士の妻としての務めをはたした。

明治期に入ると再び東京に居住し、一八八一(明治一四)年からは学習院の教師となつて女生徒に家政学(礼法、裁縫、料理)を教えることとなった。女子部はやがて華族女学校となり、その教員を勤めた。

一八八九(明治二二)年九月には仙台の宮城県尋常師範学校女子部の舎監に就任し、小学校教員をめざす生徒たちの生活指導にあたった。同校における高山の実績は大きく、多くの生徒たちに慕われたという。

高山が再び東京に戻り、日本赤十字社から病院看護婦養成委員の辞令を受けたのは一八九四(明治二七)年六月二日である。養成委員は無報酬であったが、高山の場合は「看護婦同生徒及病室監督」という職名が与えられて有給となった。こうして初代看護婦監督が誕生した。高山を病院に招いたのは橋本院長であった。橋本はかつて東京大学医学部第二医院で高山の腹部切開手術を担当した際に、麻酔の使用を断つた彼女の気力に感服したことがあり、その後も高山家の長男が書生として橋本家に住み込んだこともあって交流が続き、早くから看護婦監督にふさわしい婦人と考えていた。高山は親しい人たちから看護婦を監督する任務は

重いいわれたが、自分に責任を託そうとする人たちの懸命に感激し、大任を受けたと語っていたという。

日本赤十字社病院に赴任して二ヵ月後の八月一日に日清戦争が勃発した。すでに七月末に高山は、開戦の場合は看護婦を率いて広島陸軍予備病院へ行く旨の内命を受けていた。八月三日の出発に際し、看護婦二〇名にきびしく覚悟のほどを求めた。

今や諸子と共に特に撰ばれて赤十字社看護婦たるの名譽を負ふて出発せんとす、夫れ名譽のある所は又責任のある所也、妾等の双肩には帝国の名譽ある如く、又能く之を發揮するの責任もある也、諸子乞ふ思へ、諸子にして若し不品行等の失態あらんか、其影響の及ぶ所爲に帝国の名譽を毀損し赤十字社事業の發達を妨ぐるに至るべし(中略)諸子果して決死以て婦徳を全うする覚期ありや。

(「女学雑誌」第四〇七号)

すると一同は覚悟があると答えたので、安心して出発したという。広島病院には移送された清国傷病者も収容されたが、高山はすすんで近づき^{あか}垢をとるほどであったので、それに感化されて看護婦業務も円滑に行われたという。広島における高山については、病院を見学した広島英和女学校の栗屋七郎が面会記事を記していて、高山は戦時の看護



高山監督と看護婦たち(明治31年9月10日)
前列中央 高山盈、左端 加藤まさ、右から2人目 佐藤コズエ、後列右端 萩原タケ
(日本赤十字看護大学提供)

婦に必要なのは患者への親切、綿密鄭重で敏捷活発、勤勉堅忍が要件と述べたという(「女学雑誌」第四〇七号)。

翌年に渋谷の病院に戻ると、二百名にのぼる看護婦と看護婦生徒と生活を共にしながら、彼女らをよく統率した。

一九〇〇(明治三三)年六月には北清事変がおこり、高山は再び広島へ派遣された。今回は連合国軍のフランス人傷病者の国際救援であった。翌年に高山はある雑誌記者に、看護教育の中に作法を設けたいと述べている。事変の際に長崎に來たフランス婦人の静肅な行動の報告を受けたためで、作法の授業はのちに実現した。また調理実習を兼ねた生徒の炊事担当の監督も高山が始めたものであった。

一九〇三(明治三六)年一月、高山は病いのため多くのひとびとに惜しまれながら現職のまま永眠した。

おわりに

日本赤十字社病院で最初に看護教育を担当した医員たちも、赤十字看護教育の創始者であった。最初の教科分担当表には村内資光(解剖生理)、野島與四郎(消毒法)、宮国計山(看護法)、北川立平(治療介輔)、小山善(繃帶法)、三富貞蔵(救急法)、小宮山権六(傷者運搬法)、高橋種紀(実地温習)の名が

みえる。さらに少し遅れて赴任した岩井慎三も教員に加わった。

看護婦生徒第一回生が入学して三年目の一八九三(明治二六)年六月の「女学雑誌」は日本赤十字社第七回社員総会の記事を掲載した。

当日殊に編者の注目に触れたるものは、五十余名の看護婦なりき、(中略)何れも皆謹肅にして、且つ温和の風を帯び、平素同社が養成したる所の一班を見るに足る。

(「女学雑誌」第三四七号)

佐野社長、橋本院長をはじめ創始者たちが看護婦生徒の訓育につとめた結果、早くも部外者の目にとまるような看護婦像が育っていたのである。

初代看護婦監督の高山盈のあと、看護婦監督は第二代佐藤コズエ、第三代加藤まさ、第四代萩原タケ、第五代稲田ユキ、第六代山本ヤヲと昭和前期まで続き、彼女らはいずれも橋本院長と高山監督の薫陶を受けていた。萩原タケは監督就任時に、橋本院長のような廠でのぞむか、高山監督のような寛でのぞむか熟考したという。

世界の看護婦の中で特に看護活動に功績のあった人が選ばれるフローレンス・ナイチンゲール記章の受章者も、第一回(一九二〇年)の萩原タケ、山本ヤヲ、湯浅うめに続いて、

第二回稲田ユキ、第三回等々力いく、第四回玉木あいと続き、やはり看護教育創始者たちの訓育を受けた人たちであった。中でも萩原タケは、国際看護婦協会（ICN）のロンドン大会（一九〇九年）に日本人として初めて参加したのをはじめ、日本看護婦協会の設立を実現し、さらに同会のICN加盟に尽力するなど、世界の看護界にも名を知られた。

【主要参考文献】

- 看護学教程（日本赤十字社編・刊、一八九六年）
 看護員生徒教育資料（日本赤十字社編、日赤発行所、一九一二年）
 日本赤十字中央女子短期大学九〇年史（同短大編・刊、一九八〇年）
 日本赤十字看護教育のあゆみ（日赤中央女子短大史研究会編、蒼生書房、一九八八年）
 機関誌日本赤十字第六号（二八九二年）
 女学雑誌 第三四七号（二八九三年）、第四〇七号（二八九五年）
 日赤の創始者 佐野常民（吉川龍子著、吉川弘文館、二〇〇一年）
 殿下社長副社長諭告集（日本赤十字社）
 橋本綱常先生（日本赤十字社病院編・刊、一九三六年）
 陸軍軍医学校五十年史（同校編・刊、一九三六年）
 高山盈の生涯（吉川龍子著、蒼生書房、一九八七年）

I 熊本地震からの奇跡の復旧

「なんと美しい！」。これは復旧工事を終えた熊本洋学校教師館の写真を見た、知人であるイギリス人のひとことである。感無量である。

熊本洋学校教師館は、熊本県内に現存する最古の洋風建築として、熊本県から重要文化財の指定を受け、これまで記念館・歴史学習施設として、「ジェーンズ邸」や「日赤記念館」の名称で親しまれてきた。しかし、平成二八年（二〇一六年）熊本地震で全壊してしまったのである。そして、七年の歳月が過ぎた今、多くの方々のご努力により、見事に全面移転復旧工事を終え、令和五年（二〇二三年）九月一日にオープンした。一般人の筆者から見れば、本当に奇跡的な出来事である。

震災から蘇った熊本のジェーンズ邸

——旧日赤記念館…再建オープンまでの道のり



梶山哲男

元日本赤十字社熊本県支部振興課長

この建物は熊本藩知事細川護久公が、明治四年（一八七一年）に開設した洋学校の教師を招聘するために、熊本城の一角にアメリカ人教師L・L・ジェーンズの住宅として建築されたものである。明治九年（一八七六年）に洋学校は閉鎖され、教師のジェーンズもわずか五年で熊本を後にした。主を失った建物は、時代に応じてその用途を変えながら、長きにわたり歴史を刻んできたが、一方では度々の存続の危機を乗り越えてきた。この建物は奇跡としか言いようのない

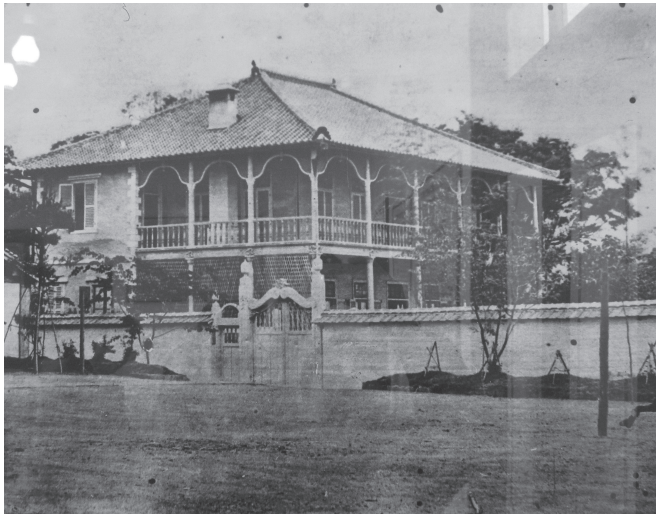


写真2 長崎から洋風建築の経験のある大工を呼び寄せ、熊本城内の古城の一面に新築された「熊本洋学校教師ジェーンズ邸」



写真1 「熊本洋学校教師ジェーンズ邸」
全面移転復旧工事を終えてオープン（2023.09.01）
県内に現存する最古の洋風建築（旧日赤記念館）

い生命力を持ち続けている。

Ⅱ 度重なる危機を乗り越えて

一度目の危機は、

明治一〇年（一八七七年）の西南戦争のときである。同年二月十九日、鎮台兵が籠城戦に突入しようとする矢先に、熊本城天守閣が原因不明で炎上し全焼した。このとき風向きによってはいくつもの櫓が焼失したが、ジェーンズ邸は運よく風上にあつたため火災を免れたのである。

二度目の危機は、

薩軍約一万三千人による明治一〇年二月二二日の熊本城総攻撃から約二カ月間、相当数の砲弾が城内に撃ち込まれたはずであるが、この時も薩軍の攻撃から奇跡的に難を逃れた。

三度目の危機は、

明治三二年（一八九九年）七月二十八日に発生した金峰山地震のときである。金峰山は熊本城のすぐ西側に位置する標高六六五メートルのカルデラ式火山であるが、このときは、震度六、マグニチュード六・三で震源地の浅い直下型地震であつた。熊本城調査研究センターの調べでは、死者二名、

家屋全壊二三四棟、半壊二二九棟。熊本城内では石垣崩落四二箇所、櫓七棟などに被害があり、平成二八年（二〇一六年）熊本地震の時と比べ、半分程度の被害が出たとされている。このときジェーンズ邸は、内外の壁や屋根瓦が損壊したが、全面的な被害を免れている。

四度目の危機は、

築後六〇年のときである。日赤熊本県支部史によれば、ジェーンズ邸は西南戦争終了後に熊本県庁の書記官の官舎にあてられ、明治一九年（一八八六年）に熊本県庁が南千反畑町に新築移転されると、同時に県庁敷地内に解体移転された。その後、建物は熊本県商品陳列所、県立高等女学校仮校舎、ロシア軍将校捕虜収容所、熊本県物産館、各種団体事務所等に使用されていた。そして老朽化が進むと、昭和六年（一九三二年）の県議会では昭和六年度限りで閉鎖されることが決議され、昭和七年（一九三二年）四月以降は何らかの方法で処分されることになっていたのである。このとき日本赤十字社記念館として日赤熊本支部に譲渡され移築されなければ、なくなっていたかもしれないのである。日赤記念館になった経緯は後述する。

五度目の危機は、

昭和七年（一九三二年）に日赤記念館として水道町に、建

建設のための敷地の確保と、そのための日赤記念館の移転及び再建のための資金が問題となったのである。

日赤熊本県支部史によれば、建物の重要性から、移転復元のための「ジェーンズ邸移転復元期成会」が、伊豆熊本日新聞社社長を会長とし、県、市及び文化人、学識者等一七人によって結成され、事務局は熊本市教育委員会社会教育課に置かれた。記念館の移転復元にあたっては熊本県、熊本市、日赤熊本県支部の協力を求めることになった。昭和四三年（一九六八年）三月二日の会合で、記念館を熊本城内二の丸跡に移転し、その後は熊本市が管理して記念館とすることがほぼ決定した。また同年三月一五日に熊本市長及び期成会長連名で日本赤十字社に対して赤十字記念館譲渡の陳情がなされ、同年七月四日に日本赤十字社は熊本市にこの赤十字記念館を無償で譲渡した。その後、移転の場所については紆余曲折があったが、最終的には熊本市水前寺公園一八七番地の市有地に移転することに決定した。移転復元のための経費については県費、市費、日本赤十字社の募金及び一般募金によることにした。ジェーンズ邸（日赤記念館）の移転復元工事は昭和四四年（一九六九年）十二月一五日に着工し、一一か月間の月日を要して、昭和四五年（一九七〇年）一〇月六日に完成した。なお、この建物は



写真4 水前寺成趣園東隣に再建された記念館

物としては二度目の移築を行い、日赤熊本支部で使用していたことである。昭和二〇年（一九四五年）七月から八月初旬にかけて、米軍機による熊本空襲が行われた。これにより熊本市の中心部は壊滅的な被害を受けたが、このときも奇跡的に焼夷弾からの被害を免れたのである。

六度目の危機は、

昭和二八年（一九五三年）六月二六日の熊本大水害である。未曾有の大雨により、熊本市の中心部を流れる白川が氾濫し、死者・行方不明者五六三名、家屋全壊一、〇〇五戸、家屋半壊六、五二戸、家屋流出八五〇戸、床上浸水四八、九八七戸等の被害があった（熊本県のホームページ）。当然、白川沿いにあった熊本県支部の社屋も水没し、日赤記念館（ジェーンズ邸）も一階部分が浸水してしまったが、流出とまでは至らなかった。

七度目の危機は、

昭和四二年（一九六七年）に日赤記念館の老朽化と血液センター及び支部事務所の合同社屋建設問題が起こったときである。昭和四〇年（一九六五年）に献血による血液事業が開始されると、同記念館の一部を血液センターの一部としても活用していた。日赤熊本県支部は、血液事業の重要性から敷地内での合同庁舎の建設を急いだのである。しかし、



写真3 水道町時代の日赤記念館



写真6 本震後4.18 ジェーンズ邸

熊本市文化振興課撮影

ジェーンズの会（会長猪飼隆明、副会長黒田孔太郎、事務局長本田憲之助）は、平成三二年（二〇一〇年）九月に結成された。L・L・ジェーンズは北海道の札幌農学校の外国人教師「クラーク」博士に負けない素晴らしい業績を残したが、その顕彰活動を行っている会で、日赤熊本県支部にも、度々情報提供をいただいていた会である。

ジェーンズ邸（日赤記念館）は、平成二八年（二〇一六年）四月一六日の本震で倒壊後、四月二五日熊本市によって、ブルーシートによる養生が実施され、併せて一部資料の救出

Ⅲ 再建のために奔走するジェーンズの会

日の熊本日日新聞社公式サイト「熊日電子版」では、令和五年度の一般公開を目指すとして、「創建時の古写真などを基に可能な限り既存部材を再利用しながら建築当初の姿に復元。以前は一本しかなかった煙突を左右対称に二本配置し、外壁を白漆喰から灰色の鼠漆喰に変更した。塗装の重なりを調べ、柱の色調も緑から白へ変更した。柱の約七割は既存の部材を使用できた」と記されている。つまり、建物については関係者のご努力により奇跡の復元となったのである。

熊本市指定の有形文化財として保存されたが、昭和四六年（一九七一年）四月二日に、熊本県指定の重要文化財に昇格され、一般公開されることとなった。

八度目の危機は、

今回の平成二八年熊本地震からの奇跡の復元工事である。熊本地震は、観測史上初めて同一地域において震度七の地震がわずか二八時間の間に二度発生し、県内に大きな被害をもたらした。震度七を観測した益城町や西原村は壊滅的な被害となり、芦北と球磨を除く県内各地で震度六強を観測し、広範囲にわたって甚大な被害を及ぼしたのである。

このとき水前寺成趣園東隣にあった熊本洋学校教師ジェーンズ邸（日赤記念館）は、一回目の揺れ（前震）で壁が崩れ落ち、二回目の揺れ（本震）で完全に崩壊してしまったのである。

熊本市職員の当時の話では、「建築部材は再生可能であるが、展示品については、ガラスケースや壁に展示してあった品々はほとんど助からない。保管室に収納してあったものは完全ではないが助かっている。」とのことであった。

地震後に熊本市では、電車通り沿いにある水前寺江津湖公園（旧市立体育館跡）への移築を決定。令和二年（二〇二〇年）から復旧工事を進めてきた。令和四年（二〇二二年）七月一〇



写真5 前震後のジェーンズ邸正面

熊本市文化振興課撮影



写真8 ジェーンズ邸（テント養生後）

同年六月一七日、建築部材や歴史資料の腐食を防ぐため、ジェーンズの会等により、風通しを良くするため上げ下げできる仮設テントの寄贈があった。以後、ジェーンズの会

て、専用口座を開設し預り金として処理できるのか。どちらにしても、支部での対応をまとめ、災害救護業務の最中で余裕のない中で案件であった。実際、日赤記念館に対する寄付金の問い合わせが沢山あったのは事実である。当時は熊本市の寄付金の受け入れを案内するのが精いっぱいであった。支部事務局長と相談し、次回のジェーンズの会の会合では、寄付金の募集については、募金活動にはできる限り協力すること。日赤が募集する場合は、ジェーンズの会との共有名義での募金活動ではなく、本社に申請し日赤熊本県支部の名義で募集することなどを伝えることにしていた。

筆者は平成二八年五月二八日にジェーンズの会の寄付金の募集を決定する会議に出席した。関係各位の出席のなか新聞社も呼んであり、日赤の対応の説明後に寄付金募集の発表が用意されていた。結論から言うと、会議の途中で熊本市から電話があり、補助金が付いた旨の連絡があり、再建のための寄付金募集の必要性がなくなったとの結論にいたった。

作業が行われた。

ジェーンズの会は、地震直後から建物の再建に向けて、建材の腐食を防ぐため専門的な保管処理を喫緊の課題として訴えていた。しかし、熊本市は予算の確保が困難であるとのことだったので、再建のための寄付金の募集を計画したのである。当然ジェーンズ邸の歴史の中で関係が深い日赤にも、募金活動にかかる協力依頼があった。

当時、筆者は熊本地震による災害救護を最優先に行っていたが、ジェーンズの会との担当窓口ともなっていた。ジェーンズの会の呼びかけで、幾度か会議に出席させていただいたが、会長はじめ会の役員の方々が、ジェーンズ邸の再建のために立ち上がり、日夜奔走されておられる姿に敬服せざるを得なかった。

熊本地震の義援金は、日赤熊本県支部が開設した専用の銀行口座に、全国から振り込みがなされ、義援金全額を熊本県の配分委員会に度々送金していた。私の記憶では、日赤熊本県支部は被災県であるので、予算決算上でも把握できるように、単なる預り金ではなく、収入支出で会計処理を行っていた。そうするとジェーンズ邸（日赤記念館）の再建のための寄付金も、もし募集するとなれば、本社と協議して同じような会計処理が必要となってくる。例外とし



写真7 ジェーンズの会によるテント贈呈式の様子

の役員の方々が、天氣に合わせて毎朝テントを上げ、夕方には市の職員がテントを下す日々が続いた。

そのころ熊本市は、「復旧事業費の見込額は五億二千四百万円。国交省補助(都市公園の災害復旧事業)で、現地での建て替えが原則。同年九月から地質調査」と発表。

IV 日赤記念館は一枚の歴史画から始まった

そもそもジェーンズ邸が日赤発祥の地と言われるようになったのは何時からであろうか。

それは昭和六年(一九三二年)一月九日付けで本社の海江田副参事から当時の日赤熊本支部主事(現在の事務局長)河内山熊太郎宛てに、歴史画を制作するための調査依頼があったのが始まりである。

日赤本社からの調査の内容は、「明治十年五月一日熊本に於いて征討総督有栖川宮より御直裁を得たる当時の建物で、高松宮家編纂『熾仁親王行実』に記載された、総督宮本営となった元中学校教師館」のことであった。つまり、御居間にて殿下に佐野常民が拝謁した場面を描写する計画で、日赤本社ではその建物の存在や様子が全くわからないというものであった。熊本支部では、早速当時の聞き取り調査を

行い、その建物特定し、建物の概要、図面、写真等を本社に提出した。その建物が熊本洋学校教師ジェーンズ邸だったのである。日赤本社は熊本からの調査結果を基に歴史画を制作した。

日赤本社が歴史画制作で描きたかったのは、日本赤十字社社史稿第一巻に記載されている次の場面である。

社史稿には、

「各地ノ賊軍ヲ追撃セントスル五月一日ナリ
佐野議官ハ即時願書ヲ懐(ふところ)ニシテ
本営ニ抵リ 参軍山縣有朋及高級参謀小澤武雄
ニ就(つ)テ結社ノ目的ヲ陳シ其可否ヲ質ス
参軍等深ク之ヲ賛ス 則チ齋(また)ス所ノ
願書ヲ有栖川總督宮殿下ニ上リ 博愛社創立ノ
許可ヲ請ヒシニ 殿下大ニ嘉納シ給ヒ即日允許ノ
台命ヲ下サレタリ」とある。

佐野常民は、東京で博愛社設立が認められなかったため、五月一日戦地熊本を訪れ、天皇陛下から西南戦争の全てを任されている有栖川宮熾仁親王殿下に、直接お願いし即日博愛社設立許可の命令を得たのである。その時の佐野常民



写真9 「博愛社設立許可の図」 制作者不明

日本赤十字社蔵

の感動が社史稿から伝わってくる。佐野常民は後に、殿下から博愛社設立許可の台命が下ったこの五月一日を「日本赤十字社の創立記念日」としたのである。

このときの感動を伝えるために制作された絵画が、皆さんご存じの『博愛社設立許可の図』である。正しく言うなら、『博愛社設立許可命令の図』である。この絵が制作されていないければ、日赤記念館としての保存がどうなったかは分からない。

日赤熊本支部はこの建物が日本赤十字社にとって極めて由緒深き重要な建物であるため、昭和六年九月三〇日に商議会で、支部敷地内に移転し記念館として保存することを決定。その後本社および全国の日赤各支部の賛成を得て、山下県知事あてに譲渡を依頼し、昭和七年(一九三二年)五月二五日に無償で日赤熊本支部に譲り渡すこととなった。直ちに解体移転に着手し、同年九月上旬に移転建築が終わる。赤十字記念館移転設立のことが高松宮殿下の台聞に達し、殿下は昭和七年八月二九日に故有栖川宮熾仁親王殿下の御写真並びに高松宮家編纂『熾仁親王行実』(上下)、『日本人の博愛』の三冊を記念館に寄贈された。(日赤熊本県支部史参考)

V 佐野常民の人脈と実行力

佐野常民は、佐賀藩の時代から海軍創設の必要性を訴え、明治新政府では日本海軍の基礎作りに尽力した。その他、洋式灯台の建設、湯島聖堂博覧会の開催、明治六年（一八七三年）にはウィーン万国博覧会では団長を務め博覧会男と言われるようになった。明治九年（一八七六年）に熾仁親王が元老院議長に就任されてからは、佐野は元老院議員としてひと月に一度は拝謁している。シーボルト記念塔の件での拝謁や、イタリア公使、同領事官妻との午餐会に同席していることが熾仁親王日記に記載されている。親王とは近い間柄であったに違いない。明治一〇年（一八七七年）になり西南戦争が勃発すると、欧州に習って救護団体博愛社の設立を訴え、自らその先頭に立ち、戦地熊本まで赴き直接熾仁親王に願ひ出た。

博愛社の設立請願書は当初、右大臣岩倉具視あてに明治一〇年四月六日付けで提出された。本来ならば太政大臣三条実美に提出すべきであるが、当時、明治天皇及び明治政府の要人は、明治一〇年一月三〇日に行われる、明治天皇の父である孝明天皇崩御からの「十年式年御親祭」のため

に京都を訪れていた。二月に西南戦争が勃発したためそのまま京都に止まり、西南戦争の対応は行在所で行い、通常の政務は東京の岩倉具視（摂政）が行うこととなり、重要事項の決定は京都滞在の太政大臣三条実美に知らせるようになっていたのである。

佐野常民と一緒に発起人となった大給恒は、逆徒であっても同じ人間として助けるのは当然と考え、すぐに許可が下りると思っていたが、願ひが聞き届けられなかった。それで、佐野が四月十二日に横浜を出発し、九州に向かったのである。

最初の博愛社設立請願書は、明治政府の留守を預かっている右大臣岩倉具視が、同じく陸軍卿の留守を預かっている、陸軍卿山縣有朋代理陸軍中将西郷従道に相談し、「善美なことだが戦地が混乱する、陛下がすべてを熾仁親王に任せられている。戦争が終わってからは地方の問題である。」（二月一九日付け岩倉あての西郷従道の意見書参考・国立国会図書館蔵）などの理由から、正式には四月二三日に却下された。分かりやすく言うと、勝敗が全く分からない状況では、留守を預かる立場から、勝手に許可が与えられなかったのである。それで、「直接お願いしてみたら」（読売新聞大給恒の談）ということになったのである。

平成二六年（二〇一四年）二月、西南戦争時に岩倉具視が使った暗号表等重要文化財級数万点が発見されたとき、その中に佐野から岩倉あての書状が含まれており、「佐野常民は、四月一五日に京都で三条実美に会って岩倉具視の書状を渡し、博愛社設立について委細を申し上げる機会が与えられた。四月二五日に神戸を出発した。岩倉の書状は神風連の乱の後処理の件だった」と、筆者は京都新聞社の記者から直接聞いたことがある。

佐野常民は、熊本に赴く前に京都滞在の三条実美に会い、博愛社設立の詳細を説明し、佐賀に四月二九日に到着。五月一日に佐賀を出発し同日のうちに熊本城を訪れた。征討総督の本営である熊本洋学校教師館に着いたのは、夕刻であつたはずである。

日赤の社史稿では、「五月一日に博愛社設立許可の台命が下され」、「五月三日に允許を得たり」とあるが、

熾仁親王日記には、

五月二日、議官佐野常民来宮、葡萄酒五瓶到来之事。
五月三日、午後一二時三〇分発馬、水前寺、夫ヨリ砂取村細川護久邸江行向、庭中散歩、午後五時一〇分帰宮之事。佐野・大給両議官発起博愛社

設立願書之儀二付、聞届之上、西京太政大臣

江右ノ趣乃届之事。

五月四日、議官佐野常民明日ヨリ佐賀表江出行二付

来宮面謁之事。

とあり、佐野常民が殿下に拝謁したのは五月四日だけしか確認できない。

ありえない話である。佐野常民が懇意にしている熾仁親王と、佐賀へ行く前にしか会わないのは不自然である。政府軍は四月二〇日に、関ヶ原の戦い以降最大の戦いと云われる城東会戦で、益城町の木山城跡地を本営とする薩軍との戦いに勝利した。戦況から考えると、熊本城下から薩軍の姿が消え、これから人吉方面に薩軍を追撃するため、山縣有朋や小沢武雄が、五月一日に総督本営を訪れていた。そこに佐野常民が現れ博愛社設立を訴えた。これまで戦傷病者の慰問を第一にお考えになっておられた熾仁親王は、佐野常民にお会いになり、皇室と同じ博愛精神に触れ大変喜ばれ、即日博愛社設立許可の命令を下した。

五月一日と五月二日に、殿下は佐野常民から博愛社設立の趣旨とその活動について話を十分お聞きになったはずであり、今後の救護活動に安堵され、五月三日の細川邸の散

歩に繋がったのではないか。いろいろと東京での積もる話もあったはずである。二月一九日に陛下から征討総督に任命されて以来、これが初めての休息のひと時となった。

佐野常民は、熊本県の野紙を借り、博愛社設立請願書を熾仁親王あてに書き改め征討総督に届け、五月三日に書類上の許可を得たのである。

博愛社設立の允許状を得た佐野常民は、早速佐賀に帰り資金を調達し、救護員を雇い、熊本に帰ると軍医監林紀（はやしつな）と博愛社の標章や活動条件を話し合い、熾仁親王に報告するとともに、佐賀からの救護員受け入れのために奔走した。五月二七日から博愛社の救護活動は始まったが、佐野常民は六月二日には、博愛社請願書、博愛社々則及び趣意書をそれぞれ城下で活版印刷し、そのうち十部を富岡熊本権令に提出し協力を求めた。

趣意書には次の通りと印刷されていた。

『余輩此惨烈ナル戦時に當（あた）リ聊（いささ）カ報國慈愛ノ義務ヲ取ラント欲シ別紙ノ通征討総督本宮ニ願ヒ出デシ所速カニ其許可ヲ得タリ由テ四方ノ君子右ノ主旨ト衷（ちゅう）情トヲ洞察シ厚ク協参アラシコトヲ冀フ明治十年五月大給恒佐野常民』

明治十年六月十四日

総督本宮 軍團病院 熊本縣廳 鬼塚通理（細川家代理）
右各通

社員名簿	議員	大給 恒
	同	佐野常民
	書記官	戸田秋成
	軍医總監	松本 順
	軍医監	林 紀
	同	池田謙齋
	軍医監	緒方惟準
	同	石黒忠憲
	検事	杉本芳熙
	權令	富岡敬明

（以下、収入支出等資料省略）

創業時の博愛社の社員には、西南戦争前に長崎医大、大阪医大、東京医大の基礎を築いた軍医たちが名を連ねている。佐野常民は、熾仁親王の下にいた書記官戸田秋成に博愛社の事務を引き継ぎ、次の活動拠点である長崎へ移動して行った。長崎では軍医監緒方惟準の協力を得て、博愛社救



写真 10 初代社長 佐野常民
日本赤十字社蔵

佐野常民は、熊本博愛社を本部として奔走していた。つまり、征討総督有栖川宮熾仁親王を中心として、熊本藩主細川護久、熊本県権令富岡敬明、並びに軍医監たちの協力を得て組織を作り、活動を広めていったのである。

日赤本社の史料（熊本博愛社日誌）には次の記録が残されている。

下官儀本日此表発程致帰京候ニ付博愛社関係ノ事件戸田書記官へ委託致置候間向後同人ヨリ可及御引合候此段及仰照會候也

護所を開設し活動を続けた。

征討総督有栖川宮熾仁親王が、約三カ月間総督本宮として宿営された「熊本洋学校教師ジェーンズ邸」。この建物を舞台として博愛社が設立され活動が開始された。六月二三日に東京では、大給恒らによって博愛社の本部が設置されるが、少なくとも熾仁親王が熊本を離れ鹿児島に向かわれた七月二四日までは、このジェーンズ邸が博愛社の中心的存在であった。

博愛社の救護員は、熊本、長崎、人吉、八代、水俣、鹿児島宮崎へと派遣され、熊本博愛社の事務は熊本県権令に引き継がれ、一〇月三一日まで活動を続けた。

VI ジェーンズ邸について思うこと

その昔この建物は古城跡にあって、県庁、熊本洋学校、熊本医学校などとともに輝いていた。横井時雄や海老名弾正がキリスト教を身につけた建物であり、札幌の時計台とともに日本のキリスト教発祥を象徴する建物である。それから数年後の西南戦争では政府軍の本営となり、征討総督有栖川宮熾仁親王殿下が佐野常民に、日本赤十字社の前身である博愛社の設立許可を与えた舞台となり、日本赤十字



写真 11 日赤 100 周年記念モニュメント「愛の手とこしえに」

社発祥の記念すべき建物となった。このように熊本洋学校教師ジェーンズ邸は、明治初期の息吹を今に伝える重要な歴史遺産であり、熊本県内で現存する最古の洋風建築でもある。

ジェーンズ邸の二階南側の部屋に展示してある「熾仁親王の御写真」と「博愛社設立許可の図」が、敵味方の別なく救護する「博愛社」の設立を語り続けている。国際機関の一員である日本赤十字社が、西南戦争のときに熊本で誕生したことを記憶に残し、世界共通の価値観である「人道」を心に刻んでいただければ幸いである。

日本の J R C の礎

—— 発足当時の少年赤十字

I はじめに

二〇二三年は関東大震災から一〇〇年である。当時、発災前年に発足した東京、神奈川の少年赤十字団のこともたちは、避難所運営の補助、道路の障害物除去などの救援・救護にあたった。また他地域の少年赤十字団は、物資の不足に対応するために近隣への物資の募集、バザーや映画の上映会などを企画し、自ら作った野菜や採取した魚貝を売るなどして金品を獲得した団もあった。さらにアメリカの J R C (Junior Red Cross) からは、被災した子どもたちに対して雑貨などが送られた。

現在も戦争や災害などによって日常を奪われた数えきれない人々の窮地に対し、さまざまな人道支援が行なわれている。時代は変わっても子どもたちが他者を思い、自分を

奮い立たせ自らにできることはないかと行動するその姿勢に、どれほど多くの人間が心を動かされ、勇気づけられているのであろうか。

一九二三年に発足した日本での J R C である少年赤十字は、対象年齢の変更などをふまえ、現在は青少年赤十字に訳を改めている。青少年赤十字の態度目標は「気づき、考え、実行する」である。まさに、文部科学省が定める学習指導要領のなかで求めている「生きる力」そのものである。これ



増田京子
社会福祉士事務所ひまわり

まで日本のJRCは、発足から一貫して学校教育活動のなかで展開してきたものの、現在この方法での継続が危ぶまれている。しかし、なぜ公教育のなかで一〇〇余年にもわたり、一民間団体の取り組みを実践することができたのか。これまでも日本のJRCの史実は、教育史にも福祉史にも十分に明らかにされていない。

筆者は、日本のJRCの史実を明らかにすることで、今後の日本のJRCの在り方とともに「生きる力」を育む子どもたちのために、学校と様々な分野が協働することへの視座を得られないかと考えている。本論では、拙稿「日本におけるJRC (Junior Red Cross) の歴史的展開に関する考察―草創期に焦点をあてて―」(二〇一九年三月日本福祉大学大学院社会福祉学研究科修士論文)をもとに、発足当時の少年赤字の史実を明らかにしたい。

II 日本のJRCの誕生

本誌既号ですでに井上が論じているが²、日本赤十字社囑託蛭川新による国際連盟規約第二五条の提唱なしには各国にJRCが誕生しなかったといつて過言ではない。

一九二〇年三月、ジュネーブで開催された第一回赤十字

社連盟総会において、各国赤十字が平時事業として①訪問看護婦をおくこと、②国民一般に衛生教育を行うこと、③少年赤十字を設置することの三点を決議した。翌年三月にジュネーブで開催された第二回赤十字社連盟総会ではJRC大綱が決議され、各国はJRCの創設にあつた⁴。

日本赤十字社は一九二一年五月、本社規則を改正し新たに設置した調査部にて、少年赤十字の事業創設に向けた準備を開始した。赤十字連盟が示す学校教育のなかで広めることを順守するために、当時の第五代日本赤十字社長平山成信は自ら文部省に出向き、少年赤十字結成の趣旨・目的に関する意見交換をした。平山は日本赤十字社の前身博愛社創設から尽力し、外務省勤務、帝国女子専門学校(相模原女子大学の前身)の創設など国内外にも精通した人物でもある。文部省は総じて国民教育にもたらす影響は良好であると判断し、文部省にも理解されたうえで一九二二年五月五日に「日本赤十字社少年赤十字の実施に関する件」を各支部に通達、正式に発足した。当時はその対象を尋常小学校五、六年年の児童及び高等小学校の児童と定めた。一九二六年三月に発行された『少年赤十字の葉』には、その目的を「赤十字博愛精神の養成、健康の保全及増進、良国民たるの理解及体得(原文のまま)」と簡潔に示している。

III 戦前の少年赤十字活動

各支部に実施が通達された同日、滋賀県の守山尋常高等小学校・守山市立守山小学校の前身において、日本で最初の少年赤十字団の結団式が行われた。しかし、少年赤十字の組織化のはじまりが滋賀県であり、滋賀支部のある津から離れた守山であったのか、さらに日本赤十字社が通達したその日に結団式ができたのかと不明瞭な点も多い。この点については今後の筆者の課題ではあるものの、以後、福島県、埼玉県、秋田県をはじめ、一九二五年には全国三八支部が結成し、全国二、五六四団、団員数六二〇、三五〇名にも及んだことから、滋賀県が少年赤十字活動の基点となったことに他ならない⁷。

既述の少年赤十字の二つの目的にあわせ、その内容について概説する。

(1) 赤十字博愛精神の養成

赤十字の博愛の精神は、創設者ジャン・アンリ・デュナン(一八二八―一九一〇)が一八五九年六月イタリア統一戦

争の最中、ソルフェリーノで目にした惨状に対し、傷ついた人を救うことに敵も味方もないと近隣の人たちと共に昼夜を問わず看病したことに由来する。後にジュネーブ条約として広く国際社会に浸透するが、日本ではデュナンに共鳴した佐野常民が日本赤十字社の前身を博愛社と命名したことから、長年にわたり「博愛」が使われてきた。現在では、国際赤十字・赤新月運動の基本原則に従い「人道」が一般化され、日本赤十字社では、あらゆる状況下において、人間のいのちと健康、尊厳を守ることを第一とし、苦痛の予防と軽減に努めることをその使命としている。

少年赤十字発足当時、こどもたちにこうした赤十字の精神を伝える方法として、日本の学校教育活動をおして体系的に行なったこと、赤十字の国際的組織をあげて行った国際親善の二点をあげたい。

① 学校教育活動

発足当時は大正新教育が叫ばれ、旧教育の在り方に疑問を呈する教育現場の流れがあった。一九二六年に東京で開催された第二回東洋赤十字会議における決議事項には「少年赤十字の組織は之を学校に限定し、(以下略)」とあり、少年赤十字の精神を広めるためには、学校教育をとおして行うことが得策との考えをより強調したかったとも考えら

れる。さらに教科教育、学校行事の中でも少年赤十字がその効果が十分にはかれるように、本社をはじめ、各支部においても研究が重ねられていた。特に、当時は少年赤十字団としての行事と各教科の関係性について調査分析した「少年赤十字教範」に基づき、地域性などの学校の特色を加味した上で、団の事業や行事を示した「少年赤十字実行プログラム」の作成を支部、団に推奨していた。日本で初めて少年赤十字団が結成された滋賀支部の少年赤十字教範と実践歴が日本赤十字社の社史稿に掲載されている。作成に関し、以下のことを記している。

「同支部では大正十五年一月、県下全部の郡視学や各部に三〇余人の団長を嘱託して、小学校教育と少年赤十字との関係、特に直接各教科との関係について研究した。委員は本社の提示した少年赤十字の趣旨と事業概要とを基準にして、公民としての基礎教養と、衛生保健と博愛奉仕の精神かん養とを主眼として教範に実行プログラムを編成し、七月末にこれを完了した。」⁹

さらに滋賀支部の取り組みは、一九二六年発行の静岡県

教育委員会の機関紙にも以下のような記載があり、静岡支部の運用の手法となったと思われる。

「少年赤十字は学校教育と相絡みて、其の成績を」
 ぐるところに最も妙味があるので、左記は少年赤十字の最も発達して居る、滋賀県の最も善いと評判の野洲郡へ高洲主事が出張の節、参考の為、持つて帰った同郡内の各団で実施して居る修身教授との「絡及之が取扱方法である、運用上の参考とする。」¹⁰

「少年赤十字教範」は、ジョン・デューイ（一八五九—一九五二）の思想に影響を受けたとも考えられる。一九一九年、デューイはコロンビア大学において親交のあった新渡戸稲造、渋沢栄一などの招きにより来日し、東京帝国大学において講演を行っている。日本赤十字社とデューイの直接的な接点はなかったものと思われるが、大正新教育を語る上で、多くの研究者がデューイを取り上げており、大正新教育が私立学校や師範学校から発展していった歴史を考慮するなかでも、公立小学校の少年赤十字団の教師たちは、経験的な学習や教科横断的な学習について興味をもったことは想像に難くない。今日的な視点に立つても、デューイ

の教科横断的な学習は、一九九九年に導入された文部科学省・学習指導要領「総合的な学習」のなかにもみることができ、今日の学校教育現場のなかでも行われている。デューイは、「教育の出発点は児童にあり、教育の過渡の橋は学校にあり、教育の最終点は社会にある。教育の最終点（社会）は教育の目的でもある。」¹¹と述べており、少年赤十字を学校教育活動で行うことの重要性はすでに明らかであったともいえる。

②国際親善

赤十字の国際性を生かしたこともたちの活動が国際通信交換であった。この事業は、第二回赤十字社連盟総会で決定され¹²、赤十字社連盟による仲介・あっせんのもと、一九二四年から一九四三年にわたりアメリカを中心にのべ五二二か国、発信数一四、五七五回、受信数一四、五二四回行われた¹³。当時の新聞記事からは手紙だけでなく、人形の交換がよく行われていたことがうかがえる。日本の少年赤十字が諸外国に人形を送る際、日本の四季の服装や手回りの調度品も携えることで、日本の生活実態を理解してもらうといった配慮もなされた。さらに人形に着せる服や調度品を上級学校や上級学年の少年赤十字団員が作ることで年齢を超えたつながりをもたらしたとも考えられる。その

ほかに、花の種、学芸品の交換、玩具なども少年赤十字団員からの寄贈を募っていたことも明らかとなっている¹⁴。二〇〇一年六月、京都府乙訓郡大山崎町立大山崎小学校において、一九三四年にアメリカ・オハイオ州の学校から送付されたアルバムが発見された。柙居も指摘しているが、添えられた手紙の書き出しは、「Dear Friends」から始まっており、同じJRCの仲間として相互に認め合っている表われとも受け取れる¹⁵。

さらに加盟国同士の横のつながりを意識させた出来事として、国際放送があげられる。一九三五年一〇月三一日、日本、アメリカ、フランス、チェコスロバキア、カナダ、イギリスの代表者が、日頃の少年赤十字活動について発表した。日本では、東京支部愛日少年赤十字団員が発表し、その内容を第六代社長徳川家達（英訳）世界へと発信された¹⁶。

この他に社長の平山、そして平山の意を受け継いだ徳川家達という二人の国際感覚のある社長がともに国際会議を日本で行った。こうした機会や展覧会への出展などをおとして、こどもたちは直接、海外の知見を得ることができた。

(2)健康の保全及増進

既述の教育活動においても健康に対する教育が行なわれていたが、当時は日本赤十字社の特色を生かし、少年赤十字を支えた三つの取り組みがあった。

①児童養護講習会

一九二二(大正二二)年六月一六日東京朝日新聞朝刊に、東京支部の少年赤十字の試みについて、以下のような記事が掲載されている。

「中略 東京支部では先づ第一回の試みとして府下五百余の小学校から百人乃至百五十人の男女教員を選抜しこの夏休みを利用して児童養護講習会を開くことになった。これは保健衛生を第一限目に置いて差し当り衛生一般や栄養伝染病などについての常識から怪我、火傷、中毒、水溺れなどの急を要する場合に施す応急手当法といったような通俗的なことを実習を交へて行ふのだが場所は昨年東京府で虚弱児童の林間学校を実施した神代寺公園で今年も一方には林間学校を実行し、これが見学と実際取扱を兼て講習会も同所で八月十日頃から一週間にわたつて開催する筈である」

一九二二年五月二六日、平山の名で支部宛に「児童養護に関する講習会実施要領」を通知した。¹⁷⁾ 小学校教師や篤志希望者を対象に、一九二二年から一九四一年まで各支部が児童養護講習会を開催し、一般の衛生講習会も合わせ約一、〇〇〇人以上が受講した。¹⁸⁾ 講習会の資料によると、¹⁹⁾ ①

一般衛生、②身体異常児の教養、③教授衛生論、④衛生統計、⑤学校衛生概論・體育運動論、⑥赤十字事業の要領、⑦学校救急手当法などが行われており、教師たちは、学校衛生全般についての知識、技術を深めた。⑥⑦については、日本赤十字社職員が担当しているものの、②東京府の技師、③文部省学校衛生官、さらに、そのほかについては医師や大学教授が担当しており、赤十字が率先してこの講習会を企画したものの、国・都道府県と合同で取り組むことで、日本のこどもたちの健全な育成に貢献したと考えられる。また、児童養護講習会自体は、現在の日本赤十字社における日本赤十字社救急法、幼児安全法、健康生活支援講習の内容と酷似しているが、日本赤十字社における救急法等の講習会は、少年赤十字とともに第一回赤十字社連盟総会での決議により平時事業である一般衛生教育活動の一環として位置付けられ、一九二六年一二月二三日には「衛生講習会実施要綱」を策定、開始されていることから少年

赤十字に対する赤十字の組織的な対応であることを読み取ることができる。²⁰⁾

②学校看護婦

一九二二年五月二三日、学校衛生援助事業開始にあたり、以下の通知(救第五一六号)が各支部に通達された。²¹⁾

「今回少年赤十字の施行に着手し学校と親密な関係を結ぼうとするにはその事業の一として在学児童の健康と保健を保護増進することに留意し、学校衛生の援助をするを適當であると信す。

学校衛生援助の方法の一として看護婦を派出して学校医を補助し、保健衛生に関する学校の設備、児童健康の視察、身体検査の助手、衣装の清潔、疾患の予防について注意を与え、不慮の傷病者の応急救護、欠席、疾患児童の家庭訪問等のことに従わせることにある。云々。」

学校衛生援助事業は、現在の学校保健衛生の前身ともいえる。学校医は、すでに一八九八年、文部省より「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」ならびに「学校医職務規程」が公布されており制度として確立していたが、現在と同様、医

師が学校医業務に専従するものではなかった。教師は教科指導や既述の児童養護講習会開催に関与していたとはいえ、これを担うには十分な時間も知識もなかったと思われる。ゆえにその役割を担ったのが、現在の養護教諭の前身である学校看護婦(School Nurse)であった。

学校看護婦は、一八九三年、イギリス・ロンドンにおいて貧民学校児童の軽症患者の看護を行ったことがそのはじまりといわれている。その後、ドイツ、アメリカへと派生し、日本では諸説あるものの、一九〇五年、岐阜県が公費で二名を学校看護婦として雇用了ことをはじまりとされている。当時の日本は、日清戦争後、帰還兵が感染していた眼病のトラコーマが瞬く間に大流行となった。こうしたなか、学校看護婦は、感染防止のために学校や家庭をまわり、洗眼を行ったことが知られている。そのほか教育職員として、学校看護婦は校内業務と校外業務の両方を担っていた。前者は、学校設備の衛生上の監察、児童の監察、身体検査の補助、衛生教育の補助、学校給食の手伝いなどがあげられる。後者は、家庭訪問、校外行事の付添などが挙げられる。トラコーマの大流行により感染を恐れた保護者が、こどもを学校に行かせないなどの予防策をとった家庭もあったといわれ、そうした家庭と学校とつなぐ役割も担っていたとも

いわれている。日本赤十字社は支部病院の看護婦を学校看護婦として派遣した。当時は少年赤十字が誕生していなかった支部もあったが「夏季短期養護所開設に関する件」²²の通知において、「看護婦は学校看護を利用すること」に記載されていたことから、多少なりとも関連していたと考えられる。

③虚弱児養護

当時の子どもたちの住宅事情や衛生環境から栄養不足や適切な医療体制が整備されていたとは言い難い。主に七歳未満を対象とし、各地に児童健康相談所が設置され、赤十字病院もそれを担った。その相談所には、虚弱児童を持つ親からの多くの声が寄せられた。現代の小児医療では、「虚弱児」といった概念はないが、当時の社史稿には、「虚弱児とは肉体的の虚弱児であつて、精神的の虚弱児である精神薄弱児は含まない」と記している²³。さらに同資料では、こうしたこともたちは、一八九七年に公布された文部省の「学生徒身体検査規程」による身体検査の結果²⁴、継続的な監察²⁵を必要とする「要監察児童」と呼ばれ、医学的監督を要した²⁶。小野方資の研究で、少なくとも一九二〇年七月二七日、文部省令第二六号「学生徒身体検査規程」が発令した頃まで検査判定の方法については議論が続いていたこ

とを述べていることから現在ほど正確な基準を持った判断がなされていなかったと考えられるものの²⁷、学校衛生²⁸が発展する最中、虚弱児の回復に向けた取り組みは国力を考える上でも重要な事柄であったといえる。

こうした虚弱児への対応について、ヨーロッパ諸国では、一八〇〇年代後半から湖畔や海浜、山間地など自然環境の良いところで、一定期間休養しながら集団生活を送ることで体力の回復をもたらす集団養護の取り組みがなされており一定の効果をもたらした。日本においても諸説あるものの、一九〇〇年に東京馬込村（現在の東京都大田区馬込周辺）に休暇集落が設けられ、以後、鎌倉、高松などにも設置された。日本赤十字社では、一九一四年、京都支部が初めて、天橋立の海浜に「夏季児童保養所」を設け、翌年には、東京支部が神代村深大寺（現在の調布市深大寺周辺）に「夏季児童保養所」を設けた。夏休みなどの長期休暇時に、各支部による地域性を踏まえ、林間、海浜、田園、山地、高原、温泉での養護が広まり、統計のある一九二三年から一九四四年まで本社、支部、他団体との共同設置、少年赤十字団の経営のべ一、五〇〇カ所、二四八、一九八人の児童を収容した²⁹。またその方法も、宿泊型の全養護と日帰りの半養護、所在を転々とする移動養護といった集団養護の形態がとら

れるようになった。

当時の保養所の目的は、虚弱児の結核予防の一環とされていたが、その後は健康児も対象となった。こうした取り組みによる効果は、現代の小児医療におけるエビデンスと比するものではないが、一九五〇、一九六〇年代の小児喘息も虚弱体質の一部として捉えられ、乾布摩擦などにより自律神経を鍛えることなどが一般的であったことを考慮すると、大家族での衛生的とはいえない家庭環境から、二、三週間にわたり自然環境の良いところで日常生活習慣を身に付け十分な栄養と睡眠をとることは、子どもたちにとって最良の治療であったと考えられる。また赤十字に限らず、様々な団体が取り組んでおり、子どもの衛生環境の改善にも一定の効果はみられたとも考えられる。さらに集団養護、短期養護の日課にも注目したい。

日本赤十字社の社史稿には、以下の日課大要の一例が提示されている³⁰。

【日課大要】	
起床	午前六時―六時一〇分
洗面	午前六時一〇分―七時
朝食 含嗽（うがい）	午前七時―七時三〇分

休憩	午前七時三〇分―八時
自由作業	午前八時―八時五〇分
朝の集まり	午前八時五〇分―九時二〇分
学習	午前九時二〇分―一〇時二〇分
遊戲・唱歌・体操・手洗	午前一〇時二〇分―一二時
中食 含嗽	午前一一時―一二時
休憩	午後一二時―一二時三〇分
午睡	午後一二時三〇分―二時
遊戲・水泳・更衣	午後二時―三時二〇分
間食	午後三時二〇分―四時
散歩	午後四時―六時
夕食 含嗽	午後六時―六時三〇分
自由作業	午後六時三〇分―七時三〇分
夕の集まり	午後七時三〇分―八時三〇分
就床	午後八時三〇分

日課を見る限り、少年赤十字の目的である「赤十字博愛精神の養成」の具体的な取り組みが行われていたのか判断できないが、資料によると一九二三年から一九四二年までは少年赤十字団が経営し、八、一五六名の虚弱児を収容している³¹。途中から健康児も対象に含まれており、さらに具体

的な活動内容を明らかにすることで、戦後に実施されたリダーシップ・トレーニングセンター実施につながる内容です。すでに日本では実施していたことになる。

さらに集団生活に適応できないほど重度の虚弱児に対する支援も行われていた。児童に対する養護と教育を合わせもつ養護教育施設として、一九一七年、神奈川県茅ヶ崎市に白十字会林間学校（現在は、同名の児童養護施設が設立されたが³²、日本赤十字社では、一九二五年一月より千葉支部が、富浦海浜学校（現在は、児童養護施設として千葉県富浦学園に名称変更されている）を開設した。多くの児童が一期（三か月・延長も可）で退所したが³³、一九二五年から一九四五年までのべ四、四五二人を収容した³⁴。一九三二年六月六日から七月四日に本社を会場に文部省主催の虚弱児童養護施設講習会が開催され、全国から一五〇人の学校職員が受講していることから、当時としては先駆的な役割を担っていたと考えられる³⁵。

これら二つの目的を達成することによって、「良国民たるの理解及体得」が実現したといえる。当時の雑誌『少年赤十字』のなかでは、平山をはじめ多くの大人が活動することの意義などを語り、全国の少年赤十字活動を紹介した。国内外のこともたちが目的を同じく活動することは、当時の

日本の学校教育のみでは実現しなかったと考えられる。国際的な組織である赤十字だからこそ成し得たことであり、少なからず今日の学校教育活動への礎となったことは想像に難くない。

家達亡き後、日本全体が戦時へと向かうなか、少年赤十字も例外となることなく時代に翻弄されることとなった。雑誌『少年赤十字』の表紙には軍用機が描かれ、陸軍将校による投稿が掲載されるようになった。しかし、一九四一年文部科学省主導の下で、YMCA、YWCA、少年団などが大日本青少年団へと一本化されたなかには少年赤十字は入っていない。社史稿によれば、JRCの団数、団員数は絶えることなく推移しており、国際通信交換については禁止された痕跡は見当たらない。また雑誌『少年赤十字』は、一九四二年発行まで現存している。発足当時の少年赤十字が目指した本来の目的が、活動と結びついていたかは定かではないものの、現存する資料からは子どもたちが戦時のなかでも自らできることを考え、行動していた痕跡を確認することができる。

IV おわりに

日本のJRCは発足当初から現在に至るまで、学校教育活動のなかで展開することを忠実に遂行してきた。当時珍しかったその手法は、時代を経るなかで変化しながら多くの指導者に牽引されることで高く評価されてきた。学校教育のなかで定着したことで一定の役割を果たしたといえる。しかし一九一にわたる赤十字社・赤新月社の一つとしての日本のJRCは、唯一無二の存在としてこれからも台頭していかなければならない。

一〇〇余年にわたり、多くの子どもたちが「気づき・考え・実行する」JRC活動をおして赤十字精神に触れ、「自らの人道・博愛とは何か」を説き、社会に果立っていった。筆者もその一人である。今後はすべての子どもたちがJRCの一員としてジュネーブ条約を知り、赤十字の機能と役割を享受することのできる体制がつけられることを切に願っている。

末筆ながら、本論の執筆にあたり多くの関係者の協力をいただいたことに、この場を借りて深く感謝申し上げます。

注

- 1 日本赤十字社（一九五七）『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社社史稿第四卷』二九二
- 2 井上忠男（二〇二二）『青少年赤十字誕生から一〇〇年―平和世界の担い手を育むその理念と足跡』『人道研究ジャーナル』（二一）七八―八五
- 3 山下麻衣（二〇一七）『日本赤十字社がおこなった平時救護の展開過程―蛭川新が果たした役割』『京都産業大学論集社会科学系列』（三四）三二―四
- 4 日本赤十字社（一九五七）『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社社史稿第四卷』三六二
- 5 日本赤十字社（一九二九）『日本赤十字社史稿下巻明治四一年―大正一一年』九九四―九九八
- 6 日本赤十字社滋賀県支部（二〇一七）『滋賀県清酒年赤十字のあゆみ』二〇
- 7 日本赤十字社（一九二六）『少年赤十字』第一巻第一号より既存する資料から抜粋
- 8 日本赤十字社（一九五七）『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社社史稿第四卷』二〇三
- 9 日本赤十字社（一九五七）『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社社史稿第四卷』三七二
- 10 静岡県教育委員会（一九二六）『静岡県教育三月号』（三四七）七四―八一
- 11 古書により解説が難しい箇所は空欄とした。
- 12 川尻文彦（二〇〇九）『陶行知とデューイの訪中―民国初期中国教育史の一側面』森時彦編『二〇世紀の中国の社会シス

- テム、京都大学人文科学研究所四三二―四五七
- 12 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三六二
- 13 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三八〇、日本赤十字社(一九六九)『昭和一二年―昭和二〇年日本赤十字社史稿第五卷』二八二
- 14 『今度は米国と学芸品交換』東京朝日新聞、一九二七年五月一八日朝刊
- 15 「米国への贈物発送」東京朝日新聞、一九二七年六月八日夕刊
 枅居孝(二〇〇三)『大正期・昭和初期の国際理解教育―一九二〇年代―一九三〇年代の「少年赤十字」の国際交流活動―戦争と平和―大阪国際平和研究所紀要(二二)、七三―八六
- 16 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三七八―三七九
- 17 「児童養護に関する講習会実施要領」大正一一年五月二六日救第五一八号社長による。
- 18 (参照)日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三五〇
- 19 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三五五
- 20 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三五五、日本赤十字社(一九六九)『昭和一二年―昭和二〇年日本赤十字社史稿第五卷』二六二に掲載された数を筆者が統合したが、一般の衛生状況の改善を目的とした「衛生講習会」と同表であり、一九三三年の数値が不明であること等からも総数は不明である。
- 21 日本赤十字社東京支部(一九三三)『児童養護講演集上』、『児童養護講演集下』博愛発行所
- 22 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四四
- 23 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四四
- 24 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四四
- 25 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四四
- 26 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四三
- 27 小野方資(二〇一三)「学生生徒身体検査規程」における「体格」概念の変容『福山市立大学教育学部研究紀要二〇一三、(二)二二―三〇
- 28 現在の「学校保健」と呼ばれる内容であるが、「学校保健」は一九四五年以降にその名称が改められている。
- 29 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四五―三四七、日本赤十字社(一九六九)『昭和一二年―昭和二〇年日本赤十字社史稿第五卷』二五九―二六〇
- 30 本社単独設置は、一九二三から一九三五年の間は統計があるものの、以後は不明である。
- 31 支部、他団体と共同設置については、一九二五から一九四四年の間の統計である。少年赤十字団の経営については、一九二三から一九四三年の統計である。
- 32 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四四
- 33 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四四
- 34 白十字会林間学校のホームページには、「大正六年八月一日社団法人白十字会創立五周年を記念し、結核予防事業の一環として虚弱児童の養護教育を行うため、寄宿舎性の小学校として白十字会林間学校が開校する」とある。(参照)白十字会林間学校のホームページ <http://g3hakujikai-nkangakio.or.jp/> (施設概要) (参照二〇一八年一〇月八日)
- 35 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 36 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 37 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 38 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 39 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 40 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 41 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 42 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 43 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 44 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 45 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 46 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 47 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 48 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 49 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 50 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 51 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 52 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 53 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 54 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 55 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 56 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 57 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 58 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 59 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 60 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 61 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 62 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 63 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 64 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 65 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 66 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 67 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 68 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 69 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 70 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 71 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 72 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 73 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 74 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 75 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 76 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 77 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 78 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 79 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 80 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 81 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 82 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 83 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 84 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 85 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 86 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 87 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 88 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 89 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 90 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 91 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 92 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 93 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 94 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 95 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 96 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 97 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 98 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 99 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九
- 100 日本赤十字社(一九五七)『大正一二年―昭和一〇年日本赤十字社史稿第四卷』三四九

女性リーダーの活躍する赤十字へ

— 国際赤十字における女性リーダー活躍推進への取り組み
と日本赤十字社のこれから

五十嵐玲奈

日本赤十字社事業局国際部参事

はじめに

女性の活躍推進が叫ばれるようになって久しい。国連のSDGs（持続可能な開発目標）では目標五として「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられている。日本でも二〇一五年には女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が成立した。

赤十字のような人道団体においても女性の活躍が求められている。本稿では、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC: International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies）による女性の活躍推進、特に女性リーダーの増強に向けた取り組みを、多様性を重視する観点から紹介する。またIFRCのメンバーである日本赤十字社が国際的な方針に沿ってどのように組織内の女性の活躍と女性リーダーの増強を推進すべきか考察する。

I 国際赤十字におけるジェンダーの方針と女性活躍推進・女性リーダー増強の必要性

まずは女性の活躍推進を含むジェンダーに関する近年のIFRCの政策について紹介する。

人道団体として、一切の差別なく人道支援を必要とする人々に届けるにはジェンダーの配慮が不可欠である、という強



い信念に基づき、IFRCは一九九九年、「ジェンダーの方針（Gender Policy）」をその最高議決機関である総会において採択した。IFRCの総会は世界一九一の全ての赤十字・赤新月社が参加するもので、総会の決議には全社が従うことが求められる。

「ジェンダーの方針」では、人道支援にジェンダーの視点を取り入れること、ジェンダーによる差別を行わないこと、またIFRC及び各国の赤十字・赤新月社の組織においてジェンダー平等と意思決定プロセスへの女性の参加を推進することが、A4サイズにして二ページほどにごくシンプルにまとめられている。

具体的な活動計画や数値目標は定められていなかったことから、IFRCは二〇一三年の理事会（選挙で選ばれた赤十字・赤新月社の代表によるガバナンス機構）で「ジェンダーと多様性に関する戦略的枠組み二〇一三〜二〇二〇（Strategic Framework on Gender and Diversity Issues）」を策定し、具体的な指標を盛り込むとともに、新たに多様性についても付け加えた。なおIFRCは多様性を「多種多様な社会的背景や個人の持つあらゆる属性であり、性自認、出自、国籍又は市民権、年齢、障がい、言語、政治的見解、宗教的信念、性的指向、外見、肌の色、人種的アイデンティティーなどを

含むものである」と定義している。

この戦略的枠組みをさらに進めて、二〇一九年のIFRC総会では「ジェンダーと多様性の方針（Gender and Diversity Policy）」を決議し、IFRC及び各国の赤十字・赤新月社が取り組むべき事柄を大きく三分類した。一つ目は、ジェンダーと多様性を推進するためにIFRC及び赤十字・赤新月社の組織強化を行うこと、二つ目には事業実施にあたりジェンダーと多様性の視点を主流化すること、三つ目にジェンダーと多様性の実現に向けた積極的な広報活動を行うこと、である。本方針で特筆すべきは「幹部職員及びガバナンスのメンバーのうち、いずれか一方の性が三分の二を超えないこと」、言い換えれば「IFRC及び赤十字・赤新月社の意思決定機関のうち少なくとも三分の一は女性をあてる」、という女性リーダー増強に関する具体的指標が掲げられたことだ。

この「ジェンダーと多様性の方針」はその後、「保護、ジェンダー、及び包摂にかかる方針（Protection, Gender and Inclusion Policy）」としてさらにアップデートされ、二〇二二年のIFRC総会で決議された。ジェンダーや多様性に関する方針に変更はないが、名称からも分かるように新たに保護と包摂の視点が付け加えられ、安全、安心な職場環境を作るこ

とや、全ての事業実施において暴力や差別などの被害にあった人を守るためのあらゆる保護手段(safeguarding)をとることなどが追記された。また本方針に沿って詳細な取り組み内容や目標、指標を記載した四〇ページにわたる「保護、ジェンダー及び包摂にかかる活動枠組み二〇二二〜二〇二五(Protection, Gender and Inclusion Operational Framework)」も策定された。

そもそもなぜ赤十字にとって女性の活躍や女性リーダーが必要なのだろうか。

IFRCと各赤十字社・赤新月社の使命は、苦しんでいる人を救い人間の命と健康、尊厳を守ることであり、「人道」や「公平」といった七つの基本原則に沿って世界中で活動している。多様な人々の多様なニーズに応えるためには、組織内でも多様性を確保することが欠かせない。性別の偏りがあつたり、意思決定に多様な意見が反映されなかったり、特定のグループが差別・疎外されるような組織では適切な支援は難しく、赤十字の目指す人道を実現することができない。女性の活躍を推進し女性リーダーを増強することは多様性実現のための第一歩なのである。人口の半分は女性であり(もちろんジェンダーは単に生物学的な男、女にのみ分け

られるものではないが)、災害や紛争でより被害を被るのは脆弱な立場におかれている女性であることを考えれば、支援を行う側のジェンダー平等は不可欠である。

さらには、新方針で記されているように、ジェンダー平等を足がかりとして安全で包摂的な環境を作ることは様々なリスクの軽減や不正の予防、そして事故発生時の適切な対応につながる。均質性の高い権力集団(例えば男性優位のホモソーシャルな組織)により閉鎖的な意思決定が行われることはリスクが高いからだ。多様性の浸透を目指すとはその改善策でもあり、清廉性の高い組織となることで、地域やドナー、パートナーからの信頼も増し、質の高い人道支援の実施が可能になる。

II GLOW Red ネットワークの発足 とIFRCガバナンス選挙におけるクオータ制の導入

女性の活躍推進は、単に女性職員や女性ボランティアの数を増やすだけでは十分ではない。政策や方針を決定できる立場に女性がいなければ組織の事業実施に影響を与えることはできない。ある結果を得るのに最低限必要な数を指す言葉に「クリティカル・マス」(critical mass)があるが、組織

の中でその比率は三割だと考えられており、「黄金の三割」などとも呼ばれる。三割を超えたときその数は無視できないものとなり、その見解が組織に影響を及ぼすようになる。女性が一人いればよいのではなく複数、ひいては全体の三割いると、健全な意見交換が可能となり、硬直した組織の文化が変わると言われる。

この「黄金の三割」をIFRCのガバナンス(会長、副会長、理事、各種委員)が達成したのは実はごく最近のことだ。一九九九年にジェンダーの方針が作られ、ガバナンスにおけるジェンダーバランスに配慮するとされてからも、長い間IFRCのガバナンスは男性が多かった。例えば、二〇一七年のIFRC総会では、四年に一度のガバナンスの改選が行われたが、全赤十字社・赤新月社による選挙により選出された二九人のガバナンスのメンバーのうち、女性はずか五人であつた。この状況に危機感を抱いたのは各国の赤十字・赤新月社の女性リーダーたちであつた。彼女たちは、IFRCのガバナンスにおける男女の数の上の平等を達成するためには、方針や決議で耳当たりの良い言葉を紡ぐだけでは十分ではなく自分たちで行動を起こす必要があると実感した。そこで女性の連帯を強化するネットワークの立ち上げを模索し、スウェーデン赤十字社のマー

ガレッタ・ワールストローム社長(当時)のリードにより、女性リーダーの育成と協力を目指すGLOW Red(The Global Network for Women Leaders in the Red Cross Red Crescent Movement)を結成、二〇一八年四月に正式に発足した。

GLOW Redは次のIFRC選挙(当時は二〇二二年に実施予定だったが世界的な新型コロナウイルスの蔓延により二〇二二年に延期)までに、選挙で選出される顔ぶれを変えることを活動目標の一つに掲げた。その具体的手段として着目したのが理事会のメンバーの一定数を女性に割り当てるクオータ制の導入であつた。それまでも、各国の赤十字・赤新月社の地理的多様性を考慮し、ガバナンス・メンバーのうち副会長は四地域それぞれから一人ずつ計四人、理事は五人ずつ計二〇人が選出されるなど、地理的平等は確保されていたところ、性別の平等も加えることを目指したのである。GLOW Redの強い働きかけや国際赤十字全体での機運の高まりもあり、IFRCは選挙規定を改正し、会長、副会長、各種委員長らを除く各地域から選出される五人の理事のうち、二人は女性、二人は男性、残り一人はいずれかの性別から選ぶ、というルールに変更した。ガバナンス全体を見れば少なくとも約三割は女性を充てることになる。この結果、二〇二二年に行われたIFRCのガバナンス選挙では

が少ないことは非常に憂慮されるべきことだ。このような状況では圧倒的多数を占める男性優位の偏った議論に陥りやすくなる。

日本赤十字社はどうか。職員数では男性が一八、九五八人、女性が四八、四四五人と女性の数が圧倒的に多い(二〇二三年四月現在)。これは職員数の多い看護師の大半が女性であることが大きく関係している。管理職員数を見ると女性の割合は三四・七％(二〇二二年四月現在)と三割を超えているが、看護師や医師など医療職を除いた事務系管理職に占める女性の割合はわずか一四・五％(二〇二二年四月現在、また役員にいたっては二三・五％(二〇二三年七月現在)である。

私事になり恐縮だが、女性であり日本赤十字社の職員である筆者は入社以来、女性だからという理由で差別されたことは一度もない。男性と同じ給与水準、同じ昇進スピード、同じ研修や出張の機会が与えられてきた。育児休業制度や時短制度も整っており、結婚や妊娠・出産により退職を迫られることもない。この職場は「男女平等」であると胸を張って言える。しかし、日本赤十字社の事業の方針を決定する立場にいる幹部職員が男性に偏っているのは、事業内容が知らず知らずのうちに男性優位、男性をデフォルトとしたものになってしまっているのではないか。

なぜ日本赤十字社には女性リーダー、つまり女性の幹部職員が少ないのか。その理由の一つは人事制度であろう。事務系正規雇用職員の採用は、ほぼ全てがジョブ型雇用ではなくメンバーシップ型雇用であり、いわゆる年功序列制、終身雇用制の人事制度となっている(ちなみにIFRCはジョブ型雇用が一般的)。管理職員に登用されるには新卒で入社してから二〇年ほど複数の部署等で経験を積む必要がある。優秀な女性を管理職員として中途採用する制度がまだ整っていないのだ。また過去の人事制度では女性は結婚や出産等により退職することが多かったことも事実だ。男女雇用機会均等法が施行されたのは一九八六年で、年功序列制を考えれば、管理職、特に部長以上の幹部職員に登用されるだけの勤務年数がある女性の絶対数が少ないことは仕方ないことなのかもしれない。

しかし、法律や育児休暇などの制度が整い、「男女平等」になったのだからあとは年数が経てば女性幹部職員は「自然と」増える、という楽観的な考え方には懐疑的だ。「男女平等」が「女性が男性社会に順応する」ことを指す限り、長時間労働や急な出張や休日出勤には、男性優位のジェンダー規範が残る日本社会において育児や介護などのケア・ワークをすることが多い女性にはどうしても難しい。

女性一五人、男性一四人となり、ついにガバナンスにおける男女の数の上での平等を達成したのである。

GLOW Red は当初の大きな目的の一つを果たしたことになるが、その活動は終わったわけではない。IFRC ガバナンスの顔ぶれは確かに変わったが、世界中の赤十字・赤新月をみると、五六％の社はガバナンスのトップである社長と事務方のトップである事務総長のどちらも男性である。まだまだ女性のリーダーが活躍している状況とは言えない。GLOW Redではさらなる女性リーダーのエンパワーメント、また次世代の女性リーダー育成を目指して活動を続けている。

III 赤十字社における女性の活躍 推進の現状

次に日本の状況に目を向けてみたい。

世界経済フォーラムが二〇二三年に発表したジェンダー・ギャップ指数において日本は一四六か国中一二五位であり、二〇二二年の一一六位より大幅に後退し、過去最低となった。教育や健康の分野におけるジェンダーのギャップは少ないものの、政治参画の分野では一三八位と最下位クラスだ。国会議員や閣僚に女性が少ないことが影響しているが、国家の重要政策を決定する政治の場において女性



2017年のIFRC総会で急遽集まった女性リーダーたち

そもそも「自然」と女性幹部職員が増えるまであとどれくらいかかるのだろう。幹部職員に女性が一人居ればいいというものではない。三割必要なのである。仮にあと一〇年で「自然」と増えるとする。それは逆に言えば一〇年間何もしないということであり、一〇年間変わらないということだ。国際赤十字をはじめ世界が人権概念やジェンダー観を更新し続ける中で、変わらないことは後退していることだ。

こう考えてみると、日本赤十字社で女性の幹部職員が少ない一番の問題は、女性の活躍推進についての議論が「男女平等」という観点でのみ捉えており、なぜ女性の活躍が求められるのか、なぜ女性リーダーを増やすことが必要なのかといった議論がすっぱりと抜け落ちているからかもしれない。

幹部職員だけでなく、特定の部署における男女の偏りも問題だ。例えば日本赤十字社で防災活動や災害時の救護活動を担当する部署は圧倒的に男性が多い。筆者が独自に集計したところ、本社及び都道府県支部において防災・災害対応等に恒常的に携わる部門の職員のうち、女性は約三〇％。女性の管理職に至ってはわずか一〇％であり、事務系職員の女性幹部職員の一四・五％と比べてもかなり低い。

業務の性質上、ひとたび災害が発生すれば週末や昼夜の別なく対応をせざるを得ない状況が少なからずあり、男性職員を多く配置したいという事情も理解できる。しかし、すでに述べたように災害は人々に等しく影響を与えない。程度の差はあれ、災害時の困難や被災状況は男女で異なり、女性を含む社会的脆弱性の高い人々が被る人為的被害は大きい。

実際、これらの事実を踏まえ、国際的には二〇〇五年国連防災世界会議の「兵庫行動枠組」で、あらゆる災害リスク管理の政策・計画の決定過程にジェンダー視点の必要性が明記された。内閣府の指針でも、避難者の運営管理について「管理責任者への男女両方の配置」を求めている。災害対策を巡る意思決定において女性を含む多様な視点は欠かせない。災害時に女性視点が生かされるためには、直接的な被害への対応だけでなく、平時における対応や意思決定の場における女性の参画が不可欠だ。ジェンダー視点による災害対応・復興は世界の常識となりつつあるなか、日本赤十字社の災害対応部門が男性に偏り続け、その背後に「これは男性の仕事」といったアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）が隠れているのだとすれば、災害対応関連の業務に関わらず全社的に女性の活躍推進を押し留めてしまう要

素になり得る。

IV 日本赤十字社の女性の活躍推進と多様性に向けた提言

日本赤十字社内でも、女性の活躍が推進されることにより多様な視点が取り入れられ多角的な議論が進めば、業務のパフォーマンスがあがり、ひいては被災者や利用者により効果的で実効性のある支援を提供できる。また、女性が働きやすい組織は多様性が進んだ組織といえ、職場の心理的安全性が高まり、性別や個人の属性に関わらず多くの職員が働きやすい職場環境を整えることができる。心理的安全性とは組織の中で自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言できる状態のことで、心理的安全性が高いチームは生産性も高いことは組織論や経営論でも多数証明されている。

真の女性活躍推進のためには、単純に女性の数を増やしたり勤続年数を伸ばすだけではなく、意思決定に関わることのできる女性幹部職員や役員の数を少なくとも三割に増やす必要がある。これは容易なことではない。「多数派」からの少なからぬ反発や戸惑いもあるだろう。「IFRCの保護、ジェンダー、多様性にかかる方針」では多様性を達成

する過程を「前向きなディスラプション (positive disruption)」と表現する。ディスラプションとは破壊や変革といった意味で、前向きなディスラプションとはつまり、困難もあるが課題に対し新しい視点とアプローチが必要になるため、結果的にイノベーションや創造性、成長をもたらす、ということだ。GLOW Redの発起人であるワールストローム氏も、何度でも諦めずに食いつくという意図で女性は「ディスラプター (Disruptor)」であるべきだと述べている。日本的に訳せば「空気を読まずに行動する」ということかもしれない。ここでは筆者自身が敢えてディスラプターとなつて、日本赤十字社における女性の活躍推進と多様性の促進に向けて五つの提言を行いたい。

(1) 女性の活躍と女性リーダーがなぜ必要なのかを理解する

第一に、女性の活躍を推進することと女性幹部職員を増やす意味、それによってもたらされる効果を再認識すること。「男女平等」の視点から一歩進んで考えることが必要だ。「男女平等」の制度を整えるだけでは女性幹部職員の数は三割に達しないことを認識し、具体的な施策を打ち出す必要がある。女性向けの研修などの実施について否定はしないが、性別に関係なく働きやすいシステムを構築することが

先決だ。

(2) ジェンダーの主流化を進める

第二に、組織のあらゆる政策、事業、システムにジェンダーの視点を取り入れ、ジェンダーの主流化を進めること。ジェンダー主流化は今やグローバル・スタンダードだ。ジェンダーの視点を取り入れることは、女性幹部職員の数を増やすことだけに留まらないし、留めるべきではない。例えば、組織内には所属部署での業務以外にも、さまざまな委員会や作業部会、検討部会などによる部局を超えた横断的な取り組みがある。これらのグループには多角的な視点が反映されるよう、メンバーのジェンダー・バランスを確保することもジェンダー主流化の一つだ。ジェンダー・バランスは他にも討論会やシンポジウムを開催する際にも考慮し、登壇者が男性に偏る場合には人選を再考するなどの対応を取るべきだ。また印刷物や製作物、ホームページ上の表現など、幹部職員らの発言がジェンダーに配慮した表現であるかを常に意識すること、つまりジェンダー・コンシヤスであることもジェンダーの主流化に欠かせない。

とともに、他部署に異動を希望する職員らのモチベーションの向上にもつながるだろう。また要件を明確にする過程でこれまで気が付かなかった業務分担上のアンコンシヤス・バイアスの発見、是正にもなるだろう。

(5) ジェンダーや多様性に関連する推進チームの設置

以上述べてきたように、女性の活躍は様々な分野で推進すべきものであるため、特定の部署のみで対応することはできない。組織横断的な取り組みができる権限を備えたチームが必要だ。このチーム自体が多様であるべきことは言うまでもなく、またチーム外から誰もが自由に意見を寄せられる仕組みが不可欠である。課題は多いが、ゼロから何かを生み出す必要はないし、革新的な取り組みを考案する必要もない。すでに多くの企業や団体が取り組みを始めており、その好事例を真似れば良いだけだ。女性の活躍推進や女性管理職の積極的な登用に際し、他団体と比べ抜きん出る必要も、競争に勝つ必要もない。まずは「自然に任せる」という思考を抜け出し、行動に移すことである。

日本赤十字社は二〇二七年、創立一五〇周年を迎える。すでにその先の二五〇年を見据えて行動しなければならな

(3) 働き方改革の推進

第三に、働き方改革をさらに推進すること。従来の働き方は、旧来の男性ジェンダー規範や男性優位組織の過去の成功体験に基づく男性中心主義的な働き方だ。育児や介護といったケア・ワークが多い女性にとって、今後もうした「男性型働き方」を求められては働き方に制限が出てきてしまうだろう。これは性別にかかわらず、ワークライフバランスが推奨される新しい働き方をしたい人たちにとっても同じだ。長時間労働の是正や柔軟な勤務体系の導入などで働き方の多様化を進め、誰もが働きやすい職場環境を確保することが必要だ。

(4) 人事配置の適正な見直しと人事異動における透明性の確保
第四に、人事配置の際にジェンダー・バランスを配慮すること。さらに言えば、各部署で求められる人材の要件を明確にし、可能な限り人事異動に関する透明性を確保すること。要件は業務内容書のように詳細である必要はなく、求められる専門性や知識、資格、これまで経験しておくことが望ましい業務や部署を挙げるだけでも良い。特に性別による要件が必要なのであれば明らかにしておくべきだ。これらの要件を明確にすることは透明性の確保につながる

い。人道的責務をこの先も果たし続けることができるのか。その鍵となるのは女性の活躍推進と多様性に違いない。

【参考文献】

- IFRC 1999, Gender Policy
- IFRC 2020, Gender and Diversity Policy
- IFRC 2022, Protection, Gender and Inclusion Policy
- IFRC 2022, Protection, Gender and Inclusion Organizational Assessment Toolkit
- IFRC 2022, Protection, Gender and Inclusion Operational Framework 2022-2025
- IFRC 2022, Protection, Gender and Inclusion Operational Framework GLOW Red 2023, GLOW Red Strategy 2023-2027
- 世界経済フォーラム 二〇二二 Global Gender Gap Report 2023
- 奥田 祥子 二〇一八、「女性活躍」に翻弄される人びと
- 浅野富美枝・天童睦子編 二〇二二、災害女性学をつくる
- 水無田気流 二〇二二、多様な社会はなぜ難しいか 日本の「ダイバーシティ進化論」
- 新聞労連ジェンダー表現ガイドブック編集チーム 二〇二二、失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック
- 佐藤千矢子 二〇二二、オッサンの壁
- 谷口真由美 二〇二二、おっさんの掟 「大阪のおばちゃん」が見た日本ラグビー協会「失敗の本質」

【コラム】

負傷兵増加と衛生兵不足が投げかけるもの

長引くウクライナ戦争でロシア、ウクライナ双方の兵士の犠牲が増え続けている。その死傷者は五〇万人に達するとの報告もある¹⁾。こうした中で救護にあたる衛生兵の不足が深刻になり、長期間、戦場に放置される負傷兵の惨状が伝えられる。赤十字創設の契機となったソルフェリーノの戦場の阿鼻叫喚を見るかのようだ。そんな中、ウクライナ軍では不足する衛生兵の訓練を英国で実施しはじめた。日本でも令和六年度から戦傷医療の充実を図る「外傷・熱傷・事態対処医療センター」（仮称）を所沢市の防衛医科大学病院に設置する計画が進んでいる²⁾。

一九世紀中頃、イタリア統一戦争の傷病兵の惨状に触発されて生まれた赤十字は、軍の衛生部隊を補完する篤志救護組織としてスタートした。しかし、第二次世界大戦を最後に赤十字が軍の傷病兵救護に直接携わることとはほぼなくなった。主な理由は、一）軍の衛生組織の発展により赤十字の介入が不要となったこと。二）武力紛争による民間人犠牲者の増加に伴い赤十字も主に民間人の



英国で訓練を受けるウクライナ軍の衛生兵
（読売新聞 2023年9月4日より）

保護救済にシフトしたこと。三）大戦時の教訓から軍と距離を置く赤十字運営が進んだこと、などが挙げられる。こうして戦後のほぼ八〇年間、各国赤十字社は軍の傷病兵救護とは一線を画すようになった。そんな中でウクライナ戦争での負傷兵の増加と衛生兵不足は何を語っているのだろうか。

一つには、「軍による負傷兵救護の自己完結」が揺ら

いでいる現実である。対応策として衛生兵の増員が求められるが、それでもニーズに対応できない場合はどうなるのか。かつて、国民保護法制定の過程で筆者が内閣官房と交わした議論を思い出す。「自衛隊の負傷者救護を医療部隊だけで対応できない場合、日赤に救護支援が求められる場合があるのか」という筆者の質問に「国民保護法は国民の保護が目的。自衛隊員を救護することはない」。さらに「ジュネーブ諸条約には各国赤十字社は軍の衛生部隊の補助機関とされているが、この規定との関連ではどうか」と質すと「それを法で強制することも禁ずることもない。やるかやらないかは赤十字が決めること」と禪問答じみた返答だった。こんな議論から半年ほど経ってからジュネーブのICRCから各国赤十字社宛にこんな質問が届いた。「現在においても、国内で戦時における軍の衛生部隊の補助機関として位置づけられている赤十字社があれば回答を」というものだ。当時の防衛庁の有事法制担当官は言う。「負傷した自衛官への医療は医官の仕事だが、自衛隊だけで対応できない場合、民間の協力を得る可能性はゼロではない」。

赤十字基本原則の中の公平の原則の理念は、人の命や尊厳はその所属や地位に関係なく人として平等であるということだ。唯一差異があるとすれば、それは医療上の緊急度のみに基づく。つまり兵士も民間人も命の重さに優劣はない。極言すれば民間人より兵士の医療ニーズが高ければそちらを助ける場合もあるということか？ ジュネーブ諸条約や国内法が自衛隊員への医療救護を禁じていない中、それを行うか否かは赤十字自身の判断ということになる。赤十字の今日的使命は民間人の救護であることは国民保護法により自明である。しかし、国家が前例のない想定外の事態に直面した時、赤十字に対してどのような期待や要請が寄せられるかは誰にも分らない。ウクライナ戦争の負傷兵の増加と衛生兵不足は、赤十字誕生以前の戦場を彷彿とさせる。

（井上忠男記）

注

- 1 The New York Times, 2023.18 August, at <https://www.nytimes.com/2023/08/18/us/politics/ukraine-russia-war-casualties.html>
- 2 朝日新聞デジタル 2023・7・15 at <https://www.asahi.com/articles/ASR7F51R3R7UJTFK002.html>

編集後記

- 最先端 AI の開発が加速度的に進む中で、AI を活用した偽情報の拡散など AI の脅威が叫ばれている。その影響は多方面にわたるが人道機関にとってもその脅威は計り知れない。人道支援は犠牲者数や犠牲の状況など客観的事実に基づいて実施されるが、その事実自体が改ざんされたり偽情報に基づいていれば本当に支援を必要とする人のもとに支援は届かなくなる。また赤十字の中立性を棄損させる偽情報やフェイク画像が拡散した場合、その真偽を判断することも困難となり、赤十字へのいわれなき批判が蔓延する可能性もある。ウクライナやガザの紛争ではそうした兆候がないわけではない。フェイクの飛び交う中で「本当の真実」を見極める知恵が求められる。(T)
- “No one left behind (誰も取り残さない)” 人道支援においてしばしば使われる言葉だが、今日の紛争においては本来保護されるべき民間人までもが犠牲となり、誰も紛争と無縁でいられない、戦禍もまた No one left behind の様相を呈している。紛争当事者はしばしば国際人道法を引用しつつ自らの攻撃の正当性を主張するが、もはや国際法を条文どおり適用するだけでは十分ではない。条約法条約第 31 条にも「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」とされ、紛争当事者は戦闘行為に直接関与しない民間人の保護という国際人道法の趣旨や目的を誠実に解釈、実行すべきである。しかしながら紛争当事者の一方が条約の当事者でない非国家アクターである場合、この非対称が国際法の適用を難しくするようだ。(K)
- 今回も多くのご寄稿・ご投稿をいただき「人道研究ジャーナル」第 13 号発行の運びとなりました。制作にご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。紛争の長期化・激化、各地を襲う大規模災害によって人道の危機がより深刻化しています。引き続き様々な観点に立つ論考のご投稿をお待ちしています。(事務局)

【論文投稿について】

国内外の人道問題研究者・実践者からのご投稿を歓迎いたします。掲載の可否は当センター編集部にて判断させていただきます。投稿についての詳細は下記まで電子メールでお問い合わせください。

日本赤十字国際人道研究センター「人道研究ジャーナル」投稿論文受付係
メールアドレス：i.h.s@jrc.ac.jp

【バックナンバー】

本誌バックナンバーについては Web サイト (www.jrc.ac.jp/ihs) をご覧ください。

訂正加筆のお知らせ

本誌 Vol.12(2023 年)号の 282—307 頁掲載の「一九四五年八月の ICRC 代表ビルフィンガー博士」(大川四郎著)については、以下の訂正加筆がありましたのでお知らせいたします。
【訂正箇所】284 頁本文下段左 3 行目から 2 行目にかけて「しかし、この視察は許可されなかった」を「このうち、第二民間人抑留所(東京)が五月三日に実施された」に訂正。
【加筆箇所】300 頁「文末注(18)」末尾に次の一節を追加。

Cf., La transcription du câble concernant la visite du camp d'internés civils N° 2 à Tokyo par les délégués Bilfinger et Pestalozzi en date du 3 mai 1945, enregistrée le 29 juin 1945, « B G 107 07-031 », Archives du CICR à Genève.

人道研究ジャーナル Vol. 13

ISSN 2186-9413

2024 年 2 月 20 日初版第一刷発行

◇編集 学校法人日本赤十字学園
日本赤十字国際人道研究センター

◇発行 株式会社 東信堂

日本赤十字国際人道研究センター
〒150-0012 東京都渋谷区広尾 4-1-3
(日本赤十字看護大学内)
Website: <http://www.jrc.ac.jp/ihs>

株式会社 東信堂
〒113-0023 東京都文京区向丘 1-20-6
TEL 03-3818-5521 FAX 03-3818-5514
e-mail tk203444@fsinet.or.jp
Website <http://www.toshindo-pub.com/>

ISBN 978-4-7989-1891-4 C3031